



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	地域社会の構造変化と地域教育計画に関する基礎的研究：北海道常呂町における事例研究
Author(s)	山田，定市；柳田，泰典；木村，純 他
Citation	北海道大学教育学部産業教育計画研究施設研究報告書，23，1-174
Issue Date	1982-03-20
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/88027
Type	departmental bulletin paper
File Information	vol_23.pdf



北海道大学教育学部産業教育計画研究施設
研究報告書 第23号

地 域 社 会 の 構 造 変 化 と
地域教育計画に関する基礎的研究
— 北海道常呂町における事例研究 —

1 9 8 2 ・ 3

北海道大学教育学部産業教育計画研究施設

地域社会の構造変化と 地域教育計画に関する基礎的研究

— 北海道常呂町における事例研究 —

山	田	定	市
柳	田	泰	典
木	村		純
古	村	えり	子
千	葉	悦	子
田	中	秀	樹
高	倉	嗣	昌

北海道大学教育学部産業教育計画研究施設

序

本調査研究はこれまで「農民教育の基礎構造分析」をすすめてきた山田定市研究員を責任者とするグループが、北海道網走地区、常呂町において、農民層のみならず地域全階層に射程をひろげて地域産業・社会調査として1980年以降二年間にわたって継続してきた研究成果である。

現在、「地方の復権」ということがいわれる一方で、第二次臨調による行政改革にみられるように二次にわたるオイルショックをへて、地方自治体の行財政は国家的規模で緊縮され、その基底となる地域産業の資本主義的矛盾の立ちあらわれ方もするどく、地域各階級・階層にこれまでとは異なった解決課題を提起している。そうした中で、近年、「社会教育の再編成」もすすんでいる。

かような現状の中で 今日、なによりも必要とせられていることは、地域産業・社会の住民層の手による「主体的、創造の問題であろう。

これまで、わが国社会教育における学問的論点は、地域における教育行政、住民各層の教育実践の問題に集中していたといつてよいが、かような分析射程では現実の解決課題に十全に応えることはできない。本研究報告書の特徴は、地域産業、経済、社会の基礎構造分析を土台において、地域の農民層、商工業労働者層等、全階層にわたって、労働主体（生産主体）、生活主体、統治主体（変革主体）の「主体形成」過程を、「技能形成過程」、「学習課題」に焦点をしばって、あきらかにしたところにある。

本研究は、昭和55年度、文部省科学研究補助金（総合A、代表者、美土路達雄〈現 名寄女子短大学長〉）を得てすすめられた。

美土路達雄—山田定市グループの方法論にもとづく本現状分析は、日本社会教育学界に大きな貢献を与えるばかりではなしに、地方自治体及び住民各階級、階層の地域産業を土台とした現下の地域社会創造にとって必要な糧となり、また礎石となることを願っている。大方の御批判を仰ぎたい。

1982年3月

北海道大学教育学部附属

産業教育計画研究施設

施設長 布施 鉄 治

ま え が き

わが国における社会教育の現実の動きは、社会教育行政、いわゆる公的社会教育を基軸としてそれをめぐる矛盾・対抗関係として推移してきた。したがって社会教育に関する研究も公的社会教育を中心に行われてきた。いうまでもなく、現実の社会教育行政は、その時期における国の社会教育政策とその強い影響下におかれている地方自治体（都道府県、市町村）の施策、方針のもとに実施される。その近年における特徴は「社会教育の再編成」ともいうべき内容をもっており、一方でとくに70年代に入って顕著となったコミュニティ政策を中心とする地域支配、住民支配の意図を含んでおり、他方では、とくに60年代以降強まってきた住民運動とそれと深いかわりをもつ住民の学習要求を、主として「住民参加」の名のもとに社会教育行政の中に包摂しようとする意図を含んでいる。したがって、このことから明かなように、社会教育行政はそれ自体の内容において、さらにその現実の実施過程において諸矛盾を露呈するのであるが、これらのことについては、以前から多くの論者によって指摘され、そのような矛盾・対抗関係の認識の中から社会教育の民主化の課題、さらにそこにおける社会教育職員の性格や役割についても少なからぬ議論が出されている。

しかし、このような社会教育の状況認識やその実践的な課題についての提起は、おおむね教育行政、教育実践の領域とその相互関連にかかわる範囲にとどまっており、ひろく地域住民の労働、生活や地域社会の構造に深く立ち入って社会教育を解明したものはほとんどなかったといつてよい。社会教育の矛盾・対抗関係といってもそれが自立して成り立っているわけではないので、その分析の範囲を社会教育の直接の領域に限定することは、社会教育自体の構造を十全に明かにしえないことに結びつく。この点を克服して社会教育研究をいささかでも前進させようとするのが本研究の一つのねらいである。とりわけ学校教育とは異り、その学習主体の大半が労働、生活に直接かかわっている場合には、その学習主体の労働、生活を中心とする個別的・社会的状態の認識、分析をぬきにしては、社会教育の構造的把握も困難である。

もちろん、このような分析視角にかかわっては、たとえば、住民諸階層について、労働主体（生産主体）、生活主体、統治主体（さらに変革主体）などの把握を基礎にして、人格形成と学習課題について議論している場合もみうけられるが、それぞれの主体的性格とその相互の関連については十分に明かにされていない。

このような研究状況をふまえるとき、そしてさらに現実の社会教育行政が政策的誘導によって地域教育計画として総合的な地域計画の一環にくり込まれつつある状況をみると、社会教育の実態をその経済的・社会的基盤のうえに立って、住民諸階層の労働と生活を基盤にして明かにすることは研究課題として緊急かつ重要である。

われわれはすでに、このような視点に立って、一方では主として農民教育の基礎構造について理論的実証的研究を進め、さらにもう一つの研究の柱として、社会教育行政について職員論、施設論をふまえて実証的に解明してきた。それらはいずれもその目ざす研究目標からすればようやく緒についたばかりであり、基礎作業の域を出ていないが、さきにその中間総括ともいうべき成果を公刊した（美士路達雄編著『現代農民教育の基礎構造』、1981年、北海道大学図書刊行会）。本報告は、これらを基礎とする研究の第二段階の最初の作業として行われたものの第一次的成果である。われわれのこれまでの研究との関連における本報告の特徴は、これまでは農業・農民を中軸とする社会教育の基礎構造分析であり、学習主体も農民諸階層を重点としていたのに対し、その範囲を、漁家、商工業者、労働者などを含む農村諸階層に広げ、その意味で全階層的な分析を試みると同時に、社会教育にかかわる総合地域調査の一つの典型を目ざしたことである。その直接の契機は、ひとつには、従来の研究からの内在的契機として、地域農業をさ

らに地域産業の一環として位置づけることが必然的に問われてきたからであり、いま一つには社会教育行政の研究の側からも地域住民諸階層の分析が不可欠となってきたからにはかならない。いわばわれわれのこれまでの研究の統一的な発展の途上にこのような地域研究が必然的に位置づいてきたのであり、それは今後のかなり長い行程を経たうえで到達をめざす地域社会教育計画論の予備的・基礎作業としての意味をもっている。

われわれがここで分析対象としてとり上げた常呂町は網走地域のオホーツク海に面する農漁村である。この町は、社会教育活動においてとくに際立った特徴を示しているわけではないが、北海道の社会教育の全体状況の中にあつては比較的先進的な活動内容を含んでおり、ひろく農村社会教育の現状と発展方向を摸索するうえでは分析の対象として適切な条件を備えているといえる。

実際の調査は、1980年から約2年にわたって継続された。その方法は、大別して関係機関調査と住民実態調査とから成る。とくに後者については、延べ約280戸に及ぶ面接実態調査と悉皆アンケート調査を実施した。具体的には、農家、漁家、商工業者、労働者の職業階層を基軸に、成人、青年、婦人をクロスさせて各階層の状態、性格とその相互関連の解明を試みた。このような分析の中から住民諸階層の独自課題や共通課題が、地域問題やそれを基礎とする学習課題として数多く浮き彫りになった。

しかし、この報告は、それらの調査結果についての網羅的な論述にはなっていない。その意味では地域実態調査ではなく、むしろ、地域調査の分析を基礎とする主要な論題についての問題提起を中心としている。もとより、そのような意味においても、たとえば青年や高齢者の問題、地域産業の中にあつては林業の問題が欠落しているなど、決して十全とはいえないが、今後深めるべき共通の論点についてはほぼふれたつもりである。

この報告をまとめる直接の契機は、昭和55年度文部省科学研究費（総合研究A）の交付を受けて美土路達雄前教育学部教授（現名寄女子短期大学々長）を研究代表者として「地域社会の構造変化と地域教育計画に関する基礎的研究」を行なったことに基いている。したがって、この報告はその研究成果の一部である。この報告をまとめるにあたって美土路達雄先生からはたえず温いご指導をいただいた。また、昨年7月に当研究室に赴任した鈴木敏正助教授には、とりまとめの討論に加わっていただき貴重な示唆をいただいた。さらにこの研究の実施にあたっては、地元常呂町の役場、農協、漁協、商工会をはじめ関係機関、ならびに町民の方々に多大なご協力を賜わった。あわせて謝意を表したい。この報告を一里塚として研究の主題を今後さらに発展させたいと思う。最後にこの報告の各章ごとの執筆分担は次のとおりである。第1章 山田定市、第2章 柳田泰典、第3章 木村純、第4章 古村えり子、第5章 千葉悦子、第6章 田中秀樹、第7章 高倉嗣昌。また、この研究の実態調査には、藤田昇治（北海道開拓記念館研究職員）、安田陽子（小樽市在住）、石渡輝道（常呂町教育委員会、北大教育学部研究生）、宮崎隆志（北大教育学部学生）、杉浦正人（同）、大見英明（同）、大熊伸司（同）、遠藤知恵子（同）、和田昇（同）がそれぞれ参加した。

地域社会の構造変化と地域教育計画 に関する基礎的研究

— 北海道常呂町における事例研究 —

目 次

まえがき

第1章 地域産業の生産力構造と住民諸階層	1
第1節 課題の設定	1
第2節 生産力構造の基本視角	2
第3節 常呂町産業の基礎構造	9
第2章 現段階における住民諸階層の状態と技能形成過程	23
はじめに	23
第1節 住民諸階層の状態	23
第2節 住民諸階層の状態と技能形成過程	31
第3節 技能形成過程の特徴と労働力概念	64
第3章 地域農漁業の発展と農漁民の学習課題	67
第1節 課題と視角	67
第2節 農業の構造と農業経営	69
第3節 漁業の構造と漁業経営	80
第4節 農漁民の学習課題	85
第5節 ま と め	89
第4章 農家および漁家における婦人労働の実態と社会的性格	90
第1節 農・漁家婦人をめぐる状況と課題	90
第2節 常呂町農家婦人の労働・生活と学習課題	92
第3節 常呂町漁家婦人における労働内容の変化と学習課題	105
第4節 常呂町における農・漁家婦人の課題まとめにかえて	119

第5章 労働者家庭婦人の賃労働者化の特質と学習課題	121
はじめに	121
第1節 地域労働市場における婦人労働の位置	123
第2節 労働者家族の再生産条件と婦人の賃労働	130
第3節 婦人の主体形成と学習課題	137
まとめ	142
第6章 農村地域小売商業構造の再編と商業者の対応	144
はじめに — 課題の限定 —	144
第1節 北海道における小売業再編と常呂商業	145
第2節 農村地域小売商業の階層構造	150
第3節 農村地域小売商業の存立条件の変化と商業者の対応	156
第7章 社会教育計画論の新構築を目ざして	164
——「農村型」計画とのかかわりからの接近——	
序 節 本論の課題と目的	164
第1節 地域社会教育計画とそのわくぐみ	164
第2節 関係諸計画の実態と地域社会教育計画	165
第3節 地域社会教育計画の実態と地域社会教育計画論の課題	167
第4節 む す び	173

第1章 地域産業の生産力構造と住民諸階層

第1節 課題の設定

住民諸階層の生活諸条件としての地域産業の構造を明らかにするのが小論の中心課題であるが、とくにここでは諸生産部門からなりたつ地域産業の構造についてその基幹となる生産部門を設定し、その生産部門を基軸にしてそれとかかわりをもつ生産諸部門の構造と相互の関連の状態について説明することが必要である。そのような意味において常呂町の場合には、地域産業の中でも農業は歴史的にも現状においても基幹的生产部門として位置する。したがって、農業を基底とする地域産業の発展構造についての分析視角がまずここでは問われているといえる。

小論の課題をこのように設定するにあたっては、次の諸点がその直接的な契機となっている。第1に、現段階における地域問題をめぐる対抗関係が、地域産業、地域住民の労働・生活を基軸にいつそう尖鋭化し、しかも総合的に顕在化していることをあげなければならない。土地利用、土地所有、土地資本投下、作目・生産部門構成、労働力配分、価値分配、生活構造など、そのいずれもが農業内的な要因、構造にとどまらず、ひろく地域産業構造さらに国土利用計画などとひろいかかわりをもっている。たとえば稲作転作は、農耕地利用、農業生産に対する国家の直接的介入の典型ともいえる施策であるが、これも単に農業政策の枠内にとどまらず、日本国独資体制の政治・経済戦略の中に広く位置づけなければその本質や政策意図を十分に理解することはできない。また、あまねく指摘されている農工間の生産力の不均等発展、地域経済の不均等発展などについても、その現段階的特徴は、国独資体制下の地域政策との関連をぬきにしては事態を正しく把握することができない。このことを地域住民の側から主体的にとらえるならば、生産力の不均等発展、生産力の破壊的状况を直視し、社会的生産力の民主的統制を理論的・実践的課題として据えることが求められている、といえよう。

第2に、農業生産力の内部構造に着目するならば、その構造的な矛盾は、生産手段（土地、機械・施設など）と労働力の結合の中にあられ、さらにこのことが生産力の破壊ともいえる状態をつくり出している。農業労働力の再生産は、社会的にはその急激な農外流出によって縮小傾向を余儀なくされ、また、個別的には、つまり個々の農業労働力の再生産過程としてみるならば、農民生活の貧困化（労働災害の発生、労働強化、健康破壊、生活内容の悪化など）となって現象している。このような事態を克服するためには、農業生産力構造についても、とくに生産手段と労働力との結合を単に個別的・直接的にだけとらえるのではなく、これを社会的関係においてとらえなおすことが必須である。

第3に、上述の課題を農業生産力構造の編成の課題として設定するならば、その編成の主体の性格が明らかにされなければならない。いうまでもなく生産力の中で決定的な意義をもつのはその主体的契機としての人間それ自身であって、農業生産力構造の編成の主体も直接的には農民であり、さらに農業生産力の社会的関連を視野に入れるならば、労働者を中軸とする勤労諸階層が農業生産力（を含む社会的生産力）の編成の主体の隊列に加わることになる。われわれは、すでに、生産の社会化、社会的生産力の資本主義的發展にともなう生産力の社会的統制、とくにその民主的統制の意義についてのべた¹⁾。このことは農業生産力構造の編成について説明するにあたって重要な視点であり、農業生産力を地域産業の生産力構造の一環として位置づけるに際して欠かすことのできない内容を含んでいる²⁾。

第4に、上述した課題との関連で農業生産力を地域産業の生産力構造の中に位置づけて考察する

場合には、さらに次の諸点を視野にいれて農業生産力をより広く把握することが求められる。その一つは、農業生産力を連続的にとらえるということ、つまり農業生産を単に一生産期間としてではなく生産＝再生産、として連続的にとらえることが重要である。こうした視点から農業においてもその投下された「資本」について流動資本と固定資本の区別がなされたうえでとくに固定資本の効率的充用が欠かせない視点となるのであるが、この中で「土地資本」の意義が深く吟味されなければならない（地力問題など）。農業生産を再生産過程としてとらえた場合、とくに重要なのは労働力である。つまり労働力の再生産は同時に生命の再生産であり、個人、家族、人間社会（民族）の再生産である。こうした観点から生産を連続的、長期的にみるのが重要である。いま一つには農業生産力を領域的に拡げて位置づけることが重要である。それは、まず、地域における他の産業部門との関連において広くとらえることであると同時に、社会全体の再生産構造の中に農業生産部門を正しく位置づけることを意味している。そして生産力を領域的に拡げるいま一つの課題は、生産力との関連において生活過程をいかに位置づけるか、ということである。両者は経済的には労働力の再生産を媒介として結びつくのであるが、生活過程については経済学的にもこれまで十分に考察されていないので、これは未開拓の新しい課題といってよい。

第5に、以上、農業生産力構造を中心とする分析視角を基礎にして、さらに農業との関連における他の生産諸部門の相互関連を、住民諸階層の生活過程を含めて統一的に把握することが求められる。

- 1) くわしくは、美土路達雄著『現代農民教育の基礎構造』（1981、北海道大学図書刊行会）、山田定市『地域農業と農民教育』（1980、日本経済評論社）を参照されたい。
- 2) 地域産業の基本的性格については前掲、山田『地域農業と農民教育』を参照されたい。

第2節 生産力構造の基本視角

1. 生産力にかかわる二つの論点

いうまでもなく、経済学において、「生産力」はもっとも基本的な概念の一つである。したがってその概念規定についてもほぼ共通した理解があるといえるが、ここで表題のように、生産力概念をより広く理解するための論点を提示しようとする意図は、これまでの「生産力」についてのほぼ共通した理解を基礎としつつ、そのより広い理解を必要とする契機が、現実の再生産構造の側から示されているからにはほかならない。つまり、生産力のより広い理解を欠いては解明できない諸問題が現実の生産力構造の中で発生していることを意味している。

むろん、現実の生産力構造のとらえ方によって論点の据え方も異なることになるが、小論では前節の課題の設定をうけて次の二つの論点を提示したい。その一つは、生産を一生産期間にかぎらず連続性において把握するという視点であり、いま一つには、生産を一つの生産部門を基軸に据えつつもその生産部門にかぎらず関連する多くの生産部門をも含めて相互に内的関連を明かにし総合的に把握しようとするものである。前者がいわば時間的な認識の拡大であるのに対して後者は地域に即した認識の拡大である。そこで前者を論点1とし後者を論点2として以後の議論を運ぶことにする。

論点1にかかわって重視しなければならないのは、マルクスが生産＝再生産として把握していることである。「生産過程は、その社会的形態がどのようなものであるにかかわらず、連続的でなければならない。言い換えれば、周期的に絶えず繰り返す同じ諸段階を通らなければならない。社会は、消費をやめることができないように、生産をやめることもできない。それゆえ、どの社会的生産過程も、それを一つの恒常的な関連のなかで、またその更新の不断の流れのなかで見るな

らば、同時に再生産過程なのである。生産の諸条件は同時に再生産の諸条件である。どんな社会でも、その生産物の一部分を絶えず生産手段にないしは新たな生産の諸要素に再転化させることなしには、絶えず生産することは、すなわち再生産することは、できない」¹⁾（傍点一引用者）。このことの確認は、生産が生産であるかぎり、どの生産様式のもとにあっても、連続的であり周期的でなければならないことを明かにしている。そして、このように社会的再生産が可能となるためには、生産の諸条件（諸契機）が社会的に生産（したがって再生産）されること、つまり、生産諸条件が生産物として生産され、交互に労働過程に入りこみ、社会的な再生産軌道が形成されることが必須である²⁾。

そして、このことは、とりもなおさず小論で設定した論点2に結びつく。「ある一つの使用価値が生産物として労働過程から出てくるとき、それ以前のいくつもの労働過程の生産物である別の使用価値は生産手段としてこの労働過程にはいつて行く。この労働の生産物であるその同じ使用価値が、あの労働の生産手段になる。それだから、生産物は、労働過程の結果であるだけではなく、同時にその条件でもあるのである」³⁾。つまり、小論で設定した論点1と論点2は生産＝再生産の社会的関連を認識するにあたっての主要な二つの視点であって、それらは現実の生産過程において密接にかかわり合っており、総合的・統一的に把握されなければならない。

さらに、生産の諸条件（諸契機）が社会的に生産（再生産）されることがどの生産様式のもとにおいても必須のことであるとするならば、資本主義的生産様式のもとでは、当然、その独自の歴史的 성격が明かにされなければならない。いうまでもなく、商品生産のもとでは、生産はそれ自体使用価値の生産であると同時に価値の生産であり再生産についても同様のことがあてはまる。さらに資本制生産のもとでは、生産物の生産は使用価値の生産であると同時に剰余価値（したがって利潤）の生産であり、同様のことが再生産の条件としてもあてはまる。そして、このような資本制生産のもとでは、「再生産過程としては、ただ商品だけではなく、ただ剰余価値だけではなく、資本関係そのものを、一方には資本家を、他方には賃金労働者を、生産し再生産する」⁴⁾。これらのことをふまえて、以下では、前述の二つの論点について考察しよう。

2. 生活過程分析の基本視角

いうまでもなく労働力の再生産過程は、それじたい労働者の生活過程であり、そのような視点から幅広い認識が可能であるが、ここでは、生産力の主体的契機としての労働力の経済的性格に着目して考察を進めたいと思う。

すでに指摘したように、生産の諸条件（諸契機）は社会的に生産（したがって再生産）されるが、その中でとくにその主体的契機である労働力が他の生産諸条件と区別される性格のちがいは、ひとつには労働力の再生産過程が、他の一般商品のように資本主義的生産様式のもとで、したがって資本の直接的な支配・統御のもとにおかれてはいないということ、いしかえるならば資本主義の再生産構造に直接的に包摂されていないということに示される。したがって、資本制工場生産においては資本がその生産（量）を直接的に統御することができるのに対して、労働力の再生産過程は、資本にとっては直接に統御することはできず、いわば所与の条件である。

労働力の再生産過程のいま一つの特徴は、それが労働者（階級）の生活過程であることとかわって、生命の再生産としての連続的な過程であることに示される。このことは労働者家族を基本単位とする世代の継承を含む連続的過程であることを意味し、そのかぎりでは、資本主義的再生産構造から自立した自然的過程である、ということができる。

このように、一面における自然存在としての人間（およびその集団）の自然的再生産過程が、他面において資本主義のもとで労働力の再生産過程として位置づく中で、両側面の相互規定的な

関係がどのような内実をともなって現実化するか、ということが解明すべき新たな課題となろう。

労働者の生活過程の一つの側面として、その自然的存在としての人間の自然的再生産過程についてみる場合であっても、それがまったく自然的条件のみによって律せられるわけではなく、社会的・経済的条件と深く関連していることはいまでもない。たとえば生活の基本単位である家族の形態も、その属する地域、集団、国家などを基礎とする社会的諸関係の中で形成される家族制度によって基本的に条件づけられる。また、一国の経済の発展段階、そのもとにおける労働者（およびその他の勤労諸階層）の所得水準と家族数（子供の数）したがって家族形態と密接に関連していることも一般に知られた傾向である。また、住居条件などの生活環境が家族形態に与える影響も軽視することができない。

さらに、労働者の生活過程が資本主義の再生産構造によって直接的に条件づけられている点としては、ひとつには、労働力の再生産に必要な生活諸条件（生活手段、生活資料）の量と質がそれにかかわる諸生産部門の生産力水準によって直接的に条件づけられ、さらにふたつには労働力の価値もまた社会的生産力の水準によって規定されていること（相対的剰余価値の生産）に着目しなければならない。つまり、労働者の生活諸条件（それによって規定される生活様式・内容）は社会的生産力の水準によって基本的に規定されている。いま一つ、労働者の生活過程をその労働過程も含めて広義に把握するならば、資本主義のもとでの技術・生産力ならびにそれを基礎とする搾取の諸形態・方法のもとで労働条件が規定され、さらにそのような労働条件における労働の内実が労働者の生活内容と密接にかかわることになる。

すでに別の機会に、労働者の貧困化の内実を「可能的な一般的な生活諸条件の水準と現実の生活諸条件の水準との格差拡大」として把握したが⁵⁾、このことは、資本主義の再生産構造との関連における労働者の生活過程＝労働力の再生産過程についての基本的な分析枠をなすものである。いいかえるならば、このような分析視角は、資本蓄積の対極において必然的に進行する労働者の貧困化を資本主義の再生産構造とりわけその社会的生産力との直接的な関連（社会的生産力を労働者の生活条件として位置づける）において把握することを意味する。

他方、資本の側からみるならば、労働生産力（＝資本の生産力）を可能なかぎり高めること、そのことを基礎にして剰余価値を最大限に拡大すること（したがって搾取率を最大限に高めること）が集中的に追求される。いいかえるならば、資本蓄積を最大限とするための条件として、労働力の再生産過程が編成される。さきに指摘した労働者の貧困化は、まさにこのような資本蓄積の結果にほかならない。

事態をこのように把握するならば、労働者の生活過程の分析は、労働者の貧困化の内実＝可能的な一般的な生活諸条件の水準と現実の生活諸条件の水準との格差拡大、ということをもつて個々の労働者の現実の生活諸条件ならびに労働者階級全体としての生活諸条件についてその内実を明かにすることにほかならない。いいかえれば、労働者の生活過程の分析は、労働者の貧困化とその諸要因の解明を主要課題としつつ、さらに労働者階級がその克服の道すじと条件を探索することを目的とする、ということが出来る。この場合、すでにのべた論旨からも明かなように、労働者の貧困化が直接的ならびに間接的に社会的生産力にかかわる、ということに着目するならば、生活過程の分析も労働者の労働と生活を基礎とすることに加えて、生産力構造、生産過程の構造をもその視野に入れることが必要である。そして、労働者の生活過程と社会的生産力とのかかわりにおいて、理論的・実践的に浮きぼりになる新たな課題は、労働者階級が社会的生産力の担い手として、またみずからの生活諸条件の改良、変革のために社会的生産力の統御をいかに位置づけるか、ということである。

このように、労働者の生活過程についての分析視角を設定することは、これを生命・種族の再

生産として連続的に認識するという点ではさきに指摘した論点1にかかわり、社会的生産力を労働者の生活過程とのかかわりで認識するという点では論点2にかかわっている。そして、労働者の生活過程についてこのような視点に立って分析を進めるということは、労働者の生活過程が労働力の再生産過程としてしか位置づけられないという、労働者の生活過程の資本主義的性格を浮き彫りにすると同時に、労働力の再生産過程ということにとどまらないところのその本源的な性格を解明することの必要性が明らかとなる。そして、労働者の生活過程の解明を基礎としてさらに農民の生活過程について考察することによって、単に労働者の生活過程分析を農民への適用・対比として関連づけるだけでなく、農民の生活過程の解明を通して労働者の生活過程に共通する諸側面を明かにすることができる。

第1に、農民の生活過程＝労働力の再生産過程は、資本の生産過程に拘束されている労働者の状態（資本の下で労働している労働者）とは異って、資本によって実質的にも形式的にも包摂されていないわけであるが、このことは、生活過程の側から生産（労働）過程に向けて、労働の資本への従属、労働の資本主義的疎外、歪曲の実態と本質を明かにし照射することを可能とする。とくにその中で、より人間らしい労働とは何か、またその実現を阻害している条件は何かが明かにされなければならない。

この点を第2点として指摘しなければならない。たとえば家事労働の性格や位置づけについて考えるならば、それは資本に従属した資本主義的労働との関連において、労働の本質、その基本的性格について新たな課題を提起する。がんらい人間にとって労働はもっとも人間的な行為である。しかし、このことは、労働が資本への従属のもとでもっぱら価値（したがって剰余価値）を生産する労働としてしか位置づかない状態のもとでは、背後に隠蔽され歪曲される。このような中において家事労働は、がんらい社会化されない個別的・私的労働としての性格が強いが、それはもともと家族が幸福で豊かな生活を実現するうえで欠かせない労働であり、その意味でもっとも人間的な活動の一つである。

このような家事労働については、資本主義のもとでは、一面において社会的生産力の発展を基礎にしてその社会化が進行する。このような家事労働の社会化は、さまざまな形態と過程を通して進行する。個別的家事労働の社会的労働化（たとえば家政婦労働、育児労働の社会化としての共同保育所における保育労働）、個別的家事労働の商品への置きかえ（たとえば家庭調理にかかわる加工・インスタント食品）、個別的家事労働から共同労働への変化（たとえば共同炊事、交代制による共同保育、家庭文庫など）、などさまざまであるが、大筋においては、個別的家事労働からその共同労働への転化、さらに専門労働の自立化の方向と、家事労働の商品化の方向とが併行して進行する、ということが出来る。そして、このような生活の社会化の過程で、一面では共同生活手段の拡充を基礎にして労働者・農民の生活諸条件の改善（社会的水準の向上と公正・平等化）が実現できると同時に、他面では、その資本主義的歪曲が、資本主義的企業的生活関連部門への進出とそれともなう流通過程を媒介とする間接的搾取の強化、食品公害をはじめとする生活（消費）構造の歪曲、などとなって進行する。このことは生活の社会化にともなう貧困化の内実の具体的形態の一つである。

家事労働の性格変化のもう一つの側面は、まさに上述した家事労働の社会化を基礎にして進行する。生活の社会化、とくに家事労働の社会化は、家事労働の能率を高め、そのことを通して家庭主婦の家事労働の負担を軽減すると同時に、そのことを基礎として家事労働の多様な個性的な展開を可能とする条件が与えられる。このことは、社会的生産力が低くしたがって生活の社会化が進んでいない段階では、家事労働の能率が低いことと、労働生産力の社会的水準の低さのゆえに自由時間が相対的に低いことによって家事労働が過度の負担となりその可能性すら制限され

るのであるが、生活の社会化が一定程度進行するなかではじめてその実現の可能性が与えられる。家事労働の内容についてここでたちいった考察はしないが、たとえば食生活が文化の伝承や生活の充実にとって不可欠の意味を有し、育児労働が親子のふれ合いにとってある程度欠かせない意味をもっていること、などは、人間的営みとしての家事労働の意義、さらに家事労働を基礎とする労働全体の見直しに結びつくものである。ひいては、このことは、家事労働のあり方を契機に生産（労働）過程における労働者、農民の労働主体としてのあり方、とくに人間的労働の回復ということに結びつく現段階的課題であるということができる。

第3に、上記のように労働者の生活過程の側から資本制的商品生産へ照射し課題を提示すると同時に、あらためて主として生産過程における労働の社会化を基軸とする生産過程と生活過程の統一の課題＝労働者の主体形成の課題に接近しなければならない。この場合、生産過程と生活過程の統一的把握ということは、一面では資本の側から、労働者に対する支配と隷属の強制を、生産過程では飽き足らずに労働者の生活過程にまで及ぼそうとする意図でも進行している（たとえば生活関連産業の進出、労務管理の一環・拡大としての生活管理など）。したがって生産過程と労働過程を労働者が主体的に統一するということは、このような生活の社会化をめぐる資本の攻勢に対抗して、労働者の立場に立った生活の社会化の内実を創造することを意味する。目下のところ生活の社会化は、主として生活手段、生活資料をめぐるいわば物的条件を中心に進行しているが、それは労働の社会化と併行することによって労働者の主体的な実践課題としても鮮明となる。労働の社会化は、基本的には生産過程における共同労働の進展を基礎にして進むのであるが、このように労働の社会化が生産過程（流通過程も含む）から労働者の生活過程に及ぶという状況のもとでは、労働者がみずからの労働と生活を統一的に把握し、さらに生産過程と生活過程とを統一するという展望に立って、しかも生活過程に基礎をおいた社会的生産力の民主的統制が現実的課題となる。

そして、現実の事態がこのように進展する中であっては、ひとつには、これまで労働者を中心にのべてきた諸課題が、ひとり労働者階級のみならず、農漁民、商工自営業者などひろく住民諸階層に共通した課題であることを鮮明にする。さらにいま一つには、住民諸階層の労働と生活の現実の統一の場としての地域の意義が明かとなる。地域産業の再生産構造はこのことにかかわる直接的な分析課題である。この点については次の節で考察する。

以上、労働者の生活過程を中心と、さきに指摘した論点1および論点2にかかわる分析視角についてのべてきた。

もちろんこのような視角は、資本主義の成立とともに課題たりうことであり、事実、総資本の側からは、ほぼこのことに相当する具体的関心事として労働力の社会的保全ということが注目され、相対的過剰人口がその経済的基礎をなした。つまり、総資本にとって、資本制的に生産できない労働力について、しかもこれを必要な時に必要な量を確保するための媒介体として、資本主義の必然的所産である相対的過剰人口（産業予備軍）が最大限に活用されてきたのであった。しかし、相対的過剰人口は本来的に労働力の保全（とくにその正常な保全）とは相反する存在であり、むしろ相対的過剰人口の増大によって資本主義のもとでの労働力の保全はますます困難となり内的矛盾を深めることになる。総資本による社会政策の展開は、このような矛盾の深化に対する糊塗的な手段にすぎない。

このように資本による労働力の保全がますます困難となる中で、労働の社会化、さらにそれを基礎とする生活の社会化は、労働者階級がみずからの生活過程を社会的過程として認識し、その改良、変革に主体的にかかわる可能性を増大する。労働者の生活過程の現段階的特徴はまさにこの点に集約され、それに対応した分析視角の設定が上述のような内容のものとして求められてい

るのである。

論点をこのように整理するならば、さきにわれわれが住民の主体形成にかかわる分析枠の一環として労働主体についてのべたが⁵⁾、さらにこのことについては以下の2点をふまえた再検討が必要となってくる。その第1は、労働主体としての性格を、単に直接的・個別的生産過程にとどめることなく、流過程、生活過程をふくめてしかもその社会的関連をも視野に入れて考察しなければならない。第2に、そのような統一的視点に立つてあらためて狭義（生産と区別される）の生活過程に即した生活主体としての性格が明かにされなければならない。

3. 地域産業の生産力構造の分析視角 — 土地を中心に —

すでにわれわれは別の機会（山田定市「地域農業と農民教育」）において、農業生産力の地域的・集团的形成についてのべた。その中で、生産・労働の社会化を基礎とする社会的生産力の形成・発展の現実的形態の主要な内実が地域的・集团的生産力として示されることを明かにした。そこで、このことをふまえてさらにさきに指摘した論点1および論点2にかかわって地域産業の生産力構造について考察を進める⁶⁾。

すでに指摘したように、地域産業の中でとくに農業においては、土地が主要な生産手段として位置づいており、このことが地域産業としての農業の技術的特徴を形成している。しかし農業生産力に関しては、古くから労働生産力とともに土地生産性が注目されてきた。とくに農民的土地所有に立脚する農民経営においては、労働生産力と土地生産性の併進がその生産力の正常な発展の指標として重要視され、逆に両者の間に跛行的な発展がみられる場合には、そのことが生産力構造の歪曲を示すものと認識されてきた。いわゆる地力問題がとくに農民経営において重要視されてきたのもこのことと深いかわりをもっている。

このような農民経営との対比において資本制農業を措定した場合には、その経営の中ではもっぱら労働生産力に焦点がしぼられ土地生産性についてはほとんど考慮されない。それは、近代的な自由な土地所有のもとでは、土地生産性は、それが労働生産力とかわるかわりに関心事たりうるが、それじたいが独自に生産力の指標として位置づきたい性格をもっているからである。いいかえれば、資本制農業は、本性的に地力掠奪的であるが、しかもこのことは個別経営の発展にとって短期的には直接の阻害条件とはならないのである。地力掠奪による「土地生産性」の低下は、生産手段としての土地を新たに求めることによって一時的に回避しうるからである。しかし、このような個別のでしかも一時的な矛盾の回避があっても、社会的にはむしろ矛盾として累積され、それがやがては個別の経営にも波及する。「資本主義的農業のどんな進歩も、ただ労働者から略奪するための技術の進歩であるばかりでなく、同時に土地から略奪するための技術の進歩であり、一定期間の土地の豊度を高めるためのどんな進歩も、同時にこの豊度の不断の源泉を破壊するための技術の進歩である」⁷⁾。このことはいわば「生産力の破壊」⁸⁾ともいふべき事象であるが、さしあたりこのことがとくに農業において顕著にあらわれるのは、農業が土地を主要な生産手段とする生産部門であるからであり、しかもその土地の技術的・経済的性格にもとづいている。そのような土地の技術的・経済的性格を要約するならば、第1に土地は人間労働とともに富の源泉であると同時に、人間労働に対しては、人間と自然との一過程としての労働の存立の自然的基礎である。いいかえれば土地は本源的に自然そのものである。その意味で、土地は、単に農業にとつての主要な生産手段であるばかりでなく、社会的生産がなりたつための自然的基礎である。そして、第2にその経済的性格に着目するならば、土地は有限であると同時にそれを生産することはできない。社会的生産にとって土地は所与のものであり、わずかに部分的な改良（自然改良としての土地改良）が可能であるにすぎない。

土地のこのような属性をふまえるならば、地力掠奪的な資本制農業や資源掠奪的な資本制工業

は、人間と自然の循環を破壊し、社会的生産力そのものを破壊に導く行為にほかならないとみることができる。このこととの関連で、さきに指摘した論点 1、すなわち社会的生産の連続性とかかわらせるならば、土地（自然）の生産力を破壊に導くことなしに社会的生産力の持続的な発展をいかに実現するか、ということが現実の課題となる。このことは、土地を主要な生産手段とする生産部門である農業においてはとくにきわだった課題であるが、それはひとり農業にとどまるものではなく、むしろ農業との関連における他の産業（生産部門）との間において土地利用をめぐる調整が現実には要請される。このことが社会的生産力を地域的な生産力として把握することの現実的な意義であるが、しかもこのことが現段階においてとくに顕在化してきているのは、工業を中心とする生産力の発展が土地の工業的（ないし非農業的）利用を著しく拡大しその過程で農業的土地利用と競合し、むしろ工業的土地利用が農業的土地利用を圧迫し、農業的土地利用の展開を阻害する事態すら発生しているからである。それは、単に地積としての土地利用だけではなく、水資源さらには大気などの利用をめぐる調整をも必要としている。

そして事態をこのようにとらえるならば、土地をめぐるさらに次の二つの視点を据える必要がある。そのひとつは、土地を単に生産要素（条件）としてではなく生産の諸結果によってひきおこされる事態についても分析の範囲に含めなければならない。公害・環境問題といわれる事象がこのことと深くかかわる。もっとも公害のすべてが土地とのかかわりを持つわけではないが、大気、水、土壌の汚染、工場からの有害物質の流出、沈澱、などは土地ならびにその属性を悪化させ変化させる。また環境問題はそのほとんどが土地ならびにその属性と深いかわりをもっているといってもさしつかえない。公害・環境問題に示されるこの種の事象は、生産力の発展に対して阻害要因として作用するのであるが、それは単に生産過程への影響にとどまらない。いうまでもなく公害・環境問題は、住民の生活に直接・間接に影響を与える。したがって、このような事態を媒介として土地と住民諸階層との関連が解明すべき課題として明かとなる。この点を二つめの視角として指摘しておきたい。

従来、土地は生産の場として、主として生産手段として把握されてきたのであるが、いうまでもなく土地と人間とのかかわりは生産活動の領域にとどまるものではない。生産ないし労働における土地と人間とのかかわりとともに生活過程における土地の意義と役割もきわめて大きい。この点が第 2 の視点である。それは直接には生活の営まれる場（居住地域、居住空間）としての意義にとどまらず生活の環境醸成の基礎的条件である。いいかえるならば土地はそれ自体生活手段であり生活諸条件である。このような視点に立つならば、土地利用は単に生産諸部門間における調整にとどまらず、その生産過程における土地利用と生活過程における利用とが相互に調整されなければならない。それと同時に、地域産業の構造自体が住民諸階層の生活過程とのかかわりにおいて条件づけられ方向づけられなければならない。いいかえるならば、地域産業の発展にあたっては、単にそこに立地する企業の生産性、収益性などいわば企業（資本）の論理（都合）で律するのではなく、その地域産業が住民諸階層にとってその労働と生活においていかなる意義を有するかが明かにされ重視されなければならない。

- 1) マルクス『資本論』591 ページ、大月版② 737 ページ。
- 2) 仲村政文『分業と生産力の理論』青木書店、1979年、137 ページ。
- 3) マルクス『資本論』196 ページ、大月版① 238 ページ。
- 4) 同 上 604 ページ、大月版② 753 ページ。
- 5) 山田定市『地域農業と農民教育』79 ページ。
- 6) われわれは、ここで地域産業の生産力構造の分析視角について論点整理しているわけであるが、このようなわれわれの課題意識についてほぼ共通し、多くの点で教示を受けた労作として安達恒生編著『農林業生産

力論』（1979年、御茶の水書房）をあげることができる。この著作は、その表題が示すように、地域の生産力をより広く把握し、当面、その分析対象地域の構造にそくして、農業と林業との構造的関連と地域における生産力の担い手について分析視角を提示し、実証的研究を進めている。この点についての直接的な課題提起は岩谷三四郎氏が担当している。岩谷氏は鈴木敏正氏の農業生産力構造に関する方法論的提起を基礎にして「地域農業生産力構造論」として展開している。それは、「『地域生産力』および『農林業生産力』という二つの概念の提起だけでなく、双方の概念が有機的に結節した内容としての生産力構造論」（同書90ページ）としての内容のものである。この中でとくに岩谷氏は農業と他の生産部門との地域的・社会的関連を「市場＝技術構造」を軸にして体系的に追求している。この点は、われわれの問題意識とほぼ共通するものである。また、「農林業生産の有機的生産としての本質にてらして、生命系維持の自然循環系を保持してゆく体系」（同書119ページ）としての把握も重要である。しかし、それゆえに、当面、地域生産力を農林業生産力に重点をしばっていること（農業と林業との生産力の構造的連関を説明しているだけでもきわめて積極的意義を有しているが）、「人間にとって生産力とは何か」（同書120ページ）の究明に及んでいないことなど、今後の課題としてのこされている。われわれはこの点をふまえてとくに、労働者（農民）の生活過程を重視し、それを基礎とする地域産業の生産力構造の分析を重視してゆきたい。

7) マルクス『資本論』、第3巻、大月書店版、第3巻657ページ。

8) 吉田文和著『環境と技術の経済学』、1980年、大月書店。

第3節 常呂町産業の基礎構造

1. 地域産業の発展過程

常呂町はオホーツク海に面し、古くから網走市とともに漁業の中心地として開拓され、のちに農業、林業を基盤として地域の産業が発展し、逐次人口も増加する。やがて網走地域の開発がしだいに内陸部に進み北見市が発展する過程で常呂町の経済構造もしだいに変わってきたが、地域産業の基幹的部門が農業および漁業であることは変わっていない。いま、近年における地域産業の発展を図式化すると次のようになる。農業生産力のほぼ一貫した発展（とくに農業機械化を基軸とする）と、近年における地域経済発展の起動力としての漁業（とくにホタテ養殖漁業を中心とする沿岸漁業）の急速な発展、さらにそれらを基盤とする水産加工業、第3次産業の発展、などが特徴的であり、これら生産諸部門の相互関連を地域産業として総体的に把握することが重要である。以下ではこのような相互関連の視点を重視しつつまず個々の産業（生産）部門の基本動向とその構造的な特徴についてのべ、ついでその地域産業の全体構造について述べる。

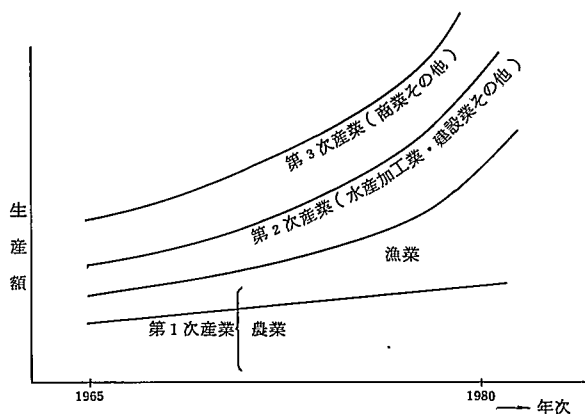


図1-1 常呂町産業発展の概括図

(1) 農業生産力の発展と地域農業の再編過程 — 農業機械化を基軸とする —

網走地域は十勝地域とともに北海道における畑作農業の中心的地域である。近年の北海道における畑作生産力は、機械化を基軸にして展開した。トラクター化を中心とする機械化は、労働生産性を急速に増大させると同時に土地生産性（反収）をも上昇させた。表1-1はその一

端を示すものであって、両者はほぼ併進してきたのであるが、それは、機械化が単に労働能率の上昇にとどまらず、機械化と併行する土地改良、深耕、肥培管理の改善、などによって土地生産性（反収）の増大の条件ともなったからである。

表 1－1 主要作物の生産性指標（北海道）

			米	小 麦	原 料 用 ばれいしょ	大 豆	小 豆	てんさい
投下労働時間（時間）	一〇a 当り	1960（昭35）	142.6	45.4	51.5	36.3	40.7	80.6
		65（ 40）	116.3	36.2	35.9	30.2	30.4	61.8
		70（ 45）	90.9	26.8	24.6	29.6	21.5	50.0
		75（ 50）	56.5	4.8	18.3	18.3	20.6	36.5
		78（ 53）	45.6	4.2	15.4	14.9	18.2	25.7
	一〇〇kg 当り	1960（昭35）	35.7	21.9	2.6	22.8	25.0	3.6
		65（ 40）	34.8	21.7	1.5	23.2	25.3	2.0
		70（ 45）	20.5	26.0	0.8	29.6	13.9	1.2
		75（ 50）	12.7	2.0	0.6	9.4	15.4	1.0
		78（ 53）	8.5	1.3	0.5	5.4	8.4	0.5
一〇a 当り 収量 （kg）	1960（昭35）	400	207	2,015	159	163	2,269	
	65（ 40）	334	167	2,380	130	120	3,040	
	70（ 45）	443	103	3,100	162	155	4,310	
	75（ 50）	446	239	2,930	195	134	3,660	
	78（ 53）	536	332	3,380	277	216	4,990	

注) 農林水産省「北海道農林水産統計年報」, 「作物統計」による。

他方、畑作物の価格は依然として変動が大きく、したがってこのことを反映して作物の収益性（たとえば農業所得）も不安定である。このような条件のもとで、網走地域における主要作物の生産動向をみると表 1－3 および表 1－4 のとおりである。まず表 1－3 によって主要畑作物の作付構成についてみると、小麦、飼料作物の増大、豆類の減少が著るしく、さらにこれを地帯別にみると、周辺地域では豆類の減少と飼料作物の増大（酪農の増大）が著るしいのに対し、中核地域では、小麦、野菜などの増大を含めて、特定作物への単作化の傾向が鈍化し、作目構成の多様化、集約化の傾向がみられる。

また、表 1－4 によって主要作物の反収の推移を見ると、ばれいしょ、てんさいの一貫した上昇傾向、さらに小麦の反収の最近における急速な上昇、あずきのやや停滞的な傾向、などが特徴として指摘できる。さらにこれを地帯別にみると、それぞれの作物の反収は概して周辺地帯よりは中核地域の方が反収が高くなっている。

このような動向の中にあつて、常呂町の農業は常呂川流域に立地し発展してきた。近隣地域の中では比較的自然的条件に恵まれており、網走地域の中では中核的農業地域に位置する。表 1－3 によって作物作付構成の推移を見ると、1966年の時点では、てんさいが30.9%で全体の約3分の1を占め次いで豆類21.0%、ばれいしょ18.0%とこれらがいわば基幹作物として鼎立している状態であった。その後作付構成は、豆類の激減、てんさいの減少、およびそれと対照的な小麦の最近における著るしい上昇によって大きく変化し、1979年の時点では小麦が22.7%で最も比率が高く、ばれいしょ20.7%、てんさい18.1%とこの3者が基幹的作物となっ

表 1－2 主要作物の収益性（北海道）

（金額単位：円）

		1965	70	75	76	77	78
小 麦	農家受取価格（A）	2,713	3,431	8,129	8,874	9,495	9,692
	第2次生産費（B）	2,095	3,730	5,636	4,825	6,098	6,002
	A/B × 100	129	92	144	184	156	162
	10a 当り家族労働報酬	5,307	2,789	419	8,873	12,520	26,649
	10a 当り農業所得	6,126	5,049	5,637	14,684	19,802	35,079
原 ば れ い し 用 よ	農家受取価格（A）	6,400	7,700	13,110	14,140	15,070	15,360
	第2次生産費（B）	5,320	5,960	15,190	13,430	14,900	16,640
	A/B × 100	120	129	87	105	101	92
	10a 当り家族労働報酬	5,941	9,423	7,320	23,618	20,615	8,150
	10a 当り農業所得	6,724	12,371	13,544	30,926	29,750	18,686
て ん さ い	農家受取価格（A）	7,200	7,835	16,000	17,000	18,120	18,470
	第2次生産費（B）	5,138	6,206	15,388	13,692	15,447	15,477
	A/B × 100	140	126	104	124	117	119
	10a 当り家族労働報酬	11,337	13,962	△ 1,131	14,370	20,238	28,308
	10a 当り農業所得	12,744	17,435	5,303	22,025	29,009	39,025
あ ず き	農家受取価格（A）	11,760	10,614	15,962	32,672	21,818	20,575
	第2次生産費（B）	4,965	4,901	16,780	20,742	12,880	11,544
	A/B × 100	237	217	95	158	169	178
	10a 当り家族労働報酬	12,876	20,167	20,578	28,672	39,924	51,647
	10a 当り農業所得	13,510	23,005	27,086	36,633	48,987	61,866
い ん げ ん ま め	農家受取価格（A）	5,566	5,325	24,365	24,304	12,162	13,542
	第2次生産費（B）	3,013	4,320	17,498	13,029	14,811	10,967
	A/B × 100	185	123	139	187	82	123
	10a 当り家族労働報酬	6,856	7,317	16,629	25,544	4,879	16,377
	10a 当り農業所得	8,122	10,182	21,578	32,277	12,708	23,548

注）資料：農林水産省「農産物生産費調査」。

ている。このほかに飼料作物、野菜などがあるがとくに野菜（とくにたまねぎ）の場合には作付の変動がはげしい。また表 1－4 によって、主要作物の反収についてみると、常呂町の場合には、網走地域の中では比較的に高く安定している。

このような動向をふまえて常呂町農業についてみた場合、現在、大きな転換期にさしかかっているといえる。その基礎には、最近における農業技術・生産力の発展があり、一面においてこのことは地域農業の多面的発展の可能性を条件づけていると同時に、他面では、農業構造改善事業を基軸とする農業「近代化」政策＝地域農業の再編成政策のもとで、農民層分解がますます激しく進行しつつある。さらにこのような動向の中で農業生産力が部分的ながら個別経営の枠をこえて集团的に形成・発展している点が注目される。具体的には、大型機械・施設の共同利用組合を中心とする生産組合の組織化が進んでおり、それらがさらに農協組織と結合している。いかにいっても、常呂町の農業構造はその生産力の発展の中で、個別農民経営、生産組織、農協（自治体）の三重構造を基底として構成されており、それらをめぐって、地域農業を再編

表1-3 網走地域の主要畑作物作付構成の推移

(単位: %)

地域区分	市町村	小 麦				ばれいしょ				ま め 類				て ん さい				野 菜				飼 料 作 物			
		1966	70	75	79	1966	70	75	79	1966	70	75	79	1966	70	75	79	1966	70	75	79	1966	70	75	79
北見東部	北端	4.6	4.2	3.7	13.9	6.2	6.6	7.3	4.7	32.3	22.4	23.3	9.2	11.4	9.0	7.1	8.5	8.4	13.1	21.2	17.8	9.1	14.8	17.1	26.2
	見野	6.3	6.6	14.4	23.2	9.6	11.7	10.4	9.5	28.7	20.7	16.8	4.7	13.2	12.1	9.3	13.8	4.7	7.2	11.5	8.1	10.8	11.5	9.8	10.7
	女満別	6.4	5.8	10.4	19.6	6.3	6.5	9.8	10.7	41.8	35.1	28.9	11.3	7.8	7.9	13.1	18.8	6.9	5.2	3.8	1.7	8.5	18.3	16.2	19.4
	美幌	4.5	5.4	6.0	14.6	9.6	8.9	18.6	19.3	37.9	35.1	25.4	12.7	19.4	16.4	18.1	22.3	8.8	7.7	6.6	5.4	7.3	17.8	19.0	19.6
	津別	4.6	5.3	9.9	20.2	3.0	4.1	5.3	7.5	50.6	38.3	22.4	7.7	16.1	12.6	9.4	15.0	6.6	10.1	7.7	6.5	8.4	20.1	32.3	34.7
	常呂	1.1	1.5	6.2	22.7	18.1	25.6	26.5	20.7	21.0	24.0	22.0	8.1	30.9	17.2	13.2	18.1	3.5	8.3	12.2	4.1	14.0	13.8	14.3	14.5
	網走	4.1	2.0	2.6	8.3	18.3	22.2	27.8	23.8	25.5	22.9	14.3	6.6	15.9	14.0	17.2	21.8	4.4	4.9	2.7	1.2	20.9	22.6	24.2	22.1
	訓子府	5.9	4.3	5.2	12.1	11.3	9.0	13.1	11.0	23.5	13.3	9.3	4.0	9.1	8.7	6.2	9.1	6.8	10.3	12.7	12.9	25.2	40.4	45.2	40.4
	留辺蘂	7.2	6.2	1.8	13.9	10.2	9.5	7.8	3.8	30.3	21.5	21.1	14.8	14.2	15.3	10.7	12.0	3.7	9.1	16.8	15.7	10.1	17.8	35.9	36.9
	東藻琴	2.1	0.7	1.6	5.6	10.2	10.5	16.5	15.4	28.6	24.4	15.6	5.1	16.5	19.0	17.1	22.9	4.3	5.2	3.0	1.2	20.7	30.7	45.3	47.7
北見西部	置戸	3.9	2.6	1.1	5.4	9.3	5.6	6.0	5.1	23.4	13.7	7.6	4.3	10.1	10.3	6.2	7.4	4.0	6.9	8.9	6.5	36.7	56.1	67.4	70.8
	佐呂間	3.7	1.7	2.0	7.0	7.2	4.8	2.1	0.8	15.5	10.6	3.7	2.6	12.7	10.5	9.1	8.6	4.1	6.3	4.0	2.4	33.3	50.5	70.0	70.4
	生田原	5.6	2.5	1.7	4.8	7.7	5.7	5.6	3.3	12.9	7.0	2.8	0.9	13.0	10.4	8.2	8.1	3.4	3.5	5.4	4.8	32.8	56.8	70.2	74.8
	湧別	1.7	0.8	0.8	1.8	10.8	5.5	1.1	0.1	11.1	5.4	1.5	1.4	9.0	8.7	7.7	6.6	4.5	6.0	4.7	3.6	48.0	62.9	82.0	84.8
	遠軽	3.3	0.9	0.2	1.2	5.9	2.4	1.0	1.1	13.7	3.9	2.6	2.0	7.0	7.5	4.3	6.6	5.7	8.0	11.3	6.9	41.0	63.0	75.4	77.7
	上湧別	2.4	0.3	0.1	2.4	11.3	6.8	5.3	5.0	10.9	6.2	3.1	0.8	9.5	9.4	7.4	9.6	7.9	14.1	15.0	13.3	33.1	47.0	59.9	63.9
	丸瀬布	4.7	0.9	0.1	0.1	7.9	5.1	1.0	1.0	19.2	8.4	0.7	0.4	8.9	4.3	2.6	3.4	7.1	7.4	4.0	2.7	34.7	64.6	59.0	90.0
	白滝	4.5	13.3	21.4	23.8	21.5	20.4	12.4	9.9	12.5	4.5	3.6	0.4	9.9	10.8	5.0	7.5	3.7	3.8	1.8	0.3	27.5	43.3	52.4	48.0
斜里	小清水	5.3	5.7	9.8	8.9	26.4	28.4	36.2	33.1	16.7	11.1	1.3	0.5	28.1	26.8	24.8	34.7	2.7	6.2	5.3	2.5	16.9	18.6	22.2	18.7
	清里	4.1	6.9	11.5	12.5	23.1	37.9	52.2	41.7	22.3	12.8	2.2	0.6	28.1	23.1	15.0	26.7	1.9	2.4	2.1	0.7	16.5	14.5	16.3	14.5
	斜里	2.5	2.6	8.3	14.1	29.3	38.6	49.2	37.9	14.5	9.2	1.8	0.4	32.8	25.2	19.7	25.9	2.0	4.6	4.2	2.9	14.6	16.8	16.5	18.1
西紋	紋別	1.2	0.3	0.2	0.4	13.2	5.8	1.1	0.4	4.9	0.6	0.1	0.1	7.8	8.2	5.2	3.6	3.8	2.0	1.9	1.5	57.3	79.8	91.1	92.2
	滝上	3.1	1.1	1.5	8.6	19.8	8.7	7.2	0.9	21.3	16.5	4.6	1.8	6.7	8.8	4.6	4.9	4.4	5.0	6.2	4.8	24.0	46.3	66.8	68.6
	興部	0.2	—	—	—	8.7	1.2	0.1	0.1	2.9	0.5	0.0	0.0	3.9	1.9	1.5	1.7	2.4	0.9	0.3	0.3	76.8	94.1	97.7	96.8
	西興部	1.7	0.1	—	—	27.1	5.7	1.1	0.4	7.0	2.1	0.1	0.1	5.0	2.5	1.3	1.2	3.1	1.0	0.6	0.5	50.4	86.3	96.1	96.7
	雄武	0.1	—	—	0.1	4.5	0.6	0.1	0.0	0.7	0.1	0.0	0.0	1.2	0.3	—	0.8	1.4	0.4	0.1	0.1	86.7	97.5	99.7	97.5
網走地域		3.8	3.3	4.9	9.8	13.4	13.6	15.9	13.0	23.0	16.5	10.8	4.5	15.2	13.1	11.0	14.3	4.9	6.4	6.6	4.7	24.7	35.3	43.9	46.2

注) 1. 構成比は対作付面積。

2. 資料: 農林水産省「作物統計調査」。

表1-4 網走地域における主要作物の10a当り収量の推移

地域区分	市町村	小 麦 (kg)					ばれいしょ (t)					あ ず き (kg)					てんさい (t)					牧 草 (t)				
		1966 ～68	69～ 71	72～ 74	75～ 77	78～ 79	1966 ～68	69～ 71	72～ 74	75～ 77	78～ 79	1966 ～68	69～ 71	72～ 74	75～ 77	78～ 79	1966 ～68	69～ 71	72～ 74	75～ 77	78～ 79	1966 ～68	69～ 71	72～ 74	75～ 77	78～ 79
北見東部	北見	300	290	340	323	418	2.6	2.6	2.5	3.2	3.4	147	114	194	133	201	3.1	3.9	4.7	4.6	4.6	4.0	3.9	4.5	3.7	3.9
	端野	304	289	337	272	413	2.6	2.6	2.6	3.3	3.4	151	117	199	136	208	3.4	4.7	5.1	4.7	5.6	4.1	4.0	4.5	3.8	4.0
	女満別	268	247	374	305	434	2.7	2.8	2.9	3.5	3.7	128	103	196	131	204	3.2	3.8	4.6	4.2	5.3	3.4	3.9	4.4	3.5	3.8
	美幌	282	239	381	265	433	2.7	2.8	3.2	3.6	3.8	130	109	195	128	196	3.1	3.9	4.8	4.4	5.6	3.3	3.9	3.9	3.5	3.7
	津別	274	226	344	287	404	2.6	2.6	2.9	3.2	3.3	131	98	188	119	178	3.2	3.9	4.7	4.5	5.5	3.2	3.6	4.1	3.3	3.6
	常呂	261	234	353	332	419	2.3	3.0	3.0	3.3	3.5	120	108	200	122	198	3.5	4.3	5.0	4.7	5.8	3.5	3.7	4.6	3.5	4.0
	網走	250	253	371	266	421	2.5	3.2	3.3	4.1	4.3	138	126	194	137	205	3.4	4.0	4.7	4.4	5.2	4.1	4.0	4.7	3.7	4.0
	訓子府	307	235	308	327	405	2.6	2.9	2.6	3.1	3.2	139	110	189	125	189	3.1	4.1	4.7	4.6	5.1	3.9	4.0	4.5	3.7	3.9
	留辺蘂	264	263	225	242	379	2.3	2.5	2.6	2.7	2.6	125	107	173	116	178	3.0	4.1	4.6	4.4	4.6	3.6	3.5	4.4	3.4	3.6
	東藻琴	240	239	337	232	426	2.5	3.1	3.1	4.0	4.1	133	110	201	139	207	3.3	4.2	4.8	4.8	5.9	3.9	3.8	4.6	3.5	3.9
北見西部	置戸	262	207	228	274	386	2.3	2.6	2.5	2.5	2.5	117	100	170	114	176	3.1	4.3	4.8	4.4	4.9	3.7	3.6	4.4	3.5	3.8
	佐呂間	246	217	251	273	388	2.1	2.6	2.5	2.8	3.2	113	100	181	132	175	3.1	4.1	4.8	4.5	4.7	3.5	3.8	4.4	3.5	3.8
	生田原	212	236	246	279	355	2.1	2.7	2.5	2.8	3.1	120	87	169	111	167	2.8	3.8	4.3	4.1	3.9	3.4	3.5	4.1	3.2	3.5
	湧別	234	218	275	254	379	2.2	2.5	2.5	2.8	3.3	118	89	172	133	179	3.1	4.1	5.2	5.0	5.4	3.4	3.5	4.1	3.5	3.6
	遠軽	228	237	229	264	282	2.1	2.7	2.4	2.8	2.8	131	94	174	123	171	2.9	3.9	4.4	4.4	4.2	3.6	3.7	4.3	3.3	3.6
	上湧別	251	239	277	284	323	2.5	2.6	2.7	3.0	2.9	125	103	176	124	137	3.5	4.7	5.1	4.9	4.7	3.5	3.6	4.1	3.4	3.4
	丸瀬布	206	166	245	264	293	2.1	2.6	2.4	2.7	2.7	115	81	164	101	150	2.5	3.4	3.9	3.5	3.7	3.3	3.4	4.0	3.0	3.3
	白滝	195	181	218	190	364	2.3	3.1	2.9	3.3	3.4	102	65	154	95	141	2.3	3.2	3.4	3.9	4.3	3.1	3.1	3.8	2.9	3.1
斜里	小清水	248	162	351	221	438	3.1	3.8	3.5	4.3	4.0	125	87	178	97	183	3.4	3.9	4.8	5.0	6.3	3.6	3.7	4.2	3.9	3.9
	清里	240	166	347	229	416	2.9	3.8	3.5	4.3	4.1	123	76	158	94	173	3.5	3.9	4.2	4.5	5.7	3.6	3.6	4.1	3.8	3.8
	斜里	243	166	338	258	413	2.9	3.8	3.5	4.3	4.1	127	81	168	97	180	3.4	4.0	4.1	4.0	5.2	3.7	3.7	4.1	3.9	3.9
紋 西	紋別	162	140	87	200	352	2.3	2.3	2.7	2.9	2.5	99	90	143	135	110	3.1	3.7	4.4	4.3	4.4	4.0	3.6	3.8	3.4	3.5
	滝上	185	218	258	253	365	2.4	2.6	2.6	3.1	2.8	115	101	180	159	100	2.9	3.6	3.9	4.2	4.1	3.8	3.7	3.8	3.4	3.4
	興部	199	245	—	—	—	2.2	2.2	2.3	2.2	2.2	86	64	—	—	—	2.8	3.3	4.4	4.5	4.7	3.9	3.5	3.8	3.1	3.3
	西興部	195	203	—	—	—	2.1	2.1	2.3	2.2	2.2	86	73	125	—	—	2.1	2.6	3.4	3.9	3.7	3.8	3.4	3.7	3.0	3.3
	雄武	—	—	—	—	249	2.1	2.0	2.1	2.1	2.1	22	—	—	—	—	2.6	3.0	3.1	3.9	3.6	3.6	3.2	3.5	2.9	3.2
網走地域		263	225	332	270	413	2.6	3.2	3.2	3.9	3.9	133	109	191	130	190	3.3	4.0	4.6	4.5	5.4	3.7	3.6	4.1	3.4	3.6

注) 1. 数値は各年次間の平均値。
2. 資料：農林水産省「作物統計調査」。

成しようとする農政の展開と地域農業の発展の農民的模索の方向とが鋭く対立している。

さらに農業生産力の地域的・集団的形成の中で、他の産業部門との間における調整が現実的課題となっている。その一つは土地利用をめぐるおきてい。農業機械化を基軸とする農業生産力の発展は、一面では土地利用の集約化を可能とし、複合農業経営の発展の新たな可能性を条件づけているが、他方では土地利用の外延的拡大を志向する。現に常呂町においても、林業的土地利用、河川敷地との利用調整、さらにそれと関連する水資源の利用などをめぐって何らかの調整が必要となっている。これは、いわば地域産業の生産力の社会的（地域的・集団的）形成にともなうその民主的統制（住民自治の内実の一環として）にかかわる具体的課題の一つといえることができる。いまひとつ、労働・労働力の編成に関しても指摘することができる。農業機械化を基軸とする農業生産力の発展は労働編成（配分）の自由度を拡大すると同時に、農業労働の協業形態についても、家族協業を基本としつつも部分的にはその枠をこえた集団的協業を成立せしめ、さらにその過程で作業別分業も一段と進む。大型機械利用におけるオペレーターの専門化などはその一例である。したがって、このような段階では地域内における労働力の配分についても個々の生産部門をこえた範囲で進むことになる。それは直接的には地域労働市場における労働力をめぐる需給関係によって調整されるけれども、たとえば生産組織内における労働力配分のように部分的には計画的配分も可能であり、さらに他の生産部門との計画的調整も不可能ではない。

このように農業を地域産業の一環として位置づけた場合、その担い手としての農民に求められている主体的力量は、単に労働主体、経営主体としての力量にとどまらず、地域統治の主体としての力量にも及び、それに対応した学習課題が問われているのである。

(2) 漁業生産力の発展構造

常呂町の漁業はオホーツク海に面し沿岸漁業が大部分であるが、その中心はホタテ漁であり、サケ・マス定置漁業、その他各種沿岸漁業などからなっている。その地域構造は図1-2のようである。とくに1972年あたりからホタテ養殖漁業の発展はめざましく、漁業の発展→漁家経済の向上→地域経済の発展、という地域経済への波及効果をもたらしている。

沿岸漁業は一般に共同漁業権を基礎としているが、この地域のホタテ漁業の場合、外海地まきと湖内養殖とは生産手段の所有形態、経営形態が異なる。外海地まきの場合、漁船をはじめ生産手段が共有であり、共同経営によっている。そしてその収益は、共同管理組合（実質的には漁協）によって定められた配分基準にもとづいて分配される。その配分基準は、完全な平等配分ではないが、漁業経営について一定の経験と実績を積んだ者に対してはほぼ平等になっている点が特徴的である。また、その配分の権利は共同漁業権の所有者に対するものであって組合員漁家がホタテ漁の漁船に乗りくむことがあってもそれは収益配分とはかわりなく賃金で清算される。他方、湖内ホタテ養殖の場合は、やはり共同漁業権にもとづくことは外海地まきと変りがないが、経営形態は、操業規模の総量規制とその個別配分にもとづく個人経営である。そして湖内養殖にたずさわるすべての漁家は外海地まきのための稚貝を一定量放流する義務を負っており、この点において湖内養殖は外海地まきとかわりをもって、全体として共同漁業権にもとづくホタテ漁として統合されている。

いうまでもなくホタテ漁業の近年における発展は主として養殖技術の改良、発達によってもたらされたのであるが、その技術構造は、漁船における機械化・装置化の進展が一方に見られるとはいえ、養殖にかかわる技能、漁具の改良は基本的には手労働（プラス道具）の段階を出るものではない。したがって外海地まきにおける労働能率はかなり上昇したが、湖内養殖に関しては労働能率には大きな変化はみられず、きわめて労働集約的な漁業となっており、漁業経

営規模の拡大は直接的に労働力の増大を伴う。この点では、等しく小営業ではあるが、近年、機械化の著るしい進展によって労働生産性の急速な上昇をみた農業とは対照的である。

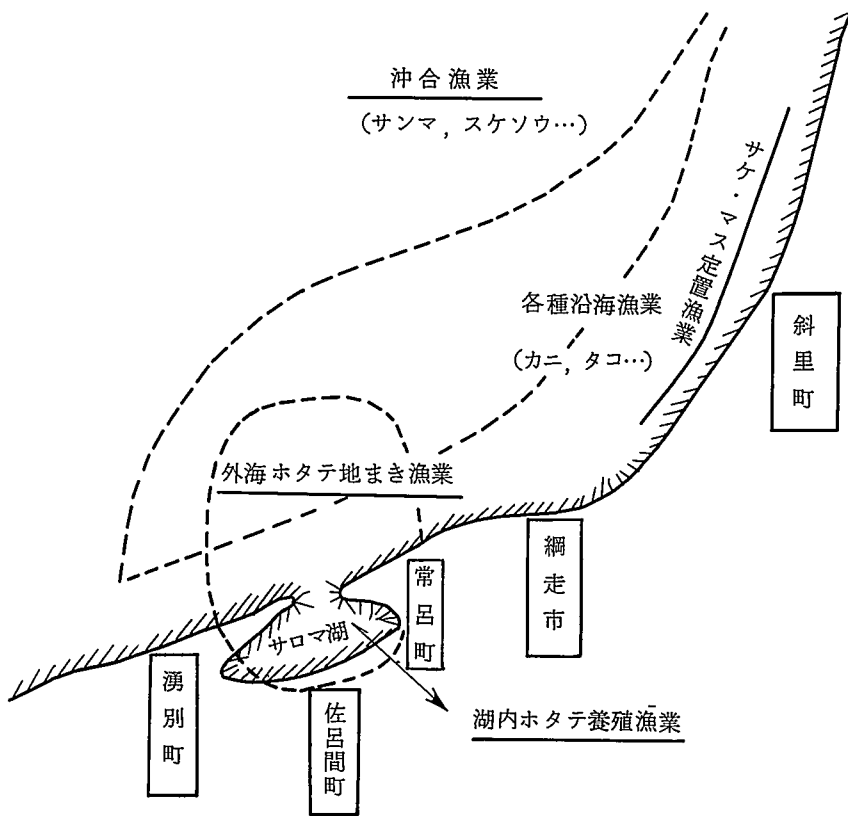


図1—2 常呂町の漁業

また、さけ・マス定置、その他沿岸漁業は、いずれも共同漁業権にもとづく漁業であるが、経営の内実、個別経営が基軸となっており、とくにさけ・マス定置の場合には、限られたごく少数の経営体によって掌握されている。

このような漁業の状態を、地域的・集団的生産力形成という視点に立ってみるならば、共同漁業権を基礎とする生産力の展開は、構造的に地域的生産力の形成としての特徴をもっており、その点において個別的な土地所有を基礎とする農業とはその存立条件を異にしている。いうまでもなく共同漁業権は戦後漁業改革によって制度化されたものであるが、漁業生産力が低い段階では、それは単に権利の共同所有の域を出るものではなかった。しかし、やがてこの地域にあってはホタテ漁業の生産力の著るしい上昇によって、個々の漁家の生産力も高まり漁家所得の上昇をもたらした。このような生産力の発展は、一面において漁業生産力の階層格差を拡大することに結びつく。たとえば、同じサロマ湖内養殖の中にあっても、湧別漁協、佐呂間漁協に比べても常呂では共同経営方式よりは個別経営方式に近いのでより強くあらわれていることは否定できないが、技術構造が基本的に手労働・道具段階の域を出ていないため、機械化のもとにおける（機械化の進んでいる漁船は共同所有になっているので階層格差の条件にはならない）生産力の発展ほど格差拡大が激しくはない。さらに他面においては、生産力の発展が漁家の所得水準の底

上げの条件となったことも正しく位置づけておかなければならない。そして、このようなホタテ漁業の生産力の発展とそれにもとづく漁家所得の増大のもとで、ホタテ漁業における地域的・集团的生産力の形成の内実が鮮明になると同時に、それらをめぐる新たな課題がしだいに明かとなってきているといえる。それは大別して次の4つに集約される。

第1には、ホタテ漁業における技術・生産力の発展のもとにおける個別的生産力と地域的・集团的生産力との矛盾をどのように克服・調整するかという問題である。具体的には、湖内養殖の操業規模（養殖枚数）の配分基準（割当）をめぐる階層ごとの調整、湖内養殖と外海ホタテ（共同）との労働力の配分などである。第2には、第1と深くかかわることであるが、漁業にかかわる地域の総体的な生産力（社会的生産力）の統御の必要性が高まっていることを指摘しておかなければならない。これは、地域的・集团的生産力の一定の発展に対応した新たな課題でありそれにとまらぬ漁家の経済的な統治力量にかかわることであるといえる。具体的には資源保全、貝毒防止などの見地からほたての生産総量をどの水準に設定するかということ、またこのこととかわって、湖内養殖と外海地まきとの相対的な比率をどのような水準に保つかということ（もちろんこのことは市場条件とも関連する）、またそれに対応した漁法のあり方さらに共同経営と個別経営との対応関係、などについて漁家の集团的な判断とその運営の力量が問われている。第3に、漁業共同経営にもとづく収益の配分についてである。ホタテ漁業の生産力が発展する過程で、共同経営にもとづく収益配分額は、比較的安定した市場条件に支えられて年々増大してきた。その結果、たとえば1981年度の1戸当り配分額は800万円をこえる水準に達した。その前年は約550万円であり、81年の水準がやや突出した水準であってかならずしも今後持続できない、という可能性もないわけではないが、そして800万円という具体的な数値に固執するわけではないが、この81年度の収益配分の事態を通して、収益配分額が単に労賃（V）水準にとどまらず社会的蓄積元本に相当する部分を含んでいることを意味しているといえよう。つまり、漁家にそくしてみるならば、配当された金額を労賃（したがって生活費）にふり向けるのではなく、拡大再生産にかかわる個別的投資、共同的投資の元本の一部にふり向けるか、ないしはそのことを加味して配分方式を一部修正する必要性が生じてきている、といえよう。第4に、ホタテ漁業の場合、生産物は生食用と加工用とに大別されるがとくに加工用は地元加工業と直結する。その意味で製造・加工業の地域産業と直接に連動する。つまり、生産力の形成は、単に漁業の枠内にとどまらず他の生産部門の地域産業との連関のもとで地域的生産力として進行しているのである。

さらに、以上のべた諸問題のいずれについても漁業協同組合が深くかかわっているのであるが、漁協の場合は、とくに共同漁業権にもとづく沿岸漁業においては、単に流通過程の諸事業だけではなく、漁業生産にも直接かかわる事業を行なっているため、漁業における地域的・集团的生産力の形成・発展、さらにその社会的（集团的）統御にあたって、漁協は重要な機能を担っているものであり、さらにそのような漁協の運営に対しその組合員である漁民の経済的統治能力が直接関連することになる。

第5に、ホタテ漁業を中心とする漁業生産力の地域的・集团的形成は、単に常呂町内にとどまらず、サロマ湖・オホーツク沿岸を中心とする海域にわたっている。したがって、漁業生産力の社会的（地域的）統制は、それに直接かわりのある漁協（常呂、佐呂間、湧別）の共同によって行われる必要があり、げんに、共同漁業権の運営に関連する諸事業について3漁協の協議が行われている。

このように常呂町におけるホタテ漁業を中心とする沿岸漁業の場合には、個別漁民経営を基盤としつつ、共同漁業権管理組合、漁協、3漁協の協議機関などの重層的構造のもとに、漁業

生産力の地域的・集团的に形成・発展しているのである。

(3) 商工業の基礎構造

北海道における工業は、地域産業としての発展の歴史が浅く、その立地も特定地域に限られている。さらにその存立条件が直接的に開発政策に左右されている点も特徴的である。ところがこの開発政策じたい重点的に特定地域に投入する傾向が強いので、その対象から外れた地域での産業の発展はいつそう困難である。しかし、開発予算が地域的に不均等に投入されるという状況の中にあっても、開発予算への依存度合は、大都市部よりはむしろ農山漁村において高い。それは、(イ)これら農村部では産業基盤整備（道路、土地基盤整備）、その他公共施設などの整備が相対的にたち遅れているため、そのような後進地域なるがゆえに依然として持続的な投資が必要であり、げんに行われていること、(ロ)農山漁村部では都市部に比べて民間資本の投資が少ないため、開発予算への依存度が相対的に高くなること、などの理由による。このような開発投資は、それにとまなう雇用労賃の所得増大効果を別とすれば、その投入が直接的に短期間で波及的な経済効果を示すことは困難であり、逆に開発投資の動向に直接的に左右される度合が大きい。さらに開発予算の大宗を占める土木・建設業、窯業・土石業などについては、従来の地元業者が大手土木・建設業資本の進出によってしだいに排除される傾向にある。

このような全道的な動向の中にあって、常呂町は、いわば開発の重点地域からははずれており、上述した農村部的な性格が強い。したがって常呂町地域自体としては開発事業に対する依存度が決して低くなく、地元にも建設業が立地している。しかし大勢としては、その立地が北見に移動し、土木・建設業にかかわる網走地域の主要な業者は北見市に集中し、その事業活動の地域的範囲もしだいに広域化しつつある。他方、常呂町の場合には製造業、とりわけ食品加工業の占める比率が比較的に高いが、その中心は水産加工業である。

したがって水産加工業の帰趨は直接的に常呂町の漁業、とりわけホタテ漁業によって条件づけられているのであって、いわば漁業の発展にとまなう地域内分業の一環として発展してきたのが水産加工業である。その歴史は漁業とともに古いが、急速な伸びを示したのはホタテ漁業とともにここ十年らいのことである。このようなホタテ加工を中心とする水産加工業は、(1)加工過程によって水産物の付加価値を増大させる。(2)地域内の雇用労働力を拡大し賃金収入を増大させる。(3)加工することにより生食用のほかに加工水産物としての新規需要・消費を拡大する。(4)賃金収入の増大を基底に地域内の購買力を拡大する、などの経済的効果を中心に地域産業の発展の条件をもたらししている。他方、それにとまなって地域内における不安定就業の増大、ホタテの需給をめぐる市場調整、など新たな課題に直面している。また、冷凍・貯蔵なども含めて漁協の役割についても再検討が求められている。

この地域における農産加工業については、一時、わさび加工業が農協経営によって行われたことがあるが、商人資本的な業者の介在によってその発展が阻害され、現在のところ町内にはみるべき農産加工業が存立していない。その意味で基幹的地域産業（農・漁業）を基底とする加工業については、農協組織のかかわり方が大きな影響力を持っているといえよう。

他方、商業についてはどうであろうか。北海道における近年の商業の動向は、(イ)他の産業（とくに第1次・第2次産業部門）に対する急速な伸び、(ロ)卸売業の大都市部（とくに札幌、またサブセンターとしての旭川）への急激な集中化、(ハ)小売業の再編（大型スーパー資本の進出、これらと競合する零細小売商の減少）、(ニ)しかし、それにもかかわらず零細小売商の根強い残存、などに特徴的に示される。このような中であって常呂町では、近隣市町村とりわけ北見、網走の両市に購買力が吸収される要因が強く作用している。このような状況は地元商業界でもいわば危機感をもって受けとめられているが、しかしこのような動向の中にあっても、常

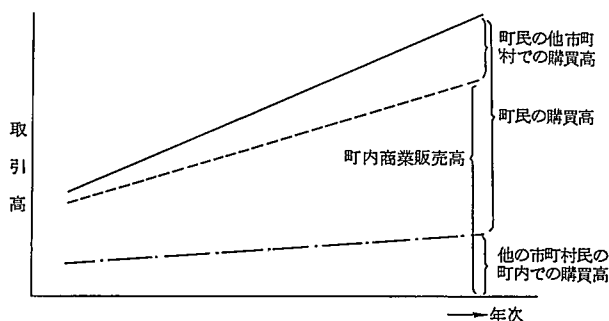


図 1-3 商業の動向の模式図

呂町の購買力（生産財、消費財とも）の基軸は町内の住民および事業体のそれである。とくに近年の常呂町内の小売高の増大に際しては、ホタテ漁業の発展の持つ意義は大きい。ホタテ漁業生産の増大は、漁家所得を直接的に増大させるばかりでなく、その加工業による付加価値の増大を伴い、さらにこの部門に雇用される労働力に労賃所得をもたらす。さらにホタテ

漁業生産の拡大がほぼそれに比例した生産財（漁具、漁網、燃料など）の購買の増大をもたらしていることも軽視できない。しかし、全体として、常呂町の商業構造は、発展の要因を含みつつも不安定であり、流通再編成のもとでの地域商業の特徴を端的に示している。このことは、個々の商業経営にとっては競争条件の激化を意味する。げんにこのような条件のもとで、小営業を中心とする小売業界の中でも階層分解を生じ、上層においては中規模のスーパーマーケット（および農協店舗）が位置し、それに次いで数名の雇用労働力を擁する個人経営が位置するがそれらはごく少数にすぎず、大多数は家族労働力を中心とする小営業である。そしてその中でも下層の零細経営は専業として存立することも困難で副業の域にとどまっている。

(4) 常呂町の就業構造

北海道における就業者の一般的な動向としては、(イ)第 1 次産業、とりわけ農業の著しい減少、(ロ)第 2 次産業の著しい増大、(ハ)第 2 次産業部門の増大、などが特徴的である。このような就業構造の中でとくに不安定就業の多いことも北海道の就業構造のきわだった特徴をなしている。それは、ひとつには就業条件の劣悪な中小企業の占める割合が相対的に高いこと、さらにふたつには、主として冬期間の自然的条件にもとづく（さらにそれを理由とする雇主側の対応）季節的雇用が多いことにもとづいている。そして、このような構造が地域差をとまいつつ形成されているのであるが、常呂町の場合には、低労賃・不安定就業がとくに顕著であり地域労働市場としての特質を浮き彫りにしている。

産業別就業人口の構成を概括すると表 1-5 のとおりである。これによると、総就業人口の

表 1-5 産業別就業人口構成比（常呂町）

	1960 (昭 35)		1965 (昭 40)		1970 (昭 45)		1975 (昭 50)		1980 (昭 55)	
	実 数	%	実 数	%	実 数	%	実 数	%	実 数	%
第 1 次 産 業	3, 051	59. 8	2, 635	56. 3	2, 070	49. 7	1, 804	47. 3	1, 512	44. 9
第 2 次 産 業	951	18. 8	871	18. 6	885	21. 2	690	18. 2	597	17. 7
第 3 次 産 業	1, 088	21. 4	1, 172	25. 1	1, 215	29. 1	1, 313	34. 5	1, 262	37. 4
分類不能その他					3	—	1	—		
総 計	5, 098	100. 0	4, 678	100. 0	4, 170	100. 0	3, 808	100. 0	3, 371	100. 0

注 資料：各年次国勢調査、但し1980年は中間集計分についての独自集計数値。

減少、第1次産業の急速な減少（とくに農業）、第2次産業のやや緩慢な減少（建設業の減少率がやや高い）、第3次産業の停滞的傾向（その中においてサービス業は増大）などが特徴的である。さらに、これらの雇用先についてみると、大手企業はなく、すべて中小企業ないしその規模に相当する諸機関（地方自治体、農協、漁協、その他団体など）である。したがってその賃金水準、就業条件なども札幌、旭川、さらに近隣にあっては北見に比べて相対的に劣悪である。しかも、このような局地的労働市場の中において、さらに不安定就業層が形成されていることに注目しなければならない。図1-4を中心にその特徴的についてみると、(イ)主として水産加工業で雇用されているパート婦人労働力、(ロ)さけ・ます定置漁業、さらに一部には外海ホタテ漁業に雇用されている季節労働者、(ハ)サービス業、小売業などに雇用されている不安定就業者層（より安定的な転種への転職を求めている）、(ニ)漁家に季節的・臨時的に雇用されている

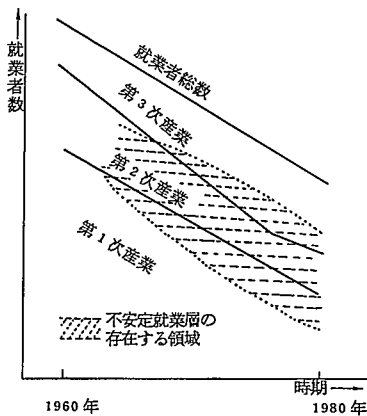


図1-4 常呂町の就業構造

る下層農家族労働力（主として婦人労働）——農業が機械化される以前（したがって労働集約的）でホタテ漁業が今日ほど発展しない段階ではむしろ労働力の流れは逆に漁家から農家に季節的・臨時的に流れていた——。(ホ)農外に臨時的に雇用される下層農家族労働力、(ヘ)高令ゆえに低賃金・不安定就業をよぎなくされている高令労働力、などがこの地域における不安定就業者層を形成している。これらの労働力は文字通り低賃金・不安定就業であってそれ自体、地域労働市場の内包する矛盾を露呈しているのであるが、同時に、それは、水産加工業の発展に示されるように、地域産業の発展にともなう雇用機会の増大（たとえば不安定就労ではあっても）を示し、それに照応した追加所得をもたらしている。

げんにこのこととかがわって、かつて就労した経験のある主婦の中には、たとえ臨時・パートであっても就労を希望するものもあり、また高令者の中には就労を希望しながらその機会をもたない者も少なくない（高令者人口の比率は、都市部よりは農村部において高い——ちなみに高令者〔65歳以上〕比率は1975年において北海道6.9%、札幌市5.2%、常呂町9.7%——）。したがって地域労働市場にとくに顕著にあらわれる低所得・不安定就労層の条件改善をはかりつつも、地域の雇用機会を拡大することが求められている。

そして、このこととかがわって若手労働力の動向にも注目しておかなければならない。新規学卒・若年労働力が農村部から流出し都市部に集中するということは、高度成長期いらい一貫した傾向である。常呂町においても若手人口比率は依然として年々低下の傾向にある。この結果、たとえば15歳～30歳の比率は21.6%であるが、これは北海道の25.3%、さらに札幌市の30.7%に比べてかなり低い。しかし、このような状況のもとでも近年、漁業、商業などを中心に後継者がしだいに確保される傾向にあることも否定できない。もっとも顕著なのは漁業経営（とくにホタテ漁業経営）の場合であって、いわゆるUターン現象も含めて漁業後継者が基本的に確保される傾向にある。地域産業の発展が労働力確保の基礎条件となることの証左ともいえる。そして、産業の別を問わず、このような後継者層にほぼ共通していることは、その学歴が中・高校卒から短大レベルに上りつつあること、他の職種の就業経験者がしだいに多くなっていること、などである。

このような労働力構成をふまえて地域の階級構成を概括的に示すと表1-6のとおりである。

いわゆる中間層が47.1%で高率を示しているのは農村地域の特徴を示しているが、労働者階級が50.3%でそれを上回っている点が注目される。これは、同じ方式で算出した労働者比率、北海道61.3%、札幌市76.6%などに比べて低率であるが、この地域自体として労働者比率は高くなっている。

表 1－6 常呂町における階級構成（1975年）

階 級 区 分		実 数(人)	%
労働力人口		3,835	100.0
就業者総数		3,808	99.3
（資本家階級）		72	1.9
中 間 層		1,808	47.1
産業別	農林・漁業従事者	1,431	37.3
	鉱工・運通従事者	67	1.7
	商業・金融・サービス従事者	310	8.1
労働者階級		1,928	50.3
産業別	農林・漁業従事者	369	9.6
	鉱工・運通従事者	733	19.1
	商業・金融・サービス従事者	716	18.7
	公務従事者	110	2.9
完全失業者		27	0.7
軍人・警官，保安サービス員		—	—
総 人 口		6,982	—

（注） 資料：国勢調査

2. 地域産業の構造

常呂町における地域産業の構造について表1－7を中心にして概括するならば次のようである。地域産業は、農業、漁業を基幹の生産部門とし、その基礎のうえに工業、商業などが発展してきた。その生産様式は、農民経営、漁民経営、商業経営など小経営が支配的であり、水産加工業、建設業、商業などにおいて中小・零細企業が存立している。したがって、このような生産様式を基礎とする技術・生産力の発展は、基本的にその個別経営の枠を大きく越えるものではないが、近年における機械化を基軸とする技術の発展は、それぞれの生産部門における生産力構造を変化せしめ、一部には個別経営の枠をこえた地域的・集団的生産力の形成・発展がみられる。もちろん、技術・生産力の水準と内実是个々の生産部門によって異なるが、それらが基本的に工業の技術・生産力によって条件づけられつつ独自の発展をとげ、その過程で地域産業の生産力として相互関連を深めつつあるのが特徴的である。その端的な特徴は、土地をめぐる農業的土地利用とそれ以外の土地利用、労働力をめぐる農業と漁業のそれぞれの間に見られる。土地を主要な生産手段とする農業において、機械化の進展は農業的土地利用を大きく変えてきているが、それは一面において農業的土地利用の集約化を可能とする同時に、他面では、その外延的拡大の過程で林業的利用、さらに常呂町の場合は河川敷地としての利用などとの調整が必要となっている。いいかえるならば、地域産業の諸生産部門にわたる土地利用の総合的な調整——社会的生産力の民主的統御の具体的課題の一環としての——が現実的課題となっていることを意味する。

表1-7 常呂町地域産業の構造 一総括表一

		農 業	漁 業				林 業		工 業	商 業
			沿 岸		増・養殖業		農民的 林 業	企業的 林 業		
			サケ・マス 定置	その他 漁 業	湖内(ホ タテ・カキ)	海 面 (ホタテ)				
生産過程	主な 生産 手 段	{ 土地 (基盤整備・土地改良施設を含む) 大型機械化体系	{ 動力船 漁 網 漁 具	{ 動力船 漁 網 漁 具	{ 小型動力船 漁 具	{ 動力船 漁 具	{ 機械 道 具	機 械	機械・施設	{ (流通・加工施設) (店 舗)
	労 働 組 織	{ 家族協業 集団的 (家族経営の枠をこえた) 協業	資本主義的協業	家族協業	家族協業	集団的協業 (組合)	家族協業	資本主義的協業	資本主義的協業	{ 資本主義的協業 家族協業
流 通 過 程		{ 資本主義的市場 農協	{ 卸売市場・コールドチェーン 漁 協				{ 木材市場 森林組合		資本主義的市場	{ 資本主義的市場 商業協同組合
経営 (生産) 様式		{ 農民経営 ({ 生産組織 } (農 協)	資本主義的経営	漁民経営	漁民・組合経営	漁民・組合経営	農民経営	企業的経営	資本家的経営	{ 小営業 資本主義的経営
労 働 力 構 成		{ 家族労働力 雇用労働力 (臨時)	雇用労働力 (不安定就業)	家族労働力	家族労働力	{ 家族労働力・ 雇用労働力	家族労働力	雇用労働力	{ 雇用労働力 { 常 雇 パート (不安定就業)	{ 家族労働力 雇用労働力 { 常 雇 パート (不安定就業)
生 産 力 形 成		{ 機械化を軸とする労働生産力の発展・地力問題 経営専門化の進展, 複合化の可能性	労働生産力の発展・漁獲量増大	停滞的	漁獲量の飛躍的増大	漁獲量の飛躍的増大	停滞的	停滞的 (乱伐傾向)	{ 水産加工業の発展 建設業の持続的展開	{ 取引高の漸増 商圈の広域化
		地域的・集団的生産力形成 (主産地形成)			地域的・集団的 生産力形成 (主産地形成)					
金 融		{ 組合金融 制度金融	{ 組 合 金 融 制 度 金 融				{ 組合金融 制度金融		{ 市中銀行金融 (制度金融)	{ 市中銀行金融 (制度金融)
政策 (行政) の 基 調		{ 農業構造改善事業 ・装置化・システム化 生産調整	{ 漁業構造改善事業 200 カイリー水産物輸入拡大				{ 林業構造改善 事業 輸入材の拡大		地域開発政策	流通再編成政策
住民の生活過程		経営と未分離		経営と未分離				家事労働の社会化		
農村地域として共同消費手段の充足が相対的にたちおくれる (生活の社会化の相対的たちおくれ)										
地 域 課 題	地域農業の発展		沿岸漁業を中心とする漁業の発展				育林業を中心とする林業の発展		地域生産に立脚した工業の発展	地場消費の拡大を基礎とする商業の発展
	地域産業の均衡のとれた発展とそのための社会的 (地域的) 生産力の民主的統制									

(1) 地域産業の生産力の発展にともなうその構造的な変化は労働ならびに労働力の編成の中にあられる。その第1の変化は労働編成をめぐってあらわれる。そのひとつは、機械化を基軸とする労働生産力の発展は、同一生産部門内における個々の労働過程の間、生産諸部門間における労働編成の自由度を拡大する。このことは、たとえば農業における経営内容の転換の基礎的条件となる（複合経営など）。ふたつには、共同労働が部分的ながら進行するなかで共同労働と個別労働とを含む労働編成が可能となる。したがって第2に、労働力の編成もまたこのような労働編成の変化を基礎にして変化する。これまで小経営に固定されていた労働力すら地域労働市場に結びつき移動性を増大させる（下層農家の家族労働力の漁家における雇用、農家労働力の兼業従事など）。このように地域産業に基礎を置く労働力は、依然として個別的（家族）労働力を基幹としてなり立っているけれどもしだいに社会的（当面は地域的）存在としての性格を強める。

(2) すでに小論の前段において指摘したように、地域産業の分析視角として、産業構造を地域住民の生活過程との関連においてとらえた場合、さきに指摘した労働および労働力の編成のうえでの変化の特徴は、住民の生活過程にも影響を与える。生産過程における労働編成、労働力の編成の自由度の拡大は、とりもなおさず生産労働時間を含む全生活時間の編成の自由度の拡大に結びつく。各階層（の主婦）の中に家事労働の充実に対する根強い要求があるのは、今日の社会的生産力水準に対応した生活要求の内実の一端を示すものといえる。このことは家事労働の社会化と一見矛盾するかのごとくであるが、むしろ家事労働の社会化の進展を基礎に、個別的・家庭内家事労働の位置と役割が再認識されている、とみることができる。

現に地域産業の生産力の発展過程で、個別的・地域的に自由に配分しうる労働・労働力が創出されていることはたしかであるが、その多くの部分は、婦人労働力に關していえば臨時・パート労働力として雇用されている。このような労働力の析出・吸引の過程が地域産業の諸部門にわたって進行していることが特徴的であるが、このことが家事労働への充当と矛盾している側面も否定できない。

(3) 自由時間の拡大は学習を保障する基本的条件の一つである。それは労働力の陶冶にかかわる学習についてもいえることである。このような視点に立つてみた場合、各階層によって状況のちがいがあるとはいえ、自由時間は学習の機会を保障しうるほどには拡充されていない。この地域における社会教育の存立条件としてこのことは、とくに重要視しなければならない。

（山田 定市）

第2章 現段階における住民諸階層の状態と技能形成過程

はじめに

今回の常呂町調査は、農業だけでなく漁業、商工業さらに労働者とすべての産業、階層にわたって行なわれた。これは今までの農業を中心とした調査からの発展であるが、他方それぞれの産業、階層の労働過程にまでおりたものになっていないという限界をもっている。本論は全体的調査の積極面をとらえ、農業を中心とした分析からでは得られない就業者における技能形成過程の全体像を明らかにすることに主眼をおいた。この場合、形成過程であり技能形成の内容までは明らかにしていない。これは調査の限界もあるが、このような分析を行うにはさらに詳しい実証研究の積み重ねが必要と思われる。

本論は農業、漁業、商工業の自営業主と後継者を分析しているが、婦人家族従業員は後章で分析している。労働者においては世帯主を中心とした分析で婦人パート労働者については上記と同じように後章の課題となっている。また、労働者は常用労働者の分析が中心であり、日雇い、臨時、パート労働者の調査、分析はなされていず大きな課題としてのこしている。

第1節 住民諸階層の状態

常呂町における住民諸階層の状態はどのようなものであるうか。これらを年齢、性別、職種、さらに階層によって全体像を明らかにする。なおこれらの分析は、各年次国勢調査（ただし1980年は独自集計¹⁾）によって行う。

1. 人口動態、年齢構成の変化と就業構造

1) 人口動態、年齢構成の変化

常呂町の総人口は10,368人（1960年）から6,215人（1980年）へ、ここ20年間で4割の急速な減少を示している。これを表2-1 常呂町の人口動態でみると次のような特徴をもっている。第1に、総人口の減少とともに人口の老齢化が急速にすすんでいる。第2に、人口の老齢化は44歳以下層の減少、45歳以上層の増加という特徴をもつ。第3に、44歳以下層の減少は、出生数の急速な減少、若年労働力の流出、さらに30歳代、40歳代前半という「働きざかり」層の減少という事態を迎えている。第4に、45歳以上層の増加は、45歳～64歳において約1.2倍、65歳以上では1.5～2倍という水準となっている。

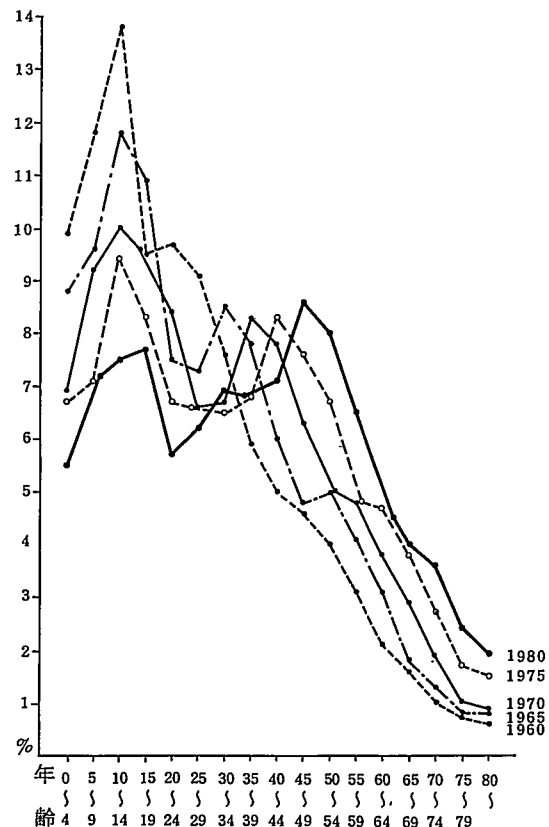


図2-1 年齢構成の推移

表 2-1 人口動態

年次 年齢	1960	1965	1970	1975	1980	1970 /1960	1980 /1970	1980 /1960
0～4	1,030 (9.9)	801 (8.8)	539 (6.9)	467 (6.7)	342 (5.5)	52.3	63.5	33.2
5～9	1,222 (11.8)	879 (9.6)	716 (9.2)	497 (7.1)	445 (7.2)	58.6	62.2	36.4
10～14	1,432 (13.8)	1,081 (11.8)	783 (10.0)	656 (9.4)	467 (7.5)	54.7	59.6	32.6
15～19	984 (9.5)	995 (10.9)	750 (9.6)	580 (8.3)	479 (7.7)	76.2	63.9	48.7
20～24	1,010 (9.7)	684 (7.5)	660 (8.4)	470 (6.7)	356 (5.7)	65.3	53.9	35.2
25～29	937 (9.1)	668 (7.3)	513 (6.6)	463 (6.6)	383 (6.2)	54.6	74.7	40.8
30～34	793 (7.6)	779 (8.5)	526 (6.7)	451 (6.5)	430 (6.9)	66.3	81.7	54.2
35～39	612 (5.9)	712 (7.8)	648 (8.3)	474 (6.8)	421 (6.8)	105.9	65.0	68.8
40～44	518 (5.0)	545 (6.0)	610 (7.8)	582 (8.3)	443 (7.1)	117.8	72.6	85.5
45～49	472 (4.6)	441 (4.8)	491 (6.3)	532 (7.6)	535 (8.6)	104.0	109.0	113.3
50～54	410 (4.0)	456 (5.0)	389 (5.0)	471 (6.7)	498 (8.0)	94.9	128.0	121.5
55～59	321 (3.1)	375 (4.1)	373 (4.8)	335 (4.8)	402 (6.5)	116.2	107.8	125.2
60～64	221 (2.1)	279 (3.1)	300 (3.8)	326 (4.7)	281 (4.5)	135.7	93.7	127.1
65～69	161 (1.6)	166 (1.8)	230 (2.9)	263 (3.8)	246 (4.0)	142.9	107.0	152.8
70～74	108 (1.0)	120 (1.3)	147 (1.9)	190 (2.7)	221 (3.6)	136.1	150.3	204.6
75～79	73 (0.7)	70 (0.8)	80 (1.0)	120 (1.7)	149 (2.4)	109.6	186.3	204.1
80～	62 (0.6)	72 (0.8)	66 (0.8)	105 (1.5)	117 (1.9)	106.5	177.3	188.7
総 人 口	10,368 (100.0)	9,123 (100.0)	7,821 (100.0)	6,982 (100.0)	6,215 (100.0)	75.4	79.5	59.9

注 1. 各年次国勢調査より作成。ただし1980年は常呂町資料「昭和55年国調人口分析」。

こうして年齢構成は、1960年に10歳～14歳が13.8%と最も多かったが、1980年には45歳～49歳が8.6%で最も多いという構成になる。これを図2-1 常呂町の年齢構成の推移によってみよう。この特徴は第1に、29歳以下層の急速な構成比の低下である。29歳以下層は1960年の6,617人(63.8%)から1980年2,462人(39.6%)へ激減する。この層の減少数4,155人は総人口の減少4,153人に匹敵し、常呂町の人口減少の主因をなしている。とくに若干労働力層である20歳代は、1,949人(18.8%)から729人(11.7%)へ減少し、後継者問題、労働力問題、過疎問題としてあらわれている。第2に、30歳～44歳は1,923人から1,294人へ減少するが、構成比は18.5%から20.8%へ増加させている。第3に、45歳以上層は1,828人から2,449人へ増加し、構成比も17.6%から39.4%へ増加する。

常呂町の人口動態、年齢構成の変化は、人口の大幅な減少と高齢化の進展、44歳以下層の減少と45歳以上層の増加、年齢階層的にみれば、29歳以下層の激減と構成比の急速な低下、30歳～44歳層の減少と構成比の増加、45歳以上層の増加と構成比の増加と3つの階層的展開を示しているといえよう。

2) 就業構造の特徴

常呂町の就業構造の特徴を、階級構成、年齢、業種によって明らかにする。

(1) 階級構成の特徴

表2-2は常呂町における階級構成(1980年)である。この特徴は、自営業者等の中間層と労働者階級がそれぞれ労働人口の半数づつを占めていることである。また、労働力人口に占める男女の構成比は、それぞれ57.2%、42.8%である。産業別就業者数のもっとも多いものは、農林・漁業に従事する自営業者(中間層)で就業者に占める割合は4割に達している。次に多いものは商業・金融・サービス業に従事する労働者で全体の2割を占めている。さらに、鉱工・運通業に従事する労働者が2割を占め、これら3つの産業で全体の8割となっている。男女別に各産業従事者をみると全体的動向は上述の3つの産業を中心に男女とも就業者が多くなっている。しかしそれぞれに占める男女構成にはちがいがあある。自営業者(中間層)の男女構成比は54:46であり、労働者では61:39となっている。産業別にみると自営業者では家族経営の性格を反映し、男女比はほぼ半々に近いものとなっている。これにたいして労働者

表2-2 階級構成

階 級 区 分		実 数	比 率	男	女
労働力人口		3,524	100.0	2,017	1,507
就業者総数		3,434	97.4	1,961	1,501
(資本家階級)		(72)	(注1)	(-)	(-)
中間層		1,726	49.0	925	801
産業別	農林・漁業従事者	1,353	38.4	734	619
	鉱工・運通従事者	72	2.0	43	29
	商業・金融・サービス従事者	301	8.5	148	153
労働者階級		1,690	48.0	1,024	666
産業別	農林・漁業従事者	202	5.7	160	42
	鉱工・運通従事者	636	18.0	418	218
	商業・金融・サービス従事者	735	20.9	354	381
	公務従事者	117	3.3	92	25
産業分類不明者		18	0.5	12	6
「無職」注2		90	2.6	56	34
軍人・警察・保安サービス員		—	—	—	—
総人口		6,215	—	3,063	3,152

- 注1. 資本家階級の数字は、1975年国勢調査の「従業上の地位」役員の数である。1980年国勢調査独自集計では「役員」の抽出ができず、各項目内に含まれている。なお労働人口3,524人の中には、1975年の「役員」数72人は含まれていない。
2. 「無職」90の内わけ。勤務先の無記名者86名一年齢別15歳～19歳1人(1.2%)、20歳～59歳17人(19.8%)、60歳以上68人(79.1%)。その他4人。
3. これら以外に18人、生活保護11人、仕送り3人、年金3人、利子生活者1人がいる。年齢別60～69歳4人(22.2%)、70歳以上13人(72.2%)。
4. 軍人・警察・保安サービス員は分離不能
5. 1980年国勢調査独自集計

は男性就業者が多くなっている。しかしここで特徴的なことは、商業・金融・サービス業においては女性の方が多くなっていることである（男女比48：52）。

このような階級構成の特徴を歴史的に位置づける必要がある。表2－3は常呂町における就業者の推移であるが、これによれば現在みられる自営業者等の中間層と労働者階級の就業人口に占める割合がそれぞれ5割、男女の構成比が男5割強、女4割弱という状況は1970年代から1980年代の特徴であることがわかる。これは1960年から1970年にかけて自営業者を中心とする農業就業人口が2,273人から1,483人へ急減すること、しかし一方、女性労働者が627人から839人へと増加するというなかでつくられた。

表2－3 就業者の推移

単位：人，％

区分 年次	人 口			就 業 人 口			労 働 者 数			雇 用 者		労働者 就業人口	就業人口に占める女性割合	雇用者に占める女性割合
	総 数	男	女	総 数	男	女	総 数	雇用者	完 全 失業者	男	女			
1960	10,368 (100)	5,045 (100)	5,045 (100)	5,098 (100)	3,178 (100)	1,920 (100)	2,358 (100)	2,337 (100)	21 (100)	1,710 (100)	627 (100)	46.3	37.7	26.8
1965	9,123 (88)	4,644 (87)	4,479 (89)	4,678 (92)	2,842 (89)	1,836 (96)	2,459 (104)	2,454 (105)	5 (24)	1,681 (98)	773 (123)	52.6	39.2	31.5
1970	7,821 (75)	3,854 (72)	3,967 (79)	4,170 (82)	2,383 (75)	1,787 (93)	2,277 (97)	2,244 (96)	33 (157)	1,405 (82)	839 (134)	54.6	42.9	37.4
1975	6,982 (67)	3,450 (65)	3,532 (70)	3,808 (75)	2,156 (68)	1,652 (86)	1,955 (83)	1,928 (82)	27 (129)	1,175 (69)	753 (120)	51.3	43.4	39.1
1980	6,315 (61)	3,063 (58)	3,152 (62)	3,434 (67)	1,961 (62)	1,501 (78)	(－) (－)	1,690 (72)	(－) (－)	1,024 (60)	666 (106)	(49.2)	43.7	39.4

注 各年次『国勢調査』ただし1980年は独自集計，以下ことわりのないかぎりこの独自集計による。

(2) 就業構造と年齢階層

就業者を階級構成の産業分類と就業者の性格，ここでは自営業主，家族従業員，公務員，組合労働者（農協，漁協等），民間労働者との関係で分析しよう。表2－4は就業者の性格である。これを表2－5，就業構造とともにみよう。これらによれば常呂町でもっとも多いものは農林・漁業に従事する家族従業員である（22.5％）。以下順に列記すれば，農林・漁業に従事する自営業主（17.1％），鉱工・運通に従事する民間労働者（14.7％），商業・金融・サービス業に従事する民間労働者（8.3％），商業・金融・サービス業に従事する公務員（7.8％）となり，これらに従事するものは全体の7割となる。さらに量的にまとめた就業者層としてみると，農業に従事する家族従業員545人，農業に従事する自営業主351人，教育公務員119人，公務員（地方事務）117人，食品製造業に従事する民間労働者102人で全体の56.2％にあたる。この中で労働組合など組織性をもっているものは教育公務員，公務員（地方事務）であるが，他は自営業者層を中心にして個別性をつよくもった就業構造となっている。

就業者の年齢階層（表2－6）は，全体的に高齢化がすすんでいるといえる。これは就業者中40～59歳が47.8％，20～39歳が38.6％となっていることにあらわれている。この内容は，60歳以上の就業者が民間労働者と自営業者が中心となっているのに対して，公務労働者では30～49歳層を中心としているというちがいをもつものとなっている。自営業者は男女の性別により異った展開を示している。男子は，20歳代に家族従業員として就業し30歳代に経営主

表 2-4 就業者の性格

性別	業 種	性 格	自営業主	家族従業員	公 務 員	組合労働者	民間労働者	合 計
総 数	農 林 ・ 漁 業 従 事 者		583 (17.1)	770 (22.5)	51 (1.5)	17 (0.5)	134 (3.9)	1,555 (45.5)
	鉱 工 ・ 運 通 従 事 者		35 (1.0)	37 (1.1)	54 (1.6)	79 (2.3)	503 (14.7)	708 (20.7)
	商業・金融・サービス従事者		150 (4.4)	151 (4.4)	265 (7.8)	187 (5.5)	283 (8.3)	1,036 (30.3)
	公 務 従 事 者		0 (-)	0 (-)	117 (3.4)	0 (-)	0 (-)	117 (3.4)
	合 計		768 (22.5)	958 (28.0)	487 (14.3)	283 (8.3)	920 (26.9)	3,416 (100.0)
男	農 林 ・ 漁 業 従 事 者		525 (27.0)	209 (10.7)	34 (1.7)	4 (0.2)	122 (6.3)	894 (45.9)
	鉱 工 ・ 運 通 従 事 者		35 (1.8)	8 (0.4)	53 (2.7)	52 (2.7)	313 (16.1)	461 (23.7)
	商業・金融・サービス従事者		123 (6.3)	25 (1.3)	139 (7.1)	113 (5.8)	102 (5.2)	502 (25.8)
	公 務 従 事 者		0 (-)	0 (-)	92 (4.7)	0 (-)	0 (-)	92 (4.7)
	合 計		683 (35.1)	242 (12.4)	318 (16.3)	169 (8.7)	537 (27.6)	1,949 (100.0)
女	農 林 ・ 漁 業 従 事 者		58 (4.0)	561 (38.2)	17 (1.2)	13 (0.9)	12 (0.8)	661 (45.1)
	鉱 工 ・ 運 通 従 事 者		0 (-)	29 (2.0)	1 (0.1)	27 (1.8)	190 (13.0)	247 (16.8)
	商業・金融・サービス従事者		27 (1.8)	126 (8.6)	126 (8.6)	74 (5.0)	181 (12.3)	534 (36.4)
	公 務 従 事 者		0 (-)	0 (-)	25 (1.7)	0 (-)	0 (-)	25 (1.7)
	合 計		85 (5.8)	716 (48.8)	169 (11.5)	114 (7.8)	383 (26.1)	1,467 (100.0)

への移行をはじめるが、女子は経営主が死亡し後継者がいないという場合をのぞいて大半が家族従業員として就業している。こうして年齢階層別にみた就業者の構成(図2-2)は、年齢階層によって就業者の構成に大きなちがいがあ。第1に、20歳代では労働者が自営業者より多く、30歳～59歳ではほぼ同率、そして60歳以上になると自営業者が多くなっている。第2に、男子は20歳～59歳まで労働者と自営業者はほぼ同率で、60歳以上になると自営業者の比率が高くなる。これに対して女子は20歳代で労働者の比率が高く、30～59歳では労働者4割、自営業者6割となり、そして60歳以上で自営業者が多くなる。

こうして常呂町は人口の大幅な減少、高齢化の進展の中で、中間層(自営業者層)の激減、女子労働者の増加がすすみ階級構成は中間層と労働者が拮抗した地域になっている。しかし、製造業の未発達が生産的労働者の層としての形成が不十分であり、このことはこの地域を個別的傾向の強いものにしていく大きな要因ともなっている。生産手段の発展、自然の生態系・再生産循環の確保と発展、労働主体の労働力能の発展、集团的、地域的生産力の発展、地域産業のバランスのとれた発展が現実的課題となっている現段階において、組織労働者、専門労働者は、労働主体、経営主体、地域主体、変革主体の形成に重要な役割を担わされている。この地域では公務員、組合労働者がその役割をもっていると思われる。

表 2-5 就

性 別					総 計																労																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
区 分 経営形態					労 働 者												自 営 業 者								労																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
					公 務 員		組 合・団体				民 間						自 営 業 主				家 族 従 業 員				公 務 員		組 合・団体																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
					公 会 法 人 以 外 の 法 人	公 会 法 人 以 外 の 法 人	組 合	株 式 有 限 会 社	有 限 会 社	会 社 以 外 の 法 人	労 働 者	個 人 営 業	株 式 有 限 会 社	有 限 会 社	内 職 員	自 営 業	個 人 営 業	株 式 有 限 会 社	有 限 会 社	会 社 以 外 の 法 人	家 族 従 業 員	個 人 営 業	株 式 有 限 会 社	有 限 会 社	公 会 法 人 以 外 の 法 人	公 会 法 人 以 外 の 法 人	法 人 以 外 の 法 人	組 合	株 式 有 限 会 社	有 限 会 社																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
産業	分 類	総 計	男	女	務																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	

注 1. 不明 108 (男67, 女41) 総数 3,521 (男 2,014, 女 1,507)

業 構 造

男												女																				
働 者						自 営 業 者						働 者						自 営 業 者														
働 者 以外 の法 人	民 間					自 営 業 者			家族従業員			公 務 員	組 合・団体			民 間					自 営 業 主			家族従業員								
	労 働 者	個 人 営 業 者	株 式 会 社	有 限 会 社	内 部 職 員	自 営 業 主	個 人 営 業 者	株 式 会 社	有 限 会 社	家 族 従 業 員	個 人 営 業 者		株 式 会 社	有 限 会 社	公 社 以 外 の 法 人	組 合 会 社	株 式 会 社	有 限 会 社	内 部 職 員	個 人 営 業 者	株 式 会 社	有 限 会 社	自 営 業 主	個 人 営 業 者	株 式 会 社	有 限 会 社	家 族 従 業 員	個 人 営 業 者	株 式 会 社	有 限 会 社		
1				3		316				150				13				1				35					395					
7						1				2		17						1	1							1						
188	24					207				56								8	2			23				165						
	1		8																2													
	42	42	64	23		3	10	1	3	3								11	4	12	3					2	5	2	3			
51	12	18	7	19		1	6	1	2	4							28	21	54	3	46	3				2	7	1	2			
																						7										
	1	2	20				2			1									2	8							1					
	3	8	9	6		1	2		2									1	7	1						1	1		2			
1		2	12	3		1	3	1	1	1	2	1						3	7	10							4	2	1			
				1		1	8		3	3					1		8		1			5				1	10		7			
6	1	5		5			21		4	6		8		1		16	5	14		12		10					27		6			
		1					2			1																2						
		2	1				11		1								1	1		1						1	12		1			
6	2		1	4		3	17		1	5			1		3	3	8	1	4							1	12		1			
		6				2	11			1				1		28					4					2	10					
3	2				6											6	3			6		1										
	1																															
	3		6	19		1						1							3	1												
	1											1																				
81														4		36																
		5					5			1		34							1	21							1					
											26									1												
11	10	7	19	3	2	3	20	1		3	3	57		1		3	14	7	20			1	3	4		2	21	1				
													24	1																		
161	174	122	147	86	8	540	118	4	17	3	209	30	2	168	1	20	1	1	92	69	154	64	79	9	8	61	24		573	113	6	23

表 2-6 就業者の年齢階層

区分		年齢								合 計
		15～19	20～29	30～39	40～49	50～59	60～69	70～79	80～	
全 体	労働者	公務員	8 (1.6)	128 (26.3)	96 (19.7)	131 (26.9)	104 (21.4)	18 (3.7)	2 (0.4)	487 (100.0)
		組合労働者	14 (5.1)	78 (28.7)	41 (15.1)	60 (22.1)	57 (21.0)	19 (7.0)	3 (1.1)	272 (100.0)
		民間労働者	24 (2.7)	145 (16.5)	202 (23.0)	239 (27.3)	184 (21.0)	67 (7.6)	15 (1.7)	877 (100.0)
		小 計	46 (2.8)	351 (21.5)	339 (20.7)	430 (26.3)	345 (21.1)	104 (6.4)	20 (1.2)	1636 (100.0)
	自営業者	自営業主	4 (0.5)	31 (4.0)	132 (17.2)	220 (28.6)	237 (30.9)	115 (15.0)	26 (3.4)	768 (100.0)
		家族従業員	23 (2.4)	220 (23.0)	225 (23.5)	212 (22.1)	162 (16.9)	79 (8.2)	35 (3.7)	958 (100.0)
		小 計	27 (1.6)	251 (14.5)	357 (20.7)	432 (25.0)	399 (23.1)	194 (11.2)	61 (3.5)	1726 (100.0)
	合 計		73 (2.2)	602 (17.9)	696 (20.7)	862 (25.6)	744 (22.1)	298 (8.9)	81 (2.4)	3362 (100.0)
	男	公務員	2 (0.6)	59 (18.6)	68 (21.4)	96 (30.2)	76 (23.9)	15 (4.7)	2 (10.6)	318 (100.0)
		組合労働者	4 (2.4)	41 (24.4)	31 (18.5)	41 (24.4)	34 (20.2)	15 (8.9)	2 (1.2)	168 (100.0)
		民間労働者	14 (3.0)	81 (16.4)	110 (22.2)	126 (25.5)	108 (21.8)	40 (8.1)	14 (2.8)	495 (100.0)
		小 計	21 (2.1)	181 (18.5)	209 (21.3)	263 (26.8)	218 (22.2)	70 (7.1)	18 (1.8)	981 (100.0)
	自営業者	自営業主	4 (0.6)	29 (4.2)	118 (17.3)	204 (29.9)	201 (29.4)	99 (14.5)	25 (2.7)	683 (100.0)
		家族従業員	21 (8.7)	118 (48.8)	52 (21.5)	12 (5.0)	4 (1.7)	14 (5.8)	19 (7.9)	242 (100.0)
		小 計	25 (2.7)	147 (15.9)	170 (18.4)	216 (23.4)	205 (22.2)	113 (12.2)	44 (4.8)	925 (100.0)
	合 計		46 (2.4)	328 (17.2)	379 (19.9)	479 (25.1)	423 (22.2)	183 (9.6)	62 (3.3)	1906 (100.0)
女	労働者	公務員	6 (3.6)	69 (40.8)	28 (16.6)	35 (20.7)	28 (16.6)	3 (1.8)		169 (100.0)
		組合労働者	10 (9.6)	37 (35.6)	10 (9.6)	19 (18.3)	23 (22.1)	4 (3.8)	1 (1.0)	104 (100.0)
		民間労働者	9 (2.4)	64 (16.8)	92 (24.1)	113 (29.6)	76 (19.9)	27 (7.1)	1 (0.3)	382 (100.0)
		小 計	25 (3.8)	170 (26.0)	130 (19.8)	167 (25.5)	127 (19.4)	34 (5.2)	2 (0.3)	655 (100.0)
	自営業者	自営業主		2 (2.4)	14 (16.5)	16 (18.8)	36 (42.4)	16 (18.8)	1 (1.2)	85 (100.0)
		家族従業員	2 (0.3)	102 (14.2)	173 (24.2)	200 (27.9)	158 (22.1)	65 (9.1)	16 (2.2)	716 (100.0)
		小 計	2 (0.2)	104 (13.0)	187 (23.3)	216 (27.0)	194 (24.2)	81 (10.1)	17 (2.1)	801 (100.0)
	合 計		27 (1.9)	274 (18.8)	317 (21.8)	383 (26.3)	321 (22.0)	115 (7.9)	19 (1.3)	1456 (100.0)

性別	区分	15～19	20～29	30～39	40～49	50～59	60～69	70～90	全体	区分	比率%
全 体	労働者	11.0	21.3	13.9	15.2	14.0	6.4	18.5	14.5	公務員	90
		19.2		5.9	7.0	7.7			8.1	組合労働者	80
			13.0				22.5			民間労働者	70
				29.0	27.7	24.7	26.5	43.2	26.1	家族従業員	60
			24.1								50
	自営業者	31.5	36.5	32.3	24.6	21.8	38.6		28.5	家族従業員	40
						31.9					30
				19.0	25.5			32.1	22.8	自営業主	20
		5.5	5.1								10
男	労働者	4.3	18.0	17.9	20.0	18.0	8.2	3.2	16.7	公務員	90
		8.7					8.2	22.6	8.8	組合労働者	80
			12.5	8.2	8.6	8.0	21.9			民間労働者	70
				28.0	26.3	25.5		30.6	26.0	家族従業員	60
			24.7				7.7				50
	自営業者	45.7	36.0	13.7	42.6	47.5	54.1		12.7	家族従業員	40
											30
				31.1				40.3	35.8	自営業主	20
		8.7	8.8								10
女	労働者	22.2	25.2	8.8	9.1	8.7	3.5	5.3	11.6	公務員	90
					5.0	7.2	23.5		7.1	組合労働者	80
		37.0	13.5	29.0	29.5	23.7		84.2	26.2	民間労働者	70
							56.5			家族従業員	60
			23.4	54.6	52.2	49.2			49.2		50
	自営業者	33.3	37.2								40
											30
											20
		7.4		4.4	4.2	11.2	13.9	5.3	5.8	自営業主	10

図 2-2 年齢階層別にみた就業者の構成

第 2 節 住民諸階層の状態と技能形成過程

住民諸階層の状態を農業、漁業、商工業、労働者について分析し、それぞれについて現段階における技能形成過程の特徴を分析する。そして第 3 節においてこれらの技能形成過程の全体的な特徴をまとめる。

1. 農業の現状と農民の技能形成

常呂町の農業は、この20年間（1960年から1979年）に全体の約半数におよぶ農家が離農するという激しい階層分解を経験してきた（689戸→362戸）。そして現在では1戸当り耕地面積が11.9haとなっている（1960年は6.3ha）。このような激しい階層分解の中で、常呂町農業は大型機械化、農業の専門化（作付構成の専門化、経営の専門化）、大型機械・施設の共同利用、地域的利用を進展させてきた。

表 2-7 経営耕地規模別農家戸数の推移

年次	区分	総数	例外	3.0 ha 未 満	3～5 ha	5～ 7.5 ha	7.5～ 10 ha	10～15ha	15～20ha	20 ha 以 上
1960		689		110	164	243	109	52	11	
1965		629	5	93	110	209	110	92	13	2
1970		517	2	74	50	89	102	146	43	11
1975		399	5	52	25	49	45	111	75	37
1979		362	6	42	21	31	31	101	73	48
1980		353	5	39	18	40	26	95	79	51

注 「北海道農業基本調査」「農林業センサス」より作成。

1) 農業の機械化、専門化、共同性の発展

農業における機械化は、主要畑作物である小麦、馬鈴薯、てんさい、飼料用作物（牧草）において大型機械化「一貫」体系段階へ進展している。また、玉ネギ等の大型機械化「一貫」体系²⁾も進展しているが、豆類、わさび、ニンニク等の機械化は遅れている。これをトラクター所有の動態でみると、トラクター³⁾の導入は1960年以降わずか20年の間に急速にすすみ、とりわけ70年代にはいり加速的に進展する。播種機、移植機、収穫機（ハーバスター）は70年代の後半に普及し、主要畑作物の技術的基礎は大型機械化「一貫」体系へと発展する（表2-8）。

表 2-8 トラクターの普及状況

年次	農家数	トラクター所有		個人所有		共同所有		トラクター所有農家率(%)	個人所有農家率(%)	共同所有農家率(%)	トラクター農家1戸当り台数
		農家数	台数	農家数	台数	農家数	台数				
1960	689	11	11	11	11	0	0	1.6	1.6		1.0
1965	629	140	81	61	63	79	18	22.3	9.7	12.6	0.6
1971	453	321	192	105	108	216	84	70.9	23.2	47.7	0.6
1976	386	336	298	168	214	168	84	87.0	43.5	43.5	0.9
1979	362	350	367	182	269	168	98	96.7	52.0	48.0	1.0

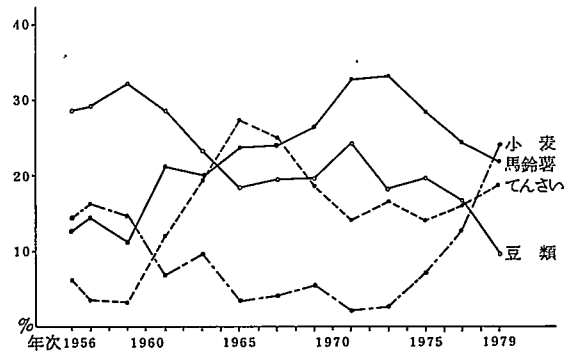
注 1. 「北海道農業基本調査」「農業センサス」より作成。

2. トラクター所有農家数は、のべ所有農家数である（個人所有農家数＋共同所有農家数）。ただし、個人所有、共同所有は実農家数である。

3. 共同所有は、共同所有＋利用組合有である。

農業の専門化⁴⁾は、機械化を基礎とする生産手段の発展、労働生産性の飛躍的発展と農産物市場との関わりで展開する作付作物の単純化、生産規模の拡大、経営形態の質的発展を特徴としている。これは作付作物数の減少と中心作物の形成、作付構成の急速な傾向的変動、1戸当り経営総耕地面積の拡大、さらに、経営形態は畑作専門経営、酪農専門経営、混同経営等へとそれぞれ質的に発展する過程である（図2-3）。

共同性の発展は、農民経営の枠をこえた大型機械・施設の共同利用、地域的利用である。トラクターの共同所有は半数の農家で行われており、作業機（播種機、移植機、収穫機など）を含めると、大半の農家はなんらかの共同利用に参加している（ただし、トラクターの共同所有は形式をのこし



注 農林省『北海道農林統計』による作成。

図2-3 主要農作物の作付構成

ながら1戸に1台というような共同所有の中における個別化がすすんでいる。また共同所有はトラクター本機から、大型作業機の共同へうつりつつある。とくに、小麦の収穫機（普通型コンバイン）の共同所有を中心に形成された麦作集団は、小麦作付農家の大半が参加するという全町的な規模をもっている。地域的な大型機械・施設は流通過程（流通過程に延長された生産過程）を中心に展開している。これは澱粉加工工場、てんさい製糖工場、馬鈴薯貯蔵施設、小麦の乾燥・貯蔵施設、ハッカ蒸溜工場、ワサビ乾燥・加工工場、玉ねぎ貯蔵庫等である。これらは農業生産の発展条件となるとともに、作付構成変動の中で廃止、操業短縮さらには急速な機械・施設の拡大をとめないながら進展してきた。

このような農業の展開過程は、農民経営、労働過程、技能形成に新たな特徴を与えている。

2) 農民経営の展開過程

農民経営の展開過程は、家族労働力の再生産過程を基礎に不安定期と発展期をもち、それぞれの期は経営展開に質的な違いをもっている。そして大型機械化「一貫」体系は、不安定期の勤労主義的経営と発展期にある経営の格差を拡大していく。1960年から1980年の機械化の過程の中では、1970年代前半に「労働力の増加と世代交替」を行った層が経営を急速に発展させ、現段階で最も有利な経営展開をしている。

農民経営の類型別経営総耕地面積⁵⁾（表2-9）は1970年以降の急速な格差拡大を示しているが、これらの経営は同時に農業の専門化を進展させてきた。作付面積と作付構成（表2-10）は、1作物当り作付面積の拡大、作付作物の集中と分散、経営形態と耕地面積による作付作物、作付構成の分化を特徴としている。1作物当り作付面積の拡大は大型機械化「一貫」体系による労働生産性の飛躍的な発展によってもたらされており、各作物とも2～3倍となっている。作付作物の集中と分散は価格変動と機械化の水準（機械化の作物間不均等発展）によって展開する。機械化がトラクターとプラウ（耕起）、播種機等の跛行的機械化段階（1970年）においては、手労働部分が多く残されており、この部分の労働生産性の低位さに規定され作付は労働競争を防ぐための分散（作付作物の多様化と1作物当り面積の狭さ）を必要とする。これに対し大型機械化「一貫」体系は、価格の有利な作物へ作付を集中させることを可能にする。そし

表 2-9 農民経営類型別経営総耕地面積

単位：ha

類 型	経営形態	農 家 番 号	1965	1970	1975	1979	増 減 ('79-'65)
I	酪 農	②, ③	13.6	21.7	27.3	28.5	14.9
II	畑 作	①	18.8	19.2	21.0	25.0	6.2
III	酪 農	④, ⑤, ⑥	14.6	14.6	18.8	19.0	4.4
IV	畑 作	⑦, ⑧, ⑩	15.1	16.3	18.4	18.8	3.7
V	酪 農	⑨, ⑫	9.0	12.2	16.1	15.0	6.0
VI	混 同	⑬, ⑭, ⑮	7.3	8.3	11.9	14.3	7.0
VII	混 同	⑯, ⑰, ⑱, ㉑	8.8	11.3	12.0	12.1	3.3
VIII	畑 作	㉒, ㉓, ㉔, ㉕, ㉖, ㉗	10.0	9.2	11.5	11.2	1.2
IX	混 同	㉘, ㉙	?	9.2	7.6	9.4	—
X	混 同	㉚	8.7	9.2	9.6	6.0	△ 2.7
平 均		(28戸)	11.4	12.3	14.8	15.2	3.8

注 1. 経営形態は1979年のものである。

2. 酪農；④と⑥は酪農畑作である。

3. 1965年は不明の6戸を除いてある。

4. ⑰番農家欠落。

て同時に、家族労働力の豊富な農家や土地面積が狭いような農家では、機械化によつての余剰労働力を野菜（アスパラ、長イモ等）や養豚の導入によつて燃焼させることを可能にしている。このような農業の専門化を、家畜の飼育頭数の推移（表2-11）によつてみよう。これによれば1戸当り飼育頭数の急速な増加が明らかである。1970年においては酪農で専門化がすすみはじめるが（酪農は牧草関係の機械化が比較的早い）、他の経営ではそれほどすすんでいない。これにたいし1979年になると、酪農専業経営、畑作専業経営、混同経営（畑作＋養豚）とそれぞれがそれに対応した機械、施設をもつた経営へ専門化していく。こうして大型機械化「一貫」体系段階における農民経営は、経営形態と耕地面積による作付作物、作付構成の分化を特徴とするようになる。また、このような分化は地域的な分化、すなわち主産地形成として展開する。このような農業展開の基礎となっている大型機械化「一貫」体系段階とはどのようなものであり、その実態はどうなっているであろうか。

農業における機械化⁶⁾は、作物間、個々の労働過程間に不均等に作用し跛行的な展開を示す。また、農業労働の多様性は機械の発展に多様性を与え、農業における機械化は複雑な発展過程となる。これは農業が生物生産であることからうまれ、農業の機械化は工業にたいして相対的に遅れることになる。そして、農業における機械化の動態過程は、農業機械の多様性をもつた発展と機械化の段階的発展を特徴としている。このような機械化の発展過程は農民経営が支配的な我が国においては、個別農民経営における機械化、共同利用組合における機械化、地域（農協等）における機械化と三重構造をもつて展開している。

大型機械化「一貫」体系（表2-12）は作物間に不均等な発展をしており、小麦、澱粉原料馬鈴薯、てんさい、酪農で「一貫」体系となっているが他作物ではそれに達していない。また、

表 2-10 作付面積と作付構成（1戸当り）

単位：ha，%

類 型	經 営 形 態	1 9 7 0									1 9 7 9										
		麦	え ん 麦	豆 類	馬 鈴 薯	て ん さい	牧 草	デコ ン ト ン	そ の 他	計	麦	豆 類	馬 鈴 薯	種子 用	食 用	でん ぶ用	てん さい	牧 草	デコ ン ト ン	そ の 他	計
I	酪農	2.6	1.2	2.3	6.3	0.8	14.9	1.0		16.9	4.2							9.6	6.0	4.3	24.1
II	畑作	1.3	0.4	1.3	3.7	4.0	2.7		0.1	19.2	9.5	2.4	8.2		3.0	5.2	4.9		0.1	25.1	
III	酪農					2.4	4.1	1.0	0.04	14.6	1.2		3.1			3.1	2.0	6.5	3.5	2.7	18.7
IV	畑作	2.0	1.0	4.2	5.0	2.8	0.7	0.8	0.04	16.6	5.8	3.5	6.3		1.8	4.5	3.1				18.7
V	酪農	1.1	0.8	0.8	1.3	1.9	4.5	1.1	0.1	11.5	0.8						2.1	10.1	4.6		17.6
VI	混同	0.4	0.6	0.9	2.8	2.3	0.1	0.1	0.1	7.7	2.3	2.4	4.0			4.0	3.8	0.2			13.2
VII	混同	0.5	1.1	2.5	4.1	2.6	0.3	0.2	0.1	11.8	2.1	2.4	3.2	0.8	1.3	1.1	3.2		1.1		12.0
VIII	畑作	1.0	1.0	2.2	2.8	1.9	0.1	0.1	0.04	9.0	4.2	2.5	2.2	0.9	0.8	0.6	2.2	0.3	0.6		11.3
IX	混同	0.3	0.6	2.3	3.0	2.6		0.3	0.3	9.2	2.0	0.7	3.0		1.8	1.3	2.2		1.0		8.9
X	混同		1.0	1.8	3.5	2.4	0.1	0.4		9.2	1.9	3.6	3.5		1.0	2.5					9.0
平均		0.9	0.8	2.0	3.3	2.3	2.1	0.5	0.1	12.1	3.3	2.1	3.3	0.3	0.9	2.1	2.6	1.7	0.9	0.8	14.7
I	酪農					4.5	88.1	5.9		100.0	17.4							39.8	24.9	17.8	100.0
II	畑作	13.5	6.3	12.0	32.8	20.8	14.1		0.4	100.0	37.8	9.6	32.7		12.0	20.7	19.5		0.4		100.0
III	酪農	8.9	3.0	8.7	25.6	16.2	27.9	9.1	0.3	100.0	6.4		16.3			16.3	10.4	34.5	18.4	14.2	100.0
IV	畑作	11.7	5.7	25.4	30.1	16.5	3.9	4.9	0.2	100.0	31.1	18.8	33.5		9.4	24.1	16.6				100.0
V	酪農	9.6	6.6	7.0	10.9	16.6	38.9	9.6	0.6	100.0	4.3						12.0	57.5	26.2		100.0
VI	混同	5.2	8.3	11.7	37.0	30.4	0.9	1.7	1.5	100.0	17.1	18.4	30.3			30.3	28.8	1.8			100.0
VII	混同	4.0	9.1	20.8	35.0	22.0	2.1	1.7	0.7	100.0	17.1	20.3	26.5	6.7	10.4	9.4	26.7		9.4		100.0
VIII	畑作	10.5	11.3	24.7	30.8	21.0	1.3	1.5	0.4	100.0	35.2	20.9	18.7	7.1	6.7	4.9	18.2	2.1	4.9		100.0
IX	混同	2.7	6.0	25.1	32.8	27.9		2.7	3.3	100.0	22.6	7.3	33.9		19.8	14.1	24.9		11.3		100.0
X	混同		10.9	19.6	38.0	26.1	1.1	4.3		100.0	21.1	40.0	38.9		11.1	27.8					100.0
平均		7.6	6.6	16.8	27.0	18.8	17.2	4.2	0.6	100.0	22.8	13.9	22.7	2.2	6.4	14.2	17.6	11.7	5.8	5.2	100.0

注 1. えん麦（1970）は、えん麦と雑穀である。1979年の麦はほとんどが秋播小麦である。

2. その他について：1970年はほとんどが野菜、1979年は酪農でのその他は改良放牧地、畑作、混同は、ワサビ、アスパラ、長イモ等。

3. 馬鈴薯の1970年は種子用等の区分ができない。

4. 空白は作付なし。

表 2-11 飼育頭数の推移（1戸当り）

単位：頭，匹

類 型	経 営 形 態	1970		1979	
		乳 牛	豚	乳 牛	豚
I	酪 農	19.0		37.5 (7.0)	
II	畑 作	(7.0)		(7.0)	
III	酪 農	11.5		30.0	
IV	畑 作		0.8		
V	酪 農	3.5		27.5 (5.0)	
VI	混 同	0.3	1.0		333.3
VII	混 同		15.5		210.0
VIII	畑 作		0.2		
IX	混 同		1.5		135.0
X	混 同		53.0		200.0
平 均 (28戸)		2.5 (0.3)	4.5	7.9 (1.1)	82.5

- 注 1. 乳牛は成牛（2歳以上）である。また，（ ）は肉牛である。
 2. 養豚は70年代前半に導入農家がふえるが価格変動でやめた農家がある（3戸）。
 3. 1970年は他に，馬，ニワトリ等の飼育があったが，現在はいない。

表 2-12 大型機械化「一貫」体系

	作 物	耕耘過程	播種、移植過程	収穫過程		地域的な大型機械・施設
畑作	小 麦	プラウ，ハロー	グレンドリル	普通型コンバイン	トラック	乾燥・貯蔵施設 澱粉加工工場 製糖工場
	馬 鈴 薯	プラウ，ハロー	ポテトプランター	ポテトハーベスター		
	て ん さ い	プラウ，ハロー	ビートプランター（移植）	ビートハーベスター		
酪	牧 草	プラウ，ハロー	ブロードキ { ャスター } 総合施肥播種機	・モアコンディショナー	タンクローリー	調整，加工工場
農	{ サイレージ	プラウ，ハロー		・チヨッパー		
	デントコーン	プラウ，ハロー		・コーンハーベスター		
搾 乳			—	・パイプラインミルカー		
				・バルククーラー		

- 注 1. 他の作物について：食用，種子用馬鈴薯は傷がつくと商品価値が下がるためハーベスター化は行われていない。豆収穫はビーンカッター，ワサビ収穫はワサビ掘取機が入っているが，「一貫」体系にはなっていない（これらの機械は部分機械である）。アスパラ，長イモなどは道具による収穫である。養豚は大型畜舎があり施設化がすすんでいるが機械化の段階規定は十分できていない。
 2. 機械の性格，段階規定については，拙稿「畑作農業の機械化と農民教育」，美土路達雄編著『現代農民教育の基礎構造』，北大図書刊行会，1981年を参照。

除草剤、除草機（カルチベーター）等の発展で単位面積当り労働量は減少しているが、作付規模の拡大によって除草、間引といった「道具＋裸手」労働は依然として残存している。このような機械化「一貫」体系は、機械化の三重構造をもって展開している。これを機械の所有形態

表 2-13 機械の所有形態と利用組合への参加状況

類 型	経営形態	農 家 番 号	機械の所有形態						参 加 利 用 組 合					麦 作 集 団 の オ ペ レ ー タ ー	
			全 て 個 人	個 人 と 共 有	個 人 と 利 用 有	全 て 共 有	全 て 利 用 有	そ の 他	A (畑 作)	B (畑 作)	C (畑 作)	D (酪 農)	F・その他		麦 作 集 団
I	酪 農	② ③			○ ○					B		D D		○	
II	畑 作	①			○				A					○	
III	酪 農	④	○		○ ○ ○					B		D		○ ○ ○	
		⑤													
		⑥													
IV	畑 作	⑦ ⑧ ⑩ ⑪			○ ○ ○ ○			A A A A				D D		○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○
		⑨													
		⑫													
V	酪 農	⑬ ⑭ ⑮					○ ○ ○		A			D D		○ ○ ○	○ ○ ○
VI	混 同	⑯ ⑰ ⑱				○ ○ ○			B B B			F	○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○
		⑲													
		⑳													
VII	畑 作	㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗	○		○ ○ ○ ○ ○ ○			A A		B		C C C		○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○
		㉘													
		㉙													
		㉚													
IX	混 同	㉛ ㉜				○ ○					C C		○ ○		
X	混 同	㉝				○				B				○	
合 計			2	1	8	0	17	0	8	8	5	5	1	24	10

注 1. 共有は2戸以上数戸の共有をさし、利用組合のような組織性をもっていない。

2. 全て利用有は厳密にみると個人有と利用有に属している。たとえば酪農では、畜舎のパイプラインミルカー、バークリーなどは個人所有であり、畑作、混同も含めトラック等は個人所有である。

表2-15 農 民

類 型	経営 形態	農 家 番 号	免 許 資 格					簿 記 イ) つけている ロ) ノートなどに ハ) つけていない	労働日誌 イ) つけている ロ) ノートなどに ハ) つけていない
			普通免許	大型免許	大型特殊	そ の 他	とりたい資格, 免許		
I	酪農	㉒	1962	1962	1962			ハ	ハ
		㉓	(1963)	1963	1963	’63-牽引免許	溶接	ハ	ハ
II	畑作	㉑	1958		1957		電気溶接	㊦	ハ
III	酪農	㉔	(1967)	1967	1960		危険物, 溶接	㊦	㊦
		㉕	1961		1960			㊦	ハ
		㉖	1966		1966	’66-牽引免許		ハ	㊦
IV	畑作	㉗	(1965)	1965	1966	’66-牽引免許	建築機械, クレーン, 庭師	ハ	㊦
		㉘	1964					ハ	ハ
		㉙	1964		1964			ハ	ハ
		㉚	1957		1962	’62-普通2種, 牽引		N. A	N. A
V	酪農	㉛	有?		有?			ハ	㊦
		㉜	(1955)	1955	1955	’55-牽引免許		㊦	㊦
VI	混同	㉝	1964		1966	’67-牽引免許		㊦	N. A
		㉞	(1965)	1965				㊦	ハ
		㉟	1965		1965	’72-危険物, ボイラー	劇毒物	ハ	ハ
VII	混同	㊱	1965		1966			ハ	ハ
		㊲	(1960)	1965	1960	’60-牽引免許		㊦	ハ
		㊳	有?		有?		牛馬商, 家畜商	N. A	N. A
		㊴	1966		1960		危険物	ハ	㊦
VIII	畑作	㊵	(1965)	1965	1965	’65-普通2種		ハ	ハ
		㊶	(1960)	1960	1962			ハ	ハ
		㊷	(有?)	有?	有?	?-牽引’68-溶接 ’69-家畜商’71-古物商		ハ	ハ
		㊸	(1960)	1960		’60-牽引, ’70-ガス溶接	危険物, 劇毒物	N. A	N. A
		㊹	有?		有?			ハ	㊦
		㊺	1953		有?	?-普通2種, ?-牽引	ボイラー	N. A	N. A
IX	混同	㊻	1963		1963	’63-牽引, ’65-ガス溶接	危険物	ハ	㊦
		㊼	1964		有?	’64-牽引免許	溶接	㊦	N. A
X	混同	㊽	1964		1964	’64-牽引免許		ハ	N. A

の 技 能 形 成

雑 誌 ・ 新 聞		参 加 団 体 と 活 動		昨年1年間(1979)に参 加した学習会、研修会
よくよむ雑誌名	とっている新聞	参 加 団 体	活動、学習内容	
近代酪農	N. A	士岐和牛研究会	今は名前だけ	あればいくけど余りやっていない
ディリーマン、近代酪農	北海タイムス	酪農振興会		営農懇談会、酪農講習(作物の作り方、 牛の病気)
家の光、ニューカントリー 農業の友	農業新聞、北海タイム ス、赤旗	畑作研究会		N. A
家の光、ディリーマン、 近代酪農	N. A	酪農振興会、乳牛改良同 士会		農機会社主催の研修(交流)、先進地 視察
ディリージャパン、農業 の友	農業新聞、北海道新聞	酪農振興会		酪農振興会の視察旅行
	赤旗日曜版	てんさい振興会、酪農振 興会、乳検組合	懇談、学習へくりかえし 耳できくのでよくわかる	経営懇談会(移動農事相談)
家の光、ニューカントリー	農業新聞、読売新聞			青年部冬期研修(肥料)、共済(肥料)
家の光、ニューカントリー	北海道新聞			
家の光、ニューカントリー	北海道新聞			
家の光、現代農業、農業 の友、ニューカントリー	全農新聞、読売新聞	畑作研究会	畑作や生活環境づくりの 学習	
ディリーマン	北海道新聞	酪農振興会	研修、先進地視察	酪農振興会(視察、技術交流)
農業の友、ディリーマン 近代酪農	日農新聞、北海タイムス	酪農振興会		酪農振興会(親睦旅行)
ニューカントリー、農業 の友	北海道新聞	養豚団地協議会	種豚の改良法	養豚視察(協議会主催)
ニューカントリー	北海道新聞	養豚団地協議会	豚の病気の知識、エサの 講習、先進視察	
ニューカントリー	日農新聞、北海タイムス	種子馬鈴薯(研究会)	防疫検査	
現代農業	読売新聞			
	読売新聞	養豚団地協議会		ビート、ビート会社視察、豚の飼い方
養豚	読売新聞	養豚団地協議会		
現代農業、ニューカント リー	北海タイムス、スポー ツニッポン	養豚団地協議会 種子馬鈴薯(研究会)	防疫検査	
	北海道新聞			
家の光	読売新聞			
	N. A			麦作集団長の研修会
	北海タイムス			
.	北海タイムス	種子馬鈴薯(研究会) てんさい振興会	防疫検査	
家の光	北海道新聞			営農懇談会(農業、気象)
現代農業	共済新聞、北海道新聞			
	北海道新聞	養豚団地協議会	地域視察	
養豚	北海道新聞	養豚団地協議会	養豚組合の学習、研修会	

と利用組合への参加状況（表2-13）でみると全くの個別所有という経営はゼロ（④，⑨も麦作集団には参加）であり，ほとんどが比重の差はあれ利用組合に参加している。利用組合の特徴（表2-14）は，機械台数の多さである。A，B，Cの各利用組合は主要作業に必要な機械のほとんどを装備し，D利用組合は収穫過程の機械を中心に装備している。また，麦作集団は普通型コンバインによる小麦の収穫を中心に組織され，大半の農家が参加している。このような機械化の過程は農民経営の労働過程を変化させずにはおかない。

表2-14 利用組合の特徴

	A	B	C	D
結成年次	1963	1963	1963	1976
参加戸数 (1979)	11	8	6	5
所有 機械 (台数)	トラクター 10 (34～94 P S)	5 (40～76 P S)	6 (42～85 P S)	
	総合施肥 播種機	2	1	
	ポテト プランター	3	2	1
	ビート 移植機	3	2	2
	ポテトハ ーベスター	4	3	3
	ビートハ ーベスター	5	2	2
	その他	29	19	19
合計	59 (5.4 台/戸)	36 (4.5 台/戸)	36 (6.0 台/戸)	
共同作業 労 賃 役員の決め方	ビート移移 相 殺 2年交替・順番制	ビート移植 相 殺	ビート移植 (馬鈴薯・ビート収穫) 相 殺 換 算	サイレージ作業 相 殺
機械所有の形態	利用組合 わずかに個人所有	利用組合	利用組合	利用組合 個人所有

大型機械化「一貫」体系段階における労働過程の性格変化は次の諸過程のなかにあらわれる。第1に，機械化を基礎とする家族協業の性格変化と農民経営間の機械にもとづく共同労働の進展である。第2に，地域内分業の発展である。これは地域的な大型機械化・施設化を物質的基礎とし，これまでは農民経営内で行われていた労働過程の地域的な分化，発展である。このような過程は農民経営における機械化の性格，すなわち機械化の三重構造によって特徴づけられるとともに，機械それ自身の性格によって特徴づけることができる。機械化によって農業労働は，肉体的，生理的制限をこえ基礎的な知識，訓練さえあれば誰にでもできるものへ変わり，さらに「一貫」体系は機械と機械の同時・連続作業を可能とするようになる。こうして家族協

業においては、婦人による機械使用（トラクター、トラック等）の増加、そしてそれによる家族内労働分担の変化があらわれる。共同労働は、機械と機械の同時・連続作業によって分業、協業を進展させるとともに、オペレーター、機械運行係、機械整備、計画、準備係、会計係等の専門化した労働をつくりだしている。

こうして大型機械化「一貫」体系段階における農民経営は新たな質をうけとるが、同時に借入金の増大、農業経営費の増加、地力低下などの矛盾を深刻化させている⁷⁾。

3) 技能形成の特徴

大型機械化「一貫」体系段階における農民の技能形成は、機械化を基礎とする生産手段の発展、農業の専門化、労働過程の性格変化、共同利用の進展、農家経済、地域農業の展開過程等における諸課題、諸問題との関連で明らかにすることができる。

農民の技能形成（表2-15）は、第1に、大型特殊免許を中心とする各種免許、資格の取得の進展である。第2に、経営簿記の記帳を中心とした農家経済の分析、管理の力形成の遅れを特徴としている。第3に、雑誌・新聞、研究会（農家間の交流）、先進地視察、講習会の進展である。

大型特殊免許と普通免許はほとんどの農民が取得している。トラクター機械操作技能は実際の農作業の中で経験的に修得されてきた。大型特殊免許はトラクターの一般道路走行に必要なもの（道路交通法）として取得がすすんだ。こうしてトラクター機械操作技能は経験的修得（メーカー等による「操作方法」の指導はある）を中心としながら、社会的な技能形成によって補完されるようになってきている。しかしこれはトラクターの運転という意味で前進面をもつが、農作業におけるトラクター機械操作技能として不十分であるといえよう（牽引免許も大型作業機の道路走行に必要とする）。普通免許は普通乗用車と2トンまでのトラック運転が可能なものであり、圃場における作業、生産資材の運搬、生産物の工場への搬入等必要性を高めている。この免許は自動車学校による基礎的な知識（運転、機械機構など）と訓練によって取得され、現段階における農民の技能形成の中では期間、内容とも高い水準にある。また、普通免許はトラクター運転の基礎的技能ともなっている。ガス溶接免許、危険物取扱資格、劇毒物取扱資格の取得は利用組合の機械係（㊟、㊥）を中心に進展しているが、個人での取得、取得希望が多くなっている。これらの技能は農民間において経験的に伝播している。トラクター操作技能は経営主から妻へ、ガス溶接は免許取得者から他の農民へ伝播され農民の技能修得がすすんでいる。

経営簿記、労働日誌の記帳にみられる経営技能の形成はもっとも遅れた分野の一つであり、簿記記帳は14%（4人）、日誌記帳は21%（6人）にすぎない。これは「つけたことがない」「記帳の仕方がわからない」ということ、「2～3年つけていたが、仕事が忙しくなると酒を飲んで寝てしまい、ついつい記帳しなくなりやめてしまった」、「つけてもあまり意味がない」、すなわち、①記帳能力、経験がない、②労働時間の春と秋への過度な集中（明るいうちはほとんど労働しているのみならず、ライトをつけて夜間作業さえ行われる）による記帳の困難性、さらに苦勞してつけても③それ自体を充分利用することができないことなどによっている。しかし、経営簿記、労働日誌の記帳はノート、手帳などへの記入も含めるとそれぞれ3割近くの人がつけており、さらにどちらか一方をつけている人は5割へ達している。

これらの記帳は畑作経営、酪農経営、混同経営との間にちがいをもって進展している。ノート等への記帳も含めどちらかの記帳をしているものは、畑作経営で27%（3人）、酪農経営で71%（5人）、混同経営で60%（6人）となっており、経営間で記帳の必要性にちがいがあつた。これは畑作作業が労働時間の春と秋への過度集中を特徴とし記帳の困難性が前面にでてくるの

にたいし、酪農、混同では多数の家畜の日常的管理が重要な作業であることによると思われる。

- 、経営簿記の記帳は利用組合における会計系の確立、さらに農協の組合員勘定（農家の経営収支の大半はこれに記載される）の進展がある。とくに組合員勘定は農協による農家経済の掌握、管理などの矛盾をもっているが、農民にとっては経営状況を把握しえる材料ともなっている。

雑誌・新聞、研究会、先進地研修、講習会による技能形成もまた現段階の大きな特徴である。雑誌は農業専門雑誌と農家生活誌の購読であり；階層的には上中層を中心とし下層での購読は少ない。新聞の購読は全階層的であるが、農業専門紙は上層を中心としている。農家間の経験交流は比較的活発に行われているが、現段階ではこれを基礎に研究会として進展している。この研究会は農業の専門化とともに進展し、作物別、家畜別に組織され、とくに活発なものは種子馬鈴薯研究会、養豚団地協議会、酪農振興会など市場変動が激しく常に品質管理、改良が要求されているものである。先進地視察は研究会を中心とした町内、道内の優良農家の視察であり、これは生産と経営を総体として実践的に把握するものとして進展している。講習会は全般的な知識（気象情報、価格情報等）の講習、試験研究結果の講習、生産手段等の技能講習という特徴をもっている。

こうして大型機械化「一貫」体系段階における農民の技能形成の特徴は、第1に、農業の機械化、専門化、共同利用の進展に対応して進展している。第2に、技能形成の跛行的発展である。これは生産技術の技能形成の前進と経営に関する技能形成のたちおくれである。第3に、社会的形成と個別経験的形成の並存過程である。社会的形成は各種資格、免許、農業改良普及所の指導など科学性をもったものと、農民間の経験交流、研究会、先進地研修など実践的なものがある。そしてこれらの実際的な修得過程は個別経験的になされている。第4に、これらの形成過程は階層性、経営形態によるちがいが、さらに経営主、妻、後継者、その妻等でちがいをもっている。第5に、共同利用組合の進展、共同作業の進展によって会計、機械係などの専門的労働の分化がすすんでいるといえよう。

このような中で後継者の技能形成過程はどのような特徴をもっているであろうか。これを後継者の学歴と免許、資格（表2-16）、経営への参加状況（表2-17）でみてみよう。後継者は学歴水準の高さ、そして就農以前に農業の基礎的、専門的知識、技能を身につけているといえる。就農後の技能形成は前述した経営主の特徴を量的に拡大したような展開をしめすが、とくに特徴的なことは学習機会の第1位に親からの修得があげられていることである。これは後継者の技能形成が専門的知識、技能をもちながら、親からの経験的技術伝播が行われていることを示している。そして経営への参加状況にみられるように、部分的、実際的に行われていることが特徴となっている。

表2-16 後継者の学歴と免許、資格

番号	形態	学 歴		取 得 免 許 , 資 格
		高 校	高 卒 後	
⑨	酪 農	機農高校	農業短大	普通免許、大型特殊
⑩	畑 作	普通高校	農業学園	普通免許、大型免許、大型特殊、牽引車
⑫	酪 農	普通高校	農業短大	普通免許、大型特殊
⑬	混 同	機農高校	農業学園	普通免許、大型特殊、牽引車、溶接（ガス、電気）
⑭	混 同	機農高校	農業短大	普通免許、大型特殊、牽引車

表 2-17 経営への参加状況

農家番号	年 齢	経営方針				機械操作, 修理				作業編成				麦作集団の オペレーター
		全 部	一 部	相 談	全 く な し	全 部	一 部	相 談	全 く な し	全 部	一 部	相 談	全 く な し	
⑨	24		○			○					○			○
⑩	29		○			○				○				○
⑫	23			○			○				○			N. A
⑬	26	○				○				○				○
⑭	24		○			○					○			

2. 漁業の現状と漁民の技能形成

常呂町漁業は1972年をさかいとして急速に発展してきた。これを総生産額でみると、1971年に10億円であった総生産額は2年後の1973年には22億円へと倍増する。そしてさらに1977年には33億円へと達し、7～8年間で実に3倍以上という急速な発展過程をたどってきた。このような発展過程は常呂町漁業、経営、技能形成にどのような特徴を与えているであろうか(表2-18)。

表 2-18 総生産額の発展

単位: 千円

区分 \ 年次	1973	1974	1975	1976	1977
総 生 産 額	2, 205, 084 (100)	1, 756, 064 (80)	2, 320, 476 (105)	2, 659, 904 (121)	3, 325, 444 (151)
組 合 員 数	237 (100)	231 (97)	223 (94)	223 (94)	222 (94)
1 人 当 り 生 産 額	9, 304 (100)	7, 602 (82)	10, 406 (112)	11, 928 (128)	14, 979 (161)

表 2-19 ほたて, さけ生産量の発展

区分 \ 年次	1955	1960	1965	1970	1975	1977	1977/1970
さ け	396	253	270	536	895	930	1. 7
ほ た て	346	3, 045	—	2, 307	5, 653	7, 761	3. 4
(外 海)	346	3, 045	—	2, 020	3, 865	3, 802	1. 9
(養 殖)	—	—	—	289	1, 788	3, 959	13. 7

1) 常呂町漁業の発展

常呂町漁業の発展は、ほたて漁、さけ漁の急速な伸長によるものである。そしてとくに、ほたて漁の伸長はめざましく、総生産額で1971年の3億6千万円から1977年には18億5千万円へと5倍以上に増大する(図2-4)。このような漁業総生産額の急増は、ほたて、さけの生産量の増大(生産力発展)に支えられている。これらを生産量の発展(表2-19)でみると、ほたては2,309トンから7,761トンへ(3.4倍)、さけは536トンから930トン(1.7倍)[1970年から1977年]へと増大している。そしてこの増大は豊漁、不漁という波のあるものではなく、安定的な増大を特徴としているのである。

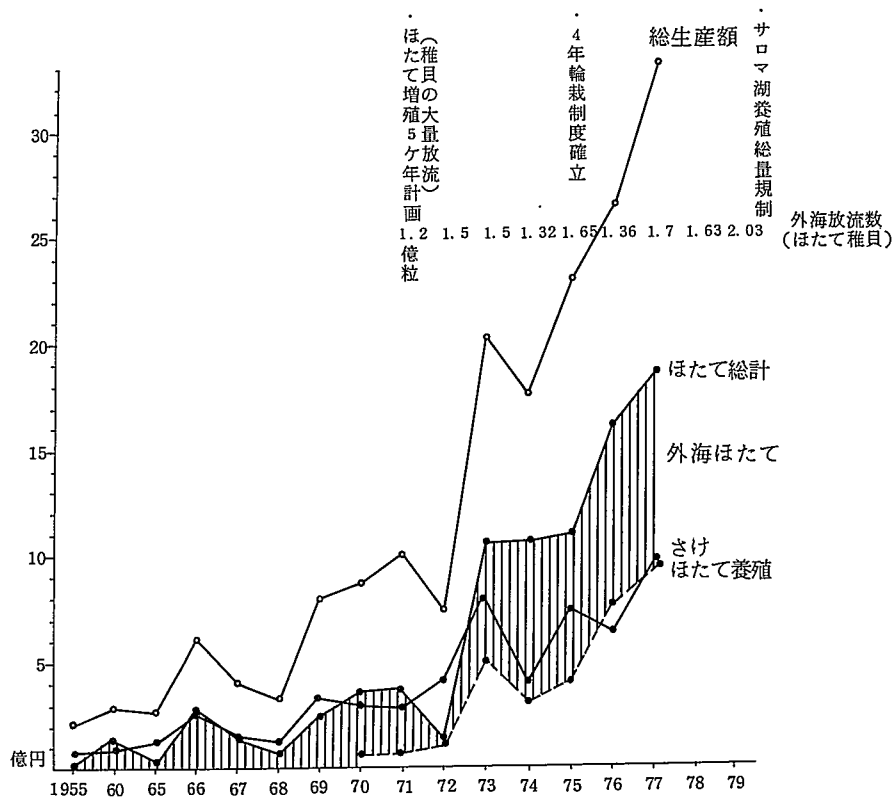


図 2-4 ほたて、さけを中心とした常呂漁業の発展

ほたて、さけ漁の発展は、これまでの「採る」漁業から「育てる」漁業への進展，すなわち栽培漁業，養殖漁業，ふ化事業の発展に基礎づけられている。ほたて漁では、稚魚を育成後オホーツク海に放流し4輪裁方式で漁獲する外海ほたて漁，サロマ湖内で行われている湖内養殖の確立と発展があり，さけ漁ではふ化事業の発展と200カイリ経済水域設定によるサケの回帰率の増大によっている。

このような常呂町漁業の発展は，個々の漁業経営者の先進的な努力とともに共同のとりくみ（漁協，水産普及所，水産試験場等）が重要な役割をはたしている。外海ほたて漁では，ほたて増殖5ヶ年計画（1971年），4輪裁方式の確立（1975年），養殖ほたて漁では，サロマ湖の装置化の進展（海水を循環させるための第2河口の開口，貝のフンが波によってうきあがることをふせぐためのコンクリートブロックの投下など），サロマ湖養殖総量の決定と実施（1979年），さけ漁ではふ化事業，稚魚の放流等である。

2) 常呂漁業の生産力段階

生産力の発展水準を労働手段によってみると，内部に多くの「道具+裸手」労働をのこす跛行的機械化段階にあるといえよう。これを脈管系労働手段，筋骨系労働手段，運搬手段に区分し分析しよう。

脈管系労働手段の発展は，サロマ湖の装置化の進展にみられる自然の改造である。これは自然の調査（プランクトン数など）にもとづき生産力の発展と自然循環の確保を基礎としてすすめられている。そしてこれは総量規制など生産の共同的規制，管理を進展させた。脈管系労働

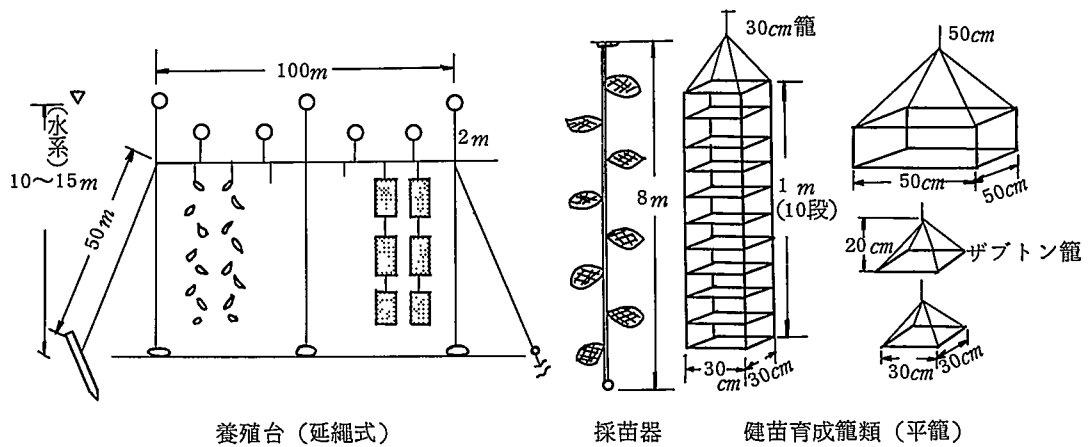


図 2 - 5 ほ た て 養 殖 の 労 働 手 段

手段の発展はほたて養殖業に典型的にみられる。ほたて養殖の労働手段（図2-5）は、100m幅の養殖台にとりつけられた各種のカゴ類である。これらのカゴ類は貝がなかで自由に移動できる（貝の成長は不均等になるが）丸カゴ、移動はできないが一枚一枚が均等に成長するハウス、マンションカゴ等機能のちがいを特徴としており、段階差をもつものとはいえない。

そして最近では、ほたて貝一枚一枚にドリルで穴をあけてヒモでつるす、耳づり方式など非常に多労的なものさえてきている。これらのカゴ類は容器段階と規定することができる。魚網自体は規模の拡大と品質の改善を特徴としているが、段階規定は魚網と結合している作業的労働手段（筋骨系）との関係で規定される。サケ大定置漁は魚網それ自体が大規模（たとえば長さ1kmに及ぶものがある）で相当の重量をもっている。引き上げは魚の入っている箱網部分をクレーンを使用し行われる。しかし船へ揚げる最終部分は男子10数人の手労働（重筋労働）によって行われ、これは跛行的機械化段階といえる。他の雑漁等における引き上げはクレーンではなく、ユニット（小型クレーン）、回転ドラム等で行なわれる。これらはサケ大定置とくらべ規模は小さいが基本的な性格は同じといえよう。これにたいして外海ほたて漁はほとんど自動化された桁網（けたあみ）を使用しており、機械化段階にあるといえよう。

筋骨系労働手段は、前述したクレーン、ユニック、回転ドラムとともに1970年代後半に普及する貝洗い機、魚網・養殖カゴの洗浄機（洗浄、乾燥）が特徴的である。貝洗い機は、それまで1枚1枚タワシで洗っていた作業を大幅に縮少した。洗浄機は、ホースで水をかけて洗い、天火乾燥をするという作業をなくした。これらの貝洗い機、洗浄機は機械である。

漁船を中心とする運搬手段は、1972年急速に発展する。階層別漁船数（表2-20）でみると、1972年以降無動力船は動力船化し1～3t規模のものが増加する。さらに、1975年以降になると漁船のFRP化（強化プラスチック化）がすすみ、所有台数も1戸が2台という状況となる。

このような労働手段の発展は漁業種別、また作業別に不均等発展している。これらを労働形態もふくめ性格づけよう。さけ大定置漁業は跛行的機械化段階にあり、とくに魚網の引上げ過程では大量の労働力を必要とする。これによりさけ大定置漁家は大量の漁業労働者を雇用してる。カレイ等の雑漁もさけ定置に比べ労働手段の規模は小さいが跛行的機械化段階であるにあるといえる。これは個別漁家（家族労働力）によって行われている。ほたて外海漁業は全体としてみると跛行的機械化段階である。これは、収穫過程は機械化段階にあるが、稚苗採集、稚貝育成が容器・道具段階にあることによる。労働

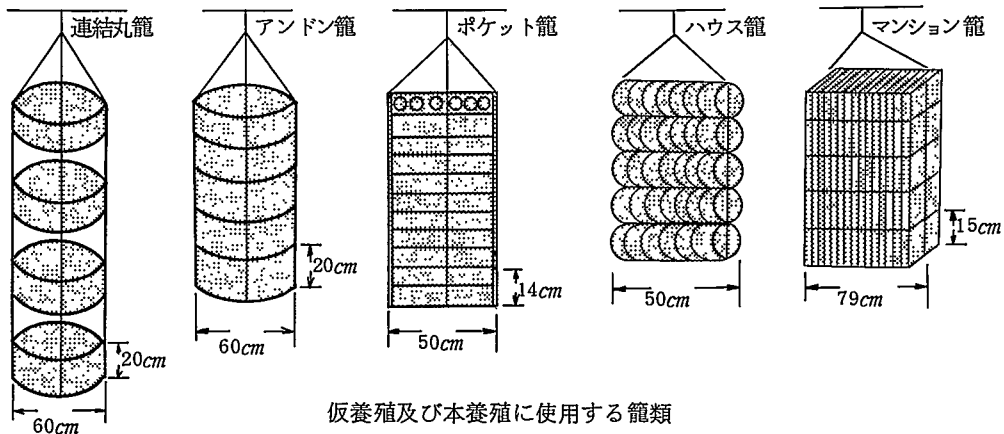


表 2-20 階層別漁船数

年度	無動力船	動力船	～1 t	1 ～ 3	3 ～ 5	5 ～ 10	10～15	15～20	20～30	30～50	50～100
1965	91	153	1	46	19	50	31	4	1		1
66	92	154	1	47	20	51	27	4	1	2	1
67	28	161	1	52	27	52	24	3		1	1
68	91	138	2	52	18	40	22	1		2	1
69	117	190	13	95	22	34	21	3		1	1
70	114	163	12	72	21	35	19	2		1	1
71	112	197	12	87	40	35	19	2		1	1
72	96	222	14	103	51	33	18	2		1	
73	74	254	16	118	63	35	20	1		1	
74	18	297	16	149	75	32	22	2		1	
75	26	383	20	222	91	35	20	2			
76	25	436	28	246	110	31	19	2			
77	25	496	26	290	125	33	18	4			

形態は稚苗採集，稚貝育成は個別漁家で行われ，外海への放流，収穫は漁協が所有する13隻の船で行われ，それに漁民または漁業労働者が雇われている。サロマ湖ほたて養殖業は容器・道具段階にありもっとも多労的な漁業となっている。これは個別漁家（家族労働力）で行われているが，収穫期にはアルバイトを雇用している。

3) 漁業経営の展開過程

(1) 経営形態と労働手段

経営形態と労働手段（表 2-21）によって経営形態別の特徴を明らかにしよう。これらの特徴は第1に，経営形態は単一の漁種に分化しているわけではない。ほたて養殖漁家はほたて湖内養殖を中心にしながら，ほたて外海漁業，カキ養殖業，雑漁業を行っている。雑漁家は雑

漁を中心にしながらはたて外海漁業にも従事しているが、はたて湖内養殖漁業は行っていない。これにたいしてさけ大定置漁家は単一の経営という性格をもっている。これらは漁業権にもとづくものであるが、さけ大定置漁業は定置漁業権にもとづき、直接関わっていない漁家も含めて全ての漁家に配当金が支払われている。第2に、はたて養殖漁家間には階層差（Ⅰ～Ⅲ）が存在する。これはサロマ湖はたて養殖許可数によってつくられているが、このことによって経営形態に差異がうまれている。Ⅰ階層は、はたて養殖、はたて外海漁業を中心におこない、Ⅱ階層はこれにカキ養殖、雑漁がくわわっている。これにたいしてⅢ階層は他にくらべて雑漁の比重がたかくなっている。第3に経営形態と階層性による労働手段のちがいがあある。さけ大定置漁家は中型船の2台所有、雑漁家は小型船と中型船のそれぞれ1台を所有しているという特徴をもつが、はたて養殖漁家は小型船2～3台とともに、はたて養殖台、養殖カゴ等を所有している（洗浄機は、さけ大定置漁、雑漁層ももっていると思われる）。労働手段の所有における階層性は、はたて養殖漁家につよくみられる。これは養殖台数と養殖カゴの種類においてみられる。養殖カゴは全体として丸カゴ、マンションが多いが、Ⅰ階層ととくにⅢ階層は、多労的であるが品質もよく値段の高い耳つり方式がすすんでいる。これは、Ⅰ階層では総量規制による許可枚数の減少を雇用を入れてでも品質でカバーしようという対応であり、Ⅲ階層では許可枚数の少なさを品質でカバーしようとする対応である。

表 2-21 経営形態と労働手段

区 分	漁 家 番 号	経営形態（漁業権）				サロマ湖 はたて 養殖 許可枚数	サケ定置配当 ランク				所 有 漁 船（台）						養殖 台数	養 殖 カ ゴ （最も多いもの◎）					洗 浄 機							
		さけ大 定 置	② 養 殖	③ 養 殖	④ 育 外		そ の 他	A	B	C	D	0 ～1	1 ～2	2 ～3	3 ～4	4 ～5		5 t ～	丸 カ ゴ	あ ん ど ん	ポ ケ ッ ト	ハ ン シ ョ ン		新 型 マ ン	耳 つ り					
Ⅰ はたて養殖 漁業	①	○	○	○	○	ウニ、にしん	205千	○							2			1台	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	②	○	○	○	○		205	○				—	—	—	—	—		1	◎										○	
	③	○	○	○	○	ウニ、にしん	205	○				—	—	—	—	—		30											○	
	④	○	○	○	○		160	○						1		1		36	○										○	
	⑤	○	○	○	○	にしん、ホッキ	145	○				1				2	共有 15 t	50							◎				○	
	⑥	○	○	○	○		145	○								1		30	○										○	
	⑦	○	○	○	○	カレイ	145	○						1		1		32		◎									○	
	⑧	○	○	○	○		145	○				1	1	1				35	○	○									○	
	⑨	○	○	○	○	えび、カレイ	145	—	—	—	—	—	—	—	—	—		—											◎	
	⑩	○	○	○	○	カレイ、ニシン	145				○	2	1			1		30	○	○						◎				○
	⑪	○	○	○	○	えび	145				○	2	1					29	○	○						◎	◎			
	⑫	○	○	○	○		145				○					1		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
	⑬	○	○	○	○		145	○									共有 12 t	30	◎						◎					
Ⅲ	⑭	○	○	○	○	にしん	130			○		1			1	1		32											○	
	⑮	○	○	○	○	ウニ	120			○		1	1			1		29	◎											
	⑯	○	○	○	○	カレイ、にしん	120				○	—	—	—	—	—		25											◎	
	⑰	○	○	○	○	（小定置） ウニ、にしん	120					1				1		6	○										◎	
	⑱	○	○	○	○	カレイ	115	○						1				20											◎	
	⑲	○	○	○	○	えび、チカ	105	—	—	—	—	—	—	—	—	—		—	○										◎	
	⑳	○	○	○	○	ウニ、カレイ、にしん	85	—	—	—	—	—	—	—	—	—		—											◎	
	㉑	○	○	○	○																									
さけ大定置 漁業	①	○	○	○	○	雑定置		○									10 t, 16 t													
	②	○	○	○	○			○									12 t, 15 t													
	③	○	○	○	○			○									9 t, 17 t													
	④	○	○	○	○			○									15 t, 17 t													
雑漁業	①				○	タコ箱 毛ガニ、タコ、 サシマ		○				1					12 t,													
	②				○	タコ、ホッキ		—	—	—			2				14 t,													
	③				○	タコ、カレイ		—	—	—	—	—	—	—			7 t,													
	④				○			○																						

(2) 経営の平等化と格差の構造

漁業経営は平等化と格差の構造をもっている。これを漁家所得（図2-6）でみると、第1に、平等化ははたて外海漁業によっておしすすめられてきた。第2に、格差は3つの側面をもっている。これは企業的な性格をもつさけ定置漁と、それに対して自営的な性格をもつはたて漁、雑漁との格差、②さけ定置漁業者間の格差、はたて養殖漁業者間の養殖枚数による格差、雑漁業者の格差、さらに③はたて外海漁業における持分（点数）による格差である。この平等化と格差の構造は漁家所得の構成（表2-22）

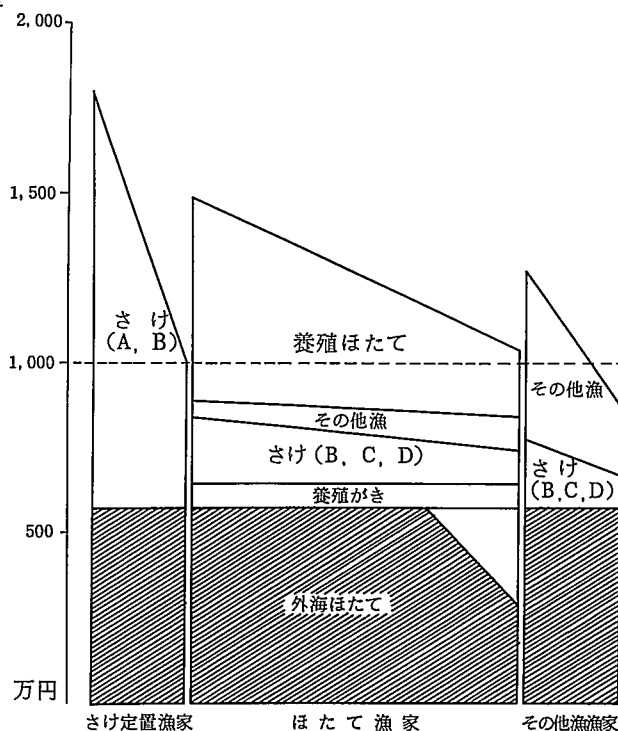


図2-6 漁家所得の構成（1979）

に端的にあらわれている。漁家所得の構成をはたて漁家（Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ階層）、さけ大定置漁家、雑漁家に区分し検討しよう。この特徴は第1に、農家所得は全体として1千万円近い水

表2-22 漁家所得の構成（1979）

単位：千円，%

漁種	区分	漁家所得	外海はたて	養殖はたて	さけ、ます	養殖かき	その他漁	労賃	その他	家計費	経済余剰	借入金	
												79年度残高	80年度返済額
はたて漁	Ⅰ(3戸)	1,081 (100)	47.8	42.1	6.2	3.7	0.3	—	—	210	871	1,475	
	Ⅱ(7戸)	986 (100)	51.4	37.3	1.9	—	9.5	—	—	309	677	955	
	Ⅲ(7戸)	890 (100)	55.4	28.4	4.6	0.3	11.2	—	—	279	611	585	
	平均	963 (100)	52.5	34.9	3.7	0.8	8.3	—	—	277	686	928	
さけ定置	(3戸)	1,506 (100)	35.4		51.3	—	—	—	13.3	489	1,017	1,900	
その他漁	(4戸)	944 (100)	60.7		3.1	—	28.4	7.9	—	312	632	913	

準に到達しつつあり、経済余剰も高い水準となっている。第2に、はたて外海漁の所得は全体として5百万円水準で均等化し、それぞれの漁家所得に占める比率も高い。こうしてはた

て外海漁業は漁家経済の安定と発展を支えており、基礎的性格をもっているといえよう。第3に、漁家所得の格差は、さけ大定置漁の漁業権格差、ほたて養殖漁業をしているかどうか、さらに、ほたて養殖枚数の格差によってつくられている。第4に、さけ大定置漁、ほたて漁業Ⅰ、Ⅱ階層はそれぞれさけ漁、ほたて漁に専門化しているが、ほたて漁業Ⅲ階層、雑漁家は様々な漁をして漁家所得を維持している。

(3) ほたて漁家における階層性

漁業経営の平等化と格差の構造の中から、とくにほたて漁家の格差の性格を分析しよう。ほたて漁家における階層性（表2-23）の現段階における特徴は、第1に、全体として家族労働力数は2人以上確保されている。しかし、Ⅰ階層は2.0人と最も少なく、Ⅱ階層、Ⅲ階層はそれぞれ2.8人、2.7人と多く、漁業権、漁家所得とは逆の格差をもっている。第2に、年齢別家族労働力数はⅡ階層、Ⅲ階層は40代を中心に労働力が豊富であり、かつⅡ階層においては20歳代も多い。これにたいしてⅠ階層は労働力が少ないうえに年齢も50歳、60歳代が多くなっている。これをさらに経営移譲期別にみると、Ⅱ階層、Ⅲ階層は過渡期、すなわち経営主夫婦＋後継者という段階に入っているものが多いといえる。第3に、Ⅰ階層、Ⅱ階層、Ⅲ階層は歴史的発展過程にちがいをもっている。Ⅰ階層は1949年ごろ組合に加入し、1965年以降後継者への漁業権の継承がすすんだ。Ⅱ階層は1949年ごろ組合に加入し、現段階において継承の過渡期をむかえている。Ⅲ階層は1949年に半数、1965年以降半数が組合に加入しており、継承の過渡期をむかえているものと今後迎えるであろう漁家よりなっている。こうして現段階の階層性は、家族労働力の再生産過程のちがいと組合加入年のちがいを基礎につくりだされているといえることができる。Ⅰ階層は1955年以降に家族労働力のピークと過渡期をむかえ、常呂町漁業発展の模索期に様々な努力をしてきた層であり、労働力的にもその条件をもっていたと思われる。Ⅱ階層も模索期に様々な努力をして来た層であるが、とくに現段階において労働力的にも大きな発展条件をもっている層である。Ⅲ階層は今後5～10年のうちに発展条件をもつ層である。現段階の階層性は歴史的な展開過程によってつくられ、今後Ⅱ階層、Ⅲ階層にとって現在の養殖許可枚数の格差に対する不満はさらにつよまってい

表2-23 ほたて漁家における階層性

区 分 階 層	家族労働数別漁家数				年 齢 別 家 族 労 働 力 数							経営移譲時期別漁家数				組合加入年		継 承 年		町内外別	
	平均	2人	3人	4人	合計	～19歳	20～29	30～39	40～49	50～59	60歳～	完了	過渡期	子どもが小さい	未定	1959年頃	1965年代	1965年代	1975年代	町内	町外
I (4 戸)	2.0人	4戸			8人		1人	2人	1人	2人	2人	1戸	1戸	1戸	1戸	4戸		3戸		3戸	1戸
Ⅱ (9 戸)	2.8人	4戸	3戸	2戸	25人	2人	6人	2人	10人	3人	2人	1戸	6戸	1戸	1戸	8戸	1戸	2戸	1戸	4戸	4戸
Ⅲ (7 戸)	2.7人	3戸	3戸	1戸	19人	1人	1人	3人	6人	4人	4人		5戸	2戸		3戸	3戸			4戸	3戸
合 計	2.6人	11戸	6戸	3戸	52人	3人	8人	7人	17人	9人	8人	2戸	12戸	4戸	2戸	15戸	4戸	5戸	1戸	12戸	7戸

4) 漁民における技能形成の特徴

漁民の技能形成（表2-24）を学歴、各種免許、資格、主な学習機会、学習要求、ほたて養殖の技能修得を中心に分析する。最終学歴はほとんどが小学校水準で、基礎的知識、専門的知識の修得は行われていない。各種免許、資格は操業上かならず必要なものの取得としてすすんでいる。小型船舶操縦資格はこれがなければ操業が禁止されるという法的拘束力をもつものである。こうして小型船舶操縦資格、特殊無線、普通自動車免許が現在必要不可欠なものとなっ

ている。これらの免許、資格取得は経営差、階層差をもっていないのが大きな特徴であるが、ここには年齢差がある。これはこれらの免許、資格が基本的な知識を取得するものであり、高齢者になるにしたがって困難がますますである。漁民の技能形成においてはほぼ毎年行われる学習機会は視察研修である。この主催は漁協、生産組合、道漁連等であり、その内容は「ウロコ漁網について」「漁場改良技術」等実質的な内容をもっている。しかしこの研修は経営と階層に格差をもっており、さけ大定置、ほたて養殖Ⅰ、Ⅱ階層ですすんでいるが、ほたて養殖Ⅲ階層、雑漁業層での参加はきわめて少ない。これは視察研修が理事、役員を中心とするものであり、漁民すべてにひらかれているものではないことを意味している。現在の学習要求は先進地研修に対する要求がもっとも多く、ついで漁業経営、市場流通、漁法、生産技術に関することとなっている。これらの経営差、階層差をみると、さけ大定置では漁業政策、市場流通、ほたて養殖Ⅱ階層では先進地研修、Ⅲ階層では漁業経営に関することがつよく出されている。

これらをほたて養殖の技能形成がどのように形成されてきたかによってみよう。これはほたて養殖を模索してきた層においては、仲間、先進地視察、普及所等によって漁法確立、技能形成をしているが、漁法確立後にほたて養殖をすすめたものは仲間、先輩にきいてあとは自力で形成するという特徴をみることができる。こうしてみると漁法の確立は普及所等の社会的機関、先進地視察、仲間との交流、研究という形で行われるが、漁法確立後の伝播は個別経験（仲間きいて自力で、経営主から後継者へ）を基礎に進展していると思われる。

こうして漁民の技能形成は、基礎的、専門的知識の不十分さをもちながら漁業生産手段の発展、社会的規制の強化の中で各種の免許、資格取得として進展してきた。そして先進地視察、研修などによって新たな知識、漁法を知ることにも努めている。また、実際の漁法は仲間、父親から学び自力で修得し、新たな漁法の模索においては水産普及所等の社会的機関との関係をふかめる。しかし、このような技能形成は内部に年齢間差、経営間差、階層間差をもって進展してきた。

後継者の技能形成（表 2-25）をみると、学歴は高卒以上と高いが、文系大学を経た漁業に関する基礎的、専門的知識をもっていない層と水産高校、水産学部（大学）を経て基礎的、専門的知識をもっている層の2つの層があり、量的には前者の方が多いという状況がわかる。これは高卒後他産業に従事していた者が、ほたて養殖などの発展によって漁業生産が安定し、そのことによって帰郷してきたことによると思われる。このような特徴をもつ後継者層は、仕事に必要な免許、資格（普通免許、小型船舶操縦士、無線、レーダー）を取得するとともに、漁業に関する全般的な学習要求をもっているといえることができる。しかしこれらの学習要求が十分満たされるような機会をもっていない。

表2-24 漁民の技能形成

区分	漁家番号	年齢	最終学歴	各種免許, 資格	学習機会 (80年主なもの)		学習要求										ほたて養殖の 技能修得				
					名称	場所	① 漁 法	② 生 産 技 術	③ 基 礎 知 識	④ 機 械 操 作	⑤ 経 営	⑥ 流 通	⑦ 先 進 地 研 修	⑧ 共 同 報 告	⑨ 政 策	⑩ 組 合	普 及	先 進 地 研 修	自 力	仲 間 先 輩	そ の 他
ほたて養殖漁業	I	① 33	水産高校	普通免許, 大型1種, 特殊無線, レーダー	研修旅行 理事研修	道内 温根湯	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	○	
		② 42	中学校	普通免許, 小型船舶操縦1級, 無線			○	○	-	-	-	-	○	○	-	-	-	○	○	○	
		③ 65	高等小学	普通免許, 大型?種, 無線			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	○	○	
		④ 60	大学	普通免許, 小型船舶操縦, 特殊無線技士			-	-	-	-	-	○	○	-	-	-	○	○	○	○	
	II	⑤ -	高等小学	普通免許, 小型1級操縦, 沿岸船舶3等機関士	視察旅行 役員研修 視察旅行 視察旅行 視察旅行	函館 川湯 伊勢湾 寿都 噴火湾他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○				父から
		⑥ 49	高等小学	普通免許, 大特自動車, 小型船舶操縦, 無線			-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	○	○	○	○	
		⑦ 57	高等小学	普通免許, 漁船小型操縦士1級, 小型船舶操縦, 無線			-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	○	○	○	○	
		⑧ 49	高等小学	普通免許, 船舶, 無線, ダイバー			-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	○	○	○	○	
		⑨ 47	高等小学	普通免許, 小型船舶1級, 潜水士免許, 無線			○	○	-	-	-	-	-	-	-	○	○	○	○	○	
		⑩ 64	高等小学	小型操縦士			-	-	-	○	○	○	○	○	-	-	○	○	○	○	
		⑪ 47	小学校	普通免許, 小型船舶1級			-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		⑫ 29	-	? 無線, レーダー			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		⑬ 49	中学校	普通免許, 大特, 船長, 機関長, 無線			-	-	○	-	-	-	-	-	-	○	○	○	○	○	
		⑭ 65	高等小学	丙種船長, 漁業無線	講習会	温根湯	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			○	○	
		⑮ -	高等小学	小型船舶1級			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			○	○	
	III	⑯ 44	中学校	普通免許, 小型操縦1級, 機関士, 無線, レーダー	視察旅行	函館他	-	-	-	-	-	-	○	○	-	-	○	○	○	○	
		⑰ 49	高等小学	小型船舶4級			-	-	-	○	-	-	○	○	-	-	○	○	○	○	
		⑱ 66	高等小学	普通免許, 小型操縦士			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	○	○	
		⑲ 53	高等小学	普通免許, 小型船舶1級			○	○	-	-	-	-	○	○	-	-	○	○	○	○	
		⑳ 42	中学校	普通免許, 船舶用機関運転, 航海士(5t未満), 無線			○	○	-	-	-	-	○	○	-	-	○	○	○	○	
置き大定業		① 59	高等小学	普通免許	講習会	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					
		② 47	中学校	普通免許, 小型操縦士, 無線			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					
		③ 31	大学	小型船舶1級, 無線, レーダー, 測量士, 土木施工管理士他	講習会	函館他	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					
		④ 56	高等小学	普通免許, 小型発動機3等機関士			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					
雑漁業		① 44	高校	普通免許, 小型船舶1級, 無線, レーダー			-	-	-	○	○	-	-	-	-	-					
		② 70	高等小学	普通免許, 船長(第2丙種)			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-					
		③ 47	中学校	普通免許			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					
		④ 45	小学	普通免許, 小型船舶			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					

表 2-25 後継者の技能形成

区 分	漁 家 番 号	年 齢	学 歴		就 業 経 験		各 種 免 許 , 資 格	学 習 要 求											
			高 校	高卒後	職 種	場 所		技 術	操 業	漁 具	養 殖	流 通	環 境	法 令	海 況	海 難	組 合	経 営	
ほ た て 養 殖 漁 業	I	③	32	工高		鉄 道 他	札幌他	普通免許, 船舶操縦士, 無線, レーダー, アクアラング, 電気工事士			○	○						○	
	II	⑤	29	普高		商 事 会 社	東 京	普通免許, 小型船舶操縦士, 無線, レーダー							◎			○	
		⑨	20	水高		漁 業	愛 知	普通免許, 無線	○		○	◎		○		○			
		⑩	30	(中卒)	普通免許, 小型船舶 1 級操縦士, 無線, レーダー, アクアラング						○	◎							
		⑪	18	普高	無線, レーダー			◎	◎	◎			○	○		◎	○		
	III	⑭	24	普高	大学 (敬)	ハイヤー運 転	北 見	普通免許, 無線	○	○	○				○			○	
		⑮	27	—	各種学校			普通免許, 小型船舶 1 級, 無線, レーダー										○	
		⑰	19	水高				普通免許, 無線, レーダー		○	○	○		○					
		⑱	41	水高				普通免許, 小型船舶 1 級免許, 無線, レーダー				○			○				
		⑲	27	普高	大学 (法)			◎部品販売	札 幌	普通免許, 小型船舶 1 級	◎			○					○
さけ大 定置漁		①	28	普高	大学 (水)	漁 業	釧 路	普通免許, 大型免許, 船舶, 無線, レーダー	○		○		○				○		
		④	37	普高		○	網 走	普通免許, 丙種船長, 無線, レーダー			◎				○	○	○		
雑 漁		④	22	普高		ハイヤー運 転	網 走	普通免許, 小型船舶操縦士, レーダー	○			○							○

注 1. ほたて③の職歴は, 鉄道(札幌), エレベーター会社(札幌), 電気会社(端野)。

2. ほたて⑭, さけ①は大学を中退して後継(漁業が「安定しているから」)。

3. ほたて⑤は, 商社会社後, S 役場につとめるはずであったが, 養殖のアルバイトを経て婿入りした。

4. 水産 高校は小樽, 水産科は網走。

表2-26 商工業者の特徴

階 層	番 号	区 分 業 種	家 族 人 数	労 働 力				女 性 主 人	経営移行			転出→転入		転		
				家 族	共 同 経営者	従 業 員			移 行 期 了	失 敗	大学,専 門学校	就 職				
						男	女						パート			
企 業 的 経 営	1	ス ー パ ー	2	66 61	31 ?	8	15.5	5.5		○			△		次女	
	2	運 輸	6	59 22 31 28		25	1			○			32 31	→ 32 → 31		
	3	ス ー パ ー	2	58 57	31 ? ?			5	5	◎	○			長男 次男		
	4	水 産 加 工	6	62 31 57 26		2	15			○						
	5	電 気 工 事	2	56 52	29	2	1			○			?			
	6	自動車修理	4	58 24		8	2			○				次男 三男		長男
家 族 的 経 営	7	はきもの 小 売	7	50 23 44 21				1		○				長男		
	8	薬 局	6	57 39 50 30						○				長男		長女
	9	家具小売	4	27 51					◎	○						長女 次女
	10	酒・たばこ その他小売	6	57 32 28						○				長男		
	11	呉 服	5	32 30(58)				1			○					
	12	米 販 売	2	63 24						◎			○			
	13	自転車,オート バイ販売	7	33 39 33 67								○				
	14	旅 館	4	51 51 29 26					夏だけ	○				?		
	15	時 計 修 理 販 売	3	59 26 58						○				26	→ 26	
	16	洋服・玩具 販 売	2	56									○			長男

注1. 家族労働力の数字につけられた○は男子を示す。なお数字は年齢を示す。

2. 転出→転入の数字につけられた○は、進学、就職の後、家業に従事するために戻ってきたことを示す。

3. 商工業の現状と技能形成の特徴

1) 商工業の現状

常呂町の商工業は基幹的地域産業である農漁業の発展を基礎に伸びてきた。すなわち商工業の近年の伸長は、第1次産業の発展に支えられたほたて加工等の製造業の拡大、町内消費購買力の増大を基礎にしている。しかし、人口の急速な減少とともに北見商業圏に強く編成され購買力が流出するという問題にも直面している。こうした常呂町商工業の最近の特徴は第1に、製造業の発展を上げることができる。製造業は事業所数を14(1969年)から23(1978年)にふやし、従業員数も196人から395人にふやしている。しかしこれにたいし建設業は停滞的であり、事業所数は17から18、従業員数は204人から185人に減少しているのである。第2に、卸・小売業の伸長である。年間総販売高は、卸業で3億円から25億円(62年→78年)へ、小売業で4億7千

出		その他	常呂へ来た年				現在地での開業年			改良 (昭和52 ～55年)		経形	営態	昭和54年 総販売高
就職	結婚		昔 から	昭和 元年 ～ 19年	昭和 20年 ～ 30年	そ 他	昭和 元年 ～ 19年	昭和 20年 ～ 30年	そ 他	し ない	し た	法 人	個 人	
→	長女 次女	三女に婿養子 東洋大学		○							○	○		6億5千万
				○								有限 ○		4億
			○						昭和 52年		○	○		1億5千万
				○			○			○			○	1億
						昭和 48年			昭和 48年	○		○		8千万
→長男		次男役場			○				昭和 41年	○		株式 ○		7,905万
			○				○			○			○	6,000万
			○				○			○		○		5,000万
		父は札幌転勤			○				○	○			○	3,800万
	三女			○					○	○			○	3,400万
次男			○						○	○		○		3,200万
		主人は蒸発 長女は死亡	○						○	○			○	2,620万
	長女 次女	長男の妻転入			○				○	○			○	1,390万
		妻は死亡			○				○		○		○	1,100万
長男夫婦 二男四男					○				○		○		○	1,000万
→長男					○				○		○		○	850万

なお数字は年齢を示す。

万円から50億円へ増大し、従業員数においても、卸業で42人から59人（'62年→'78年）、小売業で283人から341人へ増加している。しかし第3に、商業において衣服、織物、家具、建具という高級品は町外で購入するという傾向がつよまっている。また第4に、経営間の格差拡大が1970年代以降つよまっているのである。これは建設業で従業員規模10～19人のものが1から5にふえ、製造業で20～29人規模のものが1から4にふえる。さらに卸売・小売業では5～9人規模のものが13から20へふえるという動向としてあらわれている（'72年から'78年）。こうして常呂町の商工業は第1次産業の発展に支えられながら発展してきたが、現段階において新たな階層分解にさらされているといえよう。

2) 商工業者の特徴

商工業者の特徴をその経営実態に即して明らかにしよう。商工業の経営展開（表2-26）は

3つの特徴をもっている。第1は、企業的経営（1～6番）と家族的経営（7～16番）の格差拡大である。第2は、全体として家族的経営の性格をもっており、後継者の就業が経営発展の大きな要因となっていることである。これは家族的経営においてはもちろんのこと、企業的経営についてもいえる。企業的経営は後継者の就業を契機に規模拡大、法人化をすすめているのである。第3に、取扱い商品によって経営展開の格差が拡大していることである。企業的経営は日常必需飲食料品を中心とするスーパーマーケットの発展、はたて加工を中心とする水産加工業の発展等としてあらわれている。これにたいして家族的経営では、医療品、教養娯楽、化粧品、小間物等の伸長がみられるが、それ以外は停滞的である。こうして商工業の経営展開は、後継者の就業が経営発展の重要な要因となるという家族的経営の性格を強くもちながら、企業的経営、発展的な家族的経営（7.8）、停滞的な家族的経営という3つの層をなして進展している。

経営実態は企業的経営層と家族的経営層の2つにわけてとらえることができる。企業的経営は、経理事務も整い（複式簿記）、現金売りの割合も高い。客数の増加や一回当買上げ金額の増加もみられるが、他方で経費の増大、人件費の増大、従業員不足といった経営上の問題をかかえてきている。今後の経営方針として経費節減、経営の多角化、総合化をはかるとともに従

表 2-27 経営主と後継者の学歴と学習の方法

業 種	学 歴			経営上の必要で行った学習の方法			
	経営主		後 継 者	経 営 主		後 継 者	
	学 校	学 校		実務上のこと	経営上のこと	実務上のこと	経営上のこと
① ス ー パ ー	旧 制 中 学	大 学	法 科	本を読んで 実地で	本，独学	通信教育 商工会の研修 会	大学 ○○セミナー
② 運 輸	高等小	大 学	経 営 学	N. A	N. A	N. A	N. A
③ ス ー パ ー	小学校	大 学	商学科	なし	なし	大学でやった	マーケティング生協
④ 水 産 加 工	小学校	高 校	商業科	N. A	N. A	高校	仕事をしながら
⑤ 電 気 工 事	高等小	高 校	電気科	N. A	N. A	本を買って独学	本を買って独学
⑥ 自 動 車 修 理	高等小	大 学	生 産 機 械 科	N. A	自分で	講習会，本を かって	N. A
⑦ は き も の 小 売	高 校	大 学	物 理 学 科	なし	なし	N. A	N. A
⑧ 薬 局		大 中	薬学科	N. A	N. A	通信教育	商工会のセミナー
⑨ 家 具 小 売	高等小	高 校	普通科	N. A	講習会	N. A	N. A
⑩ 酒 ・ た ば こ 小 売	高等小	大 学	経 営 学 科	独学	独学	大学，商工会	商工会
⑪ 呉 服	専 門 学 校	(簿記)				N. A	N. A
⑫ 米 販 売	女学校			講習会 (商工会)	実施，商工会		
⑬ 自 動 車 ・ オートバイ販売	高等小	高 校	普通科	各種講習会	商工会	学校時代に塾 へ通う 通信教育	通信教育
⑭ 旅 館 計 画 時 販 売 修 理 具 具 販	高等小	？	？	商工会	商工会	？	？
⑮ 時 販 売 修 理 具 具 販	小学校	専 門 学 校	時計科	N. A	N. A	本を読む，人 の話をきく	メーカーの資 料，本，実施
⑯ 洋 服 ・ 玩 具 販	高等小			N. A	雑誌		

業員教育に重点をおくとしている。家族的経営は、家族労働力による生業的な経営を営み、経営と生活が未分離で、経理事務も充分に確立されていないところが多い。また、経営上の問題としては、経費の増大、売れ行き不振、施設の老朽化、荒利益率の低下、そして売掛金の長期化といった問題をかかえている。商品の品揃え、店舗の外観などみずからの経営に対する評価もマイナス評価が多い。今後の経営方針としては、経費の節減とともに店舗改造や取扱い商品の総合化、あるいは大衆品や中級品の重点的品揃えといった方向を考えている。

このような経営展開、経営実態と商工業者の技能形成はどのような特徴と関連をもっているであろうか。以下の分析にすすもう。

3) 技能形成の特徴

商工業者の技能形成は経営主と後継者との間で大きな違いをもっている。これを学歴と学習の方法（表 2-27）、後継者の免許、資格（表 2-28）で分析しよう。この特徴は第 1 に、技

表 2-28 後継者の免許、資格

業 種	取得している免許、資格
①ス - パ -	特殊無線技士、普通自動車
②運 輸	大型 1 種免許、危険物取扱資格、砂利採集業務主任
③ス - パ -	
④水 産 加 工	簿記 3 級、珠算 3 級、普通自動車、2 級ボイラー、危険物取扱主任
⑤電 気 工 事	普通自動車、電気工事士、消防設備士
⑥自 動 車 修 理	普通自動車、珠算 2 級、保険業務資格、ディーゼル整備 3 級、無線
⑦はきもの、米等小売	普通自動車
⑧薬 局	普通自動車、薬種商
⑨家 具 小 売	N. A
⑩酒、たばこその他小売	普通自動車
⑪呉 服	簿記、そろばん、普通自動車
⑫米 販 売	
⑬自動車、オートバイ販売	自動車組立整備士、危険物取扱資格、普通自動車
⑭旅 館	?
⑮時 計 販 売、修 理	普通自動車
⑯洋 服、玩 具 販 売	

注. ⑫、⑯は後継者がいない。

能形成における経営主と後継者の大きな違いである。学歴についてみると経営主は小学校を中心とするのにたいし、後継者は大学（中退も含め 7 人）、専門学校（2 人）、職業学校（2 人）などにおいて専門的な知識等を修得しているのである。この特徴は経営上の必要で行った学習方法にもあらわれ、経営主は実施、独学を中心にしそれを商工会等の講習が補完しているが、後継者は実施、独学と通信教育、講習会等が併存しているのである。第 2 に、後継者にみられる取得免許、資格の多さとその格差である。後継者は大学等で専門的な知識を修得するとともに商売に必要な各種の免許、資格をもっている。しかしこの免許、資格は運輸、製造業、電気工事、自動車修理、薬局といった専門的免許、資格が営業条件となっているものと、そうではない家具小売、酒、たばこ小売といったものとの間には大きな格差があり、前者の後継者は多くの免許、資格をもち、後者では専門的資格は少ないといえよう。第 3 に、後継者の専門的知識、技能、免許、

資格は経営発展の大きな要因となっている。とくに企業の経営へと発展しているものには大きな影響を与えている。たとえば②運輸業は、後継者の就業とともに砂利採集業、ガソリンスタンドへの事業を拡張し、③スーパーでは後継者の就業以前は小さな食料品小売店であった。また⑤は会社を設立、⑥は民間車検のできる修理工場として発展した。これに対して前述した専門的知識、技能の確立が不十分な小売業では、免許・資格がその経営発展におよぼす影響はあまり大きくはない。第4に、後継者は大学等を卒業後、現在の経営と同産業または異なる産業で労働者として働いた経験をもつ（①、②、④、⑥、⑧、⑪、⑮）。そしてそこで経験をつみながら免許、資格等も取得しているのである。

こうして商工業における技能形成の水準は、経営展開に大きな影響をおよぼす段階にきているといえることができる。そして技能形成の水準は経営展開、経営実態の格差拡大の大きな要因ともなっており、このことが後継者の技能形成に新たな特徴を与えているのである。

4. 労働者の現状と技能形成の特徴

1) 労働者の現状⁸⁾

労働者の状態は、官公庁、組合（農協、漁協等）に勤務する常用労働者と勤務先の不安定な臨時、日雇い、パート労働者（不安定階層）との二重構造、町外からの移動者の多さ、生活条件（とくに住宅）の貧弱さを特徴としている。

(1) 官公庁、組合（農協、漁協等）に勤務する常用労働者と勤務先の不安定な臨時、日雇い、パート労働者（不安定階層）の二重構造

労働者にみられる二重構造を年齢、学歴、出身地、所得によって特徴づけよう。年齢別にみると、臨時、日雇い、パートといった不安定階層は、常用労働者に比べ55歳以上の高齢者が多いという特徴をもつが、同時に20歳、30歳代という若い層においても一定数存在する。学歴でみると、常用労働者は高卒を中心とし高卒以上が6割をしめている。これにたいして不安定階層は中卒を中心とし、中、小卒が大半をしめているのである。個人所得でみると、常用労働者は200万円～400万円（年間）、不安定階層は100万円～200万円でその格差は歴然としている。さらに出身地をみると、常用労働者はその大半が町外（網走管内、その他の地域）出身者である。これにたいして不安定労働者は、常呂町出身者が半数、町外出身者が半数となり常用労働者とは明瞭な対比をなしている。

こうして常用労働者は、官公庁、組合等に勤務し高卒以上の学歴をもつ町外出身者が多い。また、賃金は200万円～400万円（年間）で不安定階層にくらべて高いが、200万円～300万円層が最も多く必ずしも安定的とはいえない。不安定階層は中、小卒の学歴で高齢なものが多く、出身地は常呂町内と町外のものが半々という状況で、賃金は100万円～200万円（年間）を中心としているが、100万円未満のものも多く低所得である。

(2) 町外出身者の多さと定住性

常呂町における労働者の出身地は、常呂町、網走管内、その他の地域がそれぞれ1:1:1の割合であり、町外出身者が6割をしめている。とくに、常用労働者の大半は町外出身者で占められている。このような労働者の移動性を現段階でみると、積極的定住型（住みたい）が半数、移動型（住みたいが定住できない）が1割5分、定住拒否型（住みたくない）が1割で定住性の強いものとなっている。しかし同時に、移動型と定住拒否型の合計が3割近くあり移動性を内包したものとなっている。この移動性の階層的特徴をみると、常用労働者は移動型（住みたいが定住できない）が中心である。また、不安定階層は「わからない」と答えるものが多く、雇用の機会さえあれば移動する可能性をもつものとなっている。

(3) 職業別にみた労働者の状態

労働者の状態を管理的職業従事者（管理的地方公務員，団体役員等），専門的・技術的職業従事者（教師，土木技術者等），事務従事者（一般事務員，会計事務員，郵便通信事務員等），生産的労働者（漁業作業員，造船鉄工，乗用自動車運転手，自動車整備等）に区分し分析しよう（表 2-29）。尚，この分析は常用労働者を中心とするものであって，日雇い労働者等の不安定階層はふくまれていない。

労働者の学歴は職業階層別に明確な違いをもっており，学歴差が職業階層を形成しているともいえよう。この学歴差は高卒以上層と中，小卒層との間に存在し，管理的職業従事者，専門的・技術的職業従事者，事務従事者は大半が高卒以上（高卒が中心）であり，生産的労働者は中，小卒となっている。出身階層（生家の職業）は，自営業者層と労働者層がそれぞれ半々となっており，自営業者層の出身者は農家の次，三男が多い。出身地は常呂町が 3 割，近隣市町村が 4 割，その他の地域が 3 割で町外出身者が多い。これを職業階層別にみると，管理的職業従事者は常呂町出身者が多く，専門的・技術的職業従事者と事務従事者は近隣市町村の出身者が多い。そして生産的労働者は，常呂町とその他の地域出身者が多い。

部署の変化，転勤，転職は職業階層差をもっている。全体的にみると転職経験者（1 度以上勤務先の変化があるもの）は 7 割（無回答を含めず）に達し労働者の大きな特徴をなしている。さらに階層的なちがいをみると，管理的職業従事者と事務従事者は部署の変化が比較的多く，転勤，転職は少ない。また，専門的・技術的職業従事者は転勤が比較的多く，部署の変化，転職は少ない。これにたいし，生産的労働者は転職の多さを特徴としている。生産的労働者の転職は，職業移動，勤務先の変化，地域移動を伴って進行するだけでなく，自営業者から労働者への移行も含みすすんでいる。

2) 労働者における技能形成の特徴

労働者の技能形成は，免許・資格取得，研修・講習，経験的修得によって行われている。これを労働と技能形成（表 2-30）によってみてみよう。この特徴は，第 1 に，労働者にとって免許・資格の取得は就労を安定的に確保するための重要な要因となっている。また逆にいえば現在の仕事そのものが免許・資格を必要とするものとなってきたともいえよう。これらの取得は，仕事に必要なものの取得，安定的な就労を確保するための取得，老後にそなえた取得という形で進行し，労働者の取得している免許・資格の数は比較的多いといえる（1 人当り 3.2 資格）。第 2 に，職業階層間で官公庁，組合につとめる労働者と民間に働く生産的労働者との間，医師，教員，保健婦といった専門的労働者とそれ以外との間にそれぞれが技能形成にちがいをもっている。職業階層間でみると，部署に変化のある管理的職業従事者と事務従事者は，前任者からの引き継ぎと必要があれば免許，資格をとるという対応である。これは仕事内容そのものが客観化されており，わからなければその都度きくという対応でもすすむ。専門的・技術的職業従事者は，就業当初から教員免許，保健婦免許等をもっており，その後は教科研究集会，厚生省の講習会などで行われる。これにたいし，転職の多い生産的労働者は経験と免許，資格とによって技能形成をしている。官公庁，組合につとめる労働者と民間に働く生産的労働者との間にある違いは，前者では新任者研修，講習会，研修会を制度的にもち必要に応じてひらかれていくのに対し，後者ではそのような機会がほとんどないことである。専門的労働者とそれ以外との間における違いについてみると，教員等の専門的・技術的職業従事者は前述したとおりであるが，さらに，消防士，会計事務員等といった専門性を必要とされるものは専門的な研修会がひらかれている。

こうして労働者の技能形成は，免許，資格を中心にますます必要性をましているが，この取

得は職業階層，職種等によって大きな違いをもっているといえよう。なお分析は常用労働者を中心としており，今後不安定階層を位置づけ労働者全体の分析へすすめる必要がある。

表 2-29 労働

番号	職業	年齢	性別	月収(80年9月) (千円)	最終学歴 (場所)	出身地	生家の職業	続柄
①	保健医療従事者	42	男	1,050	大学(札幌)	網走	農業	次男
②	管理的地 方公務員	42	男	281	高校(網走)	常呂	歯科医	一
△3	団体役員	47	男	220	高校(網走)	常呂	公務員	一
△4	団体役員	53	男	200	高校(函館)	一	一	一
⑤	保安職業従事者	38	男	150	高校(網走)	常呂	郵便局員	4男
⑥	教員	49	男	288	高校(美幌)	網走	農業	7男
⑦	保健医療従事者	51	女	245	養成所(簾舞)	簾舞	炭鉱員	一
⑧	土木技術者	54	男	230	高等小(湧別)	湧別	鍛冶屋	次男
⑨	教員	25	男	170	大学(札幌)	常呂	教員	一
⑩	一般事務員	43	男	228	高校(網走)	女満別	農業	3男
△11	会計事務員	35	男	170	高校(北見)	北見	農協職員	次男
△12	一般事務員	40	女	170	高校(網走)	一	一	一
⑬	郵便・通信 事務員	27	男	110	高校(長万部)	置戸	大工	5男
14	漁業作業員	37	男	200	中学校(常呂)	樺太	大工	長男
⑮	乗用自動車 運転手	55	男	195	高等小(志文)	志文	トビ職	次男
16	漁業作業員	47	男	165	高等小(秋田)	秋田	漁業	一
17	造船鉄工	一	男	150	一	一	一	一
18	自動車整備工	36	男	145	中学校(網走)	網走	会社員	一
19	林業作業員	53	男	148	尋小(常呂)	常呂	農業	次男
△20	造船鉄工	42	男	108	中学校(常呂)	常呂	農業	次男

注 1. 職業は、『日本標準職業分類』，行政管理庁，昭和55年3月による。なお，小分類ではただちに個人

2. 番号につけられた○は公務員，△は団体職員である。

3. 出身地につけられた○は，常呂町の近隣市町村である。

者の状態

転 職	部署 の変化 (回)	転 動	妻の 又は 年 は 因 年齢	配偶者の 就業			家 族 人 数	年 齢 別 人 数							備 考
				常 用	パ ー ト	内 職		12 歳 以 下	13 ～ 19	20 ～ 29	30 ～ 39	40 ～ 49	50 ～ 59	60 歳 以 上	
① S病院 (65～72) ② T病院 (72～)	2		37				5	3			1	1			管 理 的 事 業 者
① A气象台 (57) ② T役場 (57～)	11		36		○		6	3			1	1		1	
ナシ	3		38				5	2	1		1	1			
—	—	—	51		○		3			1			2		保 安 サ ー ビ ス 員
① A開発局 (60～66) ② T漁協 (66～71) ③ T消防署 (71～)	3		40	○			2				1	1			
ナシ		4	49				2					2			
① M療養所 (?～49) ……② T役場 (60～)			59	△			2						2		専 門 的 ・ 従 事 者
① U荷馬車組合 (?～49) ② 総理府 (50～)		3	60				4			2			1	1	
① H高校 (79) ② T高校 (79～)			25		○		2			2					
ナシ	7		38		○		4		2		1	1			事 務 従 事 者
① 東京 F 株式会社 (63～70) ② T漁協 (70～)			31				5	3			2				
—			59	△			2				1	1			
① S金属 (71～72) ② K市役所 (72) ③ T郵便局 (73～)	2		27				5	2		2				1	生 産 的 労 働 者
① K漁家 (49～60) ……② M漁家 (73～)			37				5		3		2				
① H炭鉱 (52～57) ② M士健 (57～60) ③ T役場 (60～)	3		51	○			2						2		
ナシ			46				4	1	1			2			生 産 的 労 働 者
—	—	—	—		○		—	—	—	—	—	—	—		
① S商会 (62) ② M自動車 (62～67) ③ H工業 (67～72) ④ T自動車 (72～76) ⑤ H自動車 (76～)			32				4	2			2				
① 奉公 (48～53) ② 自営 (53～54) ③ (54～59) ④ 農場管理人 (59) ⑤ E署 (59～)			51		○		4		1	1			2		生 産 的 労 働 者
① 鉄工場 (45～55) ② 自転車店見習 (56) ③ 製糖工場 (56～59) ④ 修理自営 (59～71) ⑤ 鉄工場 (71～)			41		○		2					2			

名まで判名するのは、中分類、大分類で記してある。

表 2-30 労働

番号	職業	年齢	性別	入社後最初の仕事はどのように修得したか	仕事の変化の中で、それぞれの仕事のやり方は、どのように修得したか	現在の仕事は、どのように修得してきたか
①	保健医療従事者	42	男			学会、医局の研修会
②	管理的 地方公務員	42	男	自治研修（1 カ月）	その都度仕事をしながら学んだ、大変だった	ハンドブックのような文献による
③	団体役員	47	男	先輩の指導	前任者からのひきつぎ	ひきつぎ
④	団体役員	53	男	—	—	—
⑤	保安職業 従事者	38	男	初任教育（3 カ月）	ひきつぎ、わからなければその都度きく	講習（3 週間）
⑥	教 員	49	男			
⑦	保健医療 従事者	51	女			
⑧	土 木 技 術 者	54	男	先輩に習った	技術的なことは年 1 回研修	研修（年 1 回）
⑨	教 員	25	男	新任研修		
⑩	一 般 事 務 員	43	男	先輩から、みようみまね。	必要なとき先輩にきく、独学	経験的に、規則をみる
⑪	会 計 事 務 員	35	男	研修会		研修会
⑫	一 般 事 務 員	40	女	—	—	—
⑬	郵便・通 信事務員	27	男	新任者訓練、職場訓練等	見習（2 週間）	
14	漁 業 作 業 員	37	男			経験でおぼえていった
⑮	乗用自動 車運転手	55	男	経験もあり、むずかしい仕事ではない		講習会（年 2 回）
16	漁 業 作 業 員	47	男	仕事をしながら先輩から習う		経験
17	造船鉄工	—	男	—	—	—
18	自 動 車 整 備 工	36	男	すでに知っていた	自分で資格をとる、会社の講習	
⑰	林 業 作 業 員	53	男			係員による講習
⑱	造船鉄工	42	男	自分で修得	国家試験などによる修得	自分で修得

注 1. 職業は、『日本標準職業分類』，行政管理局，昭和55年3月による。なお、小分類ではただちに個人

2. 番号につけられた○は公務員，△は団体職員である。

3. 資格は正式名称となっていないものも含んでいる。

と 技 能 形 成

現 在 も っ て い る 資 格	今後とりたい資格	資格取得における意見， 要望
医師資格	内科以外の研修	
バイク，普通乗用車，危険物取扱い資格， ボーイスカウト隊長資格	ボイラー，税理士	ナシ
珠算3級，危険物2種，普通乗用車，特殊 無線技術士第4種		事前講習をやってほしい
—	—	—
大型特殊，大型1種，業務用無線	ナシ	ナシ
教員仮免許，小学校2級，小学校1級	ナシ	忙しくてとりに行くヒマが ない，常呂でやってほしい
看護婦，保健婦免許，自動2輪車，普通乗 用車	ナシ	
普通乗用車，グラインダー免許	ナシ	ナシ
普通乗用車，中学1級，高校2級	英検1級，通訳	
珠算3級，自動2輪車，危険物取扱主任 普通乗用車	司法書士，税理士（老 後のため）	
珠算1級，商業簿記1級，工業簿記1級， 普通乗用車，危険物4種，劇毒物取扱，高 圧ガス，小型船舶	ナシ	職場の研修に満足している わけでもない
—	—	—
自動2輪車，普通乗用車	アマチュア無線	学歴上の不利，常呂町でや ってほしい
船長免許，無線，レーダー，普通乗用車		
大型第1種，調理師免許	危険物取扱資格，労務 管理資格（老後のため）	もうすこし簡単にとらせて ほしい
ナシ	ナシ	ナシ
—	—	—
3級整備士，ガス溶接，有機溶剤，危険物 取扱資格	ボイラー資格（年をと ってからでもできる）	講習を近い所で，回数をふ やす
軽自動車免許，抜木造林師，集合煙筒掃除	ボイラー資格（老後の ため）	—
自動車整備士，2級ボイラー，漁船免許， 職業訓練指導員	危険物取扱資格，電 気工事士	—

名まで判名するものは，中分類，大分類で記してある。

第3節 技能形成過程の特徴と労働力概念

農業生産力、漁業生産力の発展は一方で自然からの略奪性、労働力の濫費を拡大した。農業では機械化による深耕、単一作物の連作、農薬の多投、化学肥料の多投と有機質肥料（堆肥）投入の急速な減少によって、地力低下、病虫害の発生などが顕在化し、労働力については農業障害、機械事故によるケガ、死亡事故の多発等としてあらわれている。そしてさらに離農という形で経営それ自体を破壊してきた。漁業においては、漁業資源の枯渇、赤潮の発生、弊死、貝毒の発生、さらには漁業経営の破壊があった。このような農業生産力、漁業生産力の発展と矛盾の激化は、機械化による労働生産力の一面的発展から生産力の構造的発展、すなわち、機械を中心にした生産手段の発展、自然の生態系・再生産循環の確保と発展、労働主体の労働能力の発展が重大な課題となるような段階におしすすめてきた。これらは、農業において輪作体系の確立、田畑輪換、複合農業さらに地域複合農業、漁業において増殖、養殖漁業、生産の総量規制等として進展している。そして、個別経営だけでなく地域産業のバランスのとれた発展を課題とするにいたっている。我々が課題とするのはこのような段階における労働主体の労働能力の発展、技能形成である。

1. 技能形成過程の特徴

技能形成は第1に、機械化を中心とした生産手段の発展、生産手段の社会的編成、労働内容の変化、社会的協業の発展と商業的性格の発展による経営の専門化を基礎に進展してきた。これは生産力の構造的発展①生産手段の発展、自然の生態系・再生産循環の確保と発展、労働主体の労働力能の発展、②集团的、地域の生産力の発展、③地域産業のバランスのとれた発展の基礎的推進力になるとともに、技能形成の質を基礎づけている。これを技能形成の基礎的推進力とよぶ。第2に技能形成は①学校教育を基礎としながら②経験と独学③親から、仲間等からの技能伝播、④研究会、研修会（この内容、形態は多様である）、⑤免許、資格の取得という形成過程をもっている。これを技能形成の形態とよぶ。第3に、技能形成は①産業間（農業、漁業、商工業等）、②産業内部の経営形態間、③自営業者と労働者間、④階層間、⑤年齢、⑥性別によるちがいをもっている。これを技能形成の階層性とよぶ。こうして第4に、これを地域的にとらえてみると、技能形成は内容、形態、階層性によるそれぞれの段階に対応した多様性をもち、さらに関連諸団体、諸機関、諸施設がある。これらを技能形成の地域構造とよぶ。こうした中で「生きた諸個人」の技能の内容・技能形成過程と技能形成の地域的性格がつくられている。

2. 労働力概念

技能形成は内容、形態、階層性、地域構造において特殊歴史的な性格をもってあらわれ、また独自の形成過程をもっている。これを労働力能という新しい概念によって性格づける。労働力能とは、生産力の発展、労働過程、労働内容の変化と発展を基礎とし、経験と、形成、教育、中間態⁹⁾との相互連関の中で発展する特殊歴史的な内容と矛盾、形成過程とをもった具体的な労働の能力のことである。ここで言う教育とは、教授—学習過程、教科、組織性をもつ基礎的、専門的知識・技能の修得過程をさしている。形成とは、経験的に行なわれる知識、技能の伝播・修得過程である。中間態とは、機能としては中間的性格をもつが形成から教育への発展過程の中間的形態という意味ではなく、生産、労働の発展、変化の中で展開し、それ自体の自律性をもったものである。労働力能の形成過程（図2-7）は、農民、漁民、商工業者、労働者の技能形成過程（第2節）をまとめたものである。これは第1に、労働過程における労働と経験を基礎に、教育、形成、中間態がそれぞれとの連関をもちながら相対的に独立したものとして労働、経験と相互に結

合していることを示している。第2に、教育、形成、中間態は労働過程における労働と経験が生産力の発展段階に対応して変化するように、それぞれが歴史的形態と内容をもつ。第3に、労働力能の内容、形成過程は階層性をもって展開する。これは産業間、経営形態、自営業者と労働者階層間、年齢、性別によるちがいである。第4に、労働力能は発展過程をもつものであり、個人にそくしてみれば労働主体の形成過程と性格づけることができる。

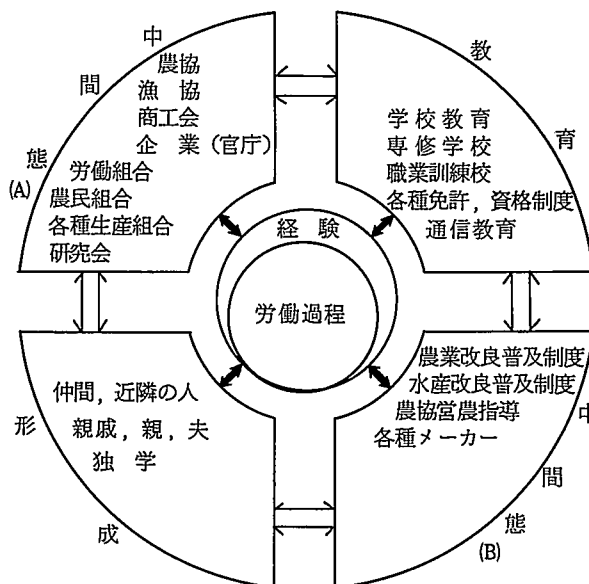


図 労働力能の形成過程

こうして形成される労働力能の内容はどのように性格づけることができるであろうか。しかしこれは今後の課題とせざるえないのであり、とくに労働過程の実証データが不足しているのである。だがこの概念を性格づけるため不十分ながら一定の特徴づけを必要としよう。労働内容はそのレベルに差はあるが総合性と専門性をますます必要とするものになってきている。農業、漁業、商工業とくに自営業者の労働はもともと多様性と総合性をもつものであるが、生産手段、経営の発展はそれに対応する能力を必要とするとともに、自然に対する支配力の増大（商業では人に対して働きかける力）と労働の自由度の拡大は、労働の総合的、専門的發展を可能にし、かつ必要とするようになる。このようなことは労働者についてもいえるわけであるが、労働者の場合は強い階層差をもって展開していくことである。労働者は、強い階層性をもちながら労働過程の変化、部署の移動、転職による職業移動をともないながら総合性と専門性を形成していく。しかし労働者における総合性と専門性は資本－賃労働関係の中では大きなゆがみと階層差をもって展開せざるえない。

こうして労働力能概念は、労働過程の変化・発展、労働内容の全体的把握、技能の形成過程を特殊歴史的な段階においてとらえることによって、その発展過程とそれらの相互関係、矛盾、階層性を全面的に把握する概念として措定されるのである。

注

1. 1980年国勢調査独自集計。1980年国勢調査は速報しかでていないので個票集計表より独自集計を行った。
2. 大型機械化「一貫」体系については、拙稿「畑作農業の機械化と農民教育」、美土路達雄編著『現代農民教育の基礎構造』、北大図書刊行会、1981年を参照。

3. 農業機械の統計はトラクター本機を中心としており、作業機の統計は不十分である。
4. 農業の専門化については上記『基礎構造』にくわしい。
5. 農民経営の耕地面積の拡大過程を基礎とした発展過程は一定の傾向をもった類型に分類することができる。
6. 農業機械の性格分析は上記『基礎構造』を参照。
7. ここで十分ふれる余裕がないので、3章を参照。
8. 『常呂町の産業および社会教育の現状と発展の基本課題に関する調査報告』，北大社会教育研究室，1981年，及び第5章を参照。
9. 中間態はもっと適切な用語にかえる必要がある。中間態(A)はそれ自体は技能形成を主目的とするものではないが、技能形成機能をもっている。中間態(B)はそれ自体技能形成を主目的としているというちがいをもち。

(柳田泰典)

第3章 地域農漁業の発展と農漁民の学習課題

第1節 課題と視角

地域における社会教育計画のあり方、とりわけ地域住民の学習課題を明らかにするためには、まず第1に、その存立基盤である地域産業の実態と今後の発展方向を明確にしなければならない。第2に、産業の実態をふまえて住民諸階層の労働と生活の実態を解明して、それらを基礎とする住民諸階層の学習の実態、さらに今後の社会教育のあり方に関わる学習要求を明らかにしなければならない。¹⁾

本稿の直接の目的は、網走管内常呂町における農漁業の発展方向とそれに関わる農漁民の学習課題を明らかにすることである。常呂町では農業と漁業が地域産業の中で基幹的な位置を占めているが、ここで農漁業、農漁民を包括して検討することの意義を主として地域農業の発展方向、発展条件を解明しようとする立場から述べることにする。

常呂町における地域農業および農民経営は、近年小麦の作付面積が増加したことにともない馬鈴薯、ビート、小麦を基幹作物として、これらに豆類、たまねぎ、わさび、にんにく、にんじんなどを加えた畑作、これらの畑作と養豚・酪農を組合わせた複合経営、養豚・酪農の専門的経営の併立を特徴としている。地域農業および農民経営の現実の発展が複合経営ないし農業生産の複合化として進行しつつあるということが出来る。

このような基調をもつ地域農業の展開を支えていた条件としては、次の諸点が指摘されよう。

その自然的条件としては、第1に、網走管内においては相対的に恵まれた気象条件をもち、多様な畑作物の栽培が可能であること。第2に、常呂川流域に発展した農業地域は比較的肥沃だが、1戸当たりの経営耕地面積が管内としては狭く、集約的土地利用を余儀なくされ、これを実現する手段として農業生産の複合化が重要な意義をもった。

また、その生産力的および社会経済的条件として上げられるのは、第1に、トラクター化を基軸にして農業技術・生産力が発展し、今日では大型機械化「一貫」体系段階に到達して、労働生産性の著しい発展と反収の一定の上昇がみられた。この過程における離農の激発、労働力の流出は、必要な労働力の確保すら困難にした局面も否定できないが、労働生産性の発展にもとづく投下労働時間の減少は諸作物の反収増と相まって、地域農業と農民経営の多様な部門・作付構成を可能にした。農業生産力の発展の過程では同時に機械・施設の共同利用を中心とする生産組織が定着して、いまや、地域農業は、個別農民経営を基本単位としながら、生産組織、農協・自治体の三重構造を形成し、その生産力も部分的ではあるが地域的・集团的に形成・発展し、農業の多面的発展を条件づけている。このことが複合経営ないし農業生産の複合化を成り立たせる基礎となっているのである。²⁾

第2に、1960年代以降農業労働力の減少は著しいものの、農業1戸当りの基幹的な家族労働力は階層差をとないつつ、経営主夫婦ないしそれ以上を確保しており、近年は農業後継者層が成長しつつあることである。

第3に、農業「近代化」政策の推進は、複合経営のめざす方向とは対立し、むしろ、それを否定して、個別経営の規模拡大、専作化、経営の単一化を一義的に志向して階層分解を促進したが、反面「構造改善事業」をはじめとする国、自治体の農政を契機に土地基盤整備などが進展したことも不可欠の条件となった。

第4に、「高度経済成長」の過程で、消費生活の多様化と消費の量的増大が併進して商品生産農業が多面的に展開する条件が形成したこと。同時にこの過程で都市化が急速にすすみ、また交通輸送手段が発達したことにもなって産地移動が進行して、常呂町のような遠隔地域も全国市場に組

み込まれることによって地域農業が商品生産農業としての発展を促されたことである。³⁾

第5に、「高度経済成長」のなかで形成された巨大流通が、「高度経済成長」の終息とともにその矛盾に逢着し、流通形態の多様化の余地が生まれたという市場条件の存在によって、農民（個別農民経営、農家集団、農協・自治体）の主体的対応の可能性が拡大したことである。⁴⁾

上述した諸条件をふまえて常呂町における地域農業の発展を図るためには、農業生産力の主体的契機である農民が、農業所得向上を目標とすることを基礎にしながらも、現段階の農業技術・生産力を基礎とする農業生産力、農業経営の多面的発展の条件のもとで、労働過程の編成、さらには経営方式の編成、地域農業の編成において民主的力量を発揮できるということが不可欠の主体的条件となるのである。そのような主体的条件の発展が、農民における経営主体、統治主体形成の過程であり、その中で農民の主要な選択として複合経営の展開が方向づけられる。しかもそれが単に個別的な展開の帰結としてではなく、集団的かつ民主主義的な選択としてすすめられたとき、地域農業の発展としての意義を有するのである。

農民の経営主体としての性格をこのように捉えたと、その内容として求められる能力は地域における生産手段（農業においては土地が主たる生産手段である）と労働力の多面的な結合を図ることのできる能力であり、さらに農業生産力の発展が集団的生産力の発展として必然化していることから、農民経営の枠を超えた集団的生産力形成と農民経営の枠内における、その意味では個別的生産力形成との調整と統一、同様に労働力と労働手段の調整・統一をなしうる能力を基軸としている。

ところで地域において土地、労働力、労働手段の配分・調整を行う場合、それは農業内だけでは完結しえず、地域の産業構造全体との関連が視野に入れられねばならない。とりわけ常呂町では農業とともに基幹産業の一翼を担う漁業、両者を基礎とする農水産加工業との関連構造が重要である。

常呂町の漁業は沿岸漁業であり、近年ホタテ養殖漁の伸張を軸にして著しい発展をとげ、それに呼応する加工業の展開がみられる。農業、漁業を基幹産業とする常呂町の産業構造は基本的にひきつがれているが、漁業の発展→漁家経済の向上→地域経済の発展、という地域経済への波及効果をもたらしている。

漁業と農業との間の地域的な労働力の配分についていえば、かつて農業における機械化が未だ部分的な段階では畑作物の収穫期などに漁民経営の婦人労働力が大量に動員された。ホタテ養殖漁が今日のような発展をみない当時は、農業との兼業を行う漁民経営も少なくなかった。しかし70年代にはこのような様相は一転して、ホタテ養殖漁とそれに呼応する加工業が漁民経営の専門化の条件を形成するとともに農民の兼業機会を創出した。農業との対比では、機械化が未だ部分的で、沿岸漁業は依然として労働集約的であり、生産の拡大は漁業労働力の拡大ないし労働時間の増大なしには困難だからである。

こうした雇用の新規拡大は地域内労働市場の拡大の契機となり、不安定就業の増大傾向など克服すべき課題を内包しつつも、機械化を軸にした生産力発展により生まれた農業の余剰労働力の一定の部分を地元に残める積極的役割を担っている。

他方、地域の基幹産業の発展にともなう雇用の拡大は、農業の側からはその労働力と労働手段の配分・調整によって、兼業をも含む農業経営の多面的発展の条件が形成されたことを意味する。

常呂町においては、各産業部門の均衡のとれた生産力の発展をめざすことが求められ、労働力や労働手段の配分・調整については、地域産業の発展→雇用の拡大→労賃所得の増大→地元購買力の増大→地域産業の発展という地域産業を基盤とする経済の循環体系のなかにあって、同時にこのことが不安定就業を増大しつつある、という新たな事態をいかに改善するかが問われている。

農民の統治能力についても地域住民の生活を第一義としながら、地域産業の均衡のとれた発展を目ざしてこのような課題を解決しうる能力としての発展が期待されるのである。

注

- 1) 本稿は、北海道大学教育学部社会教育研究室が、常呂町の依頼によって実施した「常呂町の産業発展の基本課題と地域社会教育計画に関する基礎調査」をもとにしている。地域の社会教育計画については、これに先立つ成果として『常呂町の産業および社会教育の現状と発展の基本課題に関する調査報告』（北大教育学部社会教育研究室，1981年3月），北大教育学部社会教育研究室「地域社会の構造変化と地域教育計画に関する基礎的研究」（日本社会教育学会第27回研究大会報告，高倉嗣昌，木村純が報告を担当，1981年10月）などがある。
- 2) 山田定市「農民の生産力の基本的性格—地域農業の展開とのかかわりにおいて」（『北海道大学教育学部紀要』第26号，1976年所収）を参照されたい。
農業における地域的・集団の生産力形成については，山田定市「農民の生産力の基本的性格—地域農業の展開とのかかわりにおいて」（『北海道大学教育学部紀要』第26号，1976年所収）を参照されたい。
- 3) 新山陽子「農業経営の『複合化』に関する最近の研究動向」（日本農業経済学会『農業経済研究』第51巻，第1号，1979年）44頁
- 4) 同上。

第2節 農業の構造と農業経営

1 常呂町における農業発展の特徴

常呂町の農業は，常呂川流域に発展し，近隣地域の中では比較的に自然条件に恵まれ北見中央型農業としての内実をもっているが，沿岸と山間部とでは条件を異にしている。沿岸に近い地域ではいわば斜網型農業に類似しており，内陸に入るにしたがい集約的土地利用型の農業になっている。

常呂町では，今日までの20年程の間に全体の約半数の農家が離農するという激しい階層分解が進展して農業就業人口も半減した（表3-1）。現在の1戸当りの耕地面積は11.9haで1960年の2倍，1970年の1.5倍になった（各年次の農業基本調査）。分解基軸は現在では20ha以上層になっている。

離農の激化，労働力の流出は，1960年代における豆類，麦類の急減に示されるように（表3-2），いわゆる農業基本法農政展開以降の畑作をめぐる厳しい政策的・市場的条件に起因している。同時に酪農や養豚などの複合的・副業的な畜産経営の減少も著しく，一方で経営の専門化と地域分化が進行した（表3-3）。

今日では，馬鈴薯，ビート，小麦を軸に豆類，たまねぎ，わさび，にんにくなどを加味した畑作とこれらを組み合わせた養豚，酪農などの複合的畜産経営と一部に専門的酪農経営が併存するという生産構造を形成している。

作付面積の作目別動向については，次の諸点が指摘される。1960年代以降，総作付面積が4,300ha前後でほとんど変化しない中で，60年代のはじめまでは作付面積の30%を占めていた豆類は，ほぼ一貫して減少を続け，かつての3分の1になった。馬鈴薯は50年代から60年代にかけて急増したが，70年前後をピークとして減少傾向にある。連作障害の克服など解決されるべき課題を抱えているが，常呂町の畑作物としては，ビート，小麦と並んで依然基幹的な位置を占めている。ビートの作付面積は60年代の半ばには1,200haに達し，馬鈴薯を上回り最も多かった。60年代後半から70年代前半にかけて半減したが，近年再び増加傾向を呈し，小麦，馬鈴薯につぐ位置にある。ビートの増加は移植方法など一連の栽培技術の開発，普及により，労働力問題が解決されたことに加えて，作付奨励金が交付され，収益性に一定の向上がみられたことなども要因となっている。小麦は60年代にほとんど壊滅的といえるほど作付面積が減少したが近年激増して常呂町で

表 3-1 常呂町における経営耕地規模別農家戸数の推移

区分 年次	総数	例外	3.0 ha 未 満	3～5 ha	5～ 7.5 ha	7.5～ 10 ha	10～15ha	15～20ha	20 ha 以 上
1960	689		110	164	243	109	52	11	
1965	629	5	93	110	209	110	92	13	2
1970	517	2	74	50	89	102	146	43	11
1975	399	5	52	25	49	45	111	75	37
1976	386	5	50	21	42	43	110	74	41
1977	378	5	42	22	46	39	104	73	47
1978	366	3	44	22	37	37	103	71	49
1979	362	6	42	21	38	31	101	73	48

注 「北海道農業基本調査」「農業センサス」より作成。

表 3-2 常呂町における作物別作付面積の動向 (単位: ha)

区分 年次	全 町 的 推 移						1 戸 当 り	
	1956	1961	1965	1971	1975	1979	1961	1979
馬 鈴 薯	530	936	1,035	1,432	1,190	945	1.4	2.6
ビ ー ト	266	527	1,191	616	589	812	0.8	2.2
麦 類	612	304	156	106	300	1,036	0.4	2.9
豆 類	1,202	1,269	801	1,060	833	426	1.8	1.2
水 稻	52	51	43	29	15	7	0.1	0.0
ハ ッ カ	167	91	31	11	13	1	0.1	0.0
わ さ び	—	—	37	142	284	246	—	0.7
玉 ね ぎ	—	—	3	32	178	118	—	0.3
にんにく	—	—	6	51	70	79	—	0.2
え ん 麦	550	283	356	250	83	15	0.4	0.0
飼 料	472	442	543	520	552	547	0.6	1.5
そ の 他	349	477	128	110	133	61	0.7	0.2
合 計	4,200	4,370	4,330	4,360	4,180	4,292	6.3	11.9

注 農水省「北海道農林統計」より作成。

は最も作付面積の多い畑作物となった。これは、収穫過程をはじめ大型機械化の進展により労働生産性が向上したことや、馬鈴薯、ビートとの間で一定の輪作体系を形成すること、さらに麦稈を利用して堆肥を作り地力維持に役立ることなどが要因となった。こうして小麦、馬鈴薯、ビートが基幹的位置を担い、全作付面積の3分の2を占め比重を増している。小豆、大豆、菜豆などの豆類が続いているが、70年代に入ると内陸部を中心にたまねぎ、わさび、にんに

くなどの栽培が本格化した。現在ではこれらを合わせた作付面積は豆類に匹敵するようになった。しかし市場・価格条件などに左右されて作付面積は毎年増減を繰り返し、地域や経営に占める位置は必ずしも安定的なものではない(表3-2)。

小麦、ビートの近年における激増は、農業機械化の進展を不可欠の条件としたものである。農業機械化はトラクターリゼーションを基軸として発展した。常呂町でトラクターの導入が本格化するのは60年代後半であり、上層農家による先駆的な導入とともに、構造改善事業などを契機とする共同導入が大きな役割を果たした。70年代には個別経営による導入が卓越するが、トラクタ

一の大型化、高性能化が進んで、ほぼ半数に及ぶ農家がトラクターを共同所有している。トラクターの大型化にともない付属作業機械の共同所有が多様に展開している。またこれらの動きに照応しながらビートの育苗施設、小麦の乾燥施設、生乳のパルクリューヤや集送乳施設が農協、生産組織を単位に共同で所有・利用されており、多様な共同作業が行われている（表3-4）。

表3-3 常呂町における畜産農家の推移

年次 区分 家畜	1965		1979		1965	1979
	農家数	頭数	農家数	頭数	頭数 ／戸	頭数 ／戸
乳用牛	122	969	48	1,104	7.9	23.0
豚	141	517	64	5,075	3.7	79.3
ニワトリ	287	3,119	10	156	28.3	15.6

注 「北海道農業基本調査」「農林業センサス」より作成。

表3-4 常呂町におけるトラクターの普及状況

年次 区分	農家数	トラクター所有		個人所有		共同所有		トラクター所有 農家率 (%)	個人所有 農家率 (%)	共同所有 農家率 (%)	トラクター1農家 1戸当り 台数
		農家数	台数	農家数	台数	農家数	台数				
1960	689	11	11	11	11	0	0	1.6	1.6		1.0
1965	629	140	81	61	63	79	18	22.3	9.7	12.6	0.6
1971	453	321	192	105	108	216	84	70.9	23.2	47.7	0.6
1976	386	336	298	168	214	168	84	87.0	43.5	43.5	0.9
1979	362	350	367	182	269	168	98	96.7	52.0	48.0	1.0

注1. 「北海道農業基本調査」「農林業センサス」より作成。

2. トラクター所有農家数は、のべ所有農家数である（個人所有農家数＋共同所有農家数）。ただし、個人所有、共同所有は実農家数である。
3. 共同所有は、共同所有＋利用組合有である。

2 常呂町農業の地域別動向と農業経営

1960年代以降の激しい階層分解の結果、地域と経営の分化が進行したが、以下に述べる常呂町の地域別の作目構成の相違もこの過程でより顕著になったものである。われわれは1980年7月に常呂川流域の三地域（下流から順に岐阜、豊川、日吉）の農家実態調査を行った。これらの各地域の作物別の作付面積の推移はその事実を明白に示すものとなっている。岐阜を含む本部地域ではかつて全面積の半分近くを占めていた馬鈴薯が漸減しているものの常呂町の中では最も高い比率で作付されている。ビートの比率は変化が少ないが3つの地域の中では最小である。1970年代後半の際立った変化は豆類の激減と麦類＝小麦の激増である。小麦はかつての馬鈴薯とその位置を変えて本部地域では最も作付面積の多い作物となり、比率も町内で最大となり、70年初期には小麦、馬鈴薯、ビートの占める比率が60%であったのに現在では80%になっている。岐阜からさらに内陸に入る豊川地域では現在でも小麦、馬鈴薯、ビートの占める比率は60%であり、豆類が半減したとはいえ依然1割近くの作付面積を占めるとともに、わさび、にんにく、たまねぎなどの集約的作物が位置づいている。日吉は常呂町の最も内陸に位置する農業地域で北見市に近い。

小麦、馬鈴薯、ビートの占める比率は豊川と大差ないが、近年ビートが激増して最も主要な作物になるとともに馬鈴薯の比率が減少している。日吉でも豆類の減少は著しいが馬鈴薯の作付面積を上回っている。またたまねぎが12.8%を占めているのも特徴的である（表3-5）。なお酪農は豊川地域を中心に展開していたが、この10数年間に乳牛総頭数では若干の増加がみられるものの飼養農家数はかつての40%に減少して各地域に散在するに過ぎなくなった。養豚経営についても激しい階層分解が進展しているが、岐阜地域を中心に展開している。これらの畜産経営はその戸数こそ著しく減少しているが、畑作地域である常呂町でなお一定の層をなして存続していることが今後の地域農業の展開にとり重要な条件となっている（表3-3）。

次に、個別調査の分析結果をも踏まえて、岐阜、豊川、日吉の地域別動向についてさらに詳しく述べる。（以下、とくに注記しない図表は、この調査結果にもとづくものである）。

(1) 岐 阜

1戸当りの平均耕地面積が15haほどでわれわれが調査を実施した3つの地域の中では最も多い。したがって常呂町としては比較的恵まれた土地条件に立脚して、小麦・馬鈴薯・ビートを軸とする斜網型の畑作専門経営の他に、畑作に酪農や養豚を加味した複合経営や主として酪農の畜産専門経営が展開している。

土地拡大を早い時期に先行的になしえたものの多くは家族労働力の確保と充実を不可欠の条件としていたが、これら農家が酪農経営（畑酪経営を含む）、畑作経営Ⅰ（畑作上層、耕地面積15ha以上）として展開し、土地拡大を十分に進展せしめなかったものが混同経営（養豚と畑作の複合経営）、畑作経営Ⅱ（畑作下層、耕地面積15ha未満）として展開している。

岐阜の調査農家について経営形態別に農家経済の概要を検討すると次の諸点を指摘することができる。畑作は借入金銭高が少ないことにみられるように資本投下が少なくてよいために所得率が最も高い。しかし反当粗収入は最も少ない。したがって岐阜全体では専業農家の比率は高いが、畑作下層の一部には兼業農家がある。借入金残高と農業所得が最も高いのが酪農であり現在の時点では反当粗収入が畑作を上回っている。混同経営は反当粗収入が最大だが所得率が低い。これは飼料代の高騰に強く影響されたものだが、そのために農業所得が少なくなっている（表3-6）。

表3-5 常呂町における地区別の作付構成の推移

（総作付面積：100%）

地区 年次 区分	常 呂				本部（岐阜を含む）			豊 川			日 吉		
	1970	1973	1975	1980	1973	1975	1980	1973	1975	1980	1973	1975	1980
麦 類	3.4	2.9	7.2	29.3	2.9	9.2	33.2	3.5	3.5	25.3	0.7	1.4	23.3
豆 類	23.9	18.1	19.9	6.4	14.6	18.1	4.2	22.1	23.0	9.3	27.1	25.7	12.6
馬 鈴 薯	26.8	33.2	28.5	22.0	44.0	38.1	27.7	20.8	18.4	14.6	14.5	12.8	7.3
ビ ー ト	16.3	16.7	14.1	20.0	18.7	15.2	18.6	9.9	10.5	20.3	13.9	8.9	31.3
玉 ね ぎ	0.4	2.1	4.3	2.1	0.5	1.9	0.8	3.4	5.7	2.4	9.3	15.7	12.8
にんにく	0.9	2.7	1.7	1.0	0.7	0.6	0.2	5.6	3.4	2.4	5.0	3.0	1.7
わ さ び	4.9	5.7	5.4	5.4	4.1	3.4	4.3	10.3	9.8	7.7	1.1	3.3	3.0
牧 草	8.8	7.2	7.2	4.9	5.3	4.8	3.7	10.6	9.0	6.6	7.3	8.4	6.5
デントコーン	3.0	2.4	2.4	3.2	0.2	2.2	3.0	3.1	3.1	3.7	1.4	2.2	2.9

注 常呂町農協資料より

表3-6 常呂町各地区の実態調査実施農家の経営概要(平均値)

	農 業 粗 収 入 (万円)	農業所得 (万円)	借 入 金 残 高 (万円)	農 業 所 得 率 (%)	耕地面積 (ha)	反 当 粗 収 入 (万円)	備 考
岐 阜	1,751.4	589.7	826.6	33.6	14.9	11.8	岐阜は、畑作12戸 酪農(酪畑を含む) 7戸 混同10戸
畑 作	1,215.8	526.7	498.8	43.3	15.1	8.1	
酪 農	1,972.7	747.1	1,613.1	37.9	19.4	10.2	
混 同	1,754.2	438.6	647.9	25.0	11.5	15.2	
豊 川	1,195.8	519.7	944.2	43.5	12.0	10.0	豊川は、9戸
日 吉	1,081.1	475.1	620.5	43.9	9.3	11.6	日吉は、9戸
計	1,528.6	557.6	809.6	36.5	13.7	11.2	計 47戸

注1. 常呂農協資料、ききとりによる。

2. 豊川・日吉は、日吉に酪畑1戸があるだけで、地はすべて畑作(玉ねぎ、野菜を加味)。

次に家族労働力の保有状況については基幹労働力を最も多く確保しているのは酪農と混同で次に畑作上層が続いている。畑作下層は最も少ない。このことから、混同経営が土地不足を補う手段として家族労働力の保有を基礎に養豚を導入して畑作上層に匹敵する所得を得ようとしていること。また畑作下層では後継者の流出などのためにそのような労働集約的な道を探りえず、むしろ兼業の方向へ向かっていることがわかる(表3-7)。しかし養豚についても今日の生産資材の価格高騰のため予期した所得をあげることができないというのが現状となっている。

(2) 豊 川

1戸当たりの平均耕地面積は12haほどだが、耕作地に占める堤外地(常呂川の河川敷=国有地)の割合が大きく、それは下層ほど大きくなっている(図3-1)。70年代のはじめまでは、豆類と馬鈴薯、ビートが基幹的な畑作物であり、酪農もかなり広く展開していたが、近年豆類と酪農が衰退し、小麦とビートの著しい増加がみられる。土地の狭さを補い、かつ堤外地を利用するものとして早くからわさびが導入されている。にんにくやたまねぎの作付も行われているがこれらはむしろ減少傾向にある。しかし小麦、ビート、馬鈴薯だけでは土地の余裕がなく連作障害などの危険があるので、豆類やわさびが重要な位置を占めている。

したがって豊川では、小麦+ビート+馬鈴薯+豆類・わさび等を基本とした土地集約的な畑作経営が展開している。

農家経済についてみると借入金残高が岐阜の酪農家に次いで多い。これは第1に、岐阜より機械の共同所有が遅れており、個別導入が多いこと。しかも作付作目の種類が多く、多様な作業機械を導入しなければならないこと。第2に、小豆や菜豆、玉ねぎなど収量と価格が不安定な作物の比重がより大きいことなどが要因として考えられる。反当粗収入では岐阜の畑作を上回り、農業所得についても岐阜の畑作下層を凌いでいる(表3-6)。

家族労働力は、豊川の上層が岐阜の畑作上層と大差ないが、下層では基幹労働力が2.0人を下回っている。岐阜でみられたような混同経営の道はほとんど採られず、土地集約的なわさびやにんにくなどの作物が栽培されたり、農外就労の道が採られる。兼業農家の比率が岐阜より

も高くなっている（表3-7）。

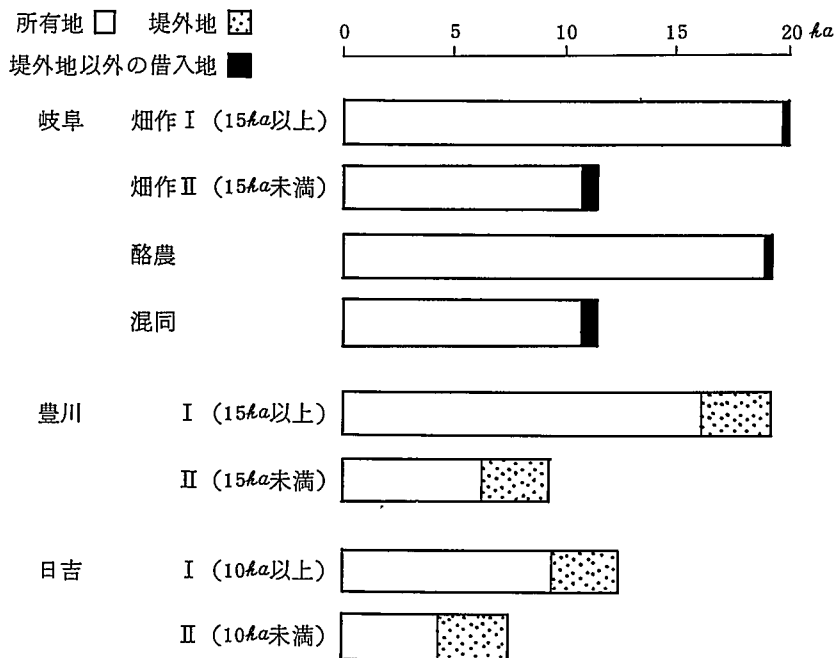


図3-1 調査農家の耕地の所有状況

表3-7 調査農家の労働力と後継者

	基幹労働力数 (名)	後継者がすでに確保 (%)	子どもがまだ小さい (%)	後継者について その他 (%)
岐阜 畑作 I	2.4	60.0	40.0	
畑作 II	2.0	28.6	71.4	
酪農	2.7	85.7		14.3
混同	2.7	50.0	40.0	10.0
豊川 I	2.5	50.0	50.0	
II	1.8		40.0	60.0
日吉 I	2.5	75.0	25.0	
II	2.6	80.0		20.0

注 「後継者について その他」の項は、「つぎたがらない」「他出」など。

(3) 日吉

1戸当りの耕地面積が9haほどしかなく3地域の中で最も小さい。堤外地の占める比率は豊川より一層大きく、下層では耕地の40%に達する。したがって土地集約的な作物の占める位置がより重要である。1970年代の後半にビートと小麦が著しく増大したが、馬鈴薯は減少して、たまねぎや豆類よりも少なくなっている。たまねぎ、豆などへの傾斜が顕著であるということはそれだけに価格の動きに左右される度合いが大きいことを意味している。

農業所得の平均も 500 万円に満たず、借入金残高も岐阜の畑作より多くなっている。これは豊川の借入金の多さと同じ理由によるが、とくに作付作物の価格不安定性によるところが大きいと考えれる。反当粗収入、農業所得率ともに豊川を上回っている。

家族労働力は上層、下層とも豊川の上層と大差ない。下層で基幹労働力が 2.6 人になっているのは、この地域の畑作の労働集約的な性格を示している。また日吉全体では兼業農家の割合が 40% を超え町内で最高であるのにもかかわらず北見市へ近いなど通勤兼業も可能であることによろう。

3 常呂町における農業経営の課題

これらの農家が当面している経営問題は、面接調査によれば総じて「土地問題」をあげる農家が多い。混同経営ではそれは土地拡大を契機とした経営転換の可能性を含むものである。すなわち土地拡大を図れなかったために選択した養豚経営が豚肉価格の低落、飼料価格の値上りなどによって収益性が低下する中で、畑作地の拡大によってその不振を克服しようとするものである。それは岐阜の下層の畑作農家やいくぶん複合的な性格が濃い豊川や日吉の畑作農家についても同様で、玉ねぎ、わさび、にんにく、豆類などの集約的な作物の収益性が不安定なことから、土地拡大によって比較的安定した小麦、ビート、馬鈴薯を 3 つの軸に据えた専門的畑作経営を確立したいとするものである。それは他面では農家の個別対応に委せたまま、収益性が現状のまま推移すれば複合的な畜産や作物は衰退するばかりで小麦、ビート、馬鈴薯への集中が一層強まることになる（表 3-8、9）。

一方、豊川や日吉の「土地問題」は国有地である常呂川河川敷地が果たして将来にわたって利用できるかどうかという不安と結びついたものとなっている。いずれにしろ「土地問題」が解決されるためには、挙家離農によって放置され荒廃している土地を含む町内の未利用地の農業的利用が最大限に追求されるとともに、畜産やたまねぎ、わさび、にんにくなどを安定的部門として経営内にとりこめる地域としての条件がつくられねばならない。

その他の当面する経営問題を経営形態別にみれば、混同経営では豚肉や購入飼料の価格問題、畑作経営では畑作物の価格問題、日吉や豊川ではそのうちとくにたまねぎの価格問題があげられた。酪農経営では問題がより多面的になり、畑作経営や混同経営のように土地・価格問題に集中せず、大型化にともなう負債問題や現在の生産調整問題があげられている（表 3-8）。

表 3-8 経営の当面する問題は、「土地問題」野菜、混同では「価格問題」
(調査対象農家：100%)

区 分 項 目	畑 作 (岐 阜)	畑作＋玉ねぎ等 (豊川・日吉)	酪 農 (岐阜・日吉)	混 同 (岐 阜)
土 地 問 題	41.7	44.4	25.0	40.0
価 格 問 題	25.0	33.3	25.0	50.0
飼料価格問題				30.0
そ の 他	16.7	16.7	65.0	

注 1. 土地問題としては、「土地拡大したい」「土地がせまい」。日吉、豊川では、「堤外地問題の解決」を含む。

2. 価格問題としては、「畑作物、野菜、玉ねぎなどの価格不安定」「豚肉の低価格」など。

3. その他としては、「酪農政策」「施設拡大」「負債の増大」「労働力不足」(以上酪農)、「冷害」「所得が少ない」など。

4. なお、回答は重複をゆるしている。

表3-9 現在の経営形態の転換を考えているか

(回答者総数：100%)

項目	設問 回答	現在の経営形態の転換を考えているか		将来の経営形態				
		現状の経営形態のまま	現状の経営形態を変える	畑 事	畑酪・酪畑	畑作+野菜	酪 専	混 同
岐 阜		82.6	17.4	45.8	8.3	4.2	12.5	25.0
畑 作 ¹⁾		81.9	18.1	90.9		9.1		
酪 農 ²⁾		80.0	20.0		40.0		60.0	
混 同		85.7	14.3	14.3				85.7
豊 川 ³⁾		77.8	22.2	44.4		55.6		
日 吉 ⁴⁾		42.9	57.1	55.6		44.4		
計		74.4	25.6	48.7	5.1	23.1	7.7	15.4

注1) 岐阜の畑作には、畑作+野菜1戸が含まれている。

2) 岐阜の酪農には、酪畑が2戸含まれている(うち回答1戸)。

3) 豊川には、畑作+野菜の他に、酪畑1戸、畑作2戸が含まれている。

4) 日吉は、畑作+野菜のみ。

常呂町においても、生産力発展の過程で機械・施設の共同利用を中心とする生産組織が形成されている。岐阜、豊川では麦作集団が組織され、日吉ではたまねぎ、ビートの収穫機械の共同利用・共同作業がある(表3-10, 12)。これらは網走地域としてとくに先駆的な動きであるとはいえないが、参加農家はおおむね肯定的な評価を与えている(図3-2)。麦作集団に参加した農家からは「労力的に楽になった。収穫時期が楽になった。」との回答が聞かれたのをはじめ、生産組織に参加して「機械導入の負担が軽減された」、「経営や生産技術のことで、他の農家の人と話しやすくなった」「利用組合の運営にたずさわることになっていろいろな仕事を覚えられた」などである(図3-3)。

岐阜の麦作集団では、とくに耕地面積の小さい混同経営の参加率が高くなっている。これは過剰投資を避けるという積極的な対応であるが、「入らないと乾燥工場の利用ができなくなる」と答える養豚農家があるように、将来土地拡大が可能になるなどして小麦の栽培を行うようになったときに利用する権利を確保しておくとするものである。これは多分に養豚経営の先行き不安に基づくものである。

麦作集団に参加して、経営がどのように変化したかという問いに対しては、耕地面積が大きい農家では「小麦の作付面積を増やすことができた」と答えるものが多く、耕地面積の小さい農家では「小麦を経営に取り入れることができた」と答えるものが多かった。このように麦作集団が一方で小麦の作付面積拡大、一面的集中の契機となる側面をもっているということは、他方ではこれらの生産組織の形成、展開が常呂農業の地域的・集団的対応の中心的な担い手として積極的条件をもっているということの意味している。

また、現在の経営主は「今後は機械の共同利用が不可欠である」と考えているものが多く、農業機械化、利用組合の組織化が相対的に遅れている日吉でも、とくに青年層は麦作集団や部分的な共同作業など、共同化に積極的な意識をもっている(図3-4, 表3-11)。

生産組織が常呂農業の地域的、集団的対応の中心的な担い手として重要な役割を果たしていくためには、労賃の相殺などの慣行的な運営を改めて、役員の選出、賃金支払い、経費計算などを

民主的，合理的に行なっていく
ようにしなければならない。そ
のためにはその構成員としての
農民の主体形成が進められな
ければならない。

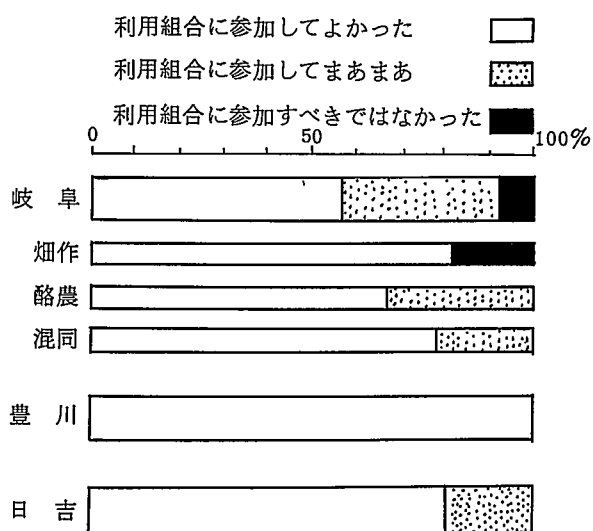


図3-2 利用組合に参加してよかった

「利用組合に参加すべきでなかった」という回答は，
「機械を自由に使えず規模拡大困難」「利用組合にしば
られて思うように規模拡大できなかった」

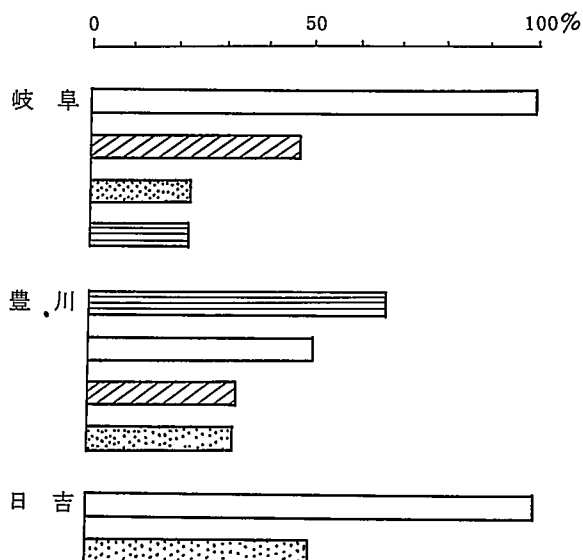


図3-3 利用組合に参加してよかったこと

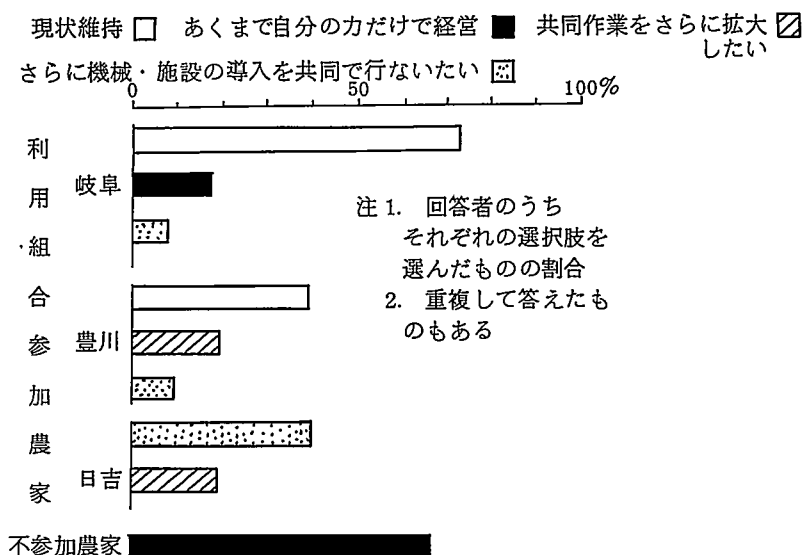


図 3-4 今後の経営の方向（共同化にかかわって）

表 3-11 麦作集団・利用組合と機械所有

項目 区分	麦作集団 に参加 している	麦作集団 に参加し ていない	自分の家 からオペ レーター を出した	機 械 所 有 の 形 態			
				す べ て 個 人	個 人 と 共 有	個人と利 用組合有	すべて利 用組合有
岐 阜	86.2	13.8	40.0	10.3		27.6	62.1
畑 作	91.7	8.3	54.5	8.3		33.2	58.3
酪 農	57.1	42.9	25.0	14.3		57.1	28.6
混 同	100.0		30.0				100.0
豊 川	66.7	33.3	50.0	11.1	11.1	44.4	33.3
日 吉	—	—	—	33.3		66.7	
計	—						

注 オペレーターについては参加農家総数を 100%とした。

表 3-12 共同化にたいしての青年の意識

	機械・設備の 共同での導入	部 分 的 な 共 同 作 業	あ く ま で 個 人 経 営	現 状 維 持	対 象 数
	%	%	%	%	100 %
岐 阜		20.0		80.0	5
豊 川				100.0	1
日 吉	60.0	20.0	20.0		5
計	27.3	18.2	9.1	45.5	11

表3-12 利用組合について（調査地区にあるもの）

	岐阜 A	岐阜 B	岐阜 C	岐阜酪農生産組織	豊川 D	日吉 E
結成年次	1963	1963	1963	1967	1960（1970）	1979
参加戸数 （1979）	11	8	6	5	5	4
主要所有機械 （台数）	トラクター 10 （34～94 PS）	5 （40～76 PS）	6 （42～85 PS）		(5) （48～63 PS）	3 （40～79 PS）
	総合施肥 播種機	2	1	1	(2)	1
	ポテト プランター	3	2	1	(2)	1
	ビート 移植機	3	2	2		1
	ポテトハ ーベスター	4	3	3		
	ビートハ ーベスター	5	2	2		1
	その他	ビーンカッター 2 グレンドリル 1	ビーンカッター 1 グレンドリル 1	ビーンカッター 1 グレンドリル 1	デントコーン ハーベスター 1 モーアコン 1 ディショナー バキュームカー 1 ブロアー 1	(ビーンカッター 1) (オニオンハーベスター 2) (ポテトデガー 2) (オニオンピッカー 2)
共同作業	ビート移植	ビート移植	ビート移植 (馬鈴薯・ビート収穫)	サイレージ作業	なし	ビート移植・収穫
労 賃	相 殺	相 殺	相 換 殺 算	相 殺		相 殺
役員の決め方	2年交替・順番制					
機械所有の形態	利用組合 わずかに個人所有	利用組合	利用組合	利用組合 個人所有	利用組合 個人所有	利用組合 個人所有

4 小 括

常呂町における地域農業の複合的な展開は、家族労働力を基礎にする農民経営が農業所得増大のために商品生産の拡大を求めることを起動力としている。これは、今日の農業技術・生産力の発展段階にもとづく耕地条件や農産物市場条件および市場対応に規定されて、より収益性の高い作目の導入に支えられている。さらに耕地面積の少ない経営では土地条件に制約されない養豚や、兼業化の方向が採られている。

しかし、国家独占資本主義下の労働市場、農産物市場などの経営外の要因に規定され、個別農民経営のみの主体的対応はきわめて難しいものとなっている。現に常呂町では、小麦、ビート、馬鈴薯への集中傾向がみられる。

耕地条件などの自然的・技術的条件や農産物市場条件などを見通し、それをふまえて地域の土地、生産手段と労働力の結合を図る農民の能力形成を基本的な課題として、農業協同組合の指導的役割の強化、産地形成が重視されなければならない。

第3節 漁業の構造と漁業経営

1 常呂町における漁業の発展

常呂町の漁業は、ホタテ養殖漁業、サケ・マス定置漁業、各種沿岸漁業からなる。漁業生産額は、1972年をさかいに急テンポで増加し、この10年足らずのうちに3倍以上になった。とくにホタテ養殖漁業の発展は著しく、このホタテとサケ・マス定置漁業を基軸にして漁業生産額が急増

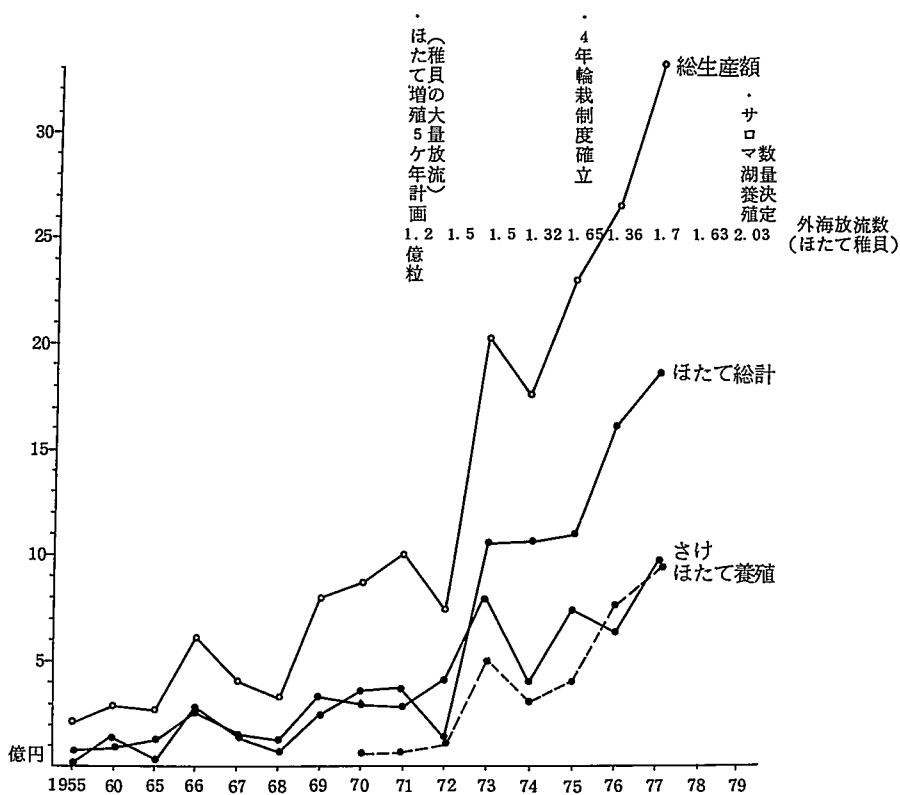


図3-5 ほたて、さけを中心とした常呂漁業の発展

表 3-13 ほたて、さけ生産量の発展
(単位: トン)

	1955	1960	1965	1970	1975	1977
さ け	396	253	270	536	895	930
ほ た て	346	3,045	—	2,307	5,653	7,761
(外海)	346	3,045	—	2,020	3,865	3,802
(養殖)	—	—	—	289	1,788	3,959

このような常呂漁業の発展は、個々の漁業経営者の対応とともに、サケやホタテの増養殖の技術発展に裏付けられた漁業協同組合を中心とする共同のとりくみが重要な役割を果たした。外海ホタテ漁では、ホタテ増殖5カ年計画(1971年)、4輪裁制度の確立(1976年)。サロマ湖湖内養殖では、養殖総量の決定(1979年)。サケ漁では、孵化事業と稚魚の放流事業等があり、これらにともなう各種の共同作業が行われてきた。

こうして常呂町の漁業は、漁業経営1戸当り生産額が1974年には1,500万円を超えるという高水準に上昇させてきた(表3-14)。そしてこれは単に漁業の発展ということにとどまらず、水産加工をはじめとする常呂町経済の発展そのものに貢献してきた。漁業の発展→漁家経済の向上→地域経済の発展、という地域経済への波及効果をもたらしたのである。近年におけるUターン青年も含む漁業後継者の増大もこのような漁業の発展に裏うちされたものである。

表 3-14 総生産額の発展
(単位: 千円)

	1973	1974	1975	1976	1977
総 生 産 額	2,205,084	1,756,064	2,320,476	2,659,904	3,325,444
組・合 員 数	237	231	223	223	222
1人当り生産額	9,304	7,602	10,406	11,928	14,979

注. 常呂漁業資料より。

2 常呂漁業の構造と漁家の階層性

常呂町における漁家の経営と所得は、取得している漁業権、主な漁種によって格差を形成しながらも、全体としてはホタテ増養殖漁業の発展によって均等化がおしすすめられてきたといえる。

漁家所得の構成の特徴は、第1に、漁家所得は全体として1千万円に近い水準に到達しつつあり、漁家所得から家計費(生活費)を引いて得られる経済剰余もかなり高くなっている。第2に、外海ホタテ漁所得は漁協による持分点数制配分に基づきほぼ5百万円水準で均等化しており、それぞれの漁家所得に占める比率も高い。こうして外海ホタテ漁は漁家経済の安定と発展の土台の役割を担っている。第3に、漁家間の所得格差は主要にはサケ漁における漁業権の違い、湖内養殖ホタテ漁を行っているかどうか、さらに養殖ホタテの割り当て枚数の差などに照応している。第4に、サケ定置漁家、ホタテ漁家第Ⅰ階層(養殖枚数16.5万枚~20.5万枚)と第Ⅱ階層(同14.5万枚)は、サケ、ホタテそれぞれの漁種に専門化しているが、ホタテ漁家第Ⅲ階層(同8.5万枚~12.5万枚)とその他漁家は様々な漁をして漁家所得を維持している(表3-15)。

次に漁家における階層性ホタテ漁家についてみると、家族労働力の数は全体として2人以上を確保しているが、Ⅰ階層でむしろ少なく、Ⅱ階層、Ⅲ階層で多い。これはⅡ階層とⅢ階層に、経営主夫婦＋後継者という家族労働力構成をもつものが多いのにたいして、Ⅰ階層は1960年代の後半に家族労働力のピークをむかえ、後継者への漁業権の継承を進めたものが多いことに起因している。Ⅰ階層は常呂漁業発展の模索期に先駆者としての様々な努力をしてきた層であり、労働力的にもそれを可能にする条件をもっていたのである。今日の段階では家族労働力の点で、Ⅱ階層Ⅲ階層がⅠ階層を凌いでおり、養殖枚数の労働力に見合った配分の要求が今後強まってくると思われる（表3-15, 16）。

表3-15 漁業生産の構造（1979年）

（単位：千円，％）

漁業	区分	生産額	経営費	所得	所得率
養殖 ほたて	Ⅰ（3戸）	944	492	455	48.0％
	Ⅱ（7戸）	698	330	368	52.7％
	Ⅲ（7戸）	470	217	253	53.8％
	平均	648	312	336	51.9％
さけ定置	（3戸）	7,407	6,633	773	10.4％
その他漁	（4戸）	800	533	268	33.5％

注 1980年10月、常呂町漁家実態調査より、以下の図表についても同じ。

3 漁業資源維持の共同のとりくみへの漁民の評価

ホタテ稚貝の外海放流、養殖枚数制限等の共同のとり決めは、常呂漁業の発展の重要な条件となったが、これらにたいする漁業経営者の評価について次に検討する。

全体的特徴については、第1に、外海放流量を増やす、4輪栽は適切であるという点ではほぼ一致している。サケ定置漁の配当については「適切」と「改善すべき」が半々となる。これにたいして第2に、漁種別漁家間で評価が異なるのはホタテ養殖枚数の許容量についてである。養殖ホタテ漁家とその他漁家は「改善」を希望し、サケ定置漁家は「適切」と判断している。以下これらを具体的な意見にそくしてみよう（図3-6, 3-7）。

(1) 外海放流の増加

養殖ホタテ漁家は、「ホタテ稚貝の外海放流量を増やす」とするものが60％、「適切」とするものが30％であり、「増やす」とする意見は「3年輪栽にする」という意見と結びついているのが特徴的である。一方「適切」あるいは「減らす」という意見は、「これ以上増やすと密植になる」という意見と結合したものである。また、積極的な意見として「増やすとか減らすとかいう問題ではなく、海底の状況など自然がもつ再生産条件の正確な把握によって放流量を決定すべきであり、現在はわからないことがまだ多い」というものがある。その他漁漁家とサ

漁業経営の実態と意見

表3-16 漁家所得の構成（昭54）

（単位：千円，％）

漁 種	区 分	漁家所得	外海ほたて	養殖ほたて	さけ，ます	養殖かき	その他漁	労 賃	そ の 他	家計費	経済剰余	借 入 金
												1979年 度残高
ほ た て 漁	I（3戸）	1,081(100)	517(47.8)	455(42.1)	67 (6.2)	40 (3.7)	3 (0.3)	—	—	210	871	1,475
	II（7戸）	986(100)	507(51.4)	368(37.3)	19 (1.9)	—	94 (9.5)	—	—	309	677	955
	III（7戸）	890(100)	493(55.4)	253(28.4)	41 (4.6)	3 (0.3)	100(11.2)	—	—	279	611	585
	平 均	963(100)	503(52.5)	336(34.9)	36 (3.7)	8 (0.8)	80 (8.3)	—	—	277	686	928
さけ定置	（3戸）	1,506(100)	533(35.4)	—	773(51.3)	—	—	—	200(13.3)	489	1,017	1,900
その他魚	（4戸）	944(100)	573(60.7)	—	29 (3.1)	—	268(28.4)	75(7.9)	—	312	632	913

表3-17 ほたて漁家における階層性

区 分	家族労働数別漁家数				年 齢 別 家 族 労 働 力 数							経営移譲時期別漁家数				組合加入年		継 承 年		町内外別	
	平均	2人	3人	4人	合計	～19歳	20～ 29	30～ 39	40～ 49	50～ 59	60歳～	完了	過渡期	子ども が小さい	未定	1949 年頃	65年 以降	65年 以降	75年 以降	町内	町外
I（4戸）	2.0人	4戸			8人		1人	2人	1人	2人	2人	1戸	1戸	1戸	1戸	4戸		3戸		3戸	1戸
II（9戸）	2.8人	4戸	3戸	2戸	25人	2人	6人	2人	10人	3人	2人	1戸	6戸	1戸	1戸	8戸	1戸	2戸	1戸	4戸	4戸
III（7戸）	2.7人	3戸	3戸	1戸	19人	1人	1人	3人	6人	4人	4人		5戸	2戸		3戸	3戸			4戸	3戸
合 計	2.6人	11戸	6戸	3戸	52人	3人	8人	7人	17人	9人	8人	2戸	12戸	4戸	2戸	15戸	4戸	5戸	1戸	12戸	7戸

ケ定置漁家には「増やす」というものが多い。

これは、後述するように「サロマ湖内のホタテ養殖はすでに限界に近づきつつあり、外海地播きホタテ漁の拡大によって増産を図る」と考える漁業経営者は増えているのだが、それを地域的な合意として確認し、今後の方向として決定しようような科学的根拠がまだ明らかになっていないことを示している。

(2) 外海ホタテ漁の4輪裁について

これはほとんどの漁家が「適切」と考えているが、養殖ホタテ漁家の20%が主に「4輪裁であると貝がつかれやすくなる」ことを理由に「3年輪裁」を望んでいる。

(3) サケ定置漁の配当について

全体の意見分布は、40%の漁家が現在の配当のあり方を「適切」であるとし、50%の漁家が「改善すべき

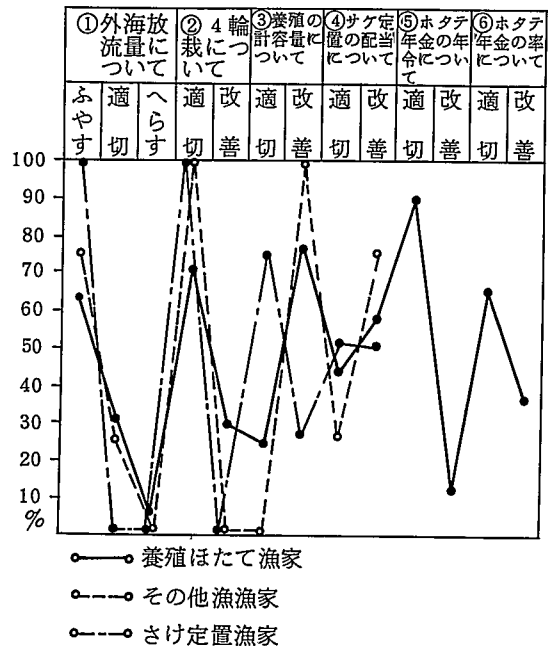


図3-6 外海放流と養殖の許容量等に対する意見

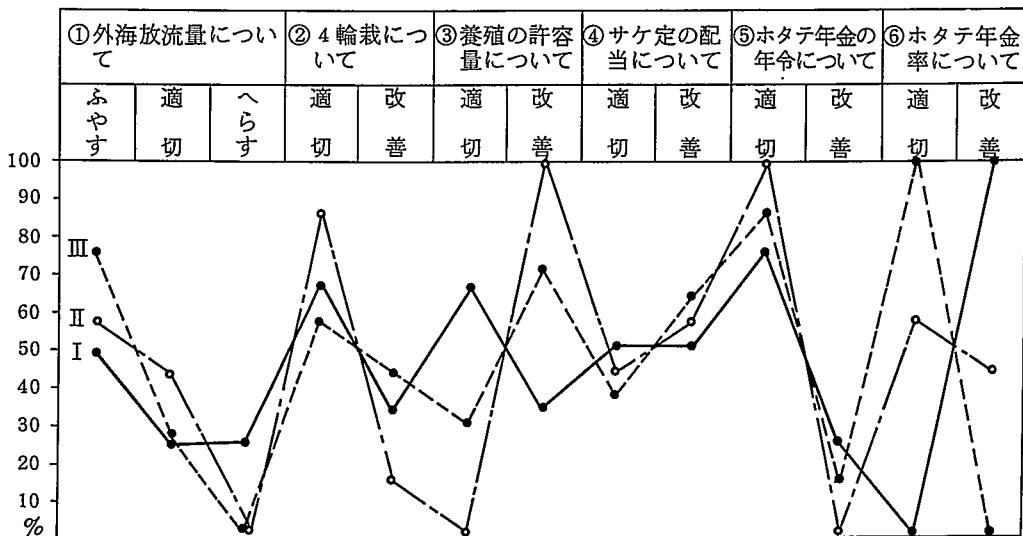


図3-7 外海放流量と養殖許容量等に対する意見(ほたて漁家)

である」と考えている。批判的な意見をもつものは、養殖ホタテ漁、その他漁家に多く、「定置をやっている者だけに配当が多すぎる」、「平等な権利を」、「新規参入が不可能」、「生産組合は点数を一律にすべき」、「ホタテもサケも共同にすべき」、「免許を世襲にすべき

ではない」，「一般漁民も参加できるようにすべきだ」などがある。他方，サケ定置漁家からは「経営に参加しないで配当だけ受けるのはおかしい」という意見もある。

(4) サロマ湖内ホタテ養殖の枚数制限

サロマ湖の養殖枚数の制限については，「許容量の増加」とするものがほとんどなく，大半は「平等化」と「汚染防止」という意見をもっており，さらには「もっと減らした方がいい」とするものがある。現在の枚数が「適切」であるとするものも制限に賛成しているものが多い。一方，「みんな一律にすべきではない。努力してきたものが報われない」，「能力のあるものには増やすべきだ」，「家族労働力に見合った配分をしてほしい」という批判的な意見をもつものがある。このように養殖枚数の漁家間の差にかかわる問題に集中するのは，現在すでに養殖枚数の多いものからは「先駆者としての努力を尊重した枚数配分を」という要求として，枚数の少ないものや現在は湖内養殖をしていないものからは，「家族労働力に見合った枚数の再配分によって，平等化ないし権利者の拡大を」という要求として提起されていることと関連している。

4 小 括

常呂町の漁業は，ホタテとサケの増養殖漁業を基軸に沿岸漁業として発展してきた。これらの成功は漁協を中心にした漁民の共同を不可欠としていた。

増養殖を中心に漁業が発展したということは，生産活動が海況や漁況という自然条件から受けていた制約を従来よりもいくぶん緩和し，それにとまなう不規則な漁民の生活が改善の方向に向かったことを意味している。同時に収入の不安定性がある程度克服され，生産と生活の計画性をもちうる条件が形成された。

また，漁船の動力化を中心とする機械化が部分的に進んだ。しかし沿岸漁業全体としては依然として労働集約的であり，生産の拡大は漁業労働力の拡大ないし労働時間の増大なしには困難である。漁家における長時間労働はこの結果に他ならないが，機械化の部分的進展が生産の拡大を促して青年の役割を増大せしめるとともに，婦人の就労の場を広げている。

部分的な機械化は従来の過重労働をある程度改善し，漁業経営の複合的展開の条件がつくられた。平等化と権利拡大の要求はこれらに照応したものであり，これらの漁家の家族労働力を十分に利用しうる方策が水産加工等も含めて検討されなければならない。

増養殖漁業を基軸にした沿岸漁業の発展は，その担い手としての漁民が漁場の管理主体として形成されることを必須の条件としている。海洋の生態に関する基礎的知識など単に増養殖に直接関わる技術・技能にとどまらない生産学習が要請されていると同時に漁協を中心にした共同の強化がさらに求められている。

第4節 農漁民の学習課題

1 農民の学習課題

今日の機械化を基軸にした農業生産力の発展にともなって，農家経営主が農業技術・経営にかかわって学習したいこととしては，「機械の使用や新しい技術の導入に関する知識・技能」が多くあげられ，現に大部分の農民がそれらと関連する多くの各種免許や資格を取得している（図3-8）。

これらに続くのが「市場の変化に適応する知識」である。畑作農家の特徴であるとともに，養豚農家に家計簿をつけている農家が多いことに示されているように，豚肉や畑作物の価格問題の

対応に苦しむ農民の現状を反映している（図 3-9）。

農民の場合は、機械化によって実現された時間的余裕が学習活動にも振り向けられているとみることができる。これは長時間労働が克服されていない漁民にはみられない。とくに、酪農、養豚、玉ねぎなどの部門別の自主的学習グループの活動が多面的に展開されている（表 3-18）。そして農協を中心に役場、普及所などの公的指導機関の役割が期待されている（図 3-10）。例えば、農協の指導については、豊川・日吉では販売事業と同等ないしそれ以上に、生産指導に期待するものがあるように、単なる技術指導ではなく、地域農業の編成主体としての役割の発揮、それにもとづく経営・技術の指導が求められている（表 3-19）。

農民は第 1 に、地域農業を個別的対応ではなく、生産組織・農協・自治体として地域的・集団的に編成していく力量を身につけることが課題となる。第 2 に生産組織を合理的に運営していく力量を身につけることが課題となり、そのためには農協や改良普及所など農業関連機関の教育的機能が発揮されるべきである。

2 漁民の学習課題

漁業経営者は、船舶操縦資格、無線資格、普通乗用車免許など、仕事に必要な資格をほとんどが取得している（表 3-20）。これは今日の漁業生産の発展上必要不可欠であり、そのための講習会の開催に当っては漁協が中心的な役割を担ってきたが、比較的年配の漁業者から、「年をとった人に対する資格取得条件をよくすること。資格がないために漁ができなくなるのは死活問題だ」、「実技ができる人には免許を与えてほしい、経験があって、仕事ができても資格がないために漁ができなくなるのは死活問題だ」などとの要望がでてい

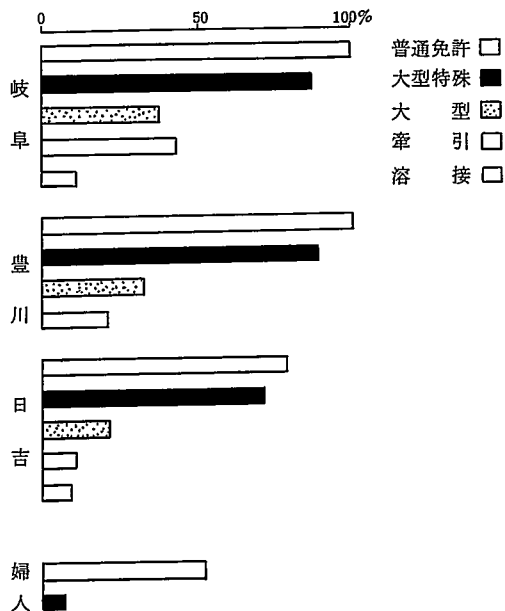


図 3-8 農民の資格免許の取得状況
(取得しているものの割合)

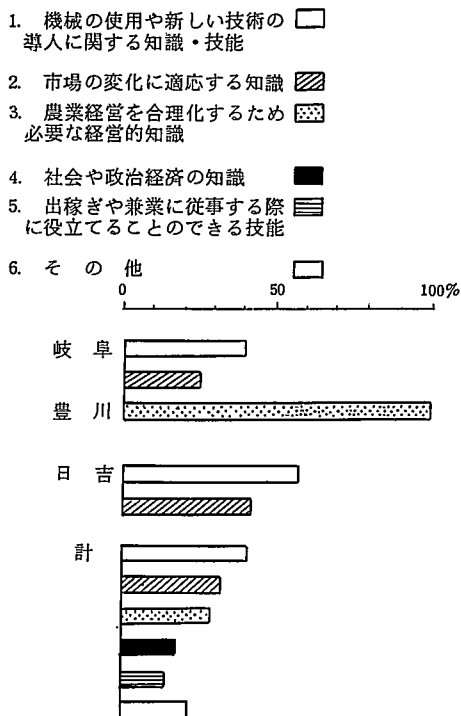


図 3-9 農業技術・経営にかかわって学習したいこと

表 3-18 研究会への参加（いくつかの研究会・研修
団体に加わっているか）

（回答者：100％）

研究会 区 分	2 つ 以上	1 つ	参 加 して い な い	備 考
岐 阜	14. 3	50. 0	35. 7	
畑 作	9. 1	18. 2	72. 7	
酪 農	28. 6	71. 4		酪農振興会など
混 同	10. 0	70. 0	20. 0	養豚団地協議会など
豊 川	11. 1	33. 3	55. 6	玉ねぎ振興会など
日 吉	55. 6	11. 1	33. 3	玉ねぎ振興会 てんさい振興会など
計	21. 7	39. 1	39. 1	

表 3-19 農協の事業で一番、重要なこと

事業 区 分	販 売	購 買	生 産 指 導	経 営 相 談	そ の 他
岐 阜	51. 7	3. 4	20. 7	3. 4	
畑 作	24. 1		3. 4		
酪 農	3. 4	3. 4	13. 8	3. 4	
混 同	24. 1		3. 4		
豊 川	22. 2		22. 2	11. 1	11. 1
日 吉	22. 2		44. 4	22. 2	
計	40. 4	2. 0	25. 5	8. 5	2. 0

注 選択肢は、この他に「金融」「倉庫・運送・加工・利用」「生活」があった。

での漁業従事者にそのために必要な知識を習得できる機会が保障されるとともに、希望者の実情に見合った具体的な援助がなされるべきである。

「今後学びたいこと」については「先進地研修」を上げるものが多い。これは噴火湾などの増養殖技術についての一般的（実用的）知識の習得に加えて、これらの地域で深刻化している斃死、貝毒問題について、常呂町では未然に防ぐ方法や対処のあり方を知りたいということと結びついている（表 3-21）。

ホタテ漁家ではとくにⅡ階層に「先進地研修」、Ⅲ階層では「経営面」の学習について強い要望がある。その他漁家でも「経営面」を上げるものが多い。ホタテ漁家全体としては、漁業情報、漁業政策に対する関心は高くないが、サケ定置漁家は市場流通、漁業政策、漁業情報をつよくのぞんでおり、常呂漁業のリーダーたろうとする自覚の形成もうかがわれる。

これらの「実務に役立てるための学習」の他に、「豊かな余暇をすごすための趣味の学習」をあげるものが多い。漁業労働の性格から、漁民の生活に密着した文化スポーツのグループ活動の組織化とそれを保障する身近に利用できる文化・スポーツ施設の必要性が増している。

学習充足に期待する機関としては漁協の役割を重視するものが圧倒的であり、これは農民の農協に対する期待度を上回るものであり、今日まで漁業が一定の指導的役割を果たしてきたことを反映しているものである。

漁民は、第1に、ホタテ漁業の持続的発展をすすめる漁場の管理能力の向上、第2に、そのための海洋の生態に関する基礎知識などが学習課題として求められており、水産指導所や試験研究機関の地域に密着した指導的役割が期待される。

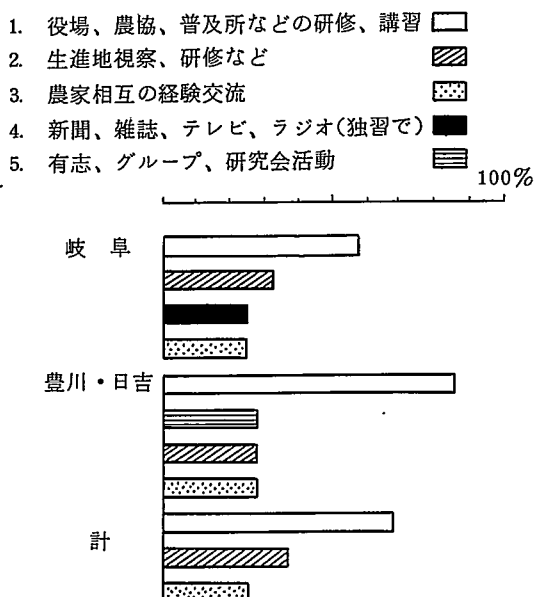


図3-10 農業技術・経営にかかわる学習をどのように行なうか

表3-20 資格の取得状況

(単位:人)

資格		普通自動車	大型自動車	大型特殊	自二輪	無線	船舶	潜水士	機関士	土木	測量士	レーダー
漁家	I	4	2		1	5	3					
	II	7	1	1		6	8	2	2			1
	III	4				3	8		1			1
	小計	15	3	1	1	14	19	2	3			2
	さけ定置	3				2	2		1	2	1	1
その他漁		4				1	3					1
合計		22	3	1	1	17	24	2	4	2	1	4
(比率)		(78.6)				(60.7)	(85.7)					

表 3-21 漁業経営者が今後学びたいこと

内 容 漁 家		漁 法 技 能	生 産 技 術	漁 知 業 生 産 の 識	機 械 操 作	経 営	市 場 流 通	先 進 地 研 修	共 同 経 営	漁 業 情 報	漁 業 政 策
ほ た て 漁 家	I (4戸)	1	1			1	1	1	1		
	II (9戸)	1	2	2	2	1	1	4	1		
	III (7戸)	2	1	1		3	2	2			
	小計(20戸)	4	4	3	2	5	4	7	2		
さけ定置(4戸)		2	1	1	1	1	3	2	1	2	3
その他漁(4戸)		2	2	1	2	2	1	2	1	1	1
合 計(28戸)		8	7	5	5	8	8	11	4	3	4

第5節 ま と め

農民に期待される経営能力、その発展としての統治能力の重要な内実として、地域における土地、生産手段と労働力を多面的に結合しうる能力として捉え、その能力の発揮として常呂町の地域農業の複合経営としての発展を構想する際に、常呂町農業の基本課題となるのは、農業的土地利用にかぎらず、町の土地利用計画の総合的見直しを、国や道の開発計画の積極的かつ批判的検討のなかで進めるということである。そのなかで、林野利用、河川敷地利用、離農跡地などについて単に個別的利用だけでなく集団的利用も含めて検討する必要がある。また、畑地の高度利用、それを基盤とする複合経営の発展のためには土地改良計画もあらためて検討されなければならない。

これらの課題の実施に当っては、その影響がサロマ湖や沿岸の海洋の生態にまで及び、農漁民相互の労働能力、経営能力を基礎にした統治能力の共同の発展が要請され、農漁業生産物の市場条件、農漁業技術、土壌や海洋の生態についての学習が必須の条件となる。

常呂町における農業の多面的発展の条件を拡大するためには、基幹的作物を補完する部門、作付の位置づけを明確にすることが求められており、従来の個別的対応の段階から農協を中心に農業関係機関の指導性の発揮による集団的対応が強められなければならない。漁業に対比して立ち遅れている農産加工の振興もそのための重要な課題である。こうした地元の農水産物加工の研究開発と地域としての労働力の配分は農漁民共同の課題となりうる。

一方、漁業においては所得構成から明らかなように、漁民経営がすでに「複合的」に展開しており、漁業協同組合による共同の漁業権を基礎とすることから、所得格差を是正する課題は本来集団的な課題である。資源の再生産が可能な漁業生産のあり方を関連研究指導機関との協力のもとに明らかにし、組合の民主的運営を通じた解決が行われるべきである。

(木 村 純)

第4章 農家および漁家における婦人労働の実態と社会的性格

第1節 農・漁家婦人をめぐる状況と課題

1. 婦人問題と農・漁家婦人

今日、婦人問題は国際婦人年を契機として、婦人の労働条件、労働内容、家庭生活などが様々な角度から各分野でとりあげられて来た。国連婦人の十年、後半期に提起された「国連婦人の十年後半期行動プログラム」は単なる婦人の権利拡張という視点だけではなく、現実に差別を産み出している社会の構造に具体的に触れ、解決の方向も不十分ながら提起しているという点において画期的なものである。その中で「農村婦人」の項が設けられており、目標として以下の内容がかかげられている。「農作業および家事の遂行という二重の労働負担を課せられているだけでなく、適正な科学技術を利用できず、また農村地域の望ましくない社会的下部構造にしばりつけられて行動の範囲を狭められてきた農村婦人が自国の経済的・社会的発展のために有効に貢献できるようにする。⁽¹⁾」この短い文章のなかに世界の農家婦人の状況と課題が適切に表現され、この項に続く具体的政策も労働条件や生活条件、土地所有の問題などを中心にきめ細かく書かれている。その内容について詳しく検討するのはまた別の機会に譲るが、婦人の地位向上の道すがら、労働婦人、あるいは労働婦人になることを前提に、というだけでなく、現在もなお家族協業で生産労働に従事している婦人に対して政策として示されたことは重要である。

しかし、理論的にも実証的にも小商品生産者家族における婦人の問題はあまりにも解明されていない部分が多い。現代農民家族では婦人は土地所有権から排除されざるを得ない。こうしたことが、婦人が経営主体として成長する上で阻害要因となる傾向がある⁽²⁾。そこでは基本的には婦人自身が労働者となること（離農だけでなく兼業も含めて）の中に家族関係変化の契機があることは言うまでもない。だが、労働者化だけを問題にしていたのでは逆に問題は解明されない。農民経営が資本主義的経営へと発展する条件を充分にもたない日本の場合⁽³⁾（日本だけではないが）小農が小農として商品経済にまきこまれ、資本に間接的に包摂されるなかで発展変化することの中に家族関係を変える要因が見い出されるのである。その要因を、資本主義の発展と社会的生産力の増大を土台とした農民的小商品生産経営の質的発展段階をふまえながら、実証を通じて明らかにすることが課題となる。そのために、現在農民がどのような力（生産力形成、民主的力量、それらをふまえた変革主体としての力）をもった存在であるのかを明らかにすることが重要となろう。加えて、小農としての発展段階をふまえ、どこまでの民主主義的要求が可能なかを明らかにすることは農家婦人のみならず、民主主義的要求が重要な分野を成す婦人運動全体にとって不可欠となる。

家族協業で商品を生産する小商品生産者の場合、とくに農・漁家などの第1次産業においては商品生産労働と家事労働は未分化であった。家計管理は家長が行ない、婦人は労働・生活両面にわたって家長の支配下にあった。商品経済が発展し、農業が資本に間接的に包摂され、さらに、農業生産内においても機械化を中心とした生産力発展のなかで、家族協業の内実が変化する。商品生産労働における婦人の地位の変化・家事労働と商品生産労働の分離、家事労働や家計における婦人の裁量権の相対的確立、さらに、労働の社会化（家事労働の社会化を含む）の進展のなかで家事労働それ自体の内容も大きく変化する。現段階における農民家族の商品生産労働と家事労働は、かつてのような「未分化、混然一体」とは異ったレベルで有機的に関連し、家族関係や婦

人の存在を規定している。婦人問題研究において、家事労働の問題は欠かすことができないが、「労働の発展の歴史的形態のなかに明確に位置づけた上で議論されなければならない⁽⁴⁾。」にもかかわらず、これまでは家事労働のみを取り上げる傾向があった。生産と消費の分離の歴史的な過程においてみれば、プロレタリア家族とブルジョワ単婚家族の出現による労働過程と生活過程の分離が決定的である。しかも、家事労働の社会化が社会的生産力と生産の社会化を促進要因として進行する場合もプロレタリア家族の労働、すなわち、婦人の労働者化と密接に関連した形で進行するであろう。だからむしろ、農民層分解と関連づけて農民家族における商品生産労働と家事労働を分析することは、家事労働を労働の発展の歴史的形態のなかに位置づける上で欠かすことができない。

このように、農・漁家婦人を家族協業の内実変化に関連づけてとらえることは、農業、漁業問題のみならず婦人問題研究の前進のために、重要な役割をもつと考えられるのである。

2. 農・漁家婦人の社会的性格

資本主義下における小農の性格はいうまでもなく生産力発展と資本による市場を通じた包摂によって変化する。現代資本主義下においては前述のように、農業が資本主義的経営に発展する条件は充分でない故に資本主義的生産力との間に矛盾を生ずる。それは農民経営における生産力発展や価値形成においてあらわれざるをえない。^{*}独占資本の商品である農業機械や資材を買い入れ、少ない土地に過剰な機械を投資せざるを得ず、農産物価格の低迷は利潤範疇の成立を妨げる。このような「複合ウクラッドの部分的従属的小農的生産様式⁽⁵⁾」と資本主義的生産力との関わりと矛盾をふまえながら、小農としての発展のなかで農家婦人の社会的性格をみていかなければならない。

小農の発展段階の区分は、御園喜博、佐藤正、によってなされている。特に佐藤正は農民的小商品生産経営について、これを現代資本主義の一環に位置づけながら次のようにその質的発展段階を区分した。即ち「（１）小商品生産に移行したが、なお自然経済＝自給経済の諸規定をそのうちにとどめている段階。（２）農民的小商品生産経営に、一般労働市場との接触が緊密化し、家族労働力の賃金としての評価が一般化し、費用原則が確立される段階、（３）小商品生産経営の基幹労働過程が機械化され（小経営における機械化段階）、これを契機に合理的経営管理を強化する必要が明確化する段階」以上の三段階で考えてみれば、日本農業は基本的に第３の段階に入りつつあると言えるであろう。農家婦人の社会的性格は、これまで言われているように、農民とその家族のプロレタリア化、混住社会化、などの要因による労賃範疇の成立により変化して来ている。加えて、家族協業内部での変化じたいも婦人の社会的性格に影響を与える。即ち、70年代はじめに日本農業は、大型機械化「一貫」体系の生産力段階に入って家族協業の内実が大きく変わった。これまでの男女間の固化した分業を基礎づける技術的基礎は失なわれたのである⁽⁶⁾。にもかかわらず、現実にはいまだ差別的な役割分担が残っている。それは意識の上で残っているというだけでなく、現代資本主義の政策のもとで、土地所有、農産物価格、農業資材を通じた独占の農民に対する価値収奪といった様々な要因がからみ合って、農民経営の発展がさまたげられていることと関連する。さらに、小規模経営の農家では、経営主はもちろん、妻も働らきに出ることが多くなっている。それは機械化が進展し、自由時間が増大しても収入は増えないが故にますます助長される。

漁業の場合、婦人は全くの補助的労働である場合が多い。家事は時間的に不規則な夫の出漁に合わせ、夫が沖から帰って来ると網のつくろいなどを行なう。家計の足しに水産加工場や農家へ働きに行き、少ない農地で自給農産物を作るといった具合である。近年、沿岸の雑業層が養殖を

はじめる傾向がみられる⁽⁷⁾。このことが漁業における家族協業の内実になどのような変化をもたらし、それが婦人の社会的性格をどう変えるのかが課題となる。

本論文でとりあげる常呂町は、北海道の畑作地帯としては経営規模が小さく、畑作＋野菜、家畜などの複合経営が多く展開しているところである。機械化の進展による省力化と経営の発展方向が階層、経営形態によって異なり、従ってそこでの家族協業の性格も異なる。漁業における大きな変化はホタテ養殖による漁業生産高の飛躍的増大である。半農半漁で婦人労働が全くの補助的な位置づけでしかなかった雑漁層がホタテ生産に漁種を変化させたことによる家族協業の変化と婦人の意識変化は大きい。ここでは、このような労働内容と変化に対応した婦人の地位、意識の変化、さらにそのことにもとづく学習課題を検討する。

注

- (1) 日本婦人団体連合会編「婦人白書」（草土文化刊 1981年）より引用
- (2) 美土路達雄はこれを「プチブルジョワ家族」と規定している。（『農民教育の基礎構造』美土路達雄編著 北大図書刊行会 1981年）
- (3) このこと自体、一つの解明すべき課題である。
- (4) 大森和子、伊藤セツ、他「家事労働」光生館 1981年
- (5) 美土路達雄「農業機械化と農民教育の課題」（北海道大学教育学部紀要第38号－美土路達雄教授退官記念号－1981年3月）P 12
- (6) 拙稿「農民の労働・生活の社会化と学習課題」（『現代農民教育の基礎構造』美土路達雄編著 北大図書刊行会 1981年）
- (7) 漁業センサス（第6次 昭和53年）による。

第2節 常呂町農家婦人の労働・生活と学習課題

1. 常呂町農業の方向と課題

常呂町においても激しい階層分解の波はおしよせた。1960年～79年までの間に農家戸数は689戸から362戸に半減し、分解基軸は15～20haに達した。経営規模の小さい農家は、野菜、養豚の導入、兼業などで所得をあげる努力をしている。平均耕地面積は11.9haである。調査対象農家は表4-1に示されるように、岐阜、豊川、日吉の3地区、基本的には全戸を対象とした。

表4-1 常呂町・調査農家の経営形態(婦人調査)
(調査農家45戸)

部落名 経営形態	G	T	H
畑 作	10	2	4*
酪 農	3		
畑 + 野 菜	1	6	4
畑 + 酪	4		1
畑 + 養 豚	10		

* 豆を含む。

この3地区は経営面積、経営形態、においてそれぞれ特徴があり、それぞれの課題をかかえている。平坦部にある岐阜地区は耕地面積も平均14.9haと比較的大きく、農業粗収入でも3地区で一番高い⁽¹⁾。なかでも経営面積が比較的大きい農家は酪農、酪農＋畑作、あるいは畑作専業となっており、小さいものは養豚を導入して農業収入の増大をはかっている。家畜飼養においても階層分解は大きく進み、とくに養豚において著しい。豊川地区は常呂町の平均耕地面積に近いが提外地⁽²⁾の割合が10～20%、多いところでは60～70%もある。狭い土地で収益をあげるために畑作に加えて提外地でのわさび栽培や、

ににく、玉ネギの導入をはかっている。下層農家では農外就労も見られる。日吉地区はさらに経営面積が少く、その少ないなかで提外地の割合が30%～70%と多い。経営内容は豊川と似ているが依然として豆も多く作っている。兼業農家は多いが、とくに下層は「兼業なしではとてもやっていけない。」とする農家が多い。この3地域の畑作は、馬鈴薯、てんさい、小麦の組み合わせで行なわれているが近年、小麦の作付が増える動向にある。

常呂町における大型機械の導入は、北海道における他の畑作地帯と同じように、⁽⁸⁾1970年代に入って急速に普及した。1979年の段階でトラクター所有農家率96.7%、うち、個人所有農家率は52.0%である⁽⁴⁾。調査対象農家においても、畑作農家では、ポテトハーベスター、プランター、ビートハーベスター、プランターなどの、一定の組作業を必要とする大型機械を70年代に入って共同利用組合として購入するようになった。酪農家では1975年頃から、パイプラインミルカー、バーンクリーナー、バルククーラなどを入れはじめている。これにより、酪農、および畑作については基本的には、大型機械化「一貫」体系の段階に入ったといえる。⁽⁵⁾ただ、小麦については収穫過程においてまだバインダーを使っていた農家も多いが、近年の小麦作付面積の増加に伴って、コンバインや乾燥機を共同利用する麦作集団が結成されたばかりである。ビートプランターなどの、一定の組作業を必要とする大型機械の導入に伴って共同作業が多くの利用組合で行なわれるようになった。また、その他の機械も共同所有が比較的多くなっている。

経営主に対して行なった調査において、「当面する経営問題」としてあげられていたのは、「土地問題」「農産物価格」「資金問題」などである。事実、畑作上層や酪農は大規模化にともなう負債や新たな機械・施設の導入に必要な資金、ということが課題となっている。また、畑作物玉ネギ、豚の価格が不安定なことは、豊川、日吉地区の農業を発展させる上で不安材料である。「土地問題」も、岐阜地区の下層、豊川、日吉地区において深刻である。とくに提外地の割合が多いところでは、国に返却すれば農家としてやっていけなくなるところも多い。今後、新しい機械導入にともなう生産組織の合理的運営、安定的な収入を保ったための作物選定、経営が立ちゆく形での土地規模拡大などが、常呂町農業の課題となっている。

2. 常呂町農家婦人の労働実態と学習課題

① 農作業上における婦人の位置

いうまでもなく、畑作、酪農と野菜、養豚では動力化率（総労働時間に占める動力使用時間の割合）は大きく異なる。例えば、畑作では、小麦35.0%（北海道は41.5%）、原料用ばれいしょ27.3%、てんさい（移植）15.4%に達している⁽⁶⁾。酪農では婦人が担当する分野である飼養管理労働のうち40%が搾乳にあてられるが⁽⁷⁾、パケットミルカーおよび、パイプラインミルカーの導入により、大巾に動力化が進んだ。一方養豚はもちろん野菜でも動力化率は10%をこえるものはほとんどなく玉ネギのように「オニオンハーベスター」など、収穫過程が機械化されているものでも11.1%にすぎない⁽⁸⁾。畑作の場合のように、比較的機械化が進んでいる場合でも表4-2に示されるように「除草」「間引」など動力化率のより低い作業に婦人労働が多く投入される。また、動力化率の高い作目と低い作目が組み合わせられた経営の場合には婦人労働がより多く、動力化率の低い作物の方に投入される傾向がある⁽⁹⁾。

畑作物物についてみていこう。表4-3、4-4に示されるように、てんさいでは「ポット土つめ」「肥料配合」「施肥播種」「収穫運搬」において、ばれいしょでは「施肥播種」「収穫運搬」「芋切り」において婦人の機械使用が多く見られる、その場合でも、婦人がいままで担ってきた労働、すなわち、「ポット土つめ」「肥料配合」「芋切り」が機械を使って行なわれるようになっても婦人がそのまま担当する場合と、これらとは機械化の段階を異にする播種

表4-2 各作物における「裸手+道具」労働部分の残存と動力化率（10a当り）（%）

作 目 名		動力使用時間の割合	作 業 名	総労働時間に占める割合
原料用ばれいしょ		27.3	播種または定植 (種子予措を含む)	(うち女子) 29.9 (60.2)
			中 耕 除 草	13.4 (56.7)
			中 耕 除 草	23.6 (66.1)
てんさい	移 植	15.4	中 耕 除 草	42.4 (60.6)
	直 播	13.6	間 引	27.5 (70.2)
	稲 作	23.3	除 草	10.1 (52.2)

注) 農林省統計情報部「昭和51年度産工業作物の生産費、米及び麦類の生産費」より計算。

表4-3 婦人が担当する作業-てんさい-

○は婦人のみが担当の場合婦人が中心
左らんはそのらの回答数（だれが担当するかを回答）

作業名 作業内容	ポット 土 づ め		育苗管理		耕起整地		肥料配合		施肥播種		中耕除草		防 除		培 土		収穫運搬		積 込 出 荷	
回 答 数	回 答	18	回 答	21	回 答	26	回 答	24	回 答	22	回 答	26	回 答	25	回 答	22	回 答	25	回 答	21
機 械 操 作	8	3	13	2①	23	①	19	3①	20	①	25	①	25	1①	21	①	23	*2①	15	1②
組み込まれた 補 助	4	1③	7	1④	6	1④	4	1③	8	1⑦	1	①	2	②	1	①	8	⑤	3	③
その他の機械 補 助	3	2	2	1①	2	1	9	3④	7	2③	3	1①	3	1①	2	1	5	1③	5	2②
運 搬	5	2	6	3	1	1	3	2	5	1②	1	1	3	1①	1	1	17	3④	7	1③
トラクター 移 動	3		5	1①	9	①	3		5		5		7		7	①	7	1①	4	
手 作 業	10	4⑥	13	8③	3	2①	10	4③	6	3③	16	5①	2	②	2	1①	12	5⑦	11	4⑥
セ ン タ ー	5		1																	
農 協	2						1													
会 社																			1	

* うち1人はフロントローダを操作

表4-4 -ばれいしょ-

作業名 作業内容	芋 切 り		耕起整地		施肥播種		中耕除草		防 除		培 土		収穫運搬		積 込 出 荷	
回 答 数	回 答	15	回 答	15	回 答	15	回 答	15	回 答	15	回 答	14	回 答	16	回 答	12
機 械 操 作	3	2	14		15		15	1	15	1	14		15	2	11	2
組み込まれた 補 助	1	1	2	1	13	3⑨	1	1	2	1①	1	1	11	2⑨	1	①
その他の機械 補 助			1		2	②			1	①			2	1①		
運 搬	1	1	1		2	1			1	①			13	4②	3	①
トラクター 移 動	1		6		4	①	3		2		3		5			
手 作 業	14	3①			1		8	2⑥	1				3	③	3	②

機や収穫機などの、一定の組作業を必要とする大型機械の出現による婦人の機械使用とは区別すべきである。後者の場合、例えば、ビートプランターの場合、通常常呂で使われる機械では、男2～3名、女3～4名、合わせて5～7名程度の組作業を必要とする。ハーベスターの場合でも、4～5名必要である。この場合、男子がトラクターの運転、婦人が作業機に乗って苗の供給、収穫物の監視を行なう。残りの人員は苗の運搬などを行なう。この作業過程は動く機械に合わせて人員を配置するものである。

他方、野菜類では「刈り取り」、豆類では「脱殻調整」において、婦人の機械使用が比較的多く見られる。すなわち、この場合は、家族総動員で行なう作業において、婦人も補助を行なうものと思われる。

総じて、常呂町の場合、婦人は手作業に従事する傾向が依然として強い。しかし、野菜や養豚の場合、むしろ手作業それ自体がいまだ、中心的な作業である。とくに養豚の場合、表4-5に示されるように婦人労働によって担われている側面が多い。

これを経営形態、階層別に考察してみよう。表4-6に示されるように、トラクター、トラック以外の作業機や酪農用の機械を二つ以上運転できる人は岐阜地区の畑作上層と酪農に多い。畑作の場合、前述のように動力化率が高いから、男子が機械作業、婦人が手作業という大まかな分担があっても、役割が相互浸透する、という面と、ビートハーベスターなどの、組作業を必要とする大型機械が導入されている、という面がある。酪農の場合は、男子が圃場労働、婦人が牛舎内労働という大まかな分担があるため、婦人は、バークリーナー、パイプラインミルカー、バケットミルカーなどをいつも操作する、という結果となっている。

また、トラクター、トラック両方を運転できると答えた婦人は45戸中13名にすぎない。片方だけできる、とした人を合わせても24名である。この24名は、トラックの場合はたいいてい運搬、トラクターの場合は移動を担当している。農山漁家生活改善研究会によって行なわれた専業農家中心の調査「昭和51年度農村婦人の農業生産活動との関連における生涯設計計画に関する調査」によれば、自動車も含めて、何らかの形で機械を利用できると答えたのは51%である。また、同調査によれば、2ha以上層と畜産において、農機使用ができる、と答えた人は70%以上にものぼる。すなわち、家族協業で生産活動を行なう農業の場合、男は機械、女は手作業という役割分担意識が残っていても、動力化率が高くなれば（とくに労働ピークの時期に行なわれる作業において）その役割分担は、部分的にせよ、打ち破られるのである。

組作業を必要とする大型機械の導入にともなって、ビート移植などの共同作業が家族協業のワクを超えて形成される。かつての移植、収穫過程の手労働に依拠する「跛行的機械化段階」

表4-5 家畜の世話

(回答16戸,うち8戸は酪農)

	作業名	飼料を 与える	フン 出し	種つけ	搾乳	保管	出荷
A	この欄の回答数	16	16	12	8	6	7
B	婦人のみ	5	2	2	3	4	
C	婦人が主	2			1		
D	他の人と同様	7	9	5	4	1	
				獣医等 4			ホクレン 農協 } 5
	$\frac{B+C+D}{A}$	14/16	11/16	7/12	8/8	5/6	

表 4-6 婦人の機械使用と経営形態および階層性（常呂町）

トラクター、トラック両方を運転できる	13
どちらか片方を運転できる	11
その他の機械も運転できる	10

農家番号	運 転 で き る 機 械 の 数	そ の 中 で い つ も 使 う 機 械	経 営 形 態	家 族 労 働 力
G 部 落				
①	2		畑	④③, 40
②	3	1	酪	⑤⑦, 38
③	8	2	酪	④③, 39
⑨	3	3	畑・酪	④⑨, ②②, 46
⑪	2		畑	④②, 40
⑫	3	3	酪・畑	⑤⑩, 44, 21
⑮	1		畑	③⑨, 38
⑳	1		畑+養豚	④③, ⑦②, 64, 41
T 部 落				
①	1	1	畑+野菜	③③, 37, 67
H 部 落				
⑧	1		畑	⑤⑤, 46

注) 1. 農家番号は階層順, 数字は戸数

2. 「家族労働力」の欄の数字は年齢, 数字を○で囲んであるのは男子

においては、橋本玲子氏によれば「オペレーター+婦人達の補助労働群」という形で差別的役割分担が再生産される傾向があった¹⁰⁾。大型機械化段階においては、機械を基軸とした一定の組作業を必要とし、機械が一担動き出すと、その労働過程は客観的に分割されたものとなる。従って、この段階になると、男子と女子が同じ仕事、ということもあり、そのために同一出役賃金を婦人が要求したという事例も出てくる¹¹⁾。出役賃金が本人に支払われる場合には労賃範疇の促進ともなる。また、労働配分の対象が広がることにより、合理的、民主的な労働編成の物質的条件ともなる。このように、大型機械化段階の生産組織は、規律性、合理性、労賃範疇、などの点で陶冶の可能性を得る条件となる。だが、現実には常呂においても、他の生産組織の多くがそうであるようにこの条件が生かされていない。婦人の共同作業における位置は組作業では機械補助と苗の供給に固定され、組作業が必要でない時は「共同の機械には乗らせてもらえない¹²⁾。」婦人に運営権はなく、そのため、表 4-7 に示されるように「共同作業で家事・育児にしわ寄せが来ている」との婦人の声が出ている。とくに、「家事分担者がいない」というような事情が考慮される条件がないことの原因の1つに、出役賃金の合理的計算が行なわれていないことがあると思われる。調査対象の生産組織のうち、差額が支払われるのは1つだけで、その他の組合では、計算せずに「相殺」している。経営主の回答の中には「計算すべき」とするものも少数はいるが、「賃金換算すると『もうけたがっている』といわれる。」「人間関係が悪くなる。」「兄弟でやっているから問題なし。」という意見の方がむしろ多い。岐阜・豊川・日吉、の3地区は、それぞれ明治時代、同郷から移住してきた人が同じ地区にすみついたり、また親類のつてをたどってきた人が多く、地区内に親類も多い¹³⁾。したがって、

表 4-7 共同作業で家事・育児にしわよせが
きているか

回答 20戸 (T町G部落)

イ きてい る		9戸
内 わ け	○ 畑＋酪	2戸 (家事分担の専任者がいない)
	○ 家事分担者がいない	3戸
	○ 混同経営	1戸
	○ 畑、畑＋野	3戸
ハ きてい ない		11戸
内 わ け	○ 畑＋酪	1戸
	○ 混 同	2戸
	○ 畑＋野菜	8戸

日常的な生産・生活上のつながりも深く、このことがこうした「相殺」を可能とする基礎の1つとなっていると思われるのである。

② 経営内容の変化と婦人の経営志向

常呂町ではここ10年の間に、大型機械の導入、家畜の導入、増加、野菜の導入などの経営内容の変化があった。そのことが婦人にどのような影響を与えているのだろうか。変化それ自体に対しては、表4-8に示されるように、「賛成」とした人がほとんどである。機械の導入に

経営内容の変化と婦人への影響(事例)―参考資料

1. 新しい機械の導入 (G地区)

総体として楽になったとする人が多いが問題点として次のようなことが挙げられている。

「機械が一担動き出すと馬の時に違ってついていくのが大変」

「ビートの機械植え(やり方が)わからなかった。」「夫や息子がいない時、困った。」→どちらかにいてもらうようにした。

2. 家畜の導入 (G地区)

・手間がかかる。 学習が必要

「姑さんが豚の世話をするので家事・育児を沢山しなければならなくなった」→草取に雇用を入れ、畑の仕事をへらした。

「手がかかる。一日も外に出かけられない」

「豚の毎日の世話、子供と旅行にいけない」

「飼料が違ふとやり方が違ふので学習が必要。病気した時など困る。」→獣医や近隣に聞きこみ

3. 野菜などの新しい作物の導入 (T、H地区)

・「たまねぎの除草で家事・育児にしわよせ」

「たまねぎは人を雇うので、その家事が忙しかった」

「たまねぎの除草剤の使い方がわからなかった。」→経営主や近隣に聞いた。

「ビートの苗づくりがむずかしい。」→普及員に聞いた。

4. 兼業化 (H地区)

「経営主の兼業のために用足し仕事がふえた。」

表 4—8 経営内容の変化に対する婦人のかかわり方（45戸中）

a 反対だった	1	b 反対ではないが不安	0	c 賛成	29
d わからない	1	e 夫にまかせた	7	f その他（しかたがない）	3

より、時間的に見れば楽になったとする人は多い。とくに規模拡大できずに、また、野菜や家畜を入れていない農家では「ひまになった」とする人も少なくない。だが、労働の内味からみれば労働強化につながる面もある。家畜や野菜は手間がかかるため、その分家事・育児にしろよせが来たと答える人も少なくない。このことに関連して、中、下層農家における婦人の経営志向はむしろ現状維持が多くなっている。

また、変化に伴って学習が必要と感じた婦人も少なくない。混同経営の農家では養豚婦人会を結成し、養豚技術を学んでいる。このように、経営内容の変化は婦人の労働・生活に影響を与えるばかりでなく、新しい学習要求をも引きおこす。とくに家畜や野菜は婦人労働が重要な役割をはたすが故に、せまい耕地で収穫をあげる複合経営をめざす上で婦人の役割は重要である。

経営内容の変化が婦人労働に影響をおよぼす度合がこのように大きいにもかかわらず、婦人の経営参加はまだ不十分といわなければならない。表 4—9 に示されるように、岐阜地区においては、経営参加率が50%をこえるのは「作業日程」「土地の売却購入」「機械・施設の売却購入」のみとなっている。一般的に、「作業日程」「作業わりふり」など、具体的な作業にかかわる項目においては経営参加率が高いとされているが¹⁴⁾、ここでもその傾向はある。だが、常呂町農業の場合、経営内容じたいが模索の段階にあり、その場合、手労働が重要な役割をはたす集約的経営の展開の仕方が1つのカギとなっている。従って、そのような意味においても、営農計画に婦人が参画することは重要な課題である。

経営参加の度合を階層別にみると、表 4—10 に示されるように、上、中層よりもむしろ下層の方が大きい。それをさらに詳しくみていくと、表 4—10 の●印、および※印すなわち経営主が兼業に出ているところではやはり婦人の経営参加率が高い。表 4—11 に示されるように常呂町では全道と比較して兼業が多いわけではない。しかし豊川や日吉の下層農家の場合もはや兼業なしではやってゆけなくなっているのである。経営主が兼業に出ている5戸の農家のうち、2戸は、後継者が決まっておらず、また、婦人の経営志向も5人のうち3人が、「現状維持」1人が「わからない」としており、具体的な方向、たとえば「てんさいと玉ねぎを増やす」と答えた人は1人にすぎない。従ってこの場合、経営参加率が高いことが必ずしも婦人の積極的な生産意欲を示してはいない。

また、9人の婦人が兼業に出ているが、それは、冬の農閑期、あるいは機械化で浮いた時間を賃仕事にあてる、という形であり、恒常的ではない。岐阜の中・上層では婦人の「こずかい銭かせぎ」という側面は強いが、岐阜の下層、豊川においては、生活に必要、という側面が強いと思われる。婦人のこのような賃仕事は統計上表面に出てこない場合が多いが、1981年、3月に我々研究室としておこなった全戸配布調査においては、約1割の農家婦人が「家業以外の仕事についた。」としている。その理由として「生活費の不足」が一番多く、次いで、「自分の小遣いにする」「遊ぶのがもったいない。」としている人もかなり多い。しかし、収入の支出先は「食生活」「衣生活」がほとんどであり、増大する現金収入を補うため、という実態を示している。このように、下層農家においては実際に農外就労の場が必要であり、このことは全戸配布調査農家婦人の40%が工場誘置や地場加工業にも（農業はもちろんだが）政策の重点をおいてほしいと回答していることからもうかがえる。面接調査対象農家婦人の場合は、表

表 4 - 9 岐阜地区婦人の経営参加

単位 %

			岐		阜	
			自 分 で す る		合 計	
			相 談 を う け る			
生 産	営 農 計 画	将 来 計 画	(11)	39.3	(11)	39.3
		販 売 計 画	(8)	28.6	(8)	28.6
		作 付 計 画	(10)	35.7	(10)	35.7
		施 肥 計 画	(1) (4)	3.6 14.3	(5)	17.9
		品種・種苗選定	(5)	17.9	(5)	17.9
	管 理	作 業 日 程	(14)	50.0	(14)	50.0
		作 業 ふ り わ り	(1) (11)	3.6 39.3	(12)	42.9
		機 械 施 設 管 理	(3)	10.7	(3)	10.7
	生 産 物 の 販 売		(6)	21.4	(6)	21.4
	販 売 ・ 購 買	土 地 の 売 却 ・ 購 入		(1) (13)	3.6 46.4	(14)
そ 農 の 入 業 売 の 資 却 他 資 の 産 購		機 械 ・ 施 設	(1) (13)	3.6 46.4	(14)	50.0
		家 畜	(2) (8)	7.1 28.6	(10)	35.7
農 購 業 資 材 の 入		肥 料	(1) (6)	3.6 21.4	(7)	25.0
		飼 料	(1) (5)	3.6 17.9	(6)	21.4
		農 薬	(6)	27.4	(6)	21.4
		種 苗	(1) (5)	3.6 17.9	(6)	21.4
資 金 導 入 や り く り			(11)	39.3	(11)	39.3
実 務	作 業 簿 記 録		(3) (2)	10.7 7.1	(5)	17.9
	経 営 簿 記 録		(2)	7.1	(2)	7.1
平 均			(0.6) (7.5)	2.3 26.9	(8.2)	29.1
合 計			(12) (143)		(155)	
上 層 平 均					25.9	
中 層 平 均					23.4	
下 層 平 均					42.1	

注 1) () 内は実数、上段は「自分でする」下段は、「相談をうける」。

2) 社教学生遠藤知恵子さんの集計による。

表 4-10 農家別参加比率

岐 阜	%	豊 川	%	日 吉	%
農 家 番 号	参加比率	農 家 番 号	参加比率	農 家 番 号	参加比率
G- 1 -①	10. 5	T- 1 -①	100	H- 1 -①	26. 3
— 2 -②	26. 3	— 2 -②	0	— 2 -②	0
— 3 -③	47. 4	— 4 -③	10. 5	— 3 -③	0
— 4 -④	15. 8	— 5 -④	15. 8	— 4 -④	52. 6
— 5 -⑤	21. 1	●○ — 6 -⑤	100	— 5 -⑤	36. 8
— 6 -⑥	21. 1	○ — 7 -⑥	89. 5	— 6 -⑥	0
— 7 -⑦	15. 8	— 8 -⑦	42. 1	※ — 7 -⑦	94. 7
○ — 8 -⑧	42. 1	※ — 9 -⑧	47. 4	※ — 9 -⑧	89. 5
○ — 9 -⑨	0	平 均	50. 7	— α -⑩	57. 9
— 10 -⑩	68. 4	計		平 均	39. 8
— 11 -⑪	36. 8			計	
— 12 -⑫	5. 3				
上 層 平 均	25. 9				
” 計					
G- 13 -⑬	0				
○ — 14 -⑭	42. 1				
○ — 15 -⑮	5. 3				
— 17 -⑯	26. 3				
— 18 -⑰	42. 1				
— 19 -⑱	0				
● — 20 -⑲	94. 7				
— 21 -⑳	0				
— 22 -㉑	0				
中 層 平 均	23. 4				
” 計					
G- 24 -㉒	63. 2				
○ — 25 -㉓	26. 3				
○▲ — 26 -㉔	89. 5				
— 27 -㉕	5. 3				
○ — 28 -㉖	42. 1	*④			
— 29 -㉗	0				
— β -㉘	68. 4				
下 層 平 均	42. 1				
” 計					
全 体 平 均	29. 1				
全 体 合 計					

- 注) ① ●経営主の兼業・人夫日雇, ※は常雇, ○は経営主の妻, ▲は後継者のそれぞれ兼業を示す
 ② 社教学生, 遠藤知恵さんが集計したものを加工, 引用
 ③ 数字は表16の19項目に対する, 経営参加している項目の割合
 ④ 娘の勤務は除いた

表4-11 常呂町と全道における兼業

(%)

	専業	兼業	1種兼	2種兼	第1種 現				第2種 兼			
					自営	常勤	出稼	人夫・日雇	自営	常勤	出稼	人夫・日雇
全道	46.5	53.5	30.8	22.8	6.1	37.1	6.4	50.4	32.2	35.4	9.6	22.7
常呂	73.5	26.5	17.4	9.2	9.5	57.1	3.2	30.2	39.4*	18.2	6.1	19.1

昭和54年度版，北海道農業基本調査報告書より作成：*漁業が多い

表4-12 婦人の兼業（娘はのぞく）

冬	カルビー	G 8-8, G 15-15, G 25-23
	ホタテ	G 28-26, G 25-23
ひまな時	農家の出面	G 9-9
		G 25-23
		T 7-6
	山仕事	T 6-5

4-12に示されるように、「カルビーポテトチップス工場」「ホタテ貝養殖」「農家の出面」が主な仕事となっている。とくに最近になって生産が急速にのびた「ホタテ貝養殖」は農家婦人だけでなく、市街地婦人にとっても大きな就労のうけ口となっている。全戸配布調査において、「賃金が安い」「社会保障が充分でない」などの不満が、農外就労の場の労働条件について出ているが、農家にとっての余剰労働力の燃焼という観点からも、就労の場の確保、労働条件の改善などが、地域の自治体はもちろん、婦人自身の課題となるであろう。

(3) 生活と生産における均衡のとれた発展と農家婦人の学習課題

以上述べてきたように、常呂町の農家婦人は、階層、経営形態別、専業別に、その内容は異なるが、それぞれ基幹労働力として重要な役割を果たしている。表4-13は個別農家における農作業労働と家事労働の関連を示したものである。基幹労働力である若妻の農作業労働を保障する形で家族協業体制が常呂町調査対象農家においても組まれていることがわかる。多くの農家では若妻が朝食づくりを担当するが、姑は、昼食、夕食のしたく、乳幼児の世話を担当する。早朝の搾乳労働が若妻の仕事となっている酪農においては朝食のしたくも姑の担当となっている。他方、姑が高齢、もしくは死亡している40歳代の農家婦人は乳幼児がいないとはいえ、かなりの過重労働とならざるをえない。また、○印は兼業に出ている婦人のいる農家を示すが、14-14農家をのぞいてそのすべてが自分以外に家事を担当する者をもつ農家であることは、婦人の農外就労の動向をみていく上で注目される事実である。また、40歳代のライフサイクルにあるものでも、女の子がいれば、それを家事労働の中に引き入れる傾向がある。このように、農家における婦人労働は、ほとんどの場合、その背後に家事労働の専従者、あるいは半専従者をおいている。従って、経営内容が変化すると、それに応じて協業体制の組みかえも必要となってくる。たとえば15-⑮農家では、養豚をはじめの前は全面的に姑が家事・育児を担っていたが、姑が養豚をはじめようになってから若妻に家事育児のしわ寄せが来たため、畑作の草取に雇用を入れて、若妻の農作業労働を軽減した。

このように、生産と生活の調和のとれた発展をめざす上で婦人のイニシアチブは重要でありそのための学習指導体制の整備も一層重要な課題である。そのためには生活改良普及員の役割が大

表 4-13 調査対象農家の農作業

農家番号	家 族 員	農 業 従 事 者 (農 業 従 事 日 数)			
		A (年間 150 日以上)	B 90 ~ 150 日	C 60 ~ 90 日	D 60 日 以下
G-1-①	42, 72, 17, 14, 13	42			
2-②	39, 79, 15, 13	39			79
3-③	44, 40, 16, 13, 12, 11	44, 40			
4-④	39, 35, 70, 66, 14, 12	39, 35, 66			
5-⑤	55, 52, 28, 22, 79	55, 52, 28		22	
6-⑥	51, 47, 71, 19, 16	51, 47, 19			
7-⑦	32, 30, 57, 51, 7, 52	32, 30			57, 61
○ 8-⑧	34, 34, 65, 61, 10, 8, 87	34, 34			61
○ 9-⑨	51, 48, 24, 22, 19	51, 48, 24			
10-⑩	59, 57, 29, 23, 85	59, 57, 29, 23			
11-⑪	43, 41, 16, 15, 83	43, 41			
12-⑫	52, 48, 23, 17, 73	52, 48, 23			
13-⑬	53, 52, 26, 23	53, 52, 26, 23			
○ 14-⑭	51, 45, 24	51, 45, 24			
○ 15-⑮	58, 58, 33, 30, 10, 7	58, 58, 33, 30			
17-⑯	40, 40, 16, 13	40, 40			
18-⑰	39, 38, 14, 11, 8, 72, 64	39, 38			
19-⑱	33, 31, 59, 57, 5, 2	33, 31, 59, 57			
● 20-⑲	33, 35, 63, 61, 9, 7	33, 35		61	63
21-⑳	45, 42, 16, 15	45, 42			
22-㉑	36, 33, 69, 65, 7, 6, 4	36, 33			69, 65
24-㉒	43, 42, 64, 63, 19, 17, 14	43, 42			64, 63
○ 25-㉓	43, 38, 71, 66, 16, 15	43, 38			
○▲ 26-㉔	56, 32, 30, 9, 7, 76	32, 30			56
27-㉕	50, 42, 76, 13, 10	50, 42			76
○ 28-㉖	48, 47, 68, 22, 20, 17, 15	48, 47			68
29-㉗	55, 53, 61, 80, 20	55, 53			
β-㉘	59, 56, 21	59, 56			

注) 数字は年齢, ○は男子, () 内は冬期間

労働と家事労働の関連（G地区）

家事を分担 している人	乳幼児の世話		学 齢 期 の 子供の世話	食 事 の し た く			自 給 野 菜		備 考 経 営 形 態
	主	従		朝	昼	晩	作付計画	世 話	
42, 72, 17			42 (42)	42(42)	72(42)	72(42)	42	42	畑
39, 79, ㊸			39 (39)	79(79)	79(39)	79(39)	39, 79	79	酪
40, 12			㊹ (㊹) 41 (41)	40(40)	40(40)	40(40)	40	40	酪
35, 66			㊹ (㊹) 35 (35)	66(66)	66(66)	66(66)	35, 66	35, 66	酪
				52					酪, 畑
19, 47, 71				19	19	19	71	71	畑・酪
30, 61	61(34)	34(61)	30 (30)	30(30)	61(30)	61(30)	61, ㊹ ³⁰ 67	61	畑
34, 61			34 (34) 61 (61)	61(34)	61(34)	61(34)	34, 61	61	畑
48, 19				48(48)	48(48)	48(48)	48	48	畑・酪
23, ㊹ 57				23(23)	23(23)	23(23)	57	57	畑
41				41(41)	41(41)	41(41)	41	41, ㊹	畑
48, 73, 17				73(73)	73(73)	73(48)	48	48	酪・畑
52, 23				52, 23	52, 23	52, 23	52	52	混同
45				45	45	45	45	45	混同
30, 58			30 (30)	58(30)	58(30)	30	㊹58	58	混同
40				40(40)	40(40)	40(40)	40	40	畑作
38, 64			38 ㊹ 64	38(38)	64(64)	64(64)	38	38	混同
31, 57	57(31)			31(31)	57(57)	57(31)	57	57	混同
35, 61 ㊹ ^㊹			35(35)	35(35)	35(35)	35(35)	㊹61	㊹61	混同
42, 16				42(42)	42	42	42	42	畑
33, 65	65(33)	33	65(33)	33(33)	65(33)	65(33)	33	33	畑+長イモ
42			42(42)	42(42)	42(42)	42(42)	42	42㊹	混同
38, 66, 16				38(66)	66(38)	66(38)	38	38	畑
56, 30, 76			56(30)	56(56) 30(30)	56(56)	56(56)	56	56	畑
42, 76			42	42	42	42	42	42	畑
47, 22				47	47	22(22)	47	47	混同
53, ㊹				53	53	53	53	53	混同
56, 21				21(21)	56	56			

きい。岩手県の生活改良普及員、佐藤周子氏の複合経営農家（畑作＋野菜＋養豚）に対する指導の例を簡単に紹介しよう¹⁵⁾。

親夫婦と長男夫婦が基幹労働力であり、野菜は6種類作っている。まず、個人の労働時間と作目別の労働時間を調べ、長男の妻に過重負担がかかっていることがわかった。さらに労働ピークは6～7月にありその原因はレタスなどの夏野菜にあることをつきとめた。作物間の競合も調べた結果、畑作面積を60a減少し、野菜はアスパラのみとした。これにより長男の妻は過重労働から解放され、家事労働にその分を投入することができた。

このような、生産と生活の関連と矛盾は婦人の意識にももたれている。「共同作業の時には家事育児にしろよせがくる。」「せめて（男性より）30分は早くあがりたい。」という常呂町農家婦人の声はそのことを示している。前述の農山漁家生活改善研究会の調査でも、「経営に自分の意見をとり入れてもらう場合、どのような意見を考慮したか」ということに対して、「労働配分と労働の軽減をはかってもらう。」が50%「健康維持を考えてもらう」38%、「家事時間を多くしてもらう。」13%となっており、いずれも生産と生活の矛盾に関するものである。だが、生産と生活の均衡のとれた発展をめざす上で婦人がイニシアチブをとるとすれば、生産の場、経営の場においても婦人が主体性をもたなくてはならない。そうした面において、常呂町の場合、婦人の学習意欲やそれを保障する体制がまだまだ充分ではない。

常呂町農家における経営の発展方向は、階層別にみて、次のように特徴づけることができる。すなわち、畑作と酪農において、主要作業過程が機械化した結果、自由時間が生じた。だが、農産物価格の低迷と独占資本の商品である農業資材や機械の価格の高さに経営が圧迫され、階層分解が促進された。土地規模拡大に成功した上層は、経営規模を拡大したために、労働時間が機械化によってはそれほど減らず、畑作では移植、収穫において婦人労働が強化されている。土地拡大に成功せず、養豚や野菜を入れた農家では婦人労働が増え、家事・育児にも影響をもたらした。野菜を入れても家計費を充足できない農家は経営主が兼業に出たため、婦人の農作業上、経営上の地位はいや応なく上った。機械化による労働時間の減少はたしかに農民労働の自由裁量の余地を増大したが、同時に貧困化の進展は家計費充足のために浮いた時間を使わざるを得ない、という結果をもたらしている。その家計費充足の仕方は地域の条件によって、また農民の考え方によっても多様である。また、新しい作目の導入、機械の導入がされる場合、従来からの経営主による「カン」と「コツ」ではまに合わなくなっている。しかし、現実には新しい技術を習得するための学習会なども経営主中心に組織されているが常呂町の実情である。（玉ねぎなどの野菜研究会がある。）

常呂町農業のような、模索期の段階にある農民経営においては、経営内容の変化にともなって婦人が従事する農作業の内容、家族協業の体制、収入、それぞれが変化する。このような状況にあっては農民経営の発展のために婦人自身が新しい技術を身につけ、経営内容を知った上で、労働主体としてだけでなく家事労働も含めた新たな労働編成を作っていく主体となることは客観的にも必要となっているのである。また、岩手県の事例のように、生活の側から経営内容を考えていくことも新たな課題である。その意味で、経営主体としての婦人の成長がいま問われている。¹⁶⁾

注

- 1) 詳しくは、北大教育学部社会教育研究室「地域社会の構造変化と地域教育計画に関する基礎的研究（資料集Ⅰ）」1981年
- 2) 提外地とは、提防と川の間の土地のことである。国家の所有であるが、常呂町では農家に貸している。数年後に国に返却しなければならない。
- 3) 拙稿、前掲書参照

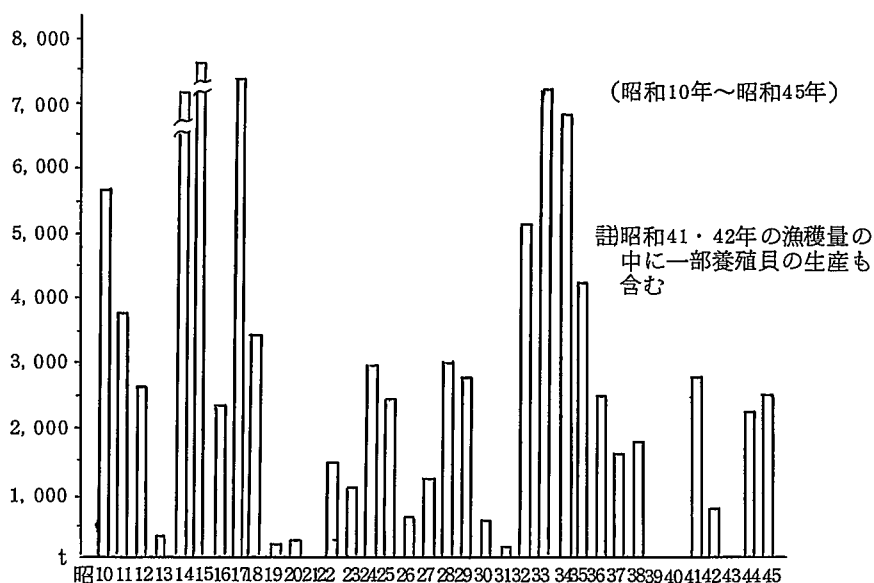
- 4) 北海道農務部発行「北海道農業統計表 昭和53年」によれば全道の数値は61.0%（昭和53年）である。
- 5) 柳田泰典「畑作農業の機械化と農民教育」（美土路達雄編著『農民教育の基礎構造』北大図書刊行会，1981年）参照
- 6) 「昭和51年度産，工芸作物の生産費，米及び麦類の生産費」（農林省）より
- 7) 美土路達雄，山田定市，木村純「酪農生産力の現段階と酪農民の主体形成」（北海道大学教育学部産業教育計画研究施設研究報告書 第18号，1980年3月）
- 8) 「昭和51年度産野菜の生産費」（農林省）より
- 9) 拙稿，前掲書参照
- 10) 美土路達雄，千葉悦子，古村えり子「農家婦人の労働生活過程と学習課題」（北海道大学教育学部紀要38号）第3章（千葉悦子執筆）に詳しい。
- 11) 中安定子「農業の生産組織」家の光協会参照
- 12) 調査対象農家からの聞き取りによる。
- 13) 例えば豊川地区では農事実行組合10名中9名が親類，岐阜地区はほとんどの人が岐阜県出身，親類が多い。
- 14) 農村漁家生活改善研究会「昭和51年度農村婦人の農業生産活動との関連における生涯設計計画に関する調査」に全国的な調査結果が示されている。
- 15) 農村生活研究会東北支部研究大会発表1981年9月発表
- 16) 「昭和57年度営農改善指導基本方針」（北海道農務部改良課）では普及事業としてこの見地で指導にあたる方針がうち出された。

第3節 常呂町漁家婦人における労働内容の変化と学習課題

(1) 常呂町におけるホタテ貝生産の発展

常呂町におけるホタテ貝生産の成長は著しい。もともと常呂町は明治末期にホタテ漁場が発見されてから網走管内でも中心的な位置を占めてきた。境一郎氏（小樽水産高教諭）によれば常呂漁協組合におけるホタテ貝生産の占める位置は大きく，例えば昭和27年から33年にかけての実績では漁協組合員の約6割がホタテ漁業に従事していた。ところがホタテ貝は移動しない動物であるためすぐに獲りつくしてしまう。そのため豊漁のあとは禁漁という事態をくり返し，図4-1に示されるようにきわめて不安定な漁獲量を示していた。だが，稚貝の天然採苗における技術進歩や，稚貝を中間育成して大型健苗を外海に放流することにより，種苗の死亡率を著しく低下させることができるという事実の発見が，その後の生産方法を一変させる¹⁾。これを応用し常呂町でも大型健苗を外海に毎年放流し，4年貝を獲り，他方サロマ湖において養殖を行うという漁法が確立してくるのである。昭和45年，新しい天然採苗の方法をとり入れ大量の稚貝を採苗した。昭和46年から5カ年計画で稚貝の大量放流が始まる。こうして常呂町漁業は飛躍的に発展するのである。昭和45年と52年を比較してみると，外海ホタテでは2,020 t，サロマ湖内養殖289 tだったものが52年にはそれぞれ3,802 t，3,952 tと，合わせて3倍以上の伸びを示している²⁾。それと同時にホタテ養殖を行う経営体は，漁業センサスによれば，昭和43，48，53年でみればそれぞれ17，94，132と増えつづけている。加えて，外海放流のための稚貝採苗，中間育成の作業，湖内養殖の増加に伴い婦人労働が大量に必要となってくる。表4-14に示されるように，常呂町における婦人の漁業従事者数は急速に増えしかもそれは，30歳台～50歳台，すなわち若妻層から経営主の妻層まで広くわたっているのである。

ホタテ貝生産は基本的に共同漁業権にもとづいており，生産手段も共有のことが多い。だがその形態は様々に変化して来ている。村岡貞雄氏（北大水産学部助教授）によれば，最初は船主による個人経営で操業していたが，終戦直後の昭和19年，村の6部落が各々1隻づつ漁船を購入し



・出所 境一郎「日本におけるホタテガイ増養殖」水産北海道

図4-1 常呂海域におけるホタテガイ漁獲量の変遷

表4-14 性別年齢別漁業従事者数（常呂町）

	計	男	女	女うちわけ				
				20～	30～	40～	50～	60～
昭和38	199	181	18	4	8	5	1	
43	234	224	10					
48	375	235	140	13	43	44	33	6
53	414	245	169	29	43	53	37	5

漁業センサスより作成

共同経営が発足した。昭和25年頃から資源量を考慮に入れざるをえなくなり、ホタテの共同漁業権をもつ漁協は漁業権の管理機構として働くようになる。漁業権管理委員会において、漁業への生活の依存度、漁協加入歴などを基準として1人権から0.2人権までのランクを決定する。漁船所有形態は個人となっており、船の所有者が船ごとに組織されている共同経営体の代表者となり、自己所有船を共同経営体に賃貸するという形態をとる。漁船一隻当りの共同人数は馬力や権利ごとに組み合わせられ、2人から5人くらいの共同となっていた。この漁業権はカゲで売買されることもあった。さらに、サケ大定置や加工業を営む地域の有力者のなかには、自分が乗船せず雇用者に仕事をさせたり、あるいは戦前からの組合員はホタテ生産にかかわってなくても配当を受けていた。従って、本来純粋勤労漁民の共同体であるべきものの中に寄生的な性格をもつ組合員もかなり存在していたのである³⁾。また、船ごとの性能の差が漁獲量の差につながったり、質のいい乗組員の取り合いなどの問題も起きてくる。大型健苗の外海放流が具体的な日程にのぼって来た昭和45年に、約60あった共同組合を1つにまとめ、大型船13隻をホタテ生産組合として購入した。（その他、漁協で一隻購入）船のオペレーターは、最初は外部から雇い入れたが今では

漁協組合員の2～3男や、ホタテの権利を有しない漁協組合員をホタテ生産組合として雇用することとなる。

ホタテ漁業を営む権利を有する者の資格として「漁業以外の事業を主として営んでいる者、または従事している者でないこと」「沖出し1,300 m以上のさけ定置業を営んでいる者でないこと」⁴⁾が明確となった。ホタテ漁家は採苗、中間育成、100万粒の外海放流の義務をはたすことにより、外海で獲れたホタテから配当を受けることになる。実績を3年以上積んだ者は100点それ以外は実績に応じて点数が決められる。昭和53年、規約が改正され、サケの利益をA、B、C、D⁵⁾、にランク分けし、ホタテの配当をサケ定置漁家もうけることができるかわりに、サケの利益もホタテ漁家に分けることになった。こうして配当の仕方も改善されてくる。だが、昭和48年頃までは常呂町外から来た人でもホタテをはじめることができたが、昭和49年頃からこれを制限しはじめた。外海放流量にも一定の制限をしなければ、貝毒の発生や幣死がおこるからである。こうして、稚貝の放流を雇用によって行い、配当は自分が受ける漁協組合員が出てくる。養殖による収益は直接各漁家のものとなるが枚数は制限されていてそれまでの実績などから決められる。そのことがホタテ漁家の階層差を形成している。

ホタテ貝生産における機械化はいまだ低い水準にあるといわざるをえない。昭和45年以前などは、ホタテの施設引上げを手作業で行っていたり、外海での漁獲作業においても「八尺」という漁具を人力で海中に投げ入れ、それをドラムにまきつけたワイヤで巻き上げる、というものであった。能率が悪い上に空貝が6～7割も含まれるため労働時間は盛漁期になると、17～20時間にも及んだ⁶⁾。現在ではこれらの作業は油圧ポンプで行なうため、著るしく労働は軽減された。だが、採苗や中間育成の際の貝入れかえ、養殖に必要な膨大な作業はほとんど機械化されていない。昭和42～43年頃、一部の漁家に小型カゴ（養殖貝を入れておくもの）洗い機が入ったが、これを持たない漁家は、カゴを天日乾燥し、のちに打ってゴミを取る、あるいは水流を噴射させるなどのきわめて原始的な方法が行なわれていた。昭和45年になると、大型カゴ洗い機が導入されはじめる。加えて、全手労働だった貝の掃除が「ミキサー」で行なわれるようになる。しかしこれは出荷の際にしか使うことができない⁷⁾。湖内で再び育成する2年貝の掃除はたいへんな作業である。貝1 tから2 tのゴミが出る。たとえば、養殖枚数約200,000の上層漁家では、ミキサーを使うと10日で済むものが、手で行うと1カ月はかかる。このような大量の集約的な労働は、その6割を婦人が担っているといわれている⁸⁾。だが、湖上に施設を作って、そこで貝の掃除を行ったり、「ミキサー」「カゴ洗い機」「油圧ポンプ」の導入により、わずかでも余剰時間が出来た。それを、ニシン、カレイ、エビ、カキ、などの漁に使う漁家が出て来ている。

(2) ホタテ漁家婦人の労働と学習要求

① ホタテ漁家婦人の労働内容

漁業における婦人労働の位置は一般的には低い。表4-15に示されるように、とくに船上の作業が中心である漁種において婦人労働の割合は10%を切る。この場合多くの婦人は経営主の出漁の準備、網のつくろいなど全くの補助的な仕事である。図4-2に示されるように、減ってはいるが、半農半漁が多く、婦人が農の方を受けもつ場合が多い。自給農産物のみ生産している場合はセンサスにのらないが、漁家婦人が家計の足しに細々と自給農産物を作る場合も少なくない。

調査対象のホタテ漁家（経営主調査20戸、うち婦人調査を完了したもの18戸）においても、表4-16に示されるように、ホタテをはじめる前はいわゆる雑漁層、漁業労働者、日雇層であった。一方、婦人は表4-17に示されるように農家の臨時雇用や加工場のパートに出ていた人

表4-15 主として従事した漁業種類別漁業就業者数

単位：人

区 分	総 数	男 子	女 子	構 成 比
総 数	478,148(100.0)	398,052(83.2)	80,096(16.8)	100.0%
母 船 式 漁 業	7,055(100.0)	7,043(99.8)	12(0.2)	1.5
底 び き 網	49,534(100.0)	45,269(91.4)	4,265(8.6)	10.3
ま き 網	24,434(100.0)	24,069(98.5)	365(1.5)	5.1
敷 き 網	6,507(100.0)	6,212(95.5)	295(4.5)	1.4
刺 し 網	47,447(100.0)	38,911(82.0)	8,536(18.0)	9.9
釣 り	90,397(100.0)	86,992(96.2)	3,405(3.8)	18.9
は え な わ	32,898(100.0)	31,263(95.0)	1,635(5.0)	6.9
地 び き 網	3,728(100.0)	2,809(75.3)	919(24.7)	0.8
ぱ っ ち ・ 船 び き 網	12,289(100.0)	11,211(91.2)	1,078(8.8)	2.6
定 置 網	27,768(100.0)	25,352(91.3)	2,416(8.7)	5.8
採 貝 ・ 採 草	51,403(100.0)	32,648(63.5)	18,755(36.5)	10.7
海 面 養 殖	100,533(100.0)	65,979(65.6)	34,554(34.4)	21.0
そ の 他 の 漁 業	24,155(100.0)	20,294(84.0)	3,861(16.0)	5.1
沿 岸 漁 業 就 業 者	361,767(100.0)	282,237(78.0)	79,530(22.0)	75.7
沖 合 ・ 遠 洋 漁 業 就 業 者	116,381(100.0)	115,815(99.5)	566(0.5)	24.3

注：1. 沿岸漁業就業者とは、主として従事した漁業種類が大型定置網、小型定置網、地びき網及び海面養殖の各漁業種類か、若しくはこれ以外で乗り組んだ漁船のトン数が10トン未満の者をいう。

2. 沖合・遠洋漁業就業者とは、上記1以外の者をいう。

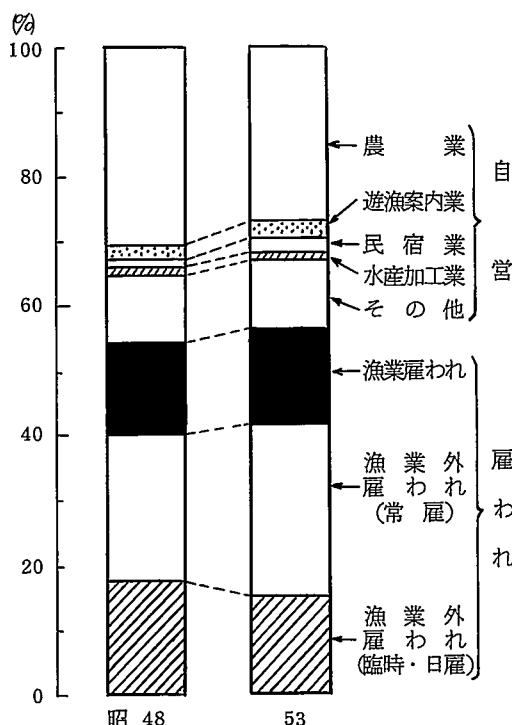
出所：第6次漁業センサス、前掲書より

も少なくない。半農半漁の経営体（漁家）は、漁業センサスによれば、常呂町において昭和38年で34.4%あったものが53年ではわずか8%に減っている。開きとりでも、畑作や、自給作物を作っていたが、ホタテ養殖をはじめたために、やめた、とする人が多い。このように、ホタテをはじめ前の漁業労働における婦人の位置は補助的なものにすぎなかった。

いうまでもなく雑漁の収入は非常に不安定である。それを補うために農業や婦人の手間仕事なども行なわれたのである。ホタテをはじめるにあたって、表4-18に示されるように婦人は賛成した人が圧倒的に多い。その理由として「将来性」「安定性」に加えて「食べていくため」という回答がみられたが、ここに雑漁収入の不安定性を克服しようという意欲がみられる。近年全国的にみても養殖産業が増えているが、貨幣支出の恒常化にともない、収入の安定化をはかる経営志向が漁家においても浸透しつつあるとみて、さしかえないであろう⁹⁾。調査対象漁家においては現在、表4-19に

表4-16 ホタテ前の漁業種、職業（20戸中）

○カレイ・ニシン	3戸
○カレイ・ニシン・雑定・出面	1戸
○ニシン他	3戸
○雑 定	2戸
○けたあみ	1戸
○就 学	1戸
○漁業労働者	2戸
○出 面	4戸
N.A	3戸



出所：第6次漁業センサス第一報「海面漁業の生産構造及び就業構造に関する統計（農水省統計情報部）」

図4-2 主とする兼業種類別経営体構成割合

示されるように、外海ホタテの配当金（調査対象漁家では20～18以外、全戸100点満点）約500万円が100点の漁家に対して一律に配当されている。だから、外海ホタテによってほぼ生活費分の収入を得ることができ、さらに各漁家の経営で養殖収入を得るため、きわめて安定した収入形態をとることとなった。従って階層は表4-19に示されるように、主に養殖枚数の差が規定要因となる。養殖枚数は佐呂間湖汚染防止のため総量が決められているので、実績に応じて各漁家毎の枚数を漁協が決めている。カゴ洗浄機（ミキサー）などの所有にこの階層差は反映している。漁協からの聞きとりによれば最近、上層を中心に大型カゴ洗浄機を導入しはじめている。

ホタテ貝生産における作業に使用する主な機械は前述のように、施設や漁獲の際の油圧機（巻きあげ機）、カゴや貝の洗浄機のみである。従って大部分の作業は集約的な手労働となっている。その作業を大きく分けると、ナイロンネットにより採苗した稚貝をサブトンカゴに入れて中間育成し、放流する外海ホタテの仕事と、中間育成した大型健苗をマンション、ハウス、丸カゴなどと呼ばれるカゴに入れ、あるいは、ホタテ貝のスミに穴をあけ、糸でつるし（耳

表4-17 ホタテ漁家婦人の労働経験

○ 勤務経験		
イ 恒 常 的		5
ロ パート・臨時		7
うち農家へ		3
ハ な し		4
ニ N. A		
○ 勤務を止めた理由		
イ 結 婚		3
ロ 出 産		1
ハ N. A		1
イ ホタテのため		2
ロ 漁業（ホタテ？）のため		2
ハ そ の 他		1
ニ N. A		

表4-18 漁種変えることについての態度

（変化した場合）

区 分	反 対	不 賛 成	わ な か ら い	夫 せ に ま か る	変 化 な し	そ の 他
ほたて	1	3	9	—	1	—
定 置						
その他			2			
計	1	3	11		1	

変えて困ったこと（ほたて漁家）

- ・ 家事育児の負担増 10
- ・ 仕事のやり方がわからない 3

表 4-19 調査対象漁家の階層性

		養殖枚数 (円)	私有船	施設	洗浄機 カゴ、貝	作業場 (m)	養殖 漁獲量	所得(円)	外海配当
I 階 層	1-1	205	○		○○	○(92)	(t)		約500万
	2-2		○		○○	○(59.4)	38	625	〃
	3-3		○	30	○○	○(40)	30	480	〃
	4-4	160	○	36	○○	○(243)	22	260	〃
II 階 層	5-5	145	○	50	○○			450	〃
	6-	145	○	30	N.A	借(49.5)	20		〃
	7-6	145	○	32	○	○(25)	18	270	〃
	8-7	145	○	35	○	○(39.6)	15		〃
	9-8		○		N.A		29	399	〃
	10-9	145	○	30	○○	○(25)	20		〃
	11-10	145	○	29	なし	○(90)	18	200	〃
	12-11		○		N.A				〃
III 階 層	13-	145	○	30	○○	借	27	300	〃
	14-12	130	○	32	○	○(100)	17	400	〃
	15-13	120	○	29	なし	○(90)	13	200	〃
	16-14	120	○	25	○○	○(17)			〃
	17-15	120	○	6	○○		9	120	〃
	18-16	115	○	20	なし	○(30)	29		〃
	19-17	105	○		○○		12	210	〃
	20-18		○		○○		15	250	200万

注 1) 外海ホタテの点数は20-18のみ60点、あとは全戸100点。6-、13-、は婦人調査ができなかった漁家。

2) カゴ洗浄機は大型、小型の区別をせずに質問したので不正確

づり) 湖内で養殖する作業に分かれる。貝の入れかえ、カゴ、貝の洗浄、カゴの補修など膨大な手作業を投入しなければならない。表4-19に示されるように、調査対象漁家では養殖ホタテだけで約15~30tの収量をあげている。北海道農林水産統計年報(昭和53年)によればホタテ養殖で31tを生産するには1戸当、海上労働871時間に対し陸上労働3,386時間、労働人員は海上のべ202人、陸上530人となっている。出漁日数129日、出漁回数215回である。これに外海ホタテの作業を加えとかなりの作業量となる。表4-20に示されるようにほとんどの漁家婦人が、漁業従事日数250日以上を基幹労働力となっている。もちろん、中、上層を中心に、市街地や農家の婦人を臨時雇用として雇い入れて労働力の不足を補ってはいるが、雇用を入れることによって婦人が漁業労働を行なわなくなるという例は1つもない。聞きとりによれば、最漁期には朝3時~4時に起き、30分~60分の食事時間を除いて仕事をし、午後8時~9時に就寝、漁業に関する仕事だけでも(たいてい午後6時~7時頃終わる)12~13時間という、おどろくべき長時間労働である。その主な作業内容と家族内における分担を表4-21に示す。ここに示されるように、「ちょうちん下げ」「貝入れ替え」「掃除」「稚貝取出し、取り込み」などの湖内または陸上の作業のみならず、「稚貝外海放流」など、船に乗って行なう作業も多くの婦人が経営主とともにこなしている。船の操縦はオペレーターが行なうから家族協業に

おける婦人の地位は経営主とほぼ同じになったといわざるをえない。ホタテ養殖をはじめたことで一番変わったことは「（男性と）一緒に船に乗るようになった。」「男性と同じく一緒にいたらいているから」と答えている婦人が多い。

表 4-21 ほたて貝生産、労働分担

（調査対象18戸、経営主から聞き取り）

	稚貝入れ替え	稚貝の選別	ざぶとんの準備	運（船にのせる）	○稚貝外海放流	かご修理	○ちようちん下げ	三年貝入そうじれ	○三年貝入替え	二年貝入替え	耳づり	○稚貝と取りこらしみ	稚貝入替え選別	○出荷（貝出し）	越冬沈設	○ちようちん作り修
回答者数	4	2	1	2	14	4	8	4	8	5	4	9	6	15	6	7
	主	従	主	従	主	従	主	従	主	従	主	従	主	従	主	従
経営主	4	1	1	1	1	12	2	1	6	1	4	9	5	14	5	5
妻	4	2	1			7	4	3	6	1	4	7	4	1	9	7
後継者	3		1		2	6	2	1	6	1	3	5	3	1	9	3
妻									1	1		1				
父母																
臨雇	1		1			1	1	1		1	1		1			
共同			1		1	2	1	1		1			1	2	1	2
その他																

農業においては古くからの骨化した男女間役割分担が、大型機械化の進展によりその基礎を失ったにもかかわらず再生産される。そのため労働力としてみれば婦人は基幹労働力であるが、労働内容からみれば男女の違いはいまだ歴然としている。それ自体も機械化の進展や家族労働力の変化のなかで、崩壊するのであるが、また新たな段階で再編成されている。だが、常呂町のホタテ漁家の場合、機械化の段階としては、農業と比較して著しく低い水準にありながら、作業上における婦人の地位はむしろ高いといわなければならない。

② 婦人の労働に対する意識と経営志向

このような婦人労働の位置の高まりは当然婦人の過重労働をまねいている。「漁種をホタテに変えたことで困ったこと。」として、婦人調査対象漁家18戸中、「仕事が増え、家事・育児にしわよせ」と回答している婦人が10人、「作業のやり方がわからなくて困る」と回答した婦人が3人であった。さらに「仕事で忙しくて困ること」としては図4-3に示されるように、「家事・育児」に関することが多い。だが、このことは、ただちに仕事を苦痛ととらえることとはつながらない。忙しくなったにもかかわらず、「ホタテをはじめてよかった」とする婦人は回答者13名（NAは5名）のうち11名、「忙しいが経済的には安定」「よかった。自分の力で努力すればそれが反映してくるから。」という声も多い。表4-22では、「家事を充実させた上で仕事もやる」とする婦人が多く、さらに表4-23、4-24に示されるように、仕事が楽しい、婦人が働くことを積極的にとらえるなどの姿勢が見られる。表4-25に示されるように、こうした考えをもつ婦人が経営にもそれなりの意見を持ってくるのは当然であると同時に、経

表 4 - 20 家族

	漁家番号	家 族 構 成	漁 業 従 事 者					家 事 分 担 者	乳幼児の世話 主、従	学 齢 期 の 子 供 の せ わ
			200 ~	200 ~ 250	150 ~ 200	120 ~ 150	~ 120			
I	1 - 1	㉔, 26°, 59, ⑩		㉔				59, 26°	26°	
	○ 2 - 2	㉔, 37°, 71, 15, 12, ⑪		㉔, 37°				㉔, 37°, 17		㉔, 37°
	3 - 3	㉔, 59°, ㉔, ㉔	㉔, 59° ㉔, ㉔					59°		
	4 - 4	㉔, 52°, ㉔, 75	㉔, 52°				㉔	52°, 75		
II	▲ 5 - 5	㉔, 56°, ㉔, 29, 2, 0		㉔, ㉔				56°, 29	56°, 29	
	7 - 6	㉔, 53°						53°		
	▲ ○ 8 - 7	㉔, 45°, 74, ⑫, 18	㉔, ㉔ 45°					45°, 74		
	○ 9 - 8	㉔, 46°, ㉔	㉔, 46° ㉔					46°		
	10 - 9	㉔, 61°, ㉔, 26, ④, ③ ①			㉔, 61° ㉔, 26			61°, 26	26	
	11 - 10	㉔, 43°, ㉔, 16	㉔, 43° ㉔					43°, ㉔		
	12 - 11	㉔, 27°, 56, 24, 17, 8, 5, 2						27°, 56	27°, 56	27°, 56
III	▲ 14 - 12	㉔, 60°, ㉔, 27, 3		㉔			60°	68, 27	27	
	15 - 13	㉔, 53°, 20, ㉔, 28, 7,						28		28
	▲ ○ 16 - 14	㉔, 39°, 16, 14, ⑩						39°, 16		39°
	○ 17 - 15	㉔, 47°, ㉔	㉔, 47° ㉔					47°		
	▲ 18 - 16	㉔, 62°, ㉔, 39, ⑰, 12	㉔, 62° ㉔, 39					62°, 39	62°	㉔, 39°
	○ 19 - 17	㉔, 53°, ㉔, ⑰	㉔, 53°					53°		
	20 - 18	㉔, 48°, 14, 12, ⑧	㉔, 48°					48°, 14, A		48°, A

構成と労働分担

○は男, ○経営主, 50°は経営主の妻, =は主にやる人

食 事 の し た く			家計管理	家 事 ふりわけ	大買物の 決 定	小買物の 決 定	備 考
朝 片づけ	昼 片づけ	夜 片づけ					
59	59	59	59	N. A	59	59	+ニシン, サンマ
37°	37°	37°	37°	37°	④	37°	+カキ養殖
59°	59°	59°	⑤	⑤	⑤	59°	
52° 75	52°	52°	主, 従 ⑥, 52°	52°	⑥	52°	+カキ養殖
29	29	29	56°	N. A	56°, 29	56°	若妻は娘 +ホッキ, エゾ貝
53°	53°	53°	53°	53°	⑤ 53°	53°	+カキ養殖
45° 74	45° 74	45° 74	④ 45	45°	④ 45°	45° 74	+カキ, エビ 子供も手伝う
46°	46°	46°	⑦	46°	⑦ 46°	46°	+カキ, エビ
26	26	26	61°	26	⑤ 61° ⑥ 26	61°, 26	+ウニ, カキ 61°はS.41年に無線免許
43° ⑩	43° ⑩	43° ⑩	43°	43°	43°	43°	+エビ, カキ ⑩は43°が非常に忙しい時のみ
56	56	56	56	56	N. A	⑤, 27°, 56	+定置, カキ
60° 27	60°	27	N. A	60°	⑤ ③	60°, 27	③は漁協職員
28	28	28	28	28	28	28	+カキ, ウニ
39° 16	39°	39° ③ 16	39°	39° 16	④ 39°	39°	+底建網, ホッキ, エゾ貝 39°はS. 55に無線の免許をとる。
47°	47°	47°	47°	47°	47°	47°	+カキ
62° 39	62° 39	62° 39	62°	62°, 39	⑥	62°, 39	+カキ
53°	53°	53°	⑤	53°	⑤	53°	+エビ, カキ
48° 48°, 14 A	48°	48°	④	48°	④ 48°	48°	Aは経営主の姉

営志向の中に階層の特徴があらわれている。Ⅱ階層はⅢ階層にくらべて早くホタテ生産にとりくんでいた層であるから、自分の家の経営のことだけでなく、外海放流量や養殖の許容量について、主体的な視野で考える婦人も少なくない。加えて家族労働力の数も多く¹⁰⁾、雇用を増やして枚数を増やすというよりは家族でやっていける程度という家計充足原理で考える婦人が多い。逆に、これ以上増えたら体がもたないという側面もある。これに対し、Ⅲ階層は枚数に比して家族労働力にも余裕があり、明確に養殖枚数を増やしたいという要求をもっている。現在、過密養殖が貝毒や幣死を産むことが明らかとなっている故に、サロマ湖内においても外海放流の総量を規制しなければならないとなっている。そのような時に一部の上層漁家で、常用労働者まで雇って多くの枚数を生産していることに対する批判にはきびしいものがある。そのような意味で、サロマ湖で養殖するホタテ漁家全戸が、資源保全の問題を真剣に考えなければならないのであるが、そのような状況で婦人がより重要な役割を果たしているⅡ、Ⅲ階層において明確な意見をもつ人が多いことは注目される。婦人のみならず、漁民として、プ

チブル性の克服は資源を保全しながら生産力を発展させる上での重要な課題であり、その契機がすでにあらわれてきている。だが、同じ佐呂間湖で共同性を強くうち出して、共同経営の形態でホタテ養殖を行っている湧別町や佐呂間町漁協の場合に比べると常呂町漁協の場合は個別漁家としての発展に重きをおく傾向が強い。この点は今後、一層問題となるであろう¹¹⁾。

③ 漁業労働と家事労働との関連

このように、多くの婦人が「仕事と家事の両立」をめざしている。その家族内における労働分担を示したものが表4-20である。常呂町漁家の場合、農家に比較して家族数が少ない。農家の場合は明治の頃に移住してきて、代々土地を引きついできているのに対し、漁家の場合、昭

0	50%	100%
イ (30.0)	ホ (23.0)	ハ (13.3) ニ (13.3) ト (10.0) ロ (6.7) ヘ (3.7)

- イ 家事時間不足 ホ 過労
 ロ 子どものめんどう ヘ 家族の協力がいない
 ハ 近所づきあいができない ト その他
 ニ 余暇がない

出所：北大社教研究室発行、前掲書（基礎的研究）

図4-3 仕事で忙しくて困ること

表4-22 経営とのかかわり

	イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	ト	回答数
ほ た て	1	2	0	10	0	3	2	18
定 置	1	1	0	2	0	1	0	4
そ の 他	0	1	0	4	1	0	0	5
計	2	4	0	16	1	4	2	27

- イ 経営のことを学習 ホ むしろ外で働きたい
 ロ 家事に専念 ヘ 夫の言うとおりにする
 ハ やむをえず仕事をする ト その他
 ニ 家事を充実させた上で仕事もやる

表4-23 仕事が楽しいと感じる時
はあるか

1. あ る 12
 2. な し 1
 3. N.A 5

表4-24 婦人が働くことを
どう思うか

1. 当 然 7
 2. よいこと 4
 3. 家事・育児充実の上働くことに賛成 3
 4. 仕方ない 1
 5. 家にいるべきだ 3

表4-25 婦人の経営志向

階層	放 流 量 (外 海)						湖内養殖の許容量について			5～6年先の漁家所得の目標額	湖内養殖の今後のあり方
	漁家番号	イ 適 切	ロ 増	ハ 減	ニ わからない	ホ その他	イ 適 切	ロ 要 改 善	意 見		
I	1-1							○	規制が強い。緩和して、数を増やしてほしい。	わからない	
	2-2		○				○			わからない	これ以上枚数をへらしたくない
	3-3	○					○			食べていける程度	
	4-4			○				○	量の制限を平等に	1,500万(これまでの借金を返している。きつい)	
II	5-5				○			○	自分のところで作れる可能性(人手)があれば、たくさん作ってもいいように。	わからない	な し
	7-6		○				○		死目が多かったので改善した。	1,000万	
	8-7	○						○	もっと少なく均等に10万枚一	N.A	汚さないでこのまま長くつづけたい。
	9-8				○		○			現状とかかわらない 1,500万～2,000万	なるべく外海を増やして養殖をへらしていった方がいい。
	10-9		○				○			その時の物価による	養殖は年をとったらゆるくない。外海にたくさんまいて、それを育成したい。
	11-10					○ ¹⁾		○	2人だけだとムリがかかる。息子が継がなければ減らさなければならぬ	今、赤字ばかりで、先のことも考えていない。	体にムリがかかるような増やし方はしたくない。
	12-11			○				○	減らしてもいいくらいだ	1,000万	もっとへらすべきー貝毒の心配。ぜいたくしなくてもいいから充実した生産を
III	14-12		○					○	規制をあまりきびしくしてもらってもこまる。	〃	
	15-13					○ ²⁾	○		みんな平均にやった方がいい。	考えていない	今まで通り
	16-14				○			○	不公平あり	良ければ良い方がよい	
	17-15	○					○			少くとも物価の値上げにおいつけるくらい	みんなで気をつけて湖内を汚したり、汚れたものを流さないように
	18-16	○					○				
	19-17	○						○	平等に	1,500万	
	20-18	○						○	平均化	2,000万	軌道にのってやりたくなった時に制限されて困っている。死目も出ていないので見直していったらよい

注1) 生活に困らないだけの量

2) 漁協の言う通り

和20年代以降に常呂に移住してきた人も多い。（調査対象漁家の場合は▲印でそれを示している）また、もともと漁家でなかった人たちは○印で示すが、これも6人存在する。こうしたことが影響しているのか直系2世代家族も多く、家事労働もホタテの作業も中心となっている婦人が少なからず存在する。農家のように若妻が主に農作業で姑が家事・育児というような特質は見られず、例外もあるがむしろ現在も技術を習得しつつある経営主の妻がホタテの作業を行なうという傾向が強い。家事労働に必要な労働力を補うため、2-2, 8-7, 11-10, 16-14, 18-16, 20-18では、子供や親類に家事をしてもらったり、経営主に子供の世話をしてもらったりなどの工夫をしている。

それでももちろん、労働力は不足しており、従ってまた、婦人が働く上での生活条件整備の要求が強い。表4-26に示されるように、保育に関する要望は切実である。家庭内労働の中では手を抜けないこの分野は、婦人が安心して働くために最も欠かせない。さらに、表4-27に示されるように、サロマ湖を汚さないために、家庭雑廃水を各漁家は個人的な努力で処理している。これは労働の面でもかなりの負担となっている。

表4-26 婦人が働く上での生活条件整備要求

○保育所	7	「保育所入所年齢前でも
○学童保育	2	そばにいる子供を置いて
○公園等	8	働けるような所がほしい」
○自治体サービス（老人のせわ等）	2	「2歳くらいから（現行
○交通条件	1	3歳）保育してほしい」
○体育館	1	
○なし	1	
N.A	1	

表4-27 下水道の処理

1. 下水道あり	3
2. 宅地内吸水・たれ流し	3
3. 自分で溜めて、あとで汲んで畑や海に流す	10
4. わからない	1
5. N.A	1
町に対する要望（下水道に関して）	
1. 下水道の整備してほしい	11
2. わからない	2
3. 仕方ない	1
4. 別がない	1
N.A	3

④ 家族関係の変化と今後の課題

常呂町のホタテ漁家の場合、所有している生産手段として最も重要な外海放流と漁獲に使用する船と、ホタテの漁業権は前述のように共同である。漁業権それ自体も、ホタテの総量規制がきびしくなる昭和49年頃までは、やりたいと思う人はだれでもできた。現在でも漁業権の世襲が比較的遅く組合員となった層から批判されている。従って、常呂町漁家の場合、現在では農業における土地所有が各農家の生産の個別性を規定し、婦人の地位をも規定している、というような諸関係とは異なった状況にあるといわなければならない。さらに、これまで漁業労働の面で補助的だった婦人がこのようにして基幹労働力となったことにより、婦人の意識や家族関係にどのような変化がもたらされたのであろうか。

「働いてよかったこと」という質問の回答に「やりがい」「はりあい」を答える人が多いが、その他に「家族のなかで仕事の話ができること。わからなければ口出しできない。」「みんな協力してくれる。」などの回答がある。ある漁家では家族会議をも行っている。「年一回、家族全員で反省会をやる。その場で生活費や漁業経費がチェックされ、漁業の実績も把握される。高校生の子供たちは帳面づけや青色の手伝いもでき、損益経算もこなせる。この反省会をもとに翌年の事業計画を樹立する。この会議では各自ごとの生活費や漁業経費まで割り出し、子供

も要求を発言して計画が立てられる。養殖事業は共稼ぎであるし、当然奥さんや子供たちにも発言権がある。」(A氏, 43歳)「ホタテ養殖が始まってから、家族関係がかわった。以前乗り子をやっていたころは、(夫の)朝帰りも多かったし、漁業経営は父親まかせだった¹²⁾。」このように、家族関係は変化している。さらに、漁家の場合、慣習として婦人が簿記をつけることが多い。ホタテ養殖漁家の所得が年間800万円以上にも達している現在、漁業経営を発展させるためにこの剰余金をどう使うかが新たな課題となっている。婦人が簿記をつけることは、この課題にかかわって婦人が多いに経営参加していくための基礎となるであろう。

しかし残された問題も数多く存在する。表4-20に示されるように、「大きな金額の買物」は経営主が決定する、という漁家も少なからずあるし、もちろん、漁業労働において男性以上に働いている婦人が家事労働も一身に担うことがまだ数多く存在する。だが、事例としては「息子が茶わんを洗ってくれる。」という例も出てきている。このような家族内の問題は、たとえば妻が夫と同等に働くようになって、そのことによってただちに变化するものではない。その意味では少しずつ変化のきざしが見えている段階といえるであろう。作業上の地位としては同等でも、経営上、あるいは漁協の組合員、ホタテ生産組合の一員としては全く不平等である。外海ホタテの配当金、ホタテ年金(60歳になると引退する義務があるが、かわりにこれまでの20%の配当がもらえる。それを年金と呼ぶ)は経営主の名で配当となる。さらに、ホタテ年金の場合、妻が死亡しても金額は変わらないのに対して、夫が死亡した場合、妻に対しては半額しか支給されない。このことについての婦人の意見を表4-28, 29に示す。まず、制度がこのようになっていること自体、知らなかった人が多かった。そのことも1つの問題であるが、知ると、「同じに働いているのだから」ということで、「婦人もほしい」という回答が多い。その額としては「こづかいくらいはほしい。」と答えた婦人もいる。未亡人の年金についても4人が不満を表明している。婦人労働が60%以上も占めるホタテ生産の場合、これは当然の要求である。婦人の自己労働評価が高まっている現在、農業者年金の問題ともからめて、改善する余地が多いにあるのではないだろうか。

表4-28 婦人に年金があたらないこと

イ 満 足	1
ロ 仕方がない	6
ハ 婦人もほしい	8
ニ わからない	1
ホ N.A	2

表4-29 未亡人の年金が半額となること

イ 満 足	3
ロ 仕方がない	3
ハ 不 満	4
ニ わからない	4
ホ N.A	4

⑤ 学習実態と要求

ホタテ貝生産において、機械化の段階は低く、また、そのことに規定されて、農業での場合のように、社会的な機関で機械の扱い方を学ぶ必要がある、というわけではない。だが、ホタテ生産の技術は開発されてまだ日が浅く、むしろ「どうしたらうまく行くか」ということも各漁家が交流しながら研究をさらに進める必要のある段階である。従って、作業の仕方を経営主だけから学んでいたのでは間に合わない。表4-30に示されるように、夫に学んだ」という婦人が6人しかいない。これは、農家婦人の場合、通常80~90%が「家族から学ぶ¹³⁾」としているのと比較して著るしく低い数値といえる。

表3-31に示されるように、「働く上で必要と思った学習」に、簿記・そろばん、養殖技術、漁船関係・無線があげられている。ホタテをはじめてから漁業簿記をつける漁家が増えている。

また、前述のように、年間所得 800 万以上にも達している現在、婦人が簿記に上達することそれ自体が経営の発展に重要な役割を果たす。さらに、婦人が船に乗るようになってから、そのための技術、資格が必要となってきたことに、この要求は対応している。だが表 4-32 に示されるように、こうした生産上、経営上必要な学習の機会というものが、漁家婦人にとっては、無きに等しい。表 4-33 に示されるように、漁家婦人の学習要求は、生活、生産、両面にわたっている。この要求に対応した学習機会が必要であるが、それと同時に、生産と生活の均衡のとれた発展をめざすための学習も必要となろう。なお、表 34 に示されるように小数事例ではあるが、「無線」などの、生産労働に必要な資格をとる婦人が出てきていることは注目される。

表 4-30 技術を誰に
学んだか

夫、経営主	6
見よう見まね	5
婦人で話して	2
組合・共同のリー ダー試験所	6
(重複回答有)	

表 4-31 働く上で必要
と思ったこと

1. 簿記・そろばん	3
2. 養殖技術	3
3. 漁船関係・無線	3
4. N. A	7

表 4-34 資格・免許

1. 自動車 (普通)	5
2. 珠 算	2
3. 無 線	2
4. 船長 4 級	1
5. 編 物	1
6. 料理、着付、ち ぎり絵、習字	1 (1人)

表 4-32 最近 1 年間に接した学習
機会と内容 (マルチ回答)

1. 研究会・研修会	0
2. 講座・教室 (料理)	1
3. 講演会 (料理・育児)	3
4. 講 演 (樋口恵子)	2
5. 文化祭	2
6. 体育祭	9
7. ラジオ体操・マラソン	0
8. スポーツ教室	0
9. }	
12. }	
13. その他	3
14. }	
17. 農協・漁協での学習 (生活関係が中心)	10

表 4-33 最近学びたいと思っ
ていること (マルチ回答)

1. 実務に役立てること	6
内わけ 簿記	5
養殖	1
2. 社会経済のしくみ	1
3. 実務、社会経済のしくみ を知るための基礎学習	1 (国語)
4. 結婚や家庭生活をよくする ための学習	10
5. 人格形成のための教養	5
6. 地域をよくするための学習	3
7. 体力・健康増進の学習	3
8. 豊かな余暇・趣味	12
9. 社会教育・福祉	1
(ペン習字・毛筆、5 位置づけは様々)	
N. A	2

注)

- 1) 境一郎「日本におけるホタテガイ増養殖」(水産北海道, 1976年)にホタテ養殖技術の発展が示されている。本論の記述もこれに依る
- 2) 北大社会教育研究室発行前掲書発行
- 3) 村岡貞雄「常呂における帆立漁業共同経営」(『漁業経営の共同化、合理化に関する研究』北海道水産部 1963年)
- 4) 常呂漁業協同組合「はたてがい漁業行使権附与基準」より引用

- 5) A一人でサケの権利をもっている。B－サケ生産組合に属す。C－湖内に面した、サケをとつてない生産組合、D－ホタテだけをやっている漁家
- 6) 村岡貞雄前掲書より
- 7) 昨年（1980年）試験的に2年貝（再び湖内で育成する）の掃除にミキサーを使ったところ、多量の幣死が出た。従って今年からは再び手作業で1枚1枚洗うことになった。
- 8) 常呂漁協参事からの聞きとりによる。
- 9) 大津昭一郎、酒井俊二著「現代漁村民の変貌過程」（御茶の水書房 1981年）によれば、高度経済成長期において進展した養殖漁業漁家急増の原因として、生産生活の相対的安定志向の側面があった。
- 10) 家族労働力、Ⅰ階層平均2.0人、Ⅱ階層2.8人、Ⅲ階層2.7人、社会教育研究室発行、前掲書参照
- 11) 昭和57年度卒業、社会教育学生宮崎隆志君の卒業論文にこの3町の比較が詳しく展開されている。
- 12) この聞きとりは、社会教育学生、宮崎君の行ったものを引用させてもらった。
- 13) 農村漁家生活改善研究会、前掲書による。

第4節 常呂町における農・漁家婦人の課題 まとめにかえて

以上述べてきたように、農家・漁家、いずれにしても、生産、生活、そして両者の均衡のとれた発展をめざす学習、民主的な家庭、地域を作っていくための学習が必要であることは、言うまでもない。しかし、両者が現在かかえている課題にはかなりの違いがある。農家の場合、機械化の進展により労働時間が減少しつつある。また、生産力段階が高いことは労働編成や経営内容における自由裁量の余地を増大させることにつながる。だが、常呂町農家の場合、低迷する農産物価格に対応した土地規模拡大を行う条件にとぼしく、いかにして家計充足しうる収入をあげるかが課題となっている。一方で自由時間が増えても収入の増大が伴わないため、その自由時間を減らすことを（収入生活時間を増やす）考えなければならない。合理的な経営展開がむずかしい諸関係にあって、機械化の段階が漁業に比べて高度であってもそれを生かし切れず、不合理な差別的役割分担が残っている。すなわち、労働科学的にみれば、機械に乗って操作する労働より、機械について補助を行う方が重労働であるにもかかわらず、機械補助は婦人の仕事となっている¹⁾。また、経営や、生産組織の運営から婦人を排除することは、それ自体、合理的な経営展開の妨げである。畑作上層や酪農家では総労働時間に占める機械作業の割合が多く、しかも新種の機械が次々と導入される現状にあって婦人の技能習得は農民経営の発展のために欠かすことができない。土地規模拡大できなかった中層や下層農家にあっては、いかに収入をあげる複合経営を展開するかが課題である。野菜や家畜部門では婦人労働の役割は一層重要であるだけに、婦人の経営参加が経営発展のカギとなる。下層農家では経営主の兼業や婦人の臨時、パートが家計充足上、不可欠となりつつある。その働く場の保障、労働条件の要求が課題となる。これら階層ごとの課題と同時に、農産物価格や農業資材、土地価格など農民経営の発展を妨げる諸要因をも問題としていく力量が必要とされている。端的には「国や道に対する要望」のなかに、「農産物価格」の問題を挙げる婦人も出てきている。提外地の問題もあって模索期にある常呂町農業を発展させるためには一層の婦人の経営参加、学習教育体制が必要となる²⁾。

漁家の場合、婦人労働の地位に見合った家庭内の経営参加、漁協の制度改革が必要なことは言うまでもない。だが、ホタテ生産における機械化の段階は低く、そのために、いまだ盛漁期には12～13時間もの長時間労働がつづく（常呂町農家の場合、農繁期で平均11.5時間）。その意味では農家に比して「自由裁量」の余地は少ないといえる。当面は生産労働に必要な技術学習が必要であるが、それとともに、労働ピークの切りくずしが重要な課題となる。また、資源保全をはかりながら、生

産力を発展させ、自らの家計を充足させていくための利益配分のあり方、生産のあり方を考えていく上での民主的力量が問われるであろう。ホタテ漁家の場合、農家と違って主要な生産手段が共有となっている。従って、家族関係においても、漁家同志の関係においてもプチブル性克服の条件は農家に比べて多いといわなければならない。

さらに、生活に関していえば、農家・漁家の労働実態にみあった生活諸条件、とくに社会的共同消費手段や自治体サービスが必要となる。このことに関する婦人の自覚と学習がいっそう重要となるであろう。

最後に、この論文を書くにあたっては、社会教育研究室のメンバーの努力による成果に依拠するところが大きい。が、漁業に関しては、社教ゼミの学生宮崎隆志君の集めた資料をかなり使わせてもらったことを書きそえておきたい。

注

- 1) 高井宗宏「農作業事故の現状とその要因」（『産業と教育』第1号 北海道大学教育学部産業教育研究施設報告書 第17号）によれば、婦人が機械に乗り、経営主が補助をする農家も出てきているが、婦人が十分な知識をもたないまま作業を行うため、事故が起きやすいという問題がある。
- 2) 北海道農務部改良課、前掲書によれば、道、農業改良普及事業の指導方針として、昭和57年度から、婦人に経営簿記をつけさせる指導を行うこととした。

（古村えり子）

第5章 労働者家庭婦人の賃労働者化 の特質と学習課題

は じ め に

労働は人間の本源的な営みであり、労働をつうじて人間は人間的存在になっていく。したがって主体形成を捉える場合、家事労働をも含めた労働のありようを基本におき、住民の主体形成の内容を私達は「社会変革と全面発達¹⁾」をめざす労働・生活主体の形成としてまず捉え、そのような主体がどのようにして形成されるのかを展望するのであるが、本稿でのさしあたりの課題は、労働者家庭の婦人が労働・生活の変化のなかからどのような性格をもった主体として形成されているのか、またその中で学習活動がどのような役割を果たしているのか、どのような学習課題が提示されるのかを地域調査をとおして考察することにある。

住民の主体形成は貧困化の深まりのなかで「労働の社会化」を契機としてすすむ。直接的には生産過程における労働力の陶冶として進むわけだが、同時に労働の社会化を基礎とした生活の社会化の進展によって、個別的生活過程自体も社会的な関連を強め、生活過程で陶冶される現実的条件もうまれているというのが今日の特徴である²⁾。

こうした視点にたつて労働者家庭婦人の主体的性格を考察する場合、今日の特徴として、なによりもふまえなければならないのは婦人の賃労働者化と生活の社会化の進行についてである。

婦人労働者の増加が近年著しい。1980年「国勢調査」によれば雇用労働者に占める女子の割合は1975年の32.1%から33.9%にまで高まりをみせ、全体として雇用の伸びが鈍化しているなかで男子の雇用の伸びを上まわる女子の雇用の伸びとなっている³⁾。その構成の特徴としては、中高年、有配偶者の増大であり、また雇用形態としては常雇の減少と他方での臨時・日雇の増大が示され、こうして不安定雇用労働者が創出されているのである⁴⁾。こうして婦人労働をめぐる議論も近年、いわゆる「臨時」「パート」と呼ばれる不安定雇用労働者の動向を中心に展開されているのが特徴である。

このパートタイマー、臨時雇用の急速な増加は、婦人のライフサイクルにみあったものとして、「主婦の再就職パターンの定着による主婦労働力の有効活用⁵⁾」によって低賃金労働力を確保しようとするものにほかならない。したがって、本来「子どもの保育と躾け⁶⁾」は家庭の責任であるとする役割分業観の強調も行なわれている。「家庭基盤充実政策」は「財政再建」を楨杆とした福祉切り捨て政策と、また一面では、低賃金労働力供給をはかる労働力政策とも密接に関わりながらすすめられようとしているのである。

以上のことから明らかなように婦人の賃労働者化をみていく場合には、労働者家庭の内的要因、つまり労働力再生産条件を視野におさめなくてはいけない。

最近、高梨昌は婦人の就労の動機として「自己の技能をいかす」「働きがい」あるいは「若干の収入増」をあげ、もはや「貧困問題」の対象として婦人の賃労働をとりあげることは適切でないと指摘し、議論を呼びおこしている⁷⁾。それに対し君塚宏は共稼ぎ勤労者世帯の生活の実態から夫の収入だけでは生活維持できない世帯が増えていることをつかみ、基本的には生活維持の必要から婦人も労働者化していると反証している⁸⁾。さらに労働者家庭の階層にまでふみこんでとらえることも必要であろう⁹⁾。とくに婦人が主として担当している家事労働の量と質は、単に「家庭政策」にみられる婦人労働者攻撃ということばかりでなく、婦人の賃労働者化の進展の度合いを規定するものである。

しかも家事労働自体が社会的生産力の発展にともなって内実を変化させている点が重要である。先に述べたようにこれまで個別家庭内でおこなわれていた家事労働が社会的労働におきかわったり、商品として家庭に大量に入りこむといった「家事労働の社会化」いわゆる「生活の社会化」の現象が広範にみられ（伊藤セツは社会化の現象を資本主義的社会化、公共的社会化、互助的社会化の3つに分類している¹⁰⁾）、そのことが家事労働の量と質を大きく変えてきているのである。とくに、資本主義的社会による弊害、たとえば食品公害、商品化による衣、食、住の画一化、公共的社会化のたち遅れなどが家庭生活に影響を及ぼしている。

以上から、婦人の賃労働者化と家事労働の社会化が婦人の労働・生活をめぐる現状のなかで最も注目しなければならない点であることが明らかであろう。しかもこの婦人の賃労働者化と家事労働の社会化とが相互に関連を深めながらすすんでいるのである。そしてこの過程で労働主体、あるいは生活主体として新たにともめられる学習課題もまた、うまれているにちがいない。婦人の労働・生活の実態にそくして労働・生活過程を自らが管理・統括・編成する主体として形成される現実的条件と可能性が考察されなければならない。しかし社会化を伴いつつ変化している家事労働の内実それ自体の検討は本稿では行なわずに、課題提起にとどめざるをえない。

ところで、ライフサイクルの変化を基盤にして余暇時間の増大に伴う婦人の学習がさかんになっているという指摘がみられる。たしかに民間、あるいは公的社会教育いずれも婦人を対象とするものが圧倒的に多い。しかしこうした学習活動に参加する婦人層と賃労働に従事する婦人層とがどのように関わっているのかは必ずしも十分に明らかにされていない。婦人の学習の時代の到来と呼ばれるものは、高梨が婦人の賃労働について、たとえば「いきがい」をみつけようとして働く婦人がうまれていると指摘しているが、それと同じような現象として説明できるのであろうか。婦人の現実の条件にそくしてつかむことが必要である。また婦人の学習の内容について、これまで趣味・実用に偏った家庭中心主義への傾斜が強いといわれてきている。そうした傾向が現在も主流だが、最近、文学、歴史、心理学など教養的なものや、健康保持的な身体活動が増加していること、あるいは地域の生活課題の学習や婦人の解放にかかわる学習も展開されてきているなど、新たな動向に注目するものも多い¹¹⁾。私たちはこの動向に注目し、その基礎を検討しなければならないと考えるが、それにも増して、これまで婦人の性別役割分業にかかわる学習であるとしてあまり重視されてこなかった趣味・実用型の学習についても、あらためて検討を加えてみる必要があるであろう。今日の婦人の大部分はやはりこの分野の学習を求めているからである。

なお「パート」的労働者の増大は指摘されているものの、その実態の全体像は正しくつかめていないというのが現状である。広田寿子は最近全国を網羅する政府統計を手がかりにして全体像をつかむ努力をしている¹²⁾。しかし地域の産業構造をふまえて婦人の賃労働者化のありようを、とりわけ臨時・パートにみられる不安定雇用の実態を正確につかもうとする研究は少ない。まして労働者家族の労働力の再生産条件との関わりでとらえるものはほとんどみられないといってよい。以上のことから常呂町を例にして、実態としても充分につかまれていないパート就労の現状をつかむことは大きな意義があるといえる。とりわけ一次産業を基盤とした農漁村地域では婦人労働も地域産業のありかたに特徴づけられているにちがいない。地域産業を基盤とした婦人労働の実情を労働力再生産条件との関わりでとらえることは大きな課題といえよう。

以上のような課題を常呂町の地域調査を事例として分析する。本稿の構成は以下のとおりである。まず第1節で婦人の賃労働者化の実情をつかみ、さらに第2節で婦人の賃労働者化の諸要因を収入階層と家事労働から考察し、第3節でそれらを総括して婦人の主体形成を展望し、あわせて学習課題を提起する。なお主な調査データは1980年10月に行なった個別面接調査、1981年1月に行なった全戸配布調査、および1980年10月国勢調査の独自集計結果である。全戸配布調査では6割以上が回収

され、限界があるとはいえ、常呂町住民の労働・生活の実態を部分的にしる明らかにできた。したがって、全戸配布調査を基本にしながら個別面接調査は事例的に位置づけている。

- 注 1) 二宮厚美「発達の経済学」(島恭彦監修『講座現代経済学 Ⅰ経済学入門』青木書店, 1978年) p 125
- 2) 詳しくは、山田定市『地域農業と農民教育』日本経済評論社, 1980年, p 133
- 3) 詳しくは、労働省『労働白書』(1981年版) 1981年, 本書では「女子労働者の実態と背景」として特別に章を設けて、女子労働者の増加の実態についてふれている。
- 4) 詳しくは、日本婦人団体連合会編『婦人白書』(1981年版) 1981年。本書では、その他の特徴として、第3次産業に女子労働者の増加が著しいこと、職業別には、事務、販売、専門的技術的職業従事者の増加がめだつこと、規模別にみると100人未満の小企業へ女子労働者の過半数が集中していることが指摘されている。
- 5) 鎌田とし子「婦人労働の発展と労働者階級」(道又健次郎, 清山卓郎編著『戦後日本の労働問題』ミネルヴァ, 1980年) p 190
- 6) 大平総理の政策研究会報告書-3『家庭基盤の充実』大蔵省, 1980年
- 7) たとえば、高梨昌「臨時・社外交・労働市場の変貌と雇用政策-女子労働者問題を中心に」(日本労働協会『日本労働協会雑誌』245号1979年, p12, 高梨は「就業構造基本調査」(総理府)の就業希望理由から「生活窮乏」によるいわゆる「労働力の窮乏販売」ということでは説明しがたいとも述べている。
- 8) 君塚宏「共稼ぎ勤労者世帯の実態」(江口英一編『社会福祉と貧困』法律文化社, 1981年)
- 9) たとえば、岩田正美「家計分析における収入構造-わが国の家計収入構造の検討」(『大阪市立大学生活科学部紀要』, 第28巻, 1980年)等は参考になる。
- 10) 伊藤セツ「家事労働の政治経済学」(大森和子, 好本照子, 阿部和子, 伊藤セツ, 天野寛子共著『家事労働』光生館, 1980年)伊藤は、公共的なものと互助的なものとは、資本主義社会のなかで個人的消費が社会的に総合され、労働力再生産の社会的形態での達成が準備されていく過程であるとし、公共的社会化は労働者人口の都市集中に伴う公共的生活施設やサービスの供給、貧困化の進行に伴う社会保障の発展というかたちですすめられるとしている。なお荒又重雄も社会化を三つの径路でとらえている。詳しくは荒又重雄『賃労働論の展開』御茶の水書房, 1978年
- 11) たとえば、神田道子, 女子教育問題研究会『学習する女性の時代』NHKブックス, 1981年
- 12) 広田寿子「最近の『パート』的労働者について-実体把握の試みをとおして-」(『不安定就業と社会政策』社会政策学会年報, 第24集, 御茶の水書房, 1980年)

第1節 地域労働市場における婦人労働の位置

(1) 常呂町の就業構造の特徴と婦人労働

常呂町婦人の就労状態の特徴をつかむためには、まず常呂町の産業構造をふまえないければならない。

常呂町の基幹産業は第1次産業であり、その中心は農業と漁業であるが(全産業従事者の46.9%である)ここ20年余りで、その位置を大きく変えてきている(表5-1参照)。農業における激しい離農によって農家数、農家人口の減少が著しく(1960年から1980年の20年間に減少した就業人口は1,662人でそのうちの8割が農業就業者で占められている¹⁾、農業就業者の全産業に占める割合はここ20年で44.6%から26.7%にまで低下した。それに比べ、ほたて漁のめざましい発展は漁家人口の減少をくいとめただけでなく漁家所得を高め、町財政にとっても軽視できない位置を占めてきている。

第2次産業は、これら地場資源の加工によるものが中心である。特にほたて漁の伸長は、この資源を利用した水産加工業をも促すことになるのである。第2次産業の就業者数は1970年をさかいにして建設業で減少がめだっているが、製造業では実数では減っているものの、全産業に占める比率は高まっている。事業所統計によれば従業者総数が、1969年から1972年にかけて196人か

表5-1 就業人口および雇用者の割合

年次 産業分類	就業人口に占める 女子の割合			雇用者の割合 (%)		就業人口に占める 雇用者の割合 (%)			
	構成比 (%)			1980		1970		1960	
	1980	1970	1960	男	女	男	女	男	女
総数	44.4	42.9	37.7	50.7	43.6	59.0	46.7	54.5	32.8
農業	48.2	54.1	53.1	16.8	2.9	3.2	10.5	3.8	8.6
林業・狩猟業	32.8	31.2	24.4	90.2	95.0	96.0	100.0	99.0	100.0
漁業水産業・ 養殖業	34.4	21.1	10.8	30.1	5.0	73.7	47.5	69.7	72.9
鉱業	18.2	30.0	7.4	100.0	100.0	90.0	100.0	98.4	100.0
建設業	17.9	14.0	12.1	89.1	71.4	93.1	93.4	91.8	95.6
製造業	52.3	58.5	39.6	87.6	87.4	90.0	94.9	86.6	91.4
卸売・小売	59.4	60.4	46.7	35.8	53.9	38.5	52.5	34.5	38.3
金融保険	57.7	38.9	} 23.8	100.0	100.0	90.9	100.0	} 93.4	} 80.0
不動産業	50.0	—		100.0	—	—	—		
運輸・通信業	5.6	13.4	11.9	96.5	100.0	93.8	100.0	97.6	94.1
電気・ガス・ 水道・熱供給	25.0	12.5	—	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	—
サービス業	45.1	33.7	41.9	86.8	86.2	82.4	81.1	79.1	76.2
公務	21.4	21.1	11.1	100.0	100.0	78.9	100.0	100.0	100.0
分類不能	50.0	—	—	—	—	—	—	100.0	—

注 総理府『国勢調査』なお1980年は国勢調査の独自集計

ら427人と一挙に増大しており、この時期は本格的なほたて養殖の時期にあたることから、水産加工によって就労の場が拡大しているとみることができよう。

また第3次産業の就業人口は全体として増大しており、中でも卸売・小売業・サービス業でふえている。サービス業では教育・医療等の公的保障に伴うものが多いであろう。1978年事業所統計によればサービス業従事者494人のうち、公務についているものは236人にものぼっている²⁾。卸売・小売業では小零細経営が存在するなかで、食糧品等を中心にして、スーパー方式等で企業的経営にのりだしているところもみられ、そのことが就業者数の増大につながっているといえよう³⁾。

このように産業構造の変化に対応して常呂町民の就業構造は大きく変わってきているのである。とりわけ農業における農民層分解のドラスチックな展開と、他方でのほたて養殖の成功が、就業構造に決定的な影響を与えている。かつて、雇用労働者の2割近くが漁業で占められていたが、今ではほたて養殖による家族経営が大勢となっており（雇用労働者7.4%）、他方、製造業、卸・小売業、サービス業等就業人口の増大している部門では、その多くが雇用労働者によってまかなわれており、これらの部門の雇用労働者数は1980年国勢調査では全雇用労働者の61.4%が集積されている（1960年国勢調査によると35.7%）。

さて、こうした就業構造をふまえたうえで、それと婦人の就労状態がどのように関連しているのかを明らかにしなければならない。

表5-1で明らかなように、まず第1に特徴づけられることは常呂町を支える産業の重要な担い手層として位置づいていることである。しかもその位置をますます高めていることが特徴であ

る（国勢調査によれば女子の就業人口の占める割合は1960年37.7%から、1980年には44.4%に増加している）。表5-2の女子年齢別就業率をみればいずれの年齢層でも就業率の高まりをみせ、主要な生産年齢層にあたる20代から50代の女子ではほぼ4人に3人が何らかの職業に就業していることになる。産業部門別にみれば、製造業と卸売・小売業、さらに金融保険業では女子の就業人口は過半数をこえており、またサービス業や漁業でも3～4割に達している。また農業においても48.2%と女子の比率が高い。これを年齢別にみれば表5-3に示すように、サービス業に属する協同組合・医療保健・教育等、その多くが公務労働とみなされるものに20代の女子が5～7割占め、他方建設業、製造業、卸・小売業あるいは、先にかかげたもの（協同組合・医療保健・教育等）を除くサービス業には30代から50代の中・高年の婦人がより多く従事するという特徴がみられる。特にサービス業と卸・小売業には30～50代に均等にひろがっているが、建設業・製造業ではむしろ40代と50代に集中している。

表5-2 女子年齢別就業率 (%)

年齢	年次	1980	1965
15 ～ 19		11.5	25.4
20 ～ 29		72.3	38.8
30 ～ 39		70.0	41.6
40 ～ 49		84.4	60.6
50 ～ 59		73.4	55.8
60 ～ 69		40.6	36.7
70 ～ 79		9.5	
80 ～		—	

注 『国勢調査』1980年独自集計

表5-3 女子産業別年齢別就業者のうちわけ

		% (実数)									
産業分類	年 齢	15 ～ 19	20 ～ 29	30 ～ 39	40 ～ 49	50 ～ 59	60 ～ 69	70 ～ 79	80 ～ 89	不 明	計
農 業		0.5	13.1	21.0	28.2	22.1	10.4	2.5		2.3	100 (443)
林 業		—	—	5.0	35.0	55.0	5.0	—			100 (41)
漁 業		0.5	10.1	29.1	26.1	23.1	10.1	0.5		0.5	100 (199)
鉱 業							100				100 (2)
建 設 業		—	19.0	14.3	38.1	28.6	—	—			100 (42)
製 造 業		0.5	10.6	19.1	34.7	26.1	8.5	0.5			100 (199)
(うち食品)		0.6	10.2	16.8	33.5	28.7	9.6	0.6			100 (167)
卸・小売		1.9	17.1	24.8	22.1	24.4	7.8	1.9			100 (258)
(うち食料品・飲食)		2.8	19.3	23.4	21.4	23.4	8.3	1.4			100 (145)
金融・保険		6.7	73.3	6.7	13.3						100 (15)
不 動 産						100					100 (1)
運 輸・通 信		—	20.0	40.0	—	40.0					100 (5)
電 気・ガ ス			100								100 (1)
サ ー ビ ス	協同組合	10.0	55.0	12.5	12.5	5.0	2.5	2.5			100 (40)
	医療保健	16.7	50.0	11.7	8.3	13.3					100 (60)
	教 育	—	70.4	11.1	18.5						100 (27)
	そ の 他	1.5	19.4	27.6	29.1	19.4	6.7				100 (134)
公 務		4.0	72.0	12.0	4.0	8.0					100 (25)
不 明							100				100 (1)
計		1.8	18.5	21.2	25.2	21.7	8.7	1.9	0.1	0.8	100 (1,510)

注 『国勢調査』1980年独自集計

第2の特徴としては、これまで述べてきたことから明らかなように、農漁業に従事する婦人は少なくないが、しかし雇用労働者が漸増していることを指摘しなければならない。1980年国勢調査によれば、女子就業人口の43.6%が雇用労働者である。さらにいえば第2次産業および第3次産業に従事する婦人のうち75.9%が雇用労働者であり（男子は73.4%）、しかもそのうち製造業、卸・小売業、サービス業に雇用されている婦人は87.3%（男子は62.5%）にも達しているのである（なお製造業は女子28.2%、男子19.7%）。このように常呂町でもまた全国的傾向の例外ではなく女子の賃労働者化とりわけ既婚婦人の賃労働者化が進展しているといえよう。その多くは労働者世帯の婦人である。その実態についてさらに検討をすすめよう。

(2) 常呂町労働者家庭の婦人の賃労働者化の実態

1981年1月に行なった常呂町民全世帯を対象にした全戸配分調査をもとに婦人の賃労働者化の実態を検討してみよう（世帯総数1,941でそのうち1,288が回収され、回収率は66.4%である⁴⁾）。なお調査対象者は世帯主およびその妻である。そのため未婚の婦人の場合、単身世帯を除いては含まれないことになる。表5-4は労働者世帯における婦人の年齢別構成

表5-4 労働者世帯における婦人の年齢別構成 (%)

年齢区分	常用労働者	不安定労働者	無職
20～24	21 (5.0)	2 (1.5)	
25～29	53 (12.5)	7 (5.3)	
30～34	66 (15.6)	11 (8.3)	1 (1.7)
35～39	67 (15.8)	9 (6.8)	1 (1.7)
40～44	57 (13.4)	11 (8.3)	
45～49	65 (15.3)	19 (14.3)	1 (1.7)
50～54	64 (15.1)	25 (18.8)	3 (5.0)
55～59	15 (3.5)	19 (14.3)	7 (11.7)
60～64	7 (1.7)	17 (12.8)	15 (25.0)
65～69	5 (1.2)	4 (3.0)	11 (18.3)
70～74		2 (1.5)	15 (25.0)
75～79			1 (1.7)
80～			3 (5.0)
不 明	4 (0.9)	7 (5.3)	2 (3.3)
計	424 (100)	133 (100)	60 (100)

注 1981年全戸配布調査

表5-6は常呂町婦人の従業上の地位をみようとしたものである。農業、商工自営世帯でも一部に妻の賃労働者化がみられ、小経営の階層分解が進行しているのがわかる。しかし賃労働者化の主流は労働者世帯の婦人である。労働者世帯507人のうち284人、つまり56.0%の世帯で婦人の賃労働が存在するのである。内職や自営業も含めれば63.3%の婦人が就業していることになる。さらにたちいってみるならば世帯主が常用労働者である場合は雇用者率は52.6%、就業率59.7%、不安定労働者世帯⁵⁾の場合はそれぞれ68.2%、76.4%である。より不安定な階層ほど働く婦人が多くなっている。

世帯主の雇用形態と妻の雇用形態との関連をみるならば不安定労働者世帯ほど妻の臨時・パートに従事する割合が高く（不安定労働者世帯で89.3%、常用労働者世帯で59.4%）、3割を占める常用労働者婦人の9割までが常用労働者世帯で形成されている。常用労働者として雇用されている婦人の中には専門的な労働者も含まれている。

私たちの行なった調査から事例をいくつかとりあげてみよう。

たとえば夫が消防署に勤めているその妻Aさんは（40歳）、

表5-5 労働者世帯における女子世帯主のわりあい

世帯	戸数 (%)
常用労働者	32 (8.1)
不安定労働者	17 (15.5)
無職	31 (56.4)
計	80 (7.0)

注 1981年全戸配布調査

表 5-6 常呂町婦人の従業上の地位

	世帯 類型 従業上の 地位	世帯主 農 業 自 営	世帯主 漁 業 自 営	世帯主 商 工 自 営	世帯主 常 用 労働者	世帯主 不安定 労働者	世帯主 無 職	世帯主 雇用形 態不明	世帯主 不 明	計
女	自営業主	10	6	10	9	1	2	—	1	39
	家族 従業員	240	113 (1)	105	3	1	—	4	—	466 (1)
	会社団体 役員	—	—	1	—	—	—	—	—	1
	常 用			4	85	8	1	4	1	99
子	臨時・パ ート日雇	4(18)	1 (4)	12 (2)	124	67 (1)	5	15	6	238 (25)
	雇用され ているか 不 明	(35)	(43)		1 (7)		1	2	1	5 (85)
	内 職	(2)		1	13 (1)	4		1	2	21 (3)
	無 職	3	7		159	26	46	10	4	255
	不 明		2	2	3	3			2	12
	計	257(55)	129(48)	140 (2)	397 (8)	110 (1)	55	36	17	1141(114)

注 1. () は兼業を示す

2. 妻がいるかどうかははっきりしていないものはのぞいた (146 人)

3. 1981年全戸配布調査

常呂漁協で事務に長年従事している。盛漁期には残業も多く、労働時間が不規則だが、子どもがいないのでなんとかやりくりがついているという。夫は月15万円、妻Aさんは月17万円の給与で妻の方が収入が多い。またBさん夫婦はともに役場の職員である。夫は運転手を妻は保健婦をしている。現在病気で休職中のため月19万円の収入であるが、在職中は25万円ほどの月収となる。2人あわせて現在38万円の月収を手にしている。老夫婦同居の4人家族である。妻の年齢は51歳で子どもは既に結婚して家にはいない。また結婚してまもないCさん(25歳)は短大で取得した保母の資格をいかして町営保育所(4月～12月までの季節保育)で保母をしている。夫は常呂高校の教員で月17万円の給与を得ている。2人あわせて24万円の月収となる。家族員は夫と2人で子どもはいない⁶⁾。

これらの事例から明らかなように妻が常用労働者でありうるのは、妻に専門的技能・資格あるいは長期間にわたる経験が備わっていることがその基礎的な条件となっているが、また同時に夫の収入が月20万円をこえていないことにみられるように夫の収入階層やあるいは子どものいないことなどにも規定されているようである。この点に関しては次節でより詳しく検討することにするが、いずれにしても妻が常用労働者である共稼ぎ夫婦はきわめて少ないといえる。常用労働者として雇用されている婦人のうち自らが世帯主の地位にあるものは35.6%にも及んでいるため(うち離死別は50%である)、常用労働者世帯の共稼ぎ夫婦の場合で妻が常用労働者であるのは全体の14.4%を占める程度にすぎない。

共稼ぎ夫婦の妻の大部分は臨時・パートで雇用されているといえよう。臨時・パート・日雇等の不安定就労は常用労働者世帯と不安定労働者世帯あわせて67.2%を占めている。共稼ぎの妻の多くは生計費取得の中心的・基幹的担い手とはなっていないのである。しかも日雇いに従事している婦人が、常用労働者世帯で就労している婦人の9.6%であるのに対し、不安定労働者世帯で

就労している婦人の場合は44.0%にも及んでいることから、男子世帯主の雇用形態に妻の雇用形態も規定され、不安定な階層ほど妻もまた不安定な就業条件のもとで雇用されざるをえない状況にあることが明らかである。表5-7は1980年国勢調査より公務・組合・民間別に婦人の雇用先の内訳を年齢別に捉えたものである。20代では公務員と組合労働者が女子労働者数全体の62.4%を占めているが、一方30～50代ではそれが逆転して民間労働者数が公務員と組合労働者の数をうわまわり全体の60～70%を占めている。つまり働く妻の大部分は中小零細経営の民間資本のもとで景気調節弁的な役割を担って臨時・パートなどを中心とする不安定な就労を続けているにちがいない。

表5-7 年齢別女子労働者数とその割合

(%)

区分	年齢	10～19	20～29	30～39	40～49	50～59	60～69	70～79	80～	計
労働者	公務員	6 (24.0)	69 (40.6)	28 (21.5)	35 (21.0)	28 (22.0)	3 (8.8)	—	—	169 (25.8)
	組合労働者	10 (40.0)	37 (21.8)	10 (7.7)	19 (11.4)	23 (18.1)	4 (11.8)	1 (50)		104 (15.9)
	民間労働者	9 (36.0)	64 (37.6)	92 (70.8)	113 (67.6)	76 (59.8)	27 (79.4)	1 (50)		382 (58.3)
	計	25 (100)	170 (100)	130 (100)	167 (100)	127 (100)	34 (100)	2 (100)		655 (100)
(全労働者に占める女子労働者の割合)		(92.6)	(62.0)	(41.0)	(43.6)	(39.6)	(29.6)	(10.5)		(45.0)

注 『国勢調査』1980年独自集計 柳田泰典作成

表5-8 働く婦人の年間収入

(%)

		0	～50	50～100	100～200	200～300	300～400	400～500	(万円)	計
常用労働者世帯	男世帯主	1 (0.5)	78 (39.8)	68 (34.7)	31 (15.8)	11 (5.6)	4 (2.0)	3 (1.5)	不明	196 (100)
	女世帯主				7 (58.3)	5 (41.7)				12 (100)
	離婚死別		1 (6.7)	4 (26.7)	3 (20.0)	3 (20.0)	3 (20.0)		1 (6.6)	15 (100)
	既婚				2	1				3 (100)
不安定労働者世帯	男世帯主		30 (46.9)	19 (29.7)	8 (12.5)	3 (4.7)	4 (6.3)			64 (100)
	女世帯主			1 (100)						1 (100)
	離婚死別		3 (23.1)	5 (38.5)	3 (23.1)				2 (15.4)	13 (100)
	既婚			1 (50.0)					1 (50.0)	2 (100)

注 1981年全戸配布調査

臨時・パートの賃金は時間給 350 ～ 430 円程度で 1 日 8 時間、月 25 日間勤務で高卒の初任給水準によりやく達するという状況であり、男子労働者の半分以下である（「常呂町の産業および社会教育の現状と発展の基本課題に関する調査報告」⁷⁾）を参照されたい。全戸配布調査の結果はそのことをはっきり示している。表 5－8 によれば年間収入 50 万円以内は常用労働者世帯で就労する婦人の 35.4%，不安定労働者世帯では 45.2% を占め、年間収入 50～100 万円では、それぞれ 32.3%，35.6% を占めている。こうして年間収入 100 万円以内の低所得のものが圧倒的に多いのである。さらに諸手当や社会保障等はほとんど整備されていないといってよい。こうした劣悪な労働条件について、婦人自身の意識からもその一端をうかがうことができる。表 5－9 は仕事に対する不満としてどのようなことを感じているのかをみたものだが、「賃金が安い」と答えるものがずばぬけて多く（35.2%），ついで多いのが「身分が不安定」（15.0%），「社会保険が不十分」（14.2%）とするものである。なお常用労働者の場合もやはり「賃金が安い」とするものが最も多く（29.1%），次に多いのが「労働時間が長い」とするものである。

表 5－9 仕事に対する不満

(%)

	賃金が安い	仕事がついつらい・忙しい	厚生施設・労働条件が悪い	労働時間が長い	能力がいかにされない	将来性がない
常 用	30 (29.1)	12 (11.7)	7 (6.8)	19 (18.4)	6 (5.8)	5 (4.9)
臨時・日雇い・パート	89 (35.2)	10 (4.0)	15 (5.9)	15 (5.9)	1 (0.4)	10 (4.0)
	人間関係がうまくいかない	不規則	不安定	社会保険不十分	その他	総 数
常 用	14 (13.6)				3 (2.9)	103(100.0)
臨時・日雇い・パート	12 (4.7)	20 (7.9)	38 (15.0)	36 (14.2)	2 (0.8)	253(100.0)

注 1981年全戸配布調査

臨時・パートで雇用されている婦人の事例をいくつか紹介しよう。

Dさんは51歳，食堂で店員として働いている。時給 350 円のパートタイマーである。夫は営林署の季節作業員として11年間就業し，仲間とともに団体交渉の結果，1969年には常用となるが，現在53歳で賃金が15万円ほどである。消防署に勤務する25歳の長男と高校生の次男と4人で公営住宅に居住しているが2間しかないため居住条件に不満をもっている。来年には新築の予定だという。

Eさんは41歳，水産加工場でパートタイマーで働いている。調査の前月の9月には工場もフル回転のため残業もいれて日給 4,250 円で休みなしに働いて 127,500 円の賃金を得ている。夫は自営で小さな修理工場を営んでいたが，最近漁協に勤め，漁船の修理を担当している。中学生と小学生の2人の子がいる。

夫が管理職の地位にあっても妻が働いている例がみられる。

Fさん36歳は美装会社に勤め清掃作業を行なっている。1日7時間の勤務時間で1ヶ月で23日働き，月収は64,000円ほどである（時給 400 円）。ほかに夏期・冬期の一時金もでている。小学生の子2人と中学生の子1人がいる。この仕事をはじめようになったのはこれらの子どもが小学校に入学してからのことである。今のところやめる意志はない。なお夫は役場で水道課長を務

め月28万円の収入がある。

またGさん51歳は漁協加工場に勤務し、1日の実労働時間8時間、1月25日間働き、77,000円ほどの賃金を得ている。労働時間、労働日数では常用労働者と変わらない。なお、4～12月までの盛漁期に限られている（Eも同じ）。繁忙期には残業もせざるをえない状況で、9月には10時間労働を10日余り続けている。こうした長時間労働は過労をもたらす原因ともなっており、疲労を感じるときには休むことにしているという。夫は漁協に勤め部長の役職にある。大学浪人中の予備校に通う子どもがいるため、Gさんの収入の大半は子どもの仕送りに使われている⁸⁾。

これらの事例からもパート労働における低賃金の実情がうかがい知れるであろう。またその労働時間については1～2時間短縮されるものもあるが、フルタイマーに近いものもみられる。なかでも水産加工場では季節的な生産によって、時には10時間を越える長時間労働ともなっている点に注意したい。臨時・パートを使用するのは季節生産による生産の断続と、その結果として資本回転のロスを低賃金雇用でカバーするものにほかならないが、フル操業による長時間労働もまた資本回転のロスをカバーしようとするものである。こうして地域産業の発展を基盤とする地域労働市場の拡大に伴って婦人の就業機会が増大しているが、同時にこのことが不安定就業をうみだし、婦人をめぐる新たな課題がうまれていることに注目しなくてはならない。とりわけ労働過程それ自体のより深い分析から婦人労働の実態と課題をつかむことはきわめて重要なことと考える。とりわけ日雇で就労している婦人の実態を加えることが重要である。しかしそれを深める資料は今私たちの手元にはない。この課題の重要性を確認したうえで、本稿の課題である婦人の賃労働者化の諸要因の検討に進むことにしよう。

注1) 総理府『国勢調査』就業人口より

2) 北海道大学教育学部社会教育研究室「地域社会の構造変化と地域教育計画に関する基礎的研究(資料集Ⅱ) 一常呂町における事例分析―」1981年3月、p.7 参照されたい。

3) 田中秀樹「農村地域小売商業構造の再編と商業者の対応」本稿第6章参照せよ。

4) なおこの世帯総数は1980年国勢調査の独自集計結果であり若干の誤差もありうる。

5) 不安定労働者それ自体の規定について本来であれば吟味して使用しなければならないがここでは、常用で雇用されている以外の臨時・日雇・パート、季節雇い等を指している。配布調査という制約もあって、その具体的な職種など詳しくはわからない。

6) 1980年社会教育研究室による個別面接調査

7) 北海道大学教育学部社会教育研究室、1981年、p.50

8) 以上の事例D～Gは1980年社会教育研究室による個別面接調査から

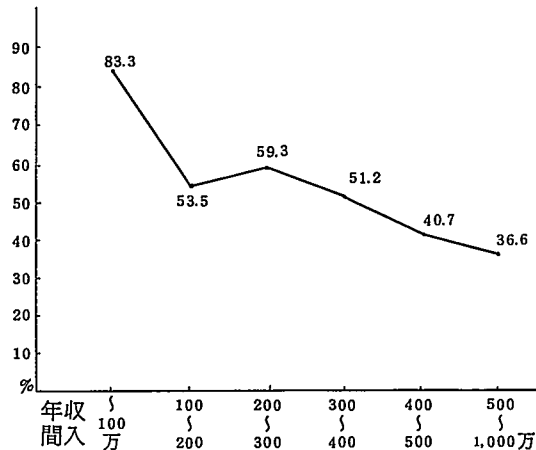
第2節 労働者家族の再生産条件と婦人の賃労働

(1) 労働者家族の収入階層と婦人の賃労働

前節において婦人の賃労働者化の著しいことをみた。その大部分が臨時・パートで雇用され、とりあげた事例には収入階層の比較的高い世帯もみられた。婦人の賃労働者化はこうして全階層にわたって進展しているようにもみえる。では高梨の指摘するように、貧困問題で婦人の賃労働者化を説明することはもはや無理なのであろうか。しかしとりあげた事例のいずれも、家計補充を目的としたものと捉えられる。そこで全戸配布調査による労働者世帯の収入階層を基礎にして賃労働者化の要因をさらに考察を進めることにしよう。

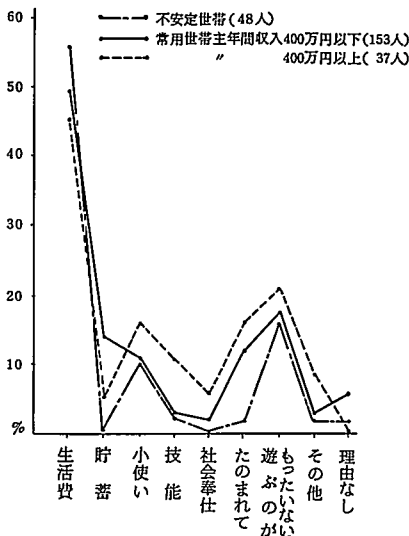
結論的にいえば、賃労働者化をおしすすめる要因として、その基底にはやはり生活費高騰による家計補充ということが貫いているといつてよいであろう。高梨が指摘するような事実は、全体的

な傾向を代表するものではない。図 5-1 は男子世帯主収入と妻の賃労働の関係をみたものだが、収入階層の高いものほど就業率が低く、逆に収入階層が低いほど就業率の高まることが明らかである。要するに、低収入階層ほど妻の賃労働による収入を家計に補っている構造がここに示されているのである。それにしても年間収入が 500 万円をこえる世帯でも 36% が就業しており、高い就業率となっている。そこで、収入階層に即して、家計補充の内実をとらえてみよう。図 5-2 は「就労の理由」を示し、図 5-3 は「収入の支出先」を収入階層別にみたものである。「就労の理由」では「生活費の不足」をあげるものがとびぬけて多く、なかでも不安定世帯が 56.3% と最もその割合が多く、ついで常用労働者世帯主年間収入 400 万以下層が 49.0%、さらに 400 万以下層が 45.9% である。しかし、他の理由で比較的多い「小使い」の場合はそれぞれ順に、10.4%、11.1%、16.2% であり、また「遊ぶのがもったいない」は、16.7%、17.0%、21.6% である。これらの結果から明らかかなように低収入の階層ほど階層に規定された経済的な動機から就業していることがわかる。他方、収入 400 万円以上層では、相対的ではあるが経済的制約からより自由であるため、「遊ぶのがもったいない」と答えるものも 2 割をこえており、またその他にも、「技能をいかす」が他階層で



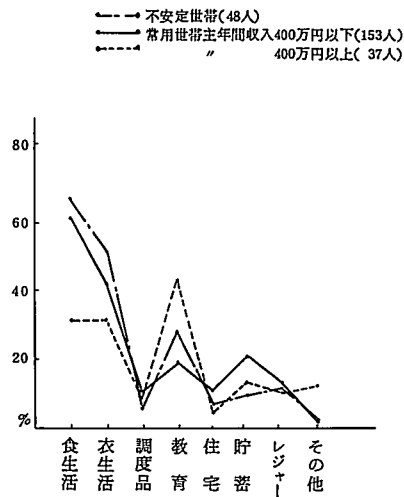
注 1. 母数は 396
2. 1981 年全戸配布調査

図 5-1 男子世帯主収入と妻の賃労働の関係
(常用労働者)



注 1981 年全戸配布調査

図 5-2 就労の理由



注 1981 年全戸配布調査

図 5-3 収入の支出先

表 5-10 今後つとめをつづける意志

%

	つとめてい たい	条件よりか わるかもし れない	かわりたい	子供ができ るまでつづ ける	やめたい	そ の 他	回答者数
常用世帯	44.3	35.4	3.8	5.1	7.0	4.4	(158) 100
不安 定 世 帯	39.6	50.9	3.8	3.8	1.9	—	(53) 100
計	43.1	39.3	3.8	4.7	5.7	3.3	(211) 100

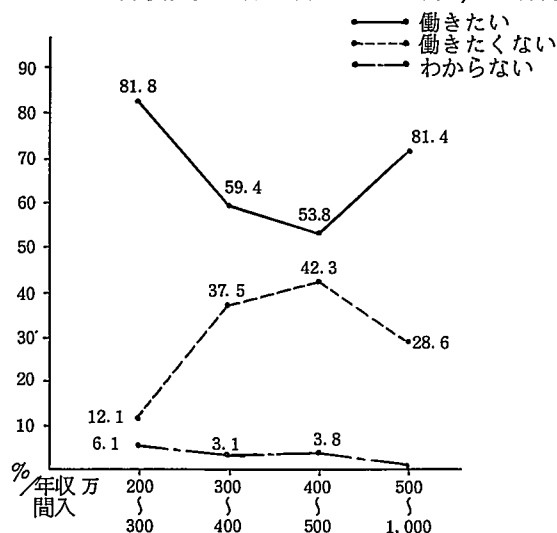
注 1981 年全戸配布調査

は 2～4%であるのに 10.8%ほど占めている。これらの階層には高梨の指摘する経済的強制によらない、自由な判断による就業をするものも部分的には存在するのである。

しかし動機はいかににかかわらず、実際には取得した収入の多くは生活費にふりむけている点も軽視できない。しかも 400 万円以上層と以下層では支出先が明らかに異なっている。図 5-3 に示すように、食生活、次いで衣生活が最も多く、不安定世帯層で 66.7%、52.1%、常用 400 万円以下層で 60.8%、42.5%にも及んでいる。だが常用 400 万円以上層では食生活、衣生活いずれも 32.4%にとどまり、他方教育費が 43.2%と最も多いのである。前節の事例 G さんの場合はこの子供の教育費の補充のために妻が賃労働をする場合に分類できる。また貯蓄にまわしているものも比較的いるが、社会保障等の遅れているわが国では生活防衛策の意味合いが強い。しかし、この場合も収入階層の低い世帯では相対的に低い数値にとどまっており、一定の収入階層以上でなければ直接家計を補充せざるをえないことを示しているといえよう。

なお妻の収入は低いとはいえ、世帯主収入の 2～3 割にあたる（常用労働者の年間収入の内訳は、100 万円以下が 1.5%、100～200 万円が 12.2%、200～300 万円が 31.3%、300～400 万円が 24.9%、400～500 万円が 13.4%、500～1,000 万円が 10.0%、不明が 7.1%）。とくに不安定世帯の妻の場合、世帯主収入の 4 割程度にあたるといえよう（不安定労働者の年間収入の内訳は、100 万円以下が 18.9%、100～200 万円が 41.0%、200～300 万円が 17.2%、不明が 21.3%）。したがって、妻の収入が家計収入としてもつ意味は決して小さいものではない。

婦人の今後の働く意向をみると、今後も「現在の職場に勤めたい」とするものが 4 割、「条件によりかわりたい」とするものも 4 割、やめたいとするものはほとんどみられない（表 5-10 参照）。この結果からは、就労条件が必ずしも恵まれず、就業先の変更も考えている様子が認められるが、より重要なことは、やめたいと希望しているものの少ないことである。つまり妻の就労は窮迫的なものではないが、それなくしては現在の生活水準を保ちえないものとなっているといえよう（なお女世帯主の場合は夫と離死



注 1981 年全戸配布調査

図 5-4 夫の収入階層別にみた常用無業主婦の働らく意志

別したものが多く、生計費を得る主な担当者である）。したがって、より良い条件の職場に変わる意向はあっても、よもや仕事をやめて生活水準を落すことは考えられないのである。図 5-4 は無業主婦の就労希望をみたものだが、就労希望者の多いのに驚く。収入階層が低いほど就労希望者も多く、年間収入が 200 ～ 300 万円の階層では 8 割にも及んでいる（なお常用労働者世帯平均では働く意志のあるものは 136 人中 84 人、つまり 61.8%，不安定労働者世帯では 19 人中 14 人、つまり 73.7% である）。しかし年間収入が 300 ～ 400 万円の階層、さらに 400 ～ 500 万円の階層になると働く意志のないものも各々 37.5%，42.3% も存在するのは、やはり婦人の就労が収入階層に規定されていることを示しているといえよう。一方、年間収入が 500 ～ 1,000 万円の階層では働く意志のあるものが逆に 7 割も存在する。この層の婦人の多くは学歴も高く、専門的な能力もある。したがって、既にふれたことだが、単なる家計補助というばかりでなく、技能や趣味を仕事にいかそうとする積極的なものも多いと考えられる。

(2) 婦人の就労と家事労働

(1)の「労働者家族の収入階層と婦人労働」では、経済的な要因からでない婦人の就労も一部にはみられたが、大部分の婦人の就労は生活費の高騰にともなって就労を余儀なくされたものであることを、世帯主の収入階層を基本にしてとらえることができた。就労していない婦人も生活費の高騰のなかで就労を望んでいるものが多いことが明らかになった。

では、このパート予備軍の存在は、婦人の労働市場が狭く、就労希望者がそれをうまわっていることだけで説明してよいのであろうか。わたしたちは、婦人を主要な担い手として「労働力及び生命の再生産¹⁾」の機能を果たしている家事労働の面からも、婦人の就労を解き明かしていかなければならないと考える。というのは個別家族内で行なわれる家事労働の量及び質はそれ自体、社会的生産力の発展を基礎にして変化しているのであり、婦人の就労は、この家事労働の量と質の変化と深く関わって進展をみせていると考えるのである。

戦前の農村では、米、麦を作ることはもちろん、一切の副食物を作り出し、また糸を紡ぎ機を織り、こうして自給的生活が大部分を支配していたのである。そのころの婦人は苛酷な農業労働と家事労働の二重苦を強いられていたのである。丸岡秀子の『日本農村婦人問題』では、昭和 10 年前後の婦人の状態が描かれている。中等程度の農家の婦人で 1 日の平均労働時間は、年間平均しても生産労働、家事労働を合わせて 12.7 時間にも及ぶ（生産労働と家事労働の割合は 5 対 5 である）。しかし、農繁期の生産労働が 13 時間にも及ぶ場合にも、炊事時間として少なくとも 3 時間は確保しなければならず、また農閑期には、5 時間余りを費やす裁縫が必要不可欠な家事労働として位置づいている。したがって農業労働の比較的少ない農閑期でも家事労働として 1 日 10 時間あまりが費やされていたのである²⁾。表 5-11 で職業階層別の戦前の婦人の生活時間を知ることができる。俸給生活者および工場労働者の妻の家事労働時間は 10～11 時間あまりで、ちょうど農家の農閑期の家事労働時間に匹敵する。つまり、戦前では衣・食のほとんどを家事労働によってまかなわなければならず、農家の婦人のように農業労働にも従事せざるをえない場合には、家事労働の一部を犠牲にするか、もしくは労働力及び生命の再生産のために最低限必要な生理的生活時間を犠牲にすることになるのである。農家の婦人に早老がみられたのもそのためである³⁾。

戦後になって、ガス・水道の普及、あるいは既製衣料の普及、家庭電化製品の普及等にみられる商品化、共同消費手段の普及によって家事時間は大幅に短縮された。また家族数の減少も家事時間の短縮に大きく貢献している。こうして、自由に処理、使用できるより多くの自由時間を手に入れることが可能になった。だが同時にこの自由時間は、婦人自らの労働力商品化によって奪われるのである。ここで確認されなければならないのは、まず婦人の賃労働の広範な形成には、

表5-11 戦前の家庭婦人の生活時間(16年)

(時間 分)

	全行為	睡眠	食事	身の廻り入浴	休憩	勤務・内職(通勤時間を含む)	家事	教養・娯楽等	公務	その他
俸給生活者	24.00	7.11	1.24	1.04	1.04	10	10.34	2.18	12	02
工場労務者	24.00	7.02	1.28	1.13	1.02	50	11.04	1.14	06	02
小売業	24.00	7.24	1.25	1.06	57	5.10	6.46	1.08	03	01
農家	24.00	7.18	1.09	49	1.07	9.00	4.11	23	02	01

注 1. 31～45歳女子

2. 労働者婦人少年局編『婦人の歩み30年』(労働法令協会, 1975年)より

一定の家事労働の省力化が前提に
なければならないということである。
しかし婦人の賃労働者化はまた、
自由時間が奪われるということ
だけではなく、家事労働それ自
体をきりつめ、粗放化すること
にもなりかねないといえよう。

常呂町の婦人にそくしてみても
よう。

常用労働者世帯について、婦人
の雇用形態にそくして「高校生以
上の働いていない子のいる世帯」
、「働いていない子のいる世帯」
と略称)、「小中学生のいる世帯」
、「乳幼児のいる世帯」がどれだけ
存在するのかを分析しよう。育児
は「子どもを保護する側面と自立
教育する側面」とからなるが、「1
日たりとも欠かすことができない」
、しかも「四六時中の監護、観察、

配慮が必要⁴⁾」なものであって、家事労働のなかでもとりわけ縮小、あるいは粗放化が難しく、賃労働
と矛盾するものと思われるからである。表5-12で明らかのように、果たして無業主婦の8割までが乳幼時の
いる世帯である。育児に多量の時間を費やさなければならないため、就労は困難なのである。育
児の時期に相当する労働者世帯は20代から30代前半に集中しており、ライフサイクルでみれば夫
の収入は比較的低い水準にある時期であるが、この時期には婦人の就労がほとんどみられないの
である。なおこれらの世帯の婦人も表5-13の「今後の働く意志」にみられるように、7割が今
後働きたい意向をもっている。しかしこれは育児労働から解放されたのちのことであろう。

家事の実態と婦人の就労との関連は、詳しくは面接調査結果からとらえることができる。表5
-14から指摘できることは、第1に、やはり乳幼児の有無、あるいは小中学生以下の子供のいる
場合には婦人の就労が低下することである。乳幼児をかかえる婦人の家事時間は、11.8時間にも
及び、生理的生活時間以外のほとんどを家事に費やしていると思われる。それに対し婦人がパー

表5-12 労働者世帯の属性

% (実数)

		働いていない子のいる世帯	小・中学生のいる世帯	乳幼児のいる世帯
常用労働者世帯の人	常用	15.5	15.5	4.7
	臨時・日雇	38.8	33.8	14.1
	無業主婦	45.6	50.7	81.2
	計	100 (103)	100 (148)	100 (85)

注 1. 回答者についてだけである。

2. 1981年全戸配布調査

表5-13 今後の働く意志

% (実数)

		小・中学生のいる世帯	乳幼児のいる世帯	働いていない子のいる世帯
常用無業主婦	働きたい	66.0	70.7	38.5
	働きたくない	19.1	17.2	53.8
	わからない	14.9	12.1	7.7
	計	100 (47)	100 (58)	100 (13)

注 1981年全戸配布調査

表5-14 調査対象者の家事の実態（労働者世帯）

		調査 人数	平均 年齢	小学生 以下の子 供が いる	うち乳 幼児が いる	家 事 時 間（時間）			家事についての工夫（人）		
						平 均	乳幼児 のいる 場合除	乳幼児 のいる 婦人	省 略	まとめ 買 い	分 担
雇用 形態	常 用	(人) 2	(歳) 38	—	—	4.5			1	1	—
	臨時・ パート	5	43.8	2	—	4.75			3	1	1
無 業 主 婦		10	37.2	7	3	8.8	6	11.8	—	—	3

注 1980年個別面接調査

表5-15 食事のしたくの家族内分担

%（実数）

	食 事 の し た く					回答数
	自分ですべ ておこなう	ほかの人と 分担してい る	よく手伝っ てくれるも のがいる	他の人にま かせている	その他	
常 用 世 帯	71.0	23.1	26.0	11.3	4.9	100 (407)
不 安 定 世 帯	56.0	28.8	32.0	8.8	2.4	100 (36)
農 業 自 営	43.2	23.3	36.9	4.0	2.0	100 (249)
漁 業 自 営	66.1	16.1	25.9	14.3	—	100 (112)
商 工 自 営	62.9	15.4	21.0	6.3	1.4	100 (143)

注 1981年全戸配布調査

トに就労している世帯では、学齢期以上の子供のいる世帯が多い。第1節で述べた事例D、E、F、Gはいずれもそうであった。就労している婦人の家事時間は、乳幼児のいる場合を除いた無業主婦の家事時間と比較してもなお1.5時間あまり少ない。つまりそれだけ短縮をはかっているのである。

家事労働の粗放化を阻止するには、社会的な労働に代替するか、もしくは家族員による家事分担の方向が考えられる。表5-15は食事のしたくにおける家族内分担の状況を示している。他の職業階層とも比較対照することで労働者世帯の特質がうきばりにできるであろう。世帯主の妻がすべて行なうというのが労働者世帯で最も多く71.0%を占め、他方農業自営世帯の妻が43.2%と最も少ないという結果になっている。労働者世帯の妻に最も多いのは、無業主婦の場合には、いうまでもなく家事労働時間が確保されているからであり、就労している婦人の場合にも労働過程と生活過程が分離しており、家事労働時間を一定確保できる条件で就労しているといえよう。臨時・パートの場合にはとりわけそうである。ところが労働過程と生活過程が未分離な自営業層においては繁忙期には労働時間の無制限な延長も行なわざるをえない。たとえば、商家婦人の大部分は家族従業者として家業に従事しているが、面接調査⁵⁾によれば労働時間が10時間をこえるものも少なくない。その結果、「家事時間の不足」「過労」「余暇がない」等、必要な生活時間も充分に確保されず、健康維持にも支障をきたさないとも限らない状況もうまれている。労働者家族と比較して、自営業層において分担、協力者の多いのは、こうした婦人の厳しい労働実態にもとづくものであろう。

しかし労働者家族の場合でも次のような事例もみられる。前節でとりあげたAさんは漁協職員で盛漁期には不規則な長時間労働も多く、また夫も消防署勤務で夜勤も多く、やはり不規則な勤務形態であることは既に指摘したところであるが、そのために食事時間をともにできないことも多い。妻の両親が近くにいるので、両親の家で夫が食事をとることも多いという。両親の援助が共稼ぎを可能にしている例である。こうした例は特異な例であるが、家事労働の家族内分担を捉える上で、家族人数、家族形態も同時に考慮しなければならないといえよう。労働者家族における家族人数の小規模化が家族員による家事分担をより困難にしているのである。表5-16は常呂町全世帯の家族世帯人数の状況を示したものである。小規模化が特に労働者家族で著しい。つまり夫婦と子どもを構成単位とした、いわゆる「核家族」が主体となっているのである。労働者家族では夫婦家族が全体の7割であるのに対し、自営業層ではその割合も低い。とくに農業自営業では31.3%漁業自営業では54.7%と相対的に低い数値にとどまり、直系家族の多いことが明らかである。つまり自営業層家族においては直系家族形態による多人数家族構成が家族内分担を可能にしているといえよう。

表5-16 家族世帯人数

(%)

	1人	2～3人	4人	5人以上	回答なし	全世帯数	一世代家族の世帯数／回答数
常用世帯	27(6.1)	173(39.3)	143(32.5)	92(20.8)	5(1.1)	440	303 / 413(73.4)
臨時・日雇世帯	12(8.3)	75(52.0)	25(17.4)	23(16.0)	9(6.3)	144	94 / 127(74.0)
無職世帯	15(22.4)	36(53.7)	3(4.5)	6(12.0)	7(10.4)	67	26 / 53(49.1)
雇用形態不明	3(7.0)	15(34.9)	13(30.2)	10(23.3)	2(4.7)	43	26 / 35(74.3)
農業自営	—	55(20.1)	50(18.3)	156(57.2)	111(4.1)	273	75 / 240(31.3)
漁業自営	—	25(18.8)	35(26.3)	68(51.3)	3(2.3)	133	58 / 106(54.7)
商工自営	4(2.5)	56(35.2)	47(29.6)	48(30.1)	4(2.5)	159	98 / 149(65.8)
その他不明	1(4.8)	8(19.0)	2(4.8)	6(14.3)	4(9.5)	29	8 / 22(36.4)
計	62(4.9)	443(34.7)	318(24.9)	409(32.0)	45(3.5)	1288	688 / 1145(60.1)

注 1981年全戸配布調査

他方、核家族化の著しい労働者家族では、全国的傾向としても指摘されていることでもあるが夫の協力・分担がほとんどみられないことも相俟って、家族の労働力再生産の機能が妻に集中するかたちになっている。たとえば、面接調査で労働者世帯の妻に、「PTA・町内会等の会合や、その他外出の際に子どもを誰にみてもらったか」を質問したところ、夫と答えたものが1人、祖父母などの肉親が3人、知人が2人、ほかの9人は誰にも頼まずいっしょに連れていったと答えている。これなども一時的にしろ育児を代替するもののいないことを示しているのである。

こうして育児労働から解放された後の、しかも一定の家事労働時間の確保を前提とした今日のパートタイマーによる就労形態は性別分業を前提とした妻の就労形態としては合理性があるからこそ、中高年層のパート就労がすすんでいるといえよう⁶⁾。

しかし、その場合でも、既にみたように家事時間の短縮が余儀なくされている点に注目しなければならない。表5-17は「家事についての考えと働く意志について」調査したもののだが、家事労働の合理化を求めるものは就労する婦人の8割にも及んでおり、現在既に短縮が余儀なくされているにもかかわらず、一層の合理化を求めていることから、家事労働の負担が大きいことがわかる。他方収入階層が比較的高い世帯では逆に働く意志をもたずに家事労働の充実を望むものも多い。つまり、無業主婦の62.5%は働く意志がなく、また家事の合理化を求めるものは4

表 5-17 家事についての考えと働く意志について（労働者世帯）

(人)

		家事についての考え・実態				働 く 意 志			働 く 意 志		
		合理化	主婦の仕事	忙しくてできない	生きがいと思えない	働くつもり	可能な限り働く	やめたい	働きたい	条件あれば働きたい	働こうと思わない
雇用形態	常 用	1	—	—	—	2	—	—			
	臨時・パート	4	—	1	—	2	3	—			
無業主婦		4	5	—	—				1	2	5

注 1980年個別面接調査

割で、残りの6割は主婦の仕事であるとしてさらに充実させることを希望しているのである。家事労働もまた有用労働であって、本来、人間的労働であることが無業主婦の意識から捉えられる。だが就労する婦人には有用労働である家事労働も負担とうつらざるをえないのである。

なお表5-15から漁業自営層と農業自営層の家族内分担の違いに注目したい。二世代夫婦家族の多いにもかかわらず、漁業自営層では、自分ですべて行なうというものが66.1%と高い比率を占めている。これは漁業における生産力形成が労働集約的な低位の水準にあり、家族内分担を許すほどの自由度がないことを示している。一方、農業の機械化による省力化はめざましく、補助労働力の余剰労働力化もみられる。こうした農業生産力の発展が家事労働の分担、協力を促しているのである。

労働者家族にあっても、いつまでも性別分業が固定的なものではなく、社会的生産力の発展に伴う自由時間の増大が、性別分業を崩し、自由な編成を可能とする条件となるのであろう。しかも婦人の賃労働者化によって家事労働の縮小・粗放化を伴いつつも、家族内分担が漸次変化し現に、性別分業が揺らいでいるのである⁷⁾。

注1) 宮崎礼子、伊藤セツ編『家庭管理論』有斐閣新書、1978年、p 3

2) 丸岡秀子『日本農村婦人問題』ドメス出版、1980年、p 33 参照されたい。

3) 大橋一雄「東北農民の早老について」（労働科学研究所『労働の科学』10巻11号、1955年）に詳しい

4) 前提書『家庭管理論』p 168

5) 1980年社会教育研究による個別面接調査

6) 高梨昌はフルタイムの常雇勤務を婦人は必ずしも希望していないと述べているが、その限りでは正しい。高梨昌「臨時・社外Ⅰ・労働市場の変貌と雇用政策—女子労働者問題を中心に」（日本労働協会『日本労働協会雑誌』245号、1979号

7) たとえば前提書『家庭管理論』p 197 では共稼ぎ夫婦の夫の方が家事労働をより多く分担していることが示されている。

第3節 婦人の主体形成と学習課題

(1) 労働主体・生活主体としての形成

賃労働者化の発展と、他方での家事労働自体の社会化にともなって、婦人の労働・生活の内実は大きく変化し、婦人の主体的性格も変化せずにはおれない。

まず第1に労働者としての主体形成の進展である。専門的職種に従事する婦人の場合、たとえば表5-18に示す町営の保育所で保母をしているBは、働きはじめてから4ヶ月あまりだが「や

りがい」を感じてうちこんでいる。なお専門職の立場から子どもに対する親のしつけ・教育についても一定の評価をもっている。また保健婦をしているCも、「町民1人1人の生活を知ることができ、他の仕事では体験できない社会勉強をしている」と高く評価している。そして、専門的な能力をさらに高めることを望んでいるのも両者とも共通している。学習要求として前者はピアノを、後者が公衆衛生や社会福祉をあげていることがそれを裏づけている。しかし、自らの仕事にやりがいを感じて、専門的な能力を高めようとする婦人は一部のものでしかない。特に、水産加工場や小売店等に雇用されている婦人のパート労働の多くは、特別の専門的スキルが必要とされるようなものではなく、手の労働を主体とする単純労働が支配的である。したがって、専門的職種に従事する婦人とは対照的に、臨時・パートで雇用されている婦人には仕事に関する学習要求が全くみられないのも当然のことであろう。しかし、そうした面がある一方で、専門的職種に従事する婦人と同様に、仕事に従事することで自分をとりまく社会関係の広がりを前進的にうけとめていることに注目したい。「社会勉強になった」「たくさんの仲間ができた」、「交際範囲が広がった」、「みんなと協調していくためのやり方を勉強したい」、「人間関係がよくわかるようになった」等にもみられるように、必ずしも恵まれない労働条件下で家事や余暇をきりつめて労働に従事しているのが現状であるにもかかわらず、やはり労働者として確実に陶冶されているのである。

さらに生活者としても主体形成の進展がみられる。労働者世帯ではほとんどの主婦が家事労働の担当者であり、なおかつ家計管理責任者でもある。農家主婦などと比べてみれば¹⁾家計管理権が基本的に確立していることがわかる。家計簿の記入者も6割にのぼる。こうした家計管理能力の形成・発展は、主婦の家庭経営上の地位の上昇を示しているが、また同時に家庭管理能力を高めざるをえない社会・経済的条件があることに注目しなければならない。物価の絶えまない上昇は家計を圧迫するものとなっており、家計管理が生活防衛上必要となっているのである。とりわけ無業主婦の間で「物価問題」についての学習要求が高まっているのは、もはや個人的努力・工夫では家計のやりくりが困難な状況にあり、その根本原因に迫ろうとする意欲がうかがわれる。こうした学習要求を少なからぬ婦人がもっているということは独占資本の収奪の構造の認識に発展していく基礎もまたあるといえるであろう。

家庭管理能力を高めようとする志向は、家計管理の面だけでなく、家事労働の内容的充実をもとめるところにあらわれている。すでにふれた表5-18は学習要求としてあげてくれたものを列記したものであるが、和裁・洋裁・手芸・あるいは料理など家事労働に関連するものが最も多い。こうした傾向は、無業主婦に限らず労働婦人にもあてはまる。むしろ婦人層共通の要求ととらえられる(第2節表5-17参照されたい)。こうした家事労働に関する要求がみられるのは、家事労働が社会的労働におきかわり商品として大量に家庭に入りこみ、衣服の既製品化や加工食品の浸透にみられるように、それが画一的に入りこんでいること、あるいは賃労働者化によって家事労働が粗放化し、家族の労働力再生産それ自体損われていることなど生活過程の貧困化が現実に行っていることがその基礎にあるといえよう。また、手芸、和洋裁は以前には当然家事労働として行なわれていたが社会化が徹底し、現在では、「趣味」的な性格をより一層強めており、豊かな生活をめざす積極的な余暇利用の面も見逃せない。つまり、これら家事労働に関する要求は文化的性格の強いものとなっているのである。

労働婦人が家事労働の合理化を志向しつつ、他方で余暇が確保されれば料理・和洋裁・手芸等を希望するのは一見矛盾しているようであるが、労働婦人の現実と理想のギャップをよく示している。

より人間的な条件のもとで生活したいとする人間的要求のあらわれは、学習要求からもうかがわれるが、さらに発展して社会的共同消費手段を要求することにもあらわれている。交通機関や病院、下水道にみられる社会的共同消費手段の要求の高まりは、都市と比べて農村において

表5-18 学習要求と働いてよかったこと

(事例記号)	学 習 要 求	働いてよかったこと
臨時・パート	④ (F) 料理, 和裁, 洋裁	働くことがうれしい。デパートに行っても掃除の様子が目につく。 (清掃婦)
	⑧ (E) 料理, 手芸, 編物, 茶道, 書道, 家計管理, 物価問題	友達ができた。みんなと協調していくやりかたがわかった。人間関係がよくわかる。 (水産加工場)
	⑮ (D) 手芸, 編物, 書道, ペン字	人間関係がわかる。 (食堂店員)
	⑰	— (食堂店員)
	⑲ 手芸, 編物	交際範囲がひろがる。(水産加工場)
常雇	⑫ (B) 洋裁, 和裁, 茶道, 当用漢字, 踊り, バレー, 卓球, ピアノ, 車の免許	やりがいがある。生活にはりができる。 (保 母)
	⑩ (C) 料理, 医療, 美術, 家族の人間関係, 公衆衛生, 社会福祉	社会勉強になった。交際範囲が広がる。町民1人1人の生活がわかる。他の仕事では経験できない。 (保健婦)
無業	① 手芸, ゴルフ, 語学,	
	⑦ 栄養学, 医学, ペン習字, 茶道, 書道, 旅行, 子供の教育, <u>物価問題</u>	
	③ 料理, あみもの, 書道, ダンス, <u>物価問題</u>	
	⑤ 書道, 花づくり	
	⑥ 料理, 栄養, 貯蓄, 生活設計, 茶道, 園芸, 子供の心理, 体力づくり, <u>物価問題</u>	
	⑪ 洋裁, 和裁, 手芸, あみもの	
	⑱ あらゆること	
	⑨ —	
	⑬ —	
	⑯ 車の免許	

注1. () は職種を示している。

2. (信号) は第1節で紹介した事例記号

3. 1980年個別面接調査

たちおけている現状を自覚し、それらの改良を求める権利意識の向上を示している(表5-19参照)。また、公園、図書館、プールなどの建設・整備を望む声も高いが、これらは子どもの教育・生活環境を充実させたいとする母親としての要求といえよう。これら全階層に共通したもののほかに、労働者世帯の婦人では住宅が(持ち家率は農業自営95.9%, 漁業自営90.4%, 商工自営83.4%, 労働者36.5%で労働者世帯では極端に低い), また不安定, 無職層では福祉施設を望む声も高く、各々の階層にはまた異なる労働・生活実態を基礎とした独自の課題もあるといえよう。しかしここで社会的共同消費手段として求められているもので注目しなければならないのは、文化センターや図書館などの文化施設(=社会教育施設)の要求である。これらの文化施設の要求は単なる住環境の整備・改善と異質なものであるのではなく、より人間的な条件のもとで生活したいとする人間的要求の一つであり、自らの能力の多面的な発展を志向するものとしてとりわけ人間的な要求といえる。読書(表5-20-I及び表5-20-II)とか表5-18に示される書道、茶

道の生活文化、あるいは美術、舞踊等の芸術活動、あるいは語学や家族の人間関係等の専門的知識等の学習要求もまたこれらの整備・保障の上で充分に実現できるのである。

こうして労働主体・生活主体としての能力の形成・発展を婦人がもめていることが明らかになった。その実践の現状をみるのが最後の課題である。

表5-19 整備してほしい施設

% (実数)

	常用労働 婦 人	常用無業	不 安 定	農業自営	漁業自営	商工自営	無 職
道 路	6.0	10.7	13.0	39.2	15.4	17.8	12.8
交 通 機 関	21.7	19.5	22.8	18.0	18.3	17.8	23.1
職 業 高 校	8.7	5.4	5.4	5.4	28.8	14.4	10.3
図 書 館	19.0	16.1	6.5	4.5	9.6	12.2	2.6
文化センター	15.8	12.8	6.5	9.0	7.7	24.4	7.7
婦 人 会 館	8.7	16.8	10.9	14.0	14.4	24.4	7.7
老人福祉会館	13.6	10.1	22.8	13.5	12.5	11.1	48.7
福 祉 会 館	6.0	6.0	14.1	3.6	4.8	5.6	25.6
地区集会所	3.8	4.0	4.3	18.9	8.7	6.7	10.3
病 院	35.9	43.0	23.9	28.4	31.7	37.8	23.1
公 園	15.2	24.8	6.5	6.8	11.5	22.2	7.7
プ ー ル	12.5	22.8	9.8	3.2	10.6	18.9	5.1
屋外競技場	10.3	10.7	2.2	7.2	4.8	6.7	5.1
住 宅	28.8	24.2	25.0	5.4	4.8	12.2	15.4
ゴミ処理場	13.0	14.1	17.4	14.4	12.5	22.2	15.4
下 水 道	14.7	14.1	13.0	4.1	29.8	27.8	17.9
わからない	2.7	2.0	7.6	4.5	2.9	2.2	2.6
回答者数 (実 数)	100 (184)	100 (149)	100 (92)	100 (222)	100 (104)	100 (90)	100 (39)
回 答 な し	(25)	(10)	(18)	(35)	(25)	(18)	(16)

注1. 他にも幼稚園、小学校、中学校、短大、大学、郷土館、美術館、児童館、青年会館、保育所、スキー場、スケート場などがあるが数が少ないので省略した。

2. 1981年全戸配布調査

表5-20-I もっとひまができたときにやりたいこと

% (実数)

	常用労働 婦 人	常用無業	不 安 定	農業自営	漁業自営	商工自営
休 養	18.1	12.4	15.9	18.1	29.5	20.0
だ ん ら ん	21.8	15.9	23.1	22.6	31.4	16.0
テレビ・ラジオ	10.1	5.5	7.3	5.3	6.0	4.8
ショッピング	15.4	17.9	11.0	12.4	11.4	18.4
お茶・踊り・詩吟	15.4	16.6	15.9	12.4	11.4	16.0
音楽・絵画	20.7	16.6	7.3	10.2	14.3	14.4
映画・演奏会	18.1	17.2	1.2	5.3	6.7	4.8
ス ポ ー ツ	22.3	29.7	8.5	22.6	14.3	20.0

注 表5-20-IIに続く

表5-20-II もっとひまができたときにやりたいこと

% (実数)

	常用労働 婦 人	常用無業	不 安 定	農業自営	漁業自営	商工自営
旅行・行楽	69.1	49.7	35.4	50.0	51.4	54.4
読 書	20.2	21.4	4.9	12.4	8.6	18.4
仕事 の 学 習	6.9	4.8	6.1	8.8	9.6	10.4
教 養 の 学 習	18.6	21.4	8.5	11.9	6.7	14.4
仕 事	4.8	26.2	11.0	3.1	1.9	0.8
家 事	6.4	2.1	2.4	9.3	4.8	2.4
わ か ら な い	1.6	0.7	6.1	2.7	3.8	0.8
回 答 者 数 (実 数)	100 (188)	100 (145)	100 (82)	100 (226)	100 (102)	100 (125)
回 答 な し	(21)	(14)	(28)	(31)	(27)	(15)

注 1. 他にもスポーツ観覧、競馬・麻雀、収集、社会奉仕、宗教活動などがあるが数が少ないので省略した。

2. 1981年 全戸配布調査

(2) 婦人の余暇と学習課題

学習活動の現状とその課題を考察する場合、自由時間と、働く婦人の場合には労働時間のなかでどのような実践がなされているのか検討されねばならない。働く婦人の仕事に関する学習はほとんどなされていないといってよい。臨時・パート労働の多くは補助的労働で経験的な技能修得によってすまされており、他方、専門的技能・知識の必要な場合にも、個人的な努力にかかっているといえ、大きな課題である。

ところで、自由時間は生活時間から労働時間、家事時間さらに生理的生活時間を除いたもので、人格形成における多面的発展の基礎条件となるものである。学習活動の多くはこの自由時間のうちに含まれている。では自由時間はどのように確保され、また学習活動がどのように展開されているのだろうか。

表5-21 余暇時間

		余 暇 時 間	
		平 均	乳幼児のいる 場合除いて
雇 用	常 用	3	
用 意	臨時・パート	3.2	
無 業 主 婦		4	4.7

注 1980年面接調査

賃労働者化による生活時間の構成の変化

は家事時間ばかりで

なく、余暇時間にも影響を与えている。表5-21に示したが働いている婦人は無業主婦に比べて1～1.5時間余りも余暇時間が少なく、余暇利用の実態をみても「テレビ」と「読書・趣味」に限定されて

余 暇 利 用

	読書・ 趣味	ス ポ ー ツ	資 格 取 得 等 強	友 あ 人 の つ き い	休 養	地 域 活 動	奉 仕 活 動	文 鑑 化 ・ 芸 能 賞	テ レ ビ	お け い こ	公 民 館 利 用 (1980年度)
働いている 婦人 (8人)	3	—	—	—	—	—	—	—	2	—	2
無業主婦 (9人)	5	—	3	1	1	2	—	—	6	2	6

注 1980年面接調査

いる。無業主婦においても「テレビ」と「読書・趣味」が筆頭にあげられるものの、他にも「友人のつきあい」「地域活動」「おけいこ」「資格取得の勉強」などがあげられ、より多面的な利用がみられるのである。確かに「テレビ」等にみられるように受動的「休養型」の傾向も強いが、公民館の利用状況では専業主婦9人中6人までが利用し、より広い活動が行なわれていると思われる。他方、働く婦人では8人中2人の利用にとどまっていることから明らかなように、賃労働が自由時間を奪うものとなっているのである。そのため、自由な時間が確保された場合にも、積極的に余暇利用をはかろうとするよりも、むしろ「休養」による精神的・肉体的疲労の回復につとめようとするものも多い。表5-20に示すように「もしもっとひまができたときにはなにをしたいか」という質問に対して「休養」を望むものが働く婦人では18.1%、また長時間過重労働をしいられている漁業自営婦人では29.5%にものぼっている。このようにして学習活動は時間的条件下に制約されているが、また同時に経済的条件下に制約されているともいえよう。無業主婦のなかには、自由時間がさらに確保された場合に「仕事」を望むものが26.2%も存在しており、これらの層の多くは育児等に制約されて現在は働けないものの、育児労働等から解放された後には、趣味や学習で余暇をいかす方向ではなく、経済的理由から働きにでかけざるをえない状況にあるといえよう。

私達の調査から積極的余暇利用をはかっているものをとりだしてみれば、家事労働あるいは賃労働に拘束されない一定の経済的条件の整った層であることがわかる。

たとえば、夫が病院長の妻Kは趣味として手芸を行なう一方、NHK講座で英会話の勉強にはげんでいる。料理などもさらに勉強したいと考えている。なお小学生の子ども2人、中学生の子ども1人で以前ほど手もかかなくなっている。生活時間の使い方については、家事労働はなるべく合理化をはかって、趣味を充実させたいと考えている（表5-18の①を参照）。また、夫が農協課長である妻Mは、華道と茶道を先生について習っており、また町で行なう社会教育の講座にもよく参加している。小学生の子どもが3人いる。やはりMもKと同じように家事は合理化して、子どもの教育に関して心理学やしつけの勉強をしたり、趣味で余暇を充実させたいと考えている（表5-18の⑦を参照）。

働く婦人が家事労働の合理化を望むのと同様に彼らK、Mも家事労働の合理化をはかろうとしている。しかし前者が仕事のために家事労働を合理化せざるをえないのに対し、後者は余暇の充実のために家事労働の合理化を望むという主体的な対応の違いがあるといえよう。しかも後者の場合、家事労働時間を一定確保したうえでのことなのである。

このように、自由な学習活動の可能な婦人は一部のものに限られ、多くの婦人たちは学習がもとめられているにもかかわらず、現実の生活がそれを許さないのである。学習活動の実現のためには、先に述べた物的手段の保障の課題と内容編成上の課題とともに、忘れてはならないのは生活時間のなかの自由時間を確立するという課題である。社会的生産力の発展によって客観的な条件は成立しているといえる。

注1) 全国農業会議「自立経営志向農家の婦人の意向に関する調査結果」1977年、によると家計をまかされているのは77%で労働者世帯の婦人の方が高い。

ま と め

婦人の労働・生活の実態を要約すると①婦人の賃労働者化が著しいこと、とくに臨時・パートにみられる不安定就労が著しいこと、その点で、水産業の発展を基盤とした水産加工業において婦人労

働きの吸引が特徴となっていること、②賃労働者化の要因の基底には生活費の高騰が存在しており、家計補充が基本的な特質であること、③同時に家事労働の省力化が賃労働者化の前提であること、なお家事労働の量及び質は社会的生産力の発展を基礎として変化しているものの、婦人の賃労働者化との矛盾は依然として存在していることである。しかしまた婦人の賃労働者化の進展と家事労働自体の社会化に伴って、社会関係の広がりにもみられる労働者としての陶冶、さらに家庭管理能力の高まりなどがみられること、とりわけ婦人自らが生活主体としての能力の形成・発展を求めていることが注目される。そのなかで家事労働の資本主義的社会化に伴うひずみや家事労働の粗放化が家庭生活に関わる学習要求を顕在化させていることもみた。こうして婦人自らが学習主体として発達することを求めているにもかかわらず、学習活動を保障する自由時間が賃労働に従事することによって奪われているのである。このことから明らかなように学習活動は誰にでも可能なものとはなっておらず、実現の可能な層とそうでない層とが存在しているのである。自由時間の獲得をもとめる主体の形成が検討されねばならないのである。

以上、本稿で明らかになった点のいくつかを指摘したが、これらはいずれも今後実証をつみ重ねることによって深められるべき課題である。とりわけ婦人の労働過程の分析は今後の課題である。

さらに家事労働の量、質それ自体の変化についても、その内容を具体的に確定するなかで家庭管理能力の高まりや生活主体としての能力の形成・発展についてより具体的に論じなければならない。

（千葉悦子）

第6章 農村地域小売商業構造の 再編と商業者の対応

はじめに 一 課題の限定一

わが国小売商業の零細性、過多性はつとに指摘されてきている。しかし高度経済成長過程においていわゆる流通再編の進行が、独占的産業資本による流通経路支配と独占的商業資本の台頭として現われるなかで、中小零細小売商業を底辺とした小売商業の重層的な格差構造が形成されてきている。一般にこうした小売商業における格差構造は、いわゆる二重構造——独占的小売商業資本と中小零細小売商業——として把握されている。しかし独占的商業資本の地域進出が中小小売商問題を先鋭化させ、地域小売商業政策の確立が鋭く迫られてくるなかで、中小零細小売商業をひとくくりにするいわゆる二重構造把握では中小零細小売商業内部の階層構造について充分解明しえないといった不十分さが浮かびあがってきている。格差構造の底辺に位置し、地域住民の生活と密着して存在している中小零細小売商業の存立形態については、それ自体現実に即して把握すべき多くの課題を含んでいる¹⁾。

小売商業における格差構造は、基本的には戦後日本資本主義の再生産構造の編成替えを基礎として形成されてきた。すなわち高度経済成長過程における小売業再編成は、単にそれのみとしてではなく重化学工業を基軸とした産業再編成の一環として、過剰な設備投資を基礎とした独占的商品の長期安定的市場確保、市場支配の諸方策の遂行として、独占資本による流通過程の合理化、直接的市場支配として展開されたのである²⁾。同時に、この過程においてスーパー・チェーン展開による独占的小売商業資本の発展がみられ銀行資本や総合商社との結びつきを深めつつ、中小小売商業を系列化におさめてきたのである。

このような小売業再編下において、中小零細小売商業が現代資本主義の再生産構造の中にいかなる階層構造をもって存在しているのか。そうした中小零細小売商業の階層構造を把握するためには次の2つの視点が必要である。第1にひとにぎりの独占的商業資本を頂点として、中小スーパー、専門店を間に、その底辺に零細小売商店が存在しているという、ピラミッド型の格差構造とその系列支配関係において把握すること、第2に「小売商業の階層性はある特定の地域の政治的経済的社会的歴史的構造に規定された地域小売商業の階層構造として現象する³⁾」といった、地域小売商業構造として把握するという2つの視点である。

特に構造不況下において、第1に独占的商業資本による系列支配のもとで中小小売商業の整理、淘汰と選別育成が急速に進んでいること、第2に三全総に基づく地域再編支配政策の先兵として独占的商業資本が位置づけられ、資本本位の街づくりが進められてきていることは、中小零細小売商業の存立意義と展望を事実即して明らかにすることの必要を急務としている。

本稿の課題は、第1に重層的格差構造のもとにおける中小零細小売商業の階層構造を、小売業再編の波が及びつつある農村地域小売商業を事例として現実に即して把握することである。農村地域小売商業は中小零細小売商業によって担われているが、その階層構造を把握するためには中小零細小売商業の階層区分が問題となる。第2にはそうした階層構造をふまえ、特に農村地域小売商業の下層部分を構成する生業的商店の存立条件とその変化について考察する。またその変化への商業者の対応のあらわれと、そこにみられる商業者としての成長の方向についても言及したい。

これらの課題を北海道常呂町小売商業を事例に明らかにする。農村地域をとりあげるのは、独占的商業資本との競争下におけるいわゆる中小小売商問題が、単に都市商業の問題だけでなく、農村

地域小売商業の問題でもあり、ひいては農村地域住民の生活問題にもつながることを明らかにするためである。特に北海道の場合、内国植民地的な経済発展の中で小売商業の歴史は浅く、高度経済成長過程以降、独占的商品の消費財市場として資本の流入が進むなかで、小売商業の再編成が急速に進行している。北海道の農村地域をとりあげるのは以上の理由からである。

第1節 北海道における小売業再編と常呂商業

(1) 北海道における小売業再編の動向

もともと北海道における小売商業の歴史は浅く、他府県と比べても小規模零細店の比重が低く、商店密度が低いといった特徴をもっている。こうしたことから北海道の小売商業は大型化が進んでいて経営効率が高く進んでいるかのように捉えられやすい。しかしこのことは決して北海道の小売商業構造の進歩性を意味するものではなく、逆に北海道の小売商業の歴史の浅さの反映であり、生業的な小規模零細店が十分に形成されてきていないことによっていると考えられる⁴⁾。こうした北海道における小売商業の歴史の浅さは、生業的な小売商業が歴史の中で生き抜いてきた経験の蓄積の浅さと、そうした生業的な小売業を支える商慣習の不十分さなど、中小零細小売商業を支える基盤の脆弱性にもつながる。したがって小売業再編成の波はより強く北海道において影響を及ぼしていると考えられる⁵⁾。

こうした点をふまえ北海道において流通再編がどのように進んできたかをみていこう。流通再編は大きく2つの方法によって、第1に独占的産業資本による流通経路支配として、第2には独占的商業資本の形成とそれによる中小小売商業の系列化支配として進行する。ここでは北海道における流通再編の具体的現われとして、卸売業再編と、独占的商業資本の北海道進出とその系列化支配についてみていく。

まず卸売業再編について、表6-1は北海道主要都市卸売業の年間販売額の全道卸売業に占める割

表6-1 全道主要都市卸売業の年間販売額全道シェア (%)

	1956	1958	1960	1962	1964	1966	1968	1970	1972	1974	1976	1979
市 計	88.5	93.7	95.4	95.1	95.5	94.3	95.1	95.1	95.7	96.6	96.5	96.0
9市計	82.5	85.4	88.8	89.2	89.0	87.7	88.9	88.9	87.6	90.1	89.4	89.1
札幌市	34.6	38.7	47.1	48.7	53.7	52.3	52.5	51.3	54.1	57.7	56.7	58.5
旭川市	8.3	7.8	10.7	10.9	10.6	10.4	10.4	10.4	8.6	8.8	8.0	7.8
函館市	6.6	6.7	5.0	5.6	5.5	5.9	5.9	6.0	4.9	5.2	5.7	5.3
釧路市	5.3	3.7	3.9	3.5	3.6	4.7	4.7	4.8	5.6	5.1	5.5	4.9
帯広市	4.9	5.2	3.7	4.1	3.6	3.7	3.7	3.5	3.7	3.2	3.3	3.3
北見市	2.0	2.5	1.4	1.8	1.7	1.8	1.8	3.2	3.1	2.5	2.8	2.8
小樽市	17.5	17.7	13.9	9.9	7.0	5.5	5.5	4.0	3.3	3.0	2.5	2.1
苫小牧市	0.4	0.5	0.6	0.8	0.8	1.1	1.1	1.5	1.6	1.6	2.5	2.2
室蘭市	2.7	2.8	2.5	4.0	2.5	3.4	3.4	4.3	2.7	3.1	2.4	2.1

<商業統計>

合の推移をみたものである。この表は、高度経済成長過程において卸売業が都市へと集中してきたことを如実にものがたっている。しかも全道の中核都市である札幌市への集中傾向が58.5パーセントと顕著であり、さらにそのうちの約8割が札幌市の中央区に位置しているのである。道外の卸売資本の多くが札幌市の、しかも中央区に集中していることをふまえるならば、札幌市への卸売業の集中傾向は、札幌市への本州資本の高次卸の集中ということを示している。すなわち流通再編下において、北海道が独占的商品の格好の消費財市場として全国的市場に組み込まれていく過程が進行し、札幌市から地方都市へ、地方都市から周辺市町村へといった商品流通経路が確立されてきたのである。独占的商品の北海道への流入の増大は、同時に独占的産業資本による流通経路支配の進行へとつながっていくのである。

一方、本州の独占的小売商業資本の北海道進出は、1960年代から70年代前半にかけては札幌市を中心とした百貨店中心の出店が続くが、1973年の西友の札幌市月寒地域への出店を皮切りに、70年代後半に入って極めて集中豪雨的な本州大スーパーの出店があいつぐ。現在道内の主要都市への出店はほぼ完了し、地方都市への出店へと進んでいる。同時に地元百貨店、中小スーパーの系列化支配も急速に強まっている。ダイエーによるホリタ（函館）、スーパー西村（札幌）、相馬商店（札幌）等の直接的系列化支配から、ダイエーとC G C北海道本部（1980年9月道内地元スーパー13社で設立）との商品提携関係など、道内小売業の系列再編は急速に進んでいる。さらには家族経営を基礎とした零細小売商店とフランチャイズ契約を結び、レギュラー・チェーンに組込むといった方策をも使って商店街を分断しつつ支配の網の目を広げつつある。ここにも現われているように中小スーパーの共同仕入れ組織（例えばC G C）やチェーン店と、大商社と結びついた大スーパーの莫大な商品提供能力の結合は、中央直結の商品流通経路がここにおいても新たに確立されつつあることを示すと同時に、北海道卸売業再編を小売業の側からおしすすめていく契機にもなっている。すなわちC G C加盟店にはダイエー商品が、セブンイレブンにはイトーヨーカ堂商品が直接流れ込むことにより地元卸売業者が占め出され、さらにはニチイによる道内主要卸売取引先の系列化（「ニチイ会」1980年10月結成）も進められている。

こうして北海道においても、従来分散的で局部的市場として存在してきた小売市場を全国的市

表 6 — 2 常 呂

	商 店 数								従 業 員			
	1962	1964	1968	1970	1972	1974	1976	1979	1962	1964	1968	1970
総 数	141	136	133	121	129	137	138	137	376	376	403	365
卸 売	11	7	7	5	7	10	8	9	42	29	23	21
小 売	113	111	107	102	105	104	108	107	283	266	326	308
衣服・織物 身の回り品	14	13	11	10	13	15	16	17	49	38	45	39
飲 食 料 品	67	59	54	56	52	46	45	43	157	144	167	170
自動車・荷車	5	5	3	4	4	2	1	1	8	9	6	8
家具・建具	11	12	16	12	13	11	12	12	27	26	32	26
その他・小売	16	22	23	20	23	29	33	34	42	49	76	65
飲 食 店	17	17	19	14	17	23	22	21	51	49	54	36

場のもとへ包摂していく過程として流通再編過程が進行し、同時にそのことを基礎に道内卸売小売業の系列再編過程が現われてきたのである。

(2) 常呂商業の位置と動向

常呂町商業は基幹的地域産業である農漁業の発展と密接に結びついて発展してきた。すなわち常呂町商業の近年の伸長は、農漁業の発展に支えられた町内消費購買力の増大を基礎としている。常呂町における商業配置は、図6-1にみられるように、常呂駅前にひろがる中心商店街を核に、市街地商店、周辺部落の商店として配置され、それぞれ部落内商店の小さな商圈、市街地商店の商圈、それらを包摂する形での中心商店街の商圈といった農村型の商圈構造を形成してきている。こうして部落内、町内、近隣町村といった商圈の重層的なひろがりを持ちながら、常呂商業は農村地域小売商業として歴史的に形成されてきている。しかし常呂商圈の位置は、商業圏の広域化の中で北見の二次商圈となり、近年北見市への大型店の出店、交通の発達等を背景に、北見商圈により強く包摂されていく傾向にある。

まず常呂町の小売商業の推移を表6-2にみてみよう。表からは常呂町商業が商店数において停滞的であるものの、従業者数、年間販売額においては発展しつつあることが読みとれる。これが常呂町農漁業の発展を基礎とした町内消費購買力の増大によるところのものであることはすでに述べた。ところが表6-2をさらによくみると次の2点が読みとれる。第1に小売商店数に注目すると、一方での飲食料品店の極めて顕著な減少傾向と、他方での衣服・織物・身の回り品店及び「その他小売り」店⁶⁾の増加傾向である。この結果総計の商店数は長期的には微減あるいは停滞傾向となっている。しかし第2に飲食料品店数は減少しつつあるとはいえ、飲食料品分類の従業員数は157人から144人へと店舗数の減少ほど激しく減少していないし、また同様に飲食料品分類の年間販売高においては逆に17年間で7倍へと売り上げを大きく伸ばしている。

この2点は次のことをさし示している。すなわち第1には常呂小売商業における飲食料品分類での階層分解が最も激しく進行しており、零細な飲食料品店の転廃業がみられる反面、規模の大きな飲食料品店が現われていることを示している。第2に増加傾向にある商店が「その他小売り」店や衣料品関係商店でありその扱い商品にみられるごとく、町民の生活様式の変化に対応して、資本主義的商品が農村地域にも深く侵透しつつあることである。加工食品、医薬・化粧品、燃料、写真、時計等の商品の多くは独占資本商品である。

このような資本の流入、零細商店の階層分解の結果は、常呂町小売商業の最底辺に位置する零細商店の廃業という形で直接的にあらわれている。表6-3は1974年以降に廃業した小売商店を示したものであるが、廃業した商店は、第1に家族労働力1人の零細な部落商店であること、第2に4店中3店までが零細な飲食料品店であることがわかる。総じてこうした農村地域においても、消費財の全国市場形成を基礎に小売業再編の波が及びつつあることが看取されうる。

ところで常呂小売商業の再編成は、常呂を商圈内に含む北見小売商業との関連のもとで進行している。一般に農村地域小売商業は、その地域の中心都市小売商業の動向と極めて密接な関連をもって再編されてきている。

表6-3 1974年以降に廃業した小売商店

店 舗 分 類	総労働力	経営形態	店舗位置
味噌・正油・菓子小売	1人	個人	共 立
菓 子 パ ン 小 売	1	〃	岐 阜
タバコ・食料品小売	1	〃	福 山
自 転 車 修 理 小 売	1	〃	豊 川

事業所統計 1974年と1978年の個票の比較による

次にこの点をみておこう。

常呂町消費購買力の増大傾向にもかかわらず、近年町民の生活様式の変化、道路の整備と自動車の普及を背景に、北見市への購買力の流出傾向は顕著である。表6-4の「北見市広域商業診断書」(1978年)によれば、食料品は、町外への流出の反面それを上回る近隣町村からの流入を得て販売高が町内消費購買力を上回っている。衣服・身の回り品、家具什器等の買回り品においては流出が1億3千万円上回り、総計では1億5千万円の購買力の流出となっている。実際には流入額で相殺される額があり、それ以上の購買力が流出していると思われる。こうした流出傾向を常呂町民の買物圏調査によって裏づければ、表6-5に示した如くである。買回り品において流出傾向が特に顕著であり、1980年において靴・ワイシャツ等の商品では北見市への依存度は2割、町内依存度6割であり、高級衣裳・家具等の商品では北見市への依存度が3割、町内依存度は4割にすぎない。しかしハム・ソーセージ等の日用品の買物は町内依存度9割を維持している。全体として町民の買物の町内依存度は、約6割程度に過ぎなくなっており(「北見市広域商業診断書」によると1978年時点の常呂町民の町内買物依存度は約8割である)、北見市に本州大スーパーが進出するなかで町外への購買力の流出傾向は今後ますます強まると予測される。また町内の各地域ごとにみると市街地から離れた部落、北見市への隣接区域に近い程町内依存状況は低く、より多く流出する傾向にある。

表6-4 常呂町消費購買力と小売高の関係

(1978年)

	食 料 品	衣服・身の回品	家 具 ・ 什 器	総 計
家計消費購買力(万円)	122,188	42,030	20,413	244,682
年 間 販 売 高(万円)	140,200	31,600	17,700	229,222
差 額	18,012	△10,430	△2,713	△15,460

1. 家計調査と商業統計
2. 「北見市広域商業診断書」1978年より

表6-5 常 呂 町 買 物 圏

	部落内・町内	常呂中心市街	近 隣 町 村	網 走	北 見	旭 川 幌 札	不 明	(母数)	常 呂 町 内	町 外
ハム・ソーセージ	15.5%	74.9	0.7	0.4	2.3	0.1	7.7	(1,288)	90.4	11.2
靴・ワイシャツ	5.6	58.4	1.0	6.0	20.5	1.1	10.7	(1,288)	64.0	39.3
高級衣裳・家具	3.2	39.0	1.6	6.3	32.6	3.2	18.0	(1,288)	42.2	61.7
大型トラクター	1.1	8.8	50.6	1.5	19.8	0	19.8	(273)	9.9	91.7
漁 網	9.0	45.9	9.0	13.5	0.8	10.5	19.5	(133)	54.9	53.3
全 体	7.7	54.0	4.5	4.3	18.0	1.6	12.9	(4,270)	61.7	41.3

1980年北大社会教育研究室調査「常呂町民アンケート調査」

このように小売業再編成下における地方中心都市小売商業と周辺町村小売商業の存立構造とその関連を、常呂小売商業においてみるならば、地方中心都市への購買力の集中傾向とその反面としての周辺町村小売商業の停滞、そして再編成として現われていることがわかる。そして周辺町

村小売商業の再編成は、資本主義的商品の農村への浸透を基礎に、零細小売商店の階層分解、直接的には底辺に位置する部落商店、特に部落内飲食料品店の転廃業としてあらわれているのである。

第2節 農村地域小売商業の階層構造

(1) 階層区分

常呂町小売商業は中小零細小売商業によって構成されている。先に述べたいわゆる二重構造視点からみれば、独占的商業資本に対する中小零細小売商業部分である。しかしここではそうした中小零細小売商業内部の階層性が問題となる。

中小零細小売商業の階層区分に関する研究は、同じ小経営でも農民層の階層区分に関する研究に比べてかなり遅れていると思われる。この課題に先鞭をつけたといわれる⁷⁾ 糸園辰雄氏は中小零細小売商業の階層区分を従業員規模を指標として次のように区分している⁸⁾。糸園氏は、従業員規模により、1～4人規模小売商業を零細商業、5～19人規模商業を小規模商業、20～49人規模商業を中規模商業として把握し、中小零細小売商業内部の階層区分を行なった。そこでの最大の成果は、零細商業と大規模商業の間に中小規模商業が一つの層を形成していることの指摘であり、従来一括して扱われてきた中小規模商業と零細商業の峻別であった。しかし糸園氏の場合の問題は、その階層区分の方法が単なる従業員規模による区分にもとづく大量観察を中心としており、個別経営ごとの調査と分析をふまえたものでないことにある。この結果は、従業員1～4人規模商店を零細商業としてひとくくりでまとめてしまい、しかもそうした零細商業の体質を一様に前近代的なものとしてみていることに典型的にあらわれている⁹⁾。すなわち、氏の場合、従業員3～4人規模商店における雇用労働力発生についての、雇用労働力をもたない生業的商店との質的違いが不明瞭になってしまっている。たとえこの規模の雇用労働力の多くが、前近代的な雇用形態を反映して縁故労働力であるにしても、雇用労働力発生の意味は過少評価すべきではない。したがって単なる従業員規模（総労働力数）という量的指標のみでなく、雇用労働力の有無を基礎に、家族労働力の質、後継者の有無、年間販売額、所得、経営状態等を考慮し、個別経営ごとの分析を行ない階層区分することが必要であろう。ただし年間販売高は商店ごとの取扱い商品、経営形態によって荒利益率が異なり、ストレートに所得につながらないことに留意する必要がある。

こうして常呂町商業を事例に、中小零細小売商業の階層区分を行なったのが表6-6である。入手しえた1978年事業所統計の個票と、1980年国勢調査常呂町集計分、さらには北海道大学教育学部社会教育研究室実施の常呂町民アンケート調査（1980年悉皆調査）の商業者部分から作成したものである。常呂町の小売商店数は107軒（1979年商業統計）であるから、表はほぼ7割の商店を網羅している。

表の資本主義的経営は、糸園氏のいう従業員5～49人規模の中小規模小売商業にほぼ相当する。その最大の特徴は、通例複数以上相当数¹⁰⁾の賃金労働者をつかって経営をおこなっていることであり、雇用労働力を企業内分業によって配置し、生産性を引き上げる体制を確立しており、商業資本として機能している層である。しかし糸園氏が従業員規模20人を境に、中規模商業と小規模商業を区分したように、資本主義的経営内部にも上層と下層では違いがある。下層は上層に比べて雇用労働力に依存しつつも、より家族労働力とその経営の基軸を担っている点に特徴がある。

糸園氏は従業員1～4人規模商業を零細小売商業として一括して把握している。糸園氏に限らず、中小零細小売商業の階層性に関する研究の遅れを反映して、この零細商業がひとくくりで生

表6-6 常呂町小売商業の階層構造

階層	店舗 番号	店舗分類(経営 形態)	総労働 力	家族 労働力	雇用労働力	年間 販売高	所得	家族数(家族員 の兼業)	店舗位置
資本主義的 経営	①各種商品小売(有限)	33	⑤61①30	常雇23パート6	65,000	2,300	(-)	*1 市街地◎	
	②農協購買部(団体)		—	常13パート?	48,000		—(-)	"◎	
	③各種商品小売(有限)	14	⑤57②25	常5パート5	15,000		(-)	"○	
	④婦人・子ども服小売(個人)	8	⑤41	常6			(-)	"◎	
	⑤米・履物小売(〃)	8	⑤44②②	常3パート1	6,000	400~500	7(-)	"◎	
	⑥燃料・金物小売(〃)	7	⑤4872	常3パート1	20,000	500~1,000	4(22→役場)	"◎	
	⑦呉服・寝具小売(〃)	6	⑤5024	常3	5,700	1,000~2,000	4(-)	"◎	
	⑧書籍・文具小売(有限)	6	⑤4860	常3				"◎	
	⑨婦人・子ども服小売(〃)	6	⑤495623	常2	5,000	500~1,000	4(-)	"◎	
	⑩新聞販売(個人)	12 [※]	⑤51	パート10	2,200	200~300	2(-)	"○	
生過渡的 企業への営	⑪燃料小売(有限)	4	⑤39	常2(②②)	7,000		4(-)	"◎	
	⑫洋品小売(〃)	4	⑤31,58	常1(38)	3,000	400~500	5(-)	"◎	
	⑬家電小売(個人)	3	⑤28	常1(②)	4,500		5(-)	"◎	
	⑭写真材料・DPE(〃)	3	⑤54	常1(33)	3,800	400~500	3(-)	"◎	
	⑮医薬品・化粧品小売(〃)	3	⑤49	常1(21)	3,000	400~500	3(22→病院)	"◎	
	⑯くつ・履物小売(〃)	3	⑤44	常1(39)			(-)	"◎	
生業的 経営	⑰医薬品・化粧品小売(法人)	4	⑤50①30	—	5,000	500~1,000	7(-)	"◎	
	⑱家具小売(個人)	4	⑤24,51,76	—	3,800	570	5(⑤→札幌)	"◎	
	⑲酒・食料品小売(〃)	4	⑤69②28	—	3,400	300~400	6(-)	"○	
	⑳米穀小売(有限)	4	⑤4623,21	—			(-)	"○	
	㉑洋服小売(個人)	3	⑤50⑤	—				"○	
	㉒菓子小売(〃)	3	⑤56,30	—		300~400	3(-)	"◎	
	㉓酒・米・食料品小売(〃)	3	⑤34,59	—	3,600	300~400	5(⑤→農業)	日吉	
	㉔呉服・服地小売(〃)	3	⑤36,?	—	2,000	200~300	6(-)	市街地○	
	㉕菓子・日用雑貨小売(〃)	3	⑤58,21	—	1,500	100~200	4	豊川	
	㉖自転車小売(〃)	3	⑤33⑤	—	1,390	200~300	7(-)	市街地◎	
	㉗時計修理小売(〃)	3	⑤58⑤	—	1,000		(-)	"◎	
	㉘洋服小売(有限)	3	⑤54,25	—				"○	
	㉙医薬品・化粧品(個人)	3	⑤38⑦	—		300~400	6(-)	"◎	
	㉚時計修理小売(〃)	3	⑤29,56	—			(-)	"◎	
	㉛鮮魚小売(〃)	2	⑤52	—	3,500	400~500	3(-)	"◎	
	㉜酒・食料品小売(〃)	2	⑤54	—	3,500	300~400	3(-)	"○	
	㉝米穀小売(〃)	2	⑤34	—	2,620	200~300	(-)	"○	
	㉞金物小売(〃)	2	⑤52	—	2,500	500~1,000	2(-)	"○	
	㉟スポーツ用品小売(〃)	2	⑤46	—	2,000	500~1,000	2(-)	"○	
	㊱家電小売(〃)	3	⑤37	—	2,000	300~400	4(-)	"○	
	㊲金物小売(〃)	2	⑤50	—	1,500	200~300	4(-)	"◎	
	㊳自転車小売(〃)	2	⑤33	—	1,300	200~300	4	"◎	
	㊴タバコ・日用雑貨小売(〃)	2	⑤48	—		300~400	3(-)	"◎	
	㊵洋服・玩具小売(〃)	2	⑤57	—	850	300	2(-)	"◎	
	㊶呉服・服地小売(〃)	2	⑤57	—	800	200~300	3(②→農協)	"○	
	㊷畳小売(〃)	2	⑤39	—	700	100~200	4(-)	"◎	
	㊸菓子製造小売(〃)	2	⑤45	—		200~300	4(-)	"○	
	㊹家庭電化製品小売(有限)	2	⑤41	—			(-)	"◎	

階層	店舗 番号	店舗分類(経営 形態)	総労働 力	家族 労働力	雇用労働力	年間 販売高	所得	家族数(家族員 の兼業)	店舗位置
生 業 的 経 営	㊤米・食料品小売(有限)	人	2	㊤ 29	—	万円	万円	人	豊川
	㊦家具小売(個人)	2	㊦ 31	—	—	—	—	—	◎
	㊧菓子製造小売(〃)	2	㊧ 37	—	—	—	—	—	◎
	㊨馬具小売(〃)	2	㊨ ㊩ ㊪	—	—	—	—	6(38→呉服店)	◎
	㊫菓子製造小売(〃)	2	㊫ 37	—	—	—	—	6(—)	○
	㊬洋服小売(〃)	2	㊬ 47	—	—	—	—	4(—)	○
	㊭酒・食料品小売(〃)	2	㊭ 46	—	—	—	—	—	◎
	㊮鮮魚小売(〃)	2	㊮ 43	—	—	—	—	3(㊯→)	○
	㊯燃料小売(〃)	2	㊯ 47	—	—	—	—	4(20→北見)	日吉
	㊰製茶卸小売(〃)	2	㊰ 37	—	—	—	—	—	○
内 職 的 経 営	㊱寝具小売(〃)	2	㊱ 55	—	—	—	—	—	○
	㊲寝具小売(〃)	2	㊲ 47	—	—	—	—	—	◎
	㊳食料品小売(〃)	2	㊳ 53	—	—	—	—	3	○
	㊴文具・食料品小売(個人)	2	㊴ 63	—	—	200	100～200 (年金)	2(—)	○
	㊵菓子製造小売(〃)	2	㊵ 71	—	—	160	100万未満 (年金)	2(—)	◎
	㊶菓子果物小売(〃)	2	㊶ 64	—	—	—	100～200 (年金)	2(—)	共立
	㊷菓子パン小売(〃)	2	㊷ 59	—	—	—	100万未満 (年金)	3(—)	○
	㊸酒・食料品小売(〃)	2	㊸ 51	—	—	—	—	3(21→漁協)	◎
	㊹釣具小売(〃)	2	㊹ 60	—	—	—	—	—	○
	㊺菓子パン小売(〃)	2	㊺ 62	—	—	—	100万未満 (年金)	2(—)	日吉
内 職 的 経 営	㊻酒・タバコ小売(〃)	2	㊻ 57	—	—	—	100万未満 (年金)	2(—)	岐阜
	㊼酒・食料品小売(〃)	1	42	—	—	—	—	4(㊽→燃料店)	◎
	㊽手芸用品小売(〃)	1	53	—	—	—	—	(㊾→役場)	◎
	㊾米穀小売(〃)	1	36	—	—	—	—	(㊿→漁業)	○
	㊿酒・菓子小売(〃)	1	51	—	—	—	—	(㊽→カネク)	共立
	㊽文具・菓子小売(〃)	1	55	—	—	—	—	(㊾→千代田生命)	◎
	㊾菓子パン小売(〃)	1	52	—	—	—	—	(㊿→大沢木材)	○
	㊿酒・食料品小売(〃)	1	62	—	—	—	—	(㊽→タコ自営)	◎
	㊽菓子小売(〃)	1	52	—	—	—	—	(㊾→ホタテ)	栄浦
	㊾食料品小売(〃)	1	29	—	—	—	—	(㊿→消防)	○
内 職 的 経 営	㊿菓子パン小売(〃)	1	77	—	—	—	—	(—)	○
	㊽米穀小売(〃)	1	59	—	—	—	—	(—)	◎
	㊾菓子パン小売(〃)	1	56	—	—	—	—	(—)	富丘

- 注 1. 店舗位置の◎は市街地の中の中心商店街にあるもの、○は中心商店街以外の市街地である。
 2. 家族労働力の○印は男、数字は年齢である。
 3. ㊿の新開販売店は雇用労働力が多いが、パートの時間が短いと思われるためこの位置にした。
 4. 事業所統計個票(1978年)、国勢調査常呂町集計(1980年)等により作成

業的経営と呼称され、相対的過剰人口のプールとして一般に言われている。しかし実際には、こうした零細小売商業内部にも経営の異質な階層が存在しているのである。そうした異質な経営の層は、第1にすでに雇用労働力に依存しはじめ生業から企業的経営への過渡的経営ともいえる層、第2に従来の零細小売商業として把握されてきたところの家族労働力による生業的経営を行なっている層、第3に最下層として内職的経営層である¹¹⁾。

生業から企業への過渡的経営は、家族労働力を基軸としつつも、かなりしばしば1人または多くて2人の他人の労働力を利用している小経営のことである。そこでの売り上げは、家族の生活

をかりうじて維持するだけにとどまらないで、資本に転化することのできる若干の余剰を生み出すことの可能な経営である。この層の従業員規模の上限は、糸園氏の言う4人規模商店とは必ずしも限らない。個別経営の家族労働力数によっては、従業員規模5人の商店が該当する場合もありうるのである。

生業的経営は、他人の労働力を利用しないで家族労働力だけによって経営される、純然たる生計維持のための小経営である。また内職的経営は、商店経営のみでは家族の生活を維持していくのが困難であり、他の兼業収入を不可欠とする生計補的な経営である。

(2) 階層構造

以上の階層区分を基礎に、表6-6の常呂町小売商業を事例として、それぞれの階層ごとの特徴と全体としての農村地域小売商業の階層構造を明らかにしよう。

<資本主義的経営>①～⑩

資本主義的経営は、すでに述べたように雇用労働力に依存し生産性を高める体制を確立しており、商業資本として機能している層である。表ではその上層の3経営は、食料品を中心に各種商品を取り扱うスーパー的経営である。常呂町小売商業の最上層部分は、こうした飲食料品中心のスーパー的経営であることがわかる。また②番の経営は常呂農協の購買店舗であり、農協店舗が常呂町小売商業の中核的位置にあることは、農村地域小売商業の一つの特色である。こうした最上層の3経営によって、常呂町小売販売高の約3割近くが占められている。

資本主義的経営の下層部分は、雇用労働力に依存しつつも上層に比べて家族労働力の占める割合が大きい。この下層部分は、上層の法人化したスーパー的経営に比べて、個人商店の割合が多い。また食料品を取り扱っている店が③と⑤の2店舗と少なく、織物・衣服・身の回り品分類、あるいは「その他小売」分類に含まれる商店が多いといった特色をもっている。

以上の資本主義的経営層は、10経営中8経営までが常呂駅前に広がる中心商店街に位置している。残る2経営も市街地に位置する。この2経営を除いたこれらの資本主義的経営が、中心商店街の核店舗となっており、同時に近隣町村も含めた常呂商圈形成の核店舗となっているのである。また後にみるように、農村地域への資本の流入を背景に、独占資本によるこれらの資本主義的経営層の系列化もすでに現われているのである。

<生業から企業への過渡的経営>⑪～⑬

この層は、家族労働力を経営の基軸としながら雇用労働力の発生がみられる経営層である。この経営層の雇用労働力の多くは、糸園氏が指摘しているように、近所の主婦や親戚、知人などの縁故労働力が多くみられ、前近代的な雇用形態を反映している。しかし家族労働力の枠をこえて経営が発展しており、雇用労働力の発生は決して過少評価すべきでない。取扱い商品をみても資本主義的経営の下層に似ており、食料品店はなく、織物・衣服・身の回り品分類、あるいは「その他小売」分類に含まれる商店である。またこの層のすべての商店が中心商店街に位置しており、資本主義的経営と同様、中心商店街を構成し常呂商圈形成に影響を与えている商店なのである。こうした点を反映して、この層の商店の経営の方向性は拡大発展の意向を持っており、生業的経営に比べて資本主義的経営層により近い経営といえる。

<生業的経営>⑭～⑲

この層の経営は何よりも生業的であることを特徴とし、家族労働力だけによって経営される純然たる生計維持のための経営である。常呂町小売商店の半数近くを占めているのがこうした経営である。取扱い商品をみるとこの層に分類される41店舗中、食料品小売店が16店、「その他小売」分類の商店9店、織物・衣服・身の回り品小売店8店、家具・建具・什器小売店6店、自転車店

2店である。飲食料品を中心にこの層の取扱い商品は幅広く、また商店数からいっても常呂町民の日常生活に必要な商品は、こうした生業的経営によってまかなわれているといえよう。しかしこうした生業的経営は、家族労働力に依存するところの不安定な経営であり、家族労働力の変動がストレートに経営に影響する。つまり経営主夫婦と後継者夫婦が存在し上向的に発展しつつある上位の生業的商店と、後継者がいず経営主夫婦のみのその代限りの中位の生業的商店、そして夫または妻1人によるほそぼそとした生業的商店とは、自ずとその経営の方向性も異なってくる。

また生業的商店においては、41店舗中、中心商店街に19店舗、中心商店街以外の市街地に18店舗、そして4店舗が周辺の部落に位置している。生業的経営層の商圈は、資本主義的経営のように常呂町全域をカバーするほど広くなく、最寄品を中心とした日常生活の拠点店舗として、1つの部落や町内といった日常生活をカバーできる範囲の商圈を形成していると考えられる。したがって生業的経営は、資本主義的経営や生業から企業への過渡的経営に比べて、常呂町内の各地域に分散して営まれているのである。また生業的経営層で周辺部落に位置している商店は、豊川、日吉といった市街地から比較的離れた部落にある商店であるが、そうした部落の日常生活の拠点になっているという点で、後出の内職的経営層の部落商店とは異なっている。

<内職的経営>⑥～⑦

この層は常呂小売商業の最底辺を形成しており、その特徴は内職的経営にある。すなわち⑥～⑥番経営にみられるような年金に依存しつつ家計補助的に老人夫婦が営んでいる経営、そして⑥～⑦番経営にみられるような夫が外で働き妻が兼業的に商店を営んでいる経営の2つであり、ともに内職的に営なまれているところにその特徴がある。この内職的経営層は、圧倒的に飲食料品店が多く、20商店中18商店までが何らかの飲食料品を販売している。特に駄菓子やパン、文具等を取り扱う商店がめだつ。また内職的経営の店舗の位置は、20商店中、中心商店街に7店、中心商店街以外の市街地に7店、そして部落商店が6店舗である。しかも内職的経営層の部落商店は、生業的経営層の部落内商店に比べてより市街地に隣接した交通の便の良い部落に位置していることが特徴的である。このことは内職的経営が、きわめて狭い商圈を持って存在していることと関わっている。内職的経営の商圈は、より上位の階層の商店の商圈の間隙を縫って、ほそぼそと成立しているのである。市街地から離れ国鉄の沿線からはずれた日吉、豊川、福山等の部落は、最寄品に関しては独立した商圈を形成していると考えられ、そこに位置する生業的経営層の部落内商店と、より狭い商圈ではそぼそと経営が成り立つ内職的経営層の部落商店とでは、取扱い商品も商圈の広さも異なっているのである。またすでに述べたように転廃業の最も激しいのが、この内職的経営層である（表6-3）。

(3) 小 括

以上常呂町小売商業の階層構造を、雇用労働力の有無を基礎に従業員規模により区分しつつ、階層ごとの地域配置、取扱い商品の違いに注目して特徴をみてきた。ここで簡単にまとめておくことにする。

第1に常呂町小売商業の上層部分は雇用労働力の企業内分業にもとづく配置の上に成り立つ資本主義的経営であり、間に生業から企業への過渡的経営をはさんで、下層部分は生業的経営と内職的経営である。従来、従業員規模1～4人層は零細小売商業としてひとくくりでみられてきたが、実際にはその内部には異質な経営の階層が存在していることがわかった。特に生業から企業的経営への過渡的経営と把握できる層は、従来零細商店に含まれて考えられてきたが、雇用労働力の発生を基礎にその取扱い商品や商圈形成、経営志向は資本主義的経営に似かよっており、生

業的経営に比べて資本主義的経営により近い経営といえる。ちょうど農民層の階層区分における富農に似かよった階層と考えられる。

第2に以上の商店の階層性を商店の地域配置との関連においてみるならば、資本主義的経営層および生業から企業への過渡的経営層は中心商店街に集中しているのに対し、生業的経営層、内職的経営層は町内の各地域に分散して存在している。この階層ごとの地域配置は、階層ごとの取扱い商品、経営形態、それらによって規定される商圈の範囲と密接に関わっている。階層ごとの商圈形成の特徴は次のようである。資本主義的経営層および生業から企業への過渡的経営は、中心商店街に位置し、近隣町村をも含んだ常呂町全域をカバーする商圈を形成しているのに対し、生業的経営層は最寄品中心の日常生活の拠点店舗として、1つの町内や部落といった日常生活をカバーできる範囲の商圈を形成している。しかし生業的経営においても、食料品以外の最寄品や買回品を取扱う商店は、より広い範囲の商圈を形成している。内職的経営層の商圈は、より上位の階層の商店の商圈の間隙を縫って狭い範囲で成立しているのである。以上のように農村地域小売商業の商圈は、階層ごとの商圈が重なり合い重層的に形成されている。これらの商圈の範囲が商店の地域配置と結びついているのである。またこれらの階層ごとの商圈形成は、その階層の取扱い商品の特色と密接な関連をもっている。たとえば内職的経営層に位置づく部落商店は、日常的に利用回数の多い菓子パンなどの飲食料品店が多く、非常に狭い範囲の商圈でも経営が成り立つのである。したがって内職的経営層の部落商店が、周辺部落に位置する生業的経営層の商店に比べてより市街地に隣接した部落において存続しているのは、そこにおいてより上位の階層の商圈の間隙を縫って、経営の成り立つ狭い商圈が形成しえているからであると考えられる。このように商店の階層性と地域配置が関連を持ちながら、農村地域小売商業の階層構造を形成しているのである。

第3に常呂町においても資本主義的経営層や生業から企業への過渡的経営層の発展がみられるが、常呂町小売商業の中心をなしているのは、商店数においても、商店の地域配置にみられる地域住民とのかわりにおいても、下層の生業的経営や内職的経営である。生業的経営、内職的経営は、町内の各地域に分散しその地域に根づいて存続し、その地域の生活の拠点として重要な役割をはたしている。またその商圈の狭さからその地域の住民の生活に根ざさざるをえないともいえよう。こうした生業的経営、内職的経営のはたしている位置の大きさに、農村地域小売商業の1つの特徴を見いだすことができる。

しかし第4に常呂町小売商業においても階層分解が鋭く進行している。特に資本主義的加工食品の農村への浸透を基礎に、飲食料品店での階層分解が顕著に進行している。飲食料品店は生業的経営層から、最上層のスーパー的経営と最底辺の内職的経営とに分解している。また町民の生活様式の変化とともに、衣料関係や「その他小売」分類の商店の増大がみられ、資本主義的経営層の下層部分や生業から企業への過渡的経営層など、そうした商店の中で上向発展する経営が現われていることが把握できた。

以上常呂町小売商業の階層構造をみてきたが、常呂町のみ的小売商業構造としてではなく北見や旭川など地方中心都市との関連、札幌との関連、さらには独占資本との系列支配関係も含めた全国的な小売商業の階層構造のなかでの位置づけをしておくことが必要であろう。このことについては次節で、商品の仕入れ関係にしばってふれることにする。

第3節 農村地域小売商業の存立条件の変化と商業者の対応

(1) 存立条件とその変化

常呂町においては、生業的経営層や内職的経営層が商店数、取扱い商品、さらには位置的にも、小売商業の中心をなしており地域住民の生活になくてはならないものとなっている。本節では常呂町を事例に農村地域小売商業、特に下層がどのような条件に支えられて存続しているのか、また存立条件がどのように変化し、それに対して商業者はどのように対峙していこうとしているのか、またそこでの学習要求の現われについてみていきたい。

まず農村地域小売商業の存立条件とその変化についてみていこう。ここで使用する調査結果は北大社会教育研究室が1980年7月に商業経営主11名を対象に面接調査したものである。対象商業主の階層上の位置は、表6-7に示したように資本主義的経営層4戸（①③⑤⑫）と、生業的経営層7戸（⑦⑧⑨⑫⑭⑮⑯）である。⑫は生業から企業への過渡的経営であるが、生業的経営に比べてより資本主義的経営に近く、ここでは資本主義的経営に入れて考える。内職的経営層については残念ながら調査できず、下層の存立条件についてはここでは生業的経営層についての考察からの論述となる。しかし内職的経営層の存立条件については生業的経営層との共通性を多く持つと思われる。

農村地域小売商業、特にその下層の存立条件の第1としては、地場流通の問題がある。地場流

表6-7 常呂町小売

階層	店番号	店舗分類	総労働力	家族労働力 (家族構成)	雇用労働力	年間販売高	荒利益率	純利益
						万円	%	万円
資本主義的経営層	①	各種食料品小売	33	⑤ 61 ③ 30	常23 パ6	65,000	20	2,300
	③	〃	14	⑤ 57 ② 25	常5 パ5	15,000	18	?
	⑤	米・履物小売	8	⑤ 44 ② ② (⑧ 73 ⑤)	常3 パ1	6,000	20	400～500
	⑫	洋品小売	4	② 31, 58 (8, 3)	常1	3,000	?	400～500
生業的経営層	⑦	医薬品・化粧品小売	4	⑤ 50 ③ 30 (⑤ 3)	—	5,000	31	500～1,000
	⑧	家具小売	4	51 ② 24, 76	—	3,750	15	570
	⑨	酒・食料品小売	4	⑤ 69 ② 28 (6, 1)	—	3,400	17	300～400
	⑫	自転車・ストープ小売	3	③ 33 ⑤ (67, 94, 6, 2)	—	1,390	35	?
	⑭	時計・メガネ小売	3	⑤ 58 ②	—	1,000	25	200～300
	⑮	米穀小売	2	63, 34	—	2,620	?	200～300
	⑯	洋服小売	2	⑤ 56	—	850	40	300

1980年北大社会教育研究室の面接調査による

通は「主として生業としての小生産者と消費者を結ぶ流通形態であり、生活過程を基礎とする流通形態である¹²⁾」。そこでは生産の場と消費の場が近接している。狭い商圈によって経営が成り立つ生業的商店の商品の仕入先の多くは、消費地に近いところに位置する生産地であり、地場流通は生業的商店に典型的にみられる流通形態である。表6-7において調査対象商業主のここ5年間の仕入先の変化をみると、仕入れ先は特に資本主義的経営層ほど増加傾向にあること、しかも増加した仕入れ先はより大都市へと集中傾向にある。表6-8において具体的に最も資本主義的経営が発達している①の経営をみると、

表6-8 仕入れ先の変化（食料品店を中心に）

店舗	5 年 前	現 在
①	・ 網走食料品（網走） ・ 田 辺 （網走） ・ 北見すぎの（北見）	・ 旭川セルコ（旭川） ・ また北市場（北見） ・ 丸井卸部（北見） ・ ダイカ北見（北見）
③	・ 網走食料品（網走） ・ なしお（北見）	・ 網走食料品（網走） ・ なしお（北見） ・ 卸団地メー（北見） ・ 水 野（網走） ・ 北海ミート（東藻琴） ・ 常呂市場（常呂） ・ 武 良（網走）
⑨	・ 北酒販（網走） ・ 水 野（網走） ・ 専売公社（網走）	同 左

商 業 の 経 営 実 態

売場面積	後継者の有無	経営主学歴 (後継者学歴)	開 業 年	帳簿形式	営業時間	現金売りの割合	ここ5年間の仕入れ先の変化
m ²					h	%	
330	○	旧制中学 (東洋大学)	1951	複 式	10	80	増 加
231	○	常 呂 小 (千葉商大)	1977 (スーパー化)	複 式	11	80	増 加
115.5	○	高 校 卒 (明星大)	1930	複 式	12	50～64	変化なし
82.5	—	常 呂 高	1949	複 式	11	20～34	増 加
60	○	満州の学園 (東北薬科中退)	1927	複 式	?	65～79	増 加
115.5	○	網 走 高 (常 呂 高)	1951	単 式	14	50～64	変化なし
49.5	○	高 等 小 (千葉商大)	1945	単 式	14	50～64	変化なし
28.9	○	(常 呂 高)	1952	複 式	12	20～34	変化なし
39.6	○	清 里 小 (常 呂 中)	1950	単 式	13	20～34	変化なし
43.9	×	常 呂 高	1949	メ モ	15	20～34	変化なし
24	×	高 等 小	1946	単 式	11	20～34	増 加 (玩 具)

仕入れ先が3店から4店に増加しているだけでなく、網走・北見中心の仕入れから北見・旭川へと仕入れ先が変更してきている。また③の経営においても加工食料品中心に北見からの仕入れの比重が高まっている。また①の経営においては中小スーパーの共同仕入れ機構である旭川セルコからの仕入れが現われているが、日本セルコはダイエーと商品提携関係にあり、こうした形での商品を通した系列化がすでに常呂町にも及びつつある。飲食料品以外の商店でも、医薬品店や電気器具店などに顕著にみられるように、商業独占による系列化支配よりさらに進んだ形でメーカーによる系列化支配が貫徹してきている。しかし①の経営において顕著に現われている北見や旭川への仕入れの集中傾向も、③の経営においては未だ常呂市場（魚）や網走、東藻琴からの仕入れと並行して現われており、また④の経営も網走中心の仕入れとなっている。このように仕入れの中央集中傾向が貫かれるなかでも、未だ上層部分の飲食料品店においても地場流通を基礎とした商業が営まれているところに農村地域小売商業の特徴をみることができる。このように生産の場と消費の場が近接した地場流通が生業的商店の存立基盤となっているのであり、逆に地場流通が全国的市場の中に包摂され失なわれていく過程の進行が中小零細商業の存立基盤を掘りくずし独占資本による系列再編過程の進行として現われているのである。

存立条件の第2としては、地域住民のつながりのかなめとしての商業者、あるいは商業店舗の役割がある。小売商業者は一般に仕事と生活の場が一致し、仕事そのものが人々の消費生活と直接的な関わりをもって行なわれ、またその店舗は単に購買活動の場としてだけでなく、種々の情報交換、交流の場となり、商業者はそれだけ地域社会のことに詳しく、地域社会を形成発展させる上で重要な位置づけを持ってきている。生業的商店や部落商店には、こうした地域の井戸端会議の場、社交場というような役割を果たしているものが多い。事実、我々の実施した常呂町民アンケート結果(表6-9)をみると、農漁業者、勤労者などの他業者に比べて商工業者が、各階層にわたってもっとも地域での知り合いが多いという結果がでている。また特に婦人層や高齢者層での知り合いが多くなっている。

ところで近年、大都市の大型店にみられるようにこうした生業的経営を切り崩していく反面、

表6-9 常呂町住民の知り合い関係

		商 工 業 者	農 業 者	漁 業 者	勤 労 者	不安定就労者	無 職
青 年	ある	75.5 [%]	74.1	67.2	73.8	43.3	19.4
	ない	12.6	11.7	13.6	17.6	27.6	38.9
	N.A	11.9	14.3	19.2	8.6	29.1	41.7
婦 人	ある	66.2	60.2	54.4	61.0	24.6	16.7
	ない	21.9	24.8	26.4	29.9	36.2	41.7
	N.A	11.9	15.0	19.2	8.8	29.1	41.7
高 齢 者	ある	74.2	62.8	65.6	64.7	54.3	44.4
	ない	13.9	22.2	15.2	26.2	17.3	11.4
	N.A	11.9	15.0	19.2	9.1	28.3	36.1
定住したい		80.8	83.8	82.4	49.8	53.5	80.6

1980年常呂町民アンケート（悉皆調査）

独占的商業資本の大型店舗がコミュニティ施設化していく傾向が顕著に現われている。この独占的商業資本の大型店舗は、三全総の地域再編支配の先兵としての役割をもたされると同時に、コミュニティ活動が顧客政策と密接に結びつくことによって地域住民の分断と生活管理支配が貫徹されていく¹³⁾。このように生業的経営や部落商店に素朴な形でみられる購買活動にともなう地域の情報交換の場、井戸端会議といった性格が、資本のもとで統合再編されることにより、新たに地域住民の生活管理支配のために利用されてきているのである。ここでの店舗自体の大型化といった方向がいわゆる都市的生活様式と密接に結びついて生まれている側面は正しく見なければならぬが、農村においては、そこでの住民の生産と生活のあり方に結びついて生業的商店や部落商店が、購買活動の場としてだけでなく地域社会の形成・発展に一定の役割を果たしていることを、零細小売商業の現段階におけるひとつの存立意義として捉えておくことが必要であると考えらる。

存立条件の第3としては、売り掛け制度の残存がある。特に下層ほど売り掛け制度が強く残っている。表6-7において現金売りの割合をみると、取扱い商品の性格による違いは含みつつ資本主義的経営で現金売りの割合が高く、生業的経営で低いことがわかる。つまり㊸㊹㊺㊻といった生業的経営層では、現金売りの割合は20~34%にすぎなく、残りの70~80%は売り掛けなのである。このように生業的経営においては売り掛け制度がまだ根強く残存している。またほとんどの商業者が、過去売り掛けで困ったことがあると答えており、借入れによって工面した経験をもっている。ところで売り掛け制度への今後の対応は、資本主義的経営層と生業的経営層では異なっている。すなわち資本主義的経営では上位ほど「現金売りを多くする」と答えているのに対し、生業的経営では「常呂町の現状からいって信用貸ししないと買ってくれない」(㊸)、「農漁村の性格上いたしかたない」(㊹)、「こんなものだろう」(㊺)といった現状肯定的答えがめだっている。もともと常呂のような農漁村の小売商業においては、売り掛け制度は古くから行なわれており、農漁民の収入形態に対応した支払い形態として存立意義を持ってきた¹⁴⁾。農漁村への貨幣浸透とともに売り掛け制度の基礎は崩れつつあるが、現在においてもお互いに氏素姓を知り合っている農漁村地域住民にとって、生業的商店を中心に便利な制度として売り掛け制度が慣習的に残存しているのである。このように売り掛け制度が地域住民の生活に密着した生業的経営のひとつの存立条件となっているのである。しかし一方では資本主義的経営層にみられるように現金売りが増大しつつあり、このことが農漁村における生活様式の変化と密接に結びつきつつ、生業的経営の存立基盤を掘りくずしていることも事実である。

存立条件の第4としては、中小零細小売商業者の長時間労働があげられるであろう。しかも下層の生業的商店ほど営業時間は長い。表7にみるように営業時間は資本主義的経営層では10~12時間、生業的経営層では11~15時間である。零細になるほど生活と経営が未分化であり、家族の長時間労働によって経営がなりたっているのである。

以上のように生業的商店は、狭い商圈のなかで、地域の住民の生産と生活に密接に結びつくことによって存立している。地域住民の生産と生活のあり方が生業的商店の存立条件を規定しているともいえよう。こうした生業的商店の果たしている役割は、農村地域住民の生産と生活が必要とする限りで存続すべきであり、そこに現段階における生業的商店の存立意義がある。しかしこうした側面は、資本主義的経営が発展するほどすまってしまう。しかも資本主義的経営との経済的競争力に劣る生業的経営は、経営的に不安定である。資本の流入が進むとともに階層分解、系列再編も進まざるをえない。しかし農村地域住民の生産と生活に根づいて存立している生業的商店の果たしている機能が代替されることなく、資本のもとに統合再編されていくことは、農村地域住民の生活問題にもつながっていく。常呂商圈が北見商圈へとより強く包摂され広域化してい

るなかで、生業的商店も地域住民の生活様式や意識に適合した商業を創造していかなければならないが、それは自ら資本主義的経営へと発展し独占資本との結びつきを強めるなかで生き残っていく方向と、中小零細小売商業者同士の共同活動の強化のなかで地域住民の生活に貢献していく、いわば地域住民との連帯の方向の2つの解決方向があると思われる。

(2) 商業者の対応と学習要求

農村地域小売商業の存立条件の変化のもとで、中小零細小売商業者はどのような経営上の問題をかかえ、階層ごとにどう克服の動きがみられるのか、またそこでの学習要求のあらわれはどうか、を次にみていこう。

まず階層ごとの経営実態をみてみよう。先ほどの表6-7をみると、資本主義的経営層では売場面積が大きく後継者も確保しており、帳簿形式も整っていることがわかる。一方生業的経営層は、上位の経営においては後継者を確保しているが下位の経営は確保していず、また売場面積も小さな店舗が多いことがわかる。また生業的経営層では帳簿形式も、単式やメモ書き程度といった経営が多くなる。一方経営概況は、表6-10のように客数、荒利益については生業的経営層での減少がめだっている。経費は全体的に増加しているが、その増加要因としては、資本主義的経営層では人件費増、生業的経営層では電気代など物件費増が大きく、多少内容が異なっている。こうした結果、多くの経営で純利益が減少している。しかし経営対応においては経費増による純利益減の資本主義的経営では経費統制によって自らの経営の展望もでてくるが、経費増に加えて客数、荒利益とも減少がめだつ生業的経営にとって、自店のみの経営対応ではかなり限界がでてくるといえよう。

表 6—10 経 営 概 況

階 層	店 舗 分 類	客 数	荒 利 益	経 費	純 利 益
資本主義的経営層	① 各種食料品小売	変化なし	変化なし	増	減
	③ "	減	減	少し減	少し減
	⑤ 米・履物小売	変化なし	変化なし	増	減
	⑫ 洋品小売	変化なし	変化なし	増	減
生業的経営層	⑰ 医薬・化粧品小売	変化なし	減	増	変化なし
	⑱ 家具小売	減	減	増	減
	⑲ 酒・食料品小売	変化なし	変化なし	増	減
	㉔ 自転車・ストーブ小売	変化なし	減	増	減
	㉚ 時計・メガネ小売	減	変化なし	増	減
	㉓ 米穀小売	変化なし	減	増	変化なし
	④① 洋服小売	減	変化なし	増	変化なし

1980年北大社会教育研究室面接調査

そうした傾向を反映してか、経営上の問題点をみると、①、③の経営では自店の経営対応によって解決しうる項目を問題点の上位にあげているが、生業的経営層を中心に「売れ行き不振」や「立地条件の悪化」、「競争激化」など、常呂町の小売商業のおかれている問題状況がストレートに反映した経営上の問題点がめだってくるのである。

しかしまず個別経営ごとにこうした経営上の問題をどのように克服していこうとしているのかを表の「今後の経営方針」にみていこう。上層の①、③の経営では、ともに53年に大幅な設備投資が行なわれ店舗の大型化、近代化の方向を進んでいる。①では53年の店舗改造時にコンピューターも導入している。⑤、⑫、さらに上位の生業的経営層である⑬、⑭においては、大衆品を主力に専門化、業種拡大あるいは総合化など、それぞれの取扱い商品の特徴と競争状況での自店の特徴を打ち出そうと、商品面での充実への経営志向が読みとれる。また生業的経営においては、⑯の経営にみられるようなボランティア・チェーンへの加盟といった協同化の方向、あるいは⑩の経営にみられるような戦後一貫して続けてきた洋服小売業から玩具小売業への業種の転換といった経営対応も現われてきている。このように個別経営ごとの対応をみても階層ごとの対応上の違いはありつつも、常呂町小売商業の構造変化を鋭くうけとめ克服の努力をしていることがわかる。しかしこうした個別経営ごとの経営対応により自らの経営は、「まだ発展する」と考えている経営は4店しかなく、全体的には「やや衰退する」と考えている経営が多いのである。ここに個別経営ごとの対応の限界性についての認識が下層を中心に生まれてきていることが読みとれる。

一方小売商業主の学習要求については、経営管理や経営実務に対する要求が存在している。経営管理上の要求を階層についてみると、資本主義的経営層、特に①と③の経営では従業員教育についての学習要求が強い。①の経営が旭川セルコに加盟した理由には、セルコの主催する流通研

と 今 後 の 展 望

経 営 上 の 問 題 点	こ こ 5 年 の 店 舗 改 造	今 後 の 経 営 方 針	自店経営 見 通
①店舗狭い ②駐車場ない ③人件費増加	し た (53年 400 万円)	現在のまま	まだ 発展
①資金繰難 ②従業員不足 ③競争激化	し た (53年 2,500 万円)	総合化	変わらない
①売れ行き不振 ②経費増加 ③立地悪化	し ない	大衆品中心 の業種拡大	やや 衰退
①売れ行き不振 ②経費増加 ③人件費増加	し ない	大衆品中心 の専門化	まだ 発展
①経費増加 ②売れ行き不振 ③荒利減	し ない	ベビー用品 など総合化	やや 衰退
①売掛長期化 ②資金繰難 ③店舗狭い	し ない	大衆品主力	やや 衰退
①売れ行き不振 ②経費増加 ③競争激化	し ない	ボランティア チェーン加盟	やや 衰退
①店舗狭 ②陳列悪い	し ない	現在のまま	まだ 発展
①立地悪化 ②競争激化 ③売掛長期化	し た (53年 100 万円)	現在のまま	やや 衰退
①荒利減 ②経費増加 ③立地悪化	し ない	中級品主力	やや 衰退
①売れ行き不振	し た (52年 300 万円)	玩具へ業種 転換していく	まだ 発展

研究会が従業員教育や自らの学習に役立つからということがあげられている。また③の経営ではコンピュータ管理についての学習要求もあらわしている。一方生業的経営層では、商品知識や商品管理についての学習要求が強くなっている。このことは常呂町小売商業の構造変化を商品の充実によって対応していこうとしている生業的経営層の動向と対応している。また経営実務上の学習要求としては、そろばんや簿記、経理などの技能への学習要求が全般的に存在しているが、㊸や㊹の経営のように取り扱い商品の性格上、修理、整備の専門的技能に対する要求もある。

このような学習要求の実現がどのように行なわれてきたかについては、専門書やカタログを使って独学で進めてきた経営主がほとんどであり、体系的に学習した経験をもっているものはほとんどいない。学習機会として存在しているものは商工会の主催する講習会ぐらいであり、それも単発的なものである。学習要求の実現の機会が少ないこととともに、長時間労働もあり学習の必要性を自覚しながら実際には学習をほとんどしていない経営が半数近くにのぼるのである。この点で常呂町商工会の経営指導活動や講習会活動の不活発さ、あるいは公的社会教育が教養や趣味中心になってしまいがちであることの問題と結びついてくる。

すでに述べてきたように常呂町小売商業の現状から、生業的経営層を中心に多くの小売商業主が自らの個別経営努力のみでは自店の経営見通しがたたなくなってきたことを認識しはじめてきている。こうした問題を反映して、小売商業主も自らの経営の枠を出て常呂小売商業全体をどうするかを考えざるをえなくなってきた。この方向性には表6-11にみられるように2通りの意見がすでにあらわれている。一方は農漁業や加工業などの地域産業を発展させ、商業はそこに依拠すべきであるという考えであり、もう一方は工場誘置や自衛隊の誘置によって人口を増やし購買力を高めようという考えである。この2つの考えはいまだ混在して存在しているが、こうした方向は単に小売商業の問題でなく、常呂町の発展方向と密接に関わる問題として町民全体の課題との共通性をもってくるのである。またさらに生業的経営層を中心に、商工会、商店街の共同活動の強化や指導性の発揮を求める声が強まっている。具体的には「集团的商店街の確立が必要」(㊸)、「商店同士がまとまる必要がある」(㊹)、「もう少し小さな店同士団結してまとまって欲しい。大きい店にはついていけない」(㊺)、「町並みが不揃い」(㊻)といった声のあらわれである。ここには自らの経営の発展方向を個別経営の枠をこえて零細小売業者同士の共同活動の強化と結びつけて考えていこうという芽えが現われてきている。

いまだ具体的動きとして顕在化していないにしても、農漁村地域小売商業者が自らの経営の存立基盤として、農漁業や加工業の地域産業を重視してきていることは、すなわち地域産業の一環としての小売商業という立場にたつて自らの経営の位置をとらえることであり、そこには小売商業者自身の自らの地域の発展方向に対する認識の発展、いいかえれば統治能力の発達への芽の具体的あらわれをみることができよう。常呂町小売商業者が自らの経営に対する客観的認識を基礎に、商店街、商工会活動等の共同活動を通して地域住民諸階層と積極的に連帯していくことは、こうした地域統治能力の芽生えをさらに育てていくことにつながっていく。常呂町小売商業者の中にもそうした芽生えは生まれつつあるのである。

表6-11 常呂町の地域産業について

中 心 産 業 は どうあるべきか	町が力を入れる べき 政 策
農 林 業 1	農 林 業 6
漁 業 0	漁 業 7
農 林 漁 業 30	工 場 誘 置 20
工業、加工業 23	地 場 加 工 業 15
観 光 11	観 光 7
不 明 12	わ か ら な い 3
	不 明 19

常呂町民アンケートの商業者部分

注)

- 1) こうした課題に先鞭をつけたものとして、糸園辰雄『日本中小商業の構造』1975年、ミネルヴァ書房、がある。糸園氏は従業員規模により階層区分し、零細商業と大規模商業の間に中小規模商業が一つの層を形成していることを強調され、その特徴と存立の根拠について分析している。また北海道については、杉本修「小売商業の階層性について」（『北海道商工経済研究』第16号、北海道立総合経済研究所、1978年）がある。
- 2) 宮崎宏、大島茂男「小売業の再編成と運動の方向」（川村、湯沢、美土路編『農産物市場問題の展望』農文協、1977年）。
- 3) 杉本修「地域小売商業構造」（『北海道商工経済研究』第15号、1977年）。
- 4) たとえば札幌市の商店総数に占める従業員数1～2人規模商店の割合は約45%にすぎないのに対して、商業の歴史の古い名古屋、京都、北九州、神戸といった都市の同規模商店の割合は約60%を占めており対症的である（1976年商業統計）。
- 5) このことを明らかにするのは本稿の直接の課題ではない。しかし、たとえば4)でみた札幌市の1～2人規模商店の割合が1968年の約50%から1976年の45%へと減っているのに対し、名古屋市で64%から61%、京都市で65%から61%、大阪市で61%から60%といった減少傾向の違いが現われており、以下の常呂町をみる上でも北海道的特色はふまえておくべき点であると考ええる。
- 6) 「その他小売」店に分類されるものは、医薬・化粧品店、農耕用品店、燃料小売店、書籍文具、新聞店、中古品店、スポーツ、玩具、楽器、写真、時計、たばこ、花、宝石、釣具等の商店である。
- 7) 杉本「小売商業の階層性について」（前掲）。
- 8) 糸園前掲書。
- 9) 糸園氏は零細商業を中小商業から区別する点の1つとして次のように述べている。「値引、価格表示、表示価格の種類、販売促進方法の採否やその方法の種別、団体加入の有無や利用などで、1～4人規模の零細商店が前近代的であり、受身で、自主的に商業を営む姿勢が欠如しており、しかもそれが体質的である」糸園前掲書、63頁。
- 10) 資本主義的経営層の下限と上限が、従業員規模5人と49人の経営に相当するとは必ずしも限らない。資本主義的経営の下限をとってみれば、それは個別経営ごとの家族労働力数と雇用労働力数の関係によって、従業員規模4人になったり、5人あるいは6人になったりするものであり、それは個別経営ごとに検討する必要がある。資本主義的経営は通例、複数以上相当数の賃金労働者を雇用して生産性を高める体制を確立している経営と考える。その上限については、独占的商業資本と区別する必要があるが、中小規模商業と独占的商業資本との間に、糸園氏は「非独占大商業資本」の概念を位置づけており、今後の検討課題である。
- 11) 生業から企業への過渡的経営及び内職的経営については、零細小売商業内部にこうした異質な階層が存在することをすでに杉本氏が指摘している。本稿は杉本氏の一連の諸論稿からかなり多くの点を学んでいる。参照されたい。杉本「小売商業の階層性について」（前掲）を始め、杉本氏の諸論稿の多くは『北海道商工経済研究』に収められている。また杉本氏の指摘をふまえるならば、零細小売商業をひとくくりで相対的過剰人口のプールとして把握することは今後の検討を要する課題であろう。
- 12) 山田定市『地域農業と農民教育』日本経済評論社、1980年、109頁。
- 13) 上田勝彦『ビッグ・ストア』東研、1979年。
- 14) 「常呂町史」をみると、「明治40年代になって当時、地方商人と卸商ならびに農家との取り引きは年1回の精算（秋払）で10月乃至12月に行なわれるのが普通であった」とある。また「大正12年の東京大震災後は問屋との取り引きの総ては現金に改められたが、農家との決算は依然年1回の慣習が続けられ」ていたのである。

（田中秀樹）

第7章 社会教育計画論の新構築を目ざして

——「農村型」計画とのかかわりからの接近——

序節 本稿の課題と目的

北海道網走管内常呂町をフィールドとしておこなわれた一連の調査研究は、町のマスタープラン（地域総合計画）づくりへの寄与を主目的としたものであった。すなわち、地域の産業経済構造を基盤とした階級構成や住民の生活分析にその主眼がおかれたのであったが、これまで本研究室がとりこんできた研究方向からすると、マスタープランの一部であるばかりでなくそれを補強する位置にある地域社会教育計画とのかかわりを、サブテーマ的であれ追求することが提起されてくるのである。

しかし、計画論の領域においてこの双方の関係を追求することは、従来意識されつつもかなり手薄な状態にあったといえる。これを課題として常に問いつつ、地域総合計画づくりのための調査研究をすすめていくうちに、計画づくりの過程で当然なされるべき手続きが、地域社会教育計画づくりにとっても非常に重要であり、逆に地域総合計画を実現していく段階までをふまえたとき、地域総合計画にとっても地域社会教育計画の存在が不可欠であるという点の認識をあらたにしたのである。

とくに、地域総合計画づくりの過程でなされる手続きと地域社会教育計画への結合の課題は、従来、社会教育計画論のもっていた諸々の限界を克服していく鍵となるものであり、それを課題とした地域社会教育計画論へのあらたな接近がはかられなくてはならないと考える。先述のように、この分野へのとりくみはてうすであったことから、これは地域社会教育計画論の「新構築」につながっていくものとして位置づけられるのではないだろうか。

こうした問題意識の下で調査研究が進められてきた結果、なかば副産物的に、はなはだあらけずりで不十分なものながら、一つの構想がうかびあがってきた。それは後述するような複雑にして長い行程が含まれており、計画論としての実証は今後の研究の蓄積にまたねばならず、まして実際の計画として実現していくためには、試行段階すらまだかなり先のこととならざるをえないのであるが、この構想がどのような考え方のもとに出され、どのようなものなのかを問題提起の意味で展開していくことが本稿の目的である。それは端的にいつて「農村型」社会教育計画論の構築を目ざしていると考えている。

第1節 地域社会教育計画とそのわくぐみ

地域社会教育計画は市町村レベルの計画を意味し、都道府県レベルの地方社会教育計画、国家レベルの国家社会教育計画と一線区画した概念と考えている。それはすぐれて計画主体の問題が問われるところに特徴がみられる。なぜなら、住民に最も身近かな学習・教育計画であるが故に、その計画は直接住民の手によるものであることを理想とするからである。すなわち、計画の主体＝住民という原則が不可欠な要素として把握されていなくてはならない。このことは、立案された計画の内容もさることながら、住民主体による計画化のプロセスも重視されなくてはならないという特徴にも結びついてくる。

この地域社会教育計画には、関係団体やその他の民間組織・機関によって広くなされているものも当然含まれてくる。しかし、次の条件を考えると、民間のものでは不充分である。まずそれが一つの地域社会教育計画として位置づけられるレベルのものとなるにはそういった団体・組織・機関

によってなされたものを総合的に把握されなくてはならないこと。さらに、住民とのかかわりにおいて民間では不十分な対応しかできない課題や方法なども多く、それらを考慮し計画をねりあげていく必要もある。それを可能とするのは現実的にみて市町村自治体において他にほとんど考えることができない。結局、計画主体＝住民の原則や民間の学習・教育機会などをふまえてたてられる社会教育行政計画が主要部分を占めるのが地域社会教育計画ということになる。

しかし、この計画がいかに住民主体のものとはいえ、他に存在する諸計画と無関係でありえようはずがなく、まして社会教育行政計画が根幹となる場合はなおさら、他計画の大きな影響下にあるものとして考えていかななくてはならない。

地域社会教育計画とかかわりのある諸計画との関係、すなわち地域社会教育計画の「わくぐみ」を図式的に示すと以下ようになる。

	全 体	教育部門	社会教育部門
国家レベル	国家総合計画	国家教育計画	国家社会教育計画
都道府県レベル	地方 “	地方 “	地方 “
市町村レベル	地域 “	地域 “	地域 “

表中 で囲んだ計画は地域社会教育計画と直接関係のある計画である。その他は間接的にかかわっているものである。国家および地方社会教育計画は、補助金や行政指導を通じて施策的におろされてくる関係にあり、地域総合計画、地域教育計画は、同じ市町村間の他行政部門とのかかわりがみられるが故に、直接関係のある計画として位置づけられる。間接的関係しかみられない計画のうちでも、国家総合計画はなんといっても国の諸政策の根幹をなし、地域社会教育行政計画にとってもとくに影響の少なからざる存在として注目されなくてはならない。

第 2 節 関係諸計画の実態と地域社会教育計画

前節であげた五つの計画と地域社会教育計画の関係をみると、双方の相互のりいれという関係よりも、五つの関係する計画が地域社会教育計画を規制する立場として存在する傾向が顕著であったということが指摘できる。

これら五つの計画が今日いかなる実態のもとにあるのかを概観してみよう。

まず国家総合計画である。財界主導型のプランといわれた「列島改造論」や「三全総」はオイルショックをさかえにその実質的存在価値を失い、低生長時代に入ってから新しい総合プランに到達できないまま、国家財政危機からくる行政改革の嵐がふきすさんでいるというのが実情であろう。そうした意味で、国家総合計画は目下混乱の渦中にあるとみられる。

国レベルの社会教育計画は、大きく四つの部分から構成されていると考えられる。関係諸制度の整備計画、職員組織、専門職員養成に関する計画、施設設置計画、事業充実拡充計画である。これらがさらに直轄でなされるものと補助事業としてなされるものに分かれる。国家社会教育計画にかかわる諸分野のうち最も典型的な文部省のそれを具体的に考えてみた場合、ほとんど年次を追って長期的に実現していくような計画はみあたらないといつてよい。すなわち、制度面の整備は関係法、省令など大巾に変える計画をもちあわせていない様子であるし、職員組織、専門職員養成なども、従来の方針を踏襲する域にとどまっている。さらに施設設置計画も公民館や体育施設設置補助金に力をいれているものの一貫した計画下にあるとは評しがたく、わずかに少年自然の家を中心とする国立施設の設置に一定の計画性がみられるのである。事業充実拡充は補助金を中心に、対個人学習援助や広報・情報提供事業への補助等に新しい面がみられるが、これも着実に拡充をはかる対象と

はいいがたく、断片的で計画としての性格に乏しい。結局、国レベルで社会教育の諸分野を網羅し総合したような計画はみいだしえないと評せられよう。地方社会教育計画は、都道府県それぞれの考え方によって大巾に実態が異なる。おしなべてみると、制度面や職員組織、専門職員養成などは独自に計画する余地は少ない。施設面では都道府県立の施設設置に一定の計画性がみられるものの、単独で施設設置補助金を計画的に出している例は少ない。事業の充実拡充も、既得権的な団体補助に重点がおかれ、具体的な事業計画に触れる場合、本来市町村が中心にやるべき事業がなされていないか、はなはだ不十分なために、直接都道府県がのりだしたという内容も少なくない。そうみると、地方社会教育計画もその独自の实態は、都道府県立施設計画以外ほとんど存在しないといえよう。

以上みたように、国や地方社会教育計画については、明確に計画と称せられる実態があるわけではなく、地域社会教育がその内容を積極的に評価しとりこまなくては計画が充実したものになりえないという存在ではない。むしろこまごまとした行政指導やわずかな補助金をもらうための手続きや制約そして最近著しくなった行政改革の路線などが、地域社会教育計画を混乱させる存在となってしまう面が多いとすらいえないだろうか。

同じ市町村レベルの計画のうち地域総合計画についてみよう。規模や達成年次などのちがいがみられ多様であるが、この計画をもたない市町村は非常に少数であるといつてよい。とくに先述したように、国家レベルの総合計画が混乱し、行政改革路線が計画性の乏しいまま、地方自治体におろされてくるという実態の下では、それへの対抗の意味も含めた各地域独自の発展の方向性を摸索しなければならぬ要請にかられ、地域総合計画の存在が以前にもまして重要視されるに至った。しかしだからといって、従来がかえちであったその計画にかかわる多くの限界がただちに克服できるわけではなかった。

その限界の第1は、昭和40年代前半までの経済開発オンリーの計画パターンから、社会開発や社会資本の概念がとりいれられた内容に転換かはかられてきたものの、まだ物的条件整備が中心である点である。すなわち、デスクプランによる公共諸施設の設置・整備計画そのものであり、それにとりもなう人的、サービスの要因がおろそかにされてきたということである。いわばハード面の計画のみでソフト面の計画には至らなかったのである。限界の第2は、計画に際する主要な思想が、地域の個性をみだし、独自の生き方を追求するというよりも、近隣における同規模市町村の比較論のうえにたつた「平準化」が主に志向されてきた点であろう。これらは調査活動やそれともなう分析を充分おこなわず、デスクプランで主にやってきたところに原因を求めることができる。

地域教育計画をみると、多くは独自に存在するというよりも、地域総合計画のなかの一部門として位置づけられている。したがって地域総合計画と同じような限界をもっている。こうした場合でも実際の計画にあたるのは一般行政担当部門ではなく教育委員会である。その頂点にたつ教育委員は、学校教育の世界で長年やってきた人が多く、学校教育の方に主に関心がむいている傾向をもっているが、学校教育は法的な補助金がかかり細部まで規定されており、地域的特性を生かせる余地はむしろ少ないといえる。したがって、今日の実態をみると学校施設設置計画がその根幹部分とならざるをえない。もちろん社会教育の分野が計画のなかに位置づけられており、とくに最近「生涯教育」にかかわる中教審答申が出された影響などによりその比重を増してきているが、地域社会教育計画の内容的改善が格段になされるのはいまだ相当の年月を必要としよう。

5つの地域社会教育計画と関連の深い計画を概観すると、今日大きく次の2点を指摘することができる。

まず、国・地方社会教育計画とのかかわりについていえることであるが、ここで「本郷プラン」をたてた太田堯の考え方が改めて提起されなくてはならない。すなわち、太田は「地方教育計画と

中央教育計画の関係で、地方教育計画の地盤が熟し、それを基盤として中央教育計画がなされるべきである」¹⁾と述べているように、従来まで中央（国家）から地方（市町村）へおろされるかたちの計画が、国家総合計画をはじめとした国や地方（都道府県）の計画があいまいになってきた現在、主体的な地域社会教育計画が広く立案されることによって、その流れを地方（市町村）から中央（国家）へという方向にかえていく一つの転期としてとらえられるのではないかということである。

第2の指摘点は、地域総合計画とのかかわりである。地域社会教育計画が、単に住民の狭い学習・教育要求の充足にのみポイントが当てられるのではなく、より広い地域との結合をうために地域総合計画とのかかわりが鋭意追求しなければならないし、地域総合計画からみても、従来までの物的条件整備を中心のデスクプランから脱皮するために、地域総合計画を実質化する役割をになう存在として、地域社会教育計画を位置づける必要があり、なるが故に双方の計画のあり方を改めて検討し、相互関連を密にしていく転期となりうるのではないかということである。

こうした点をみていくと、今日地域社会教育計画の役割は、地域のみならず国家の将来展望（国民的課題）として、まことに重大であるといえる。しかし、地域社会教育計画が国家総合計画に大きな影響を及ぼすほど広範になされることはさしあたり非現実的な面が多く、第2の指摘点、すなわち、地域総合計画と地域社会教育計画との結合こそが、今日問われるより現実的な課題であると考えられる。以下その観点から展開していくこととする。

第3節 地域社会教育計画の実態と地域社会教育計画論の課題

1. 地域社会教育計画の実態

ひるがえって今日の地域社会教育計画をみると、先述したような重要な存在として位置づけられつつあるわりには、あまりうまくいっているとはいえない。

地域社会教育計画にかかわる理論がではじめたのは戦後であるといつてよく、研究の歴史も浅い。その系譜等については既に私見を発表している（2）、ここで改めて述べないが、それがうまくいっていない主な原因として、従来まで展開されてきた理論の多くが計画の立案に際して、基本的な方向性をさし示すものであっても、その具体的実践の方途にまで到達していないという不充分さをあげることができる。すなわち、理論と計画に際する実践課題との不連続性の結果といえよう。こうした原因の他に、予算や人手の不足、行政のセクト化といった行政そのもののなかへいて問題点に起因するものも考えられる。

今日の実際の地域社会教育計画やその立案の過程などをみると、多くの限界を指摘することができる。

他の計画論にはみられない一少くともあまり強調されない一地域社会教育計画論の特徴点として、計画主体＝住民の原則と計画立案のプロセスも重視すべき原則があげられることは冒頭で述べたとおりであるが、現実はいずれがかけ声やたてまえ論におわってしまっている場合が大部分といつてよい。すなわち、その原則を具体化する理論や実践が乏しいために、なかなか住民に密着した計画が立案できないのである。住民の自主的参加は放置したなりでわきあがってくる素地に弱く、ましてや住民独自で計画をすすめる力に結合してこないのである。

結局、行政主導型の計画になってしまう。その場合の担当者は教育的専門職³⁾である社会教育主事が主であることから、一般行政担当者によってなされるよりは前述の原則をとりいれようとする努力がなされていよう。しかし、社会教育主事の「専門性」に不明確な面が多く、他方制度的には行政職員として位置づけられている⁴⁾という職務のあいまいさもあり、行政のもっている諸々の限界の枠を容易にこえることができない現状にある。

行政のセクト化は社会教育部門内でも進行しつつある。社会体育部門の分離がそれであり、社会体育計画は地域社会教育計画とは別だてで立案されるケースもふえている。このうごきには積極的に評価できる点もあるが、地域社会教育計画ができるだけ総合的見地からなされねばならないという点から考えると、マイナス要因も否定し難い。

すぐれた計画を立案するためには、調査を高く位置づけなくてはならない。しかし、地域社会教育計画にも調査は不可欠であるが、ここにも多くの限界をかかえている。

この際なされる調査は、多くの場合、住民個々人の学習・教育にかかわる関心領域を短絡的に問う形式にとどまっていた、住民の生活面やそれをささえる産業基盤にまでは及びえないのである。すなわち、住民の学習・教育を規定するような社会的経済的条件の地域社会教育計画への結合が弱いということである。こうした結果をまねく要因として、予算や人手不足、さらに調査設定者の意識や力量があげられるが、その根幹は社会教育調査論が住民の学習・教育にかかわるニーズの探究という狭い目標を設定し、それにたいする充足論にとどまっているところにあると考えられる。

社会的経済的条件との結合が不十分な下でなされた住民の学習・教育ニーズの短絡的調査結果を基礎としてたてられた計画は、お茶、お華などこれといった特色のないどこにでもみられ内容のメニューの羅列を主とするものとなってくる。すなわち地域特性をふまえていないため、足が地についた計画となりえず、文部省や都道府県教委によってなげかけられた政策的目標にきわめて重ってしまいやすい弱点をさらけだすことになる。例えば、昭和46年の社会教育審議会答申「変貌する社会に対処する社会教育のあり方について」が出された翌年、翌々年作成の年次の地域社会教育計画に、答申の文中にみられる「その生涯の各時期に応じ」た生涯教育という語をキャッチフレーズとしてとりいれた市町村が多かったことや、都道府県教育委員会の社会教育担当者に、市町村の社会教育担当者が、「ここしばらく社会教育は何を目標としたらよいのか指針を示せ」とせまった例などに端的にあらわれているといえよう。

「その生涯の各時期に応じた云々……」という表現に代表される性別、年齢別中心主義的社会教育施策は、調査の分析視角にも一定の限界をもたらしているように考えられる。すなわち、調査における分析視角が、ほぼ性別・年齢別に限られており、生活実態にねざしたより基本的な職業階層別分析視角はかなり不十分な状況のまま実施されている。この原因を、社会教育施策とのかかわりにのみ求めるべきではない。職業にかかわる回答を得にくいという調査技術上の困難なども考えられる。しかし社会教育調査論の不十分さによる面をみのがすることができない。

こうした調査とても教育委員会内で独自に実施するチャンスが、そうしばしばあるわけではない。いきおい計画は科学的うらづけに乏しいデスクプランにおちいりがちである。これに今まで指摘した調査上の不十分さなども加わって、長期的展望を得にくく、年次計画の域を大きく出ることができない場合も多い。

他方、最近行政のいろいろの分野で調査が実施されるようになった。そうした意味で旧来より計画に利用できる資料もふえてきているといえよう。しかし、行政のセクトや教育委員会ですれらを利用する体制が弱いため、それらの資料を有機的に結合させ、ねりあげていくことができない状態にある。

以上、やや羅列的ではあるが、現実の地域社会教育計画が直面している困難や限界について述べてきた。行政的な条件がそうした困難や限界の主要因をなしている面も多いが、地域社会教育計画論や調査論の不十分さに起因する面を注目すべきであろう。

2. 地域社会教育計画論への疑問

とくに今日における地域社会教育計画論研究の大きな方向性をみると、非常に基本的な点で疑問をなげかけざるをえないのである。

筆者は、敗戦直後から1970年代前半までの地域社会教育計画論を、「地域社会教育総合計画論」の流れとしてとらえた。それは、大きくいって当初の地域計画や学校教育計画と一体化した、ある意味では未分化な存在であったものが、次第に地域社会教育計画論が独立分化してくる過程として論じてきた。⁵⁾ すなわち、地域社会教育計画立案に特有な方法や手段がかなり緻密に展開させるようになってきたのである。このこと自体は積極的に評価すべきであるが、逆に限界面も指摘せざるをえないのである。それはかなり一貫してみられる社会教育計画論の「都市型」志向ではないかと考えるのである。

筆者は1970年代後半に展開された有力な社会教育計画論が三つ存在したと考えているが、いずれもこの志向をかなり顕著にとらえることができる。この三つの有力な計画論とは、第1に「東大グループ」を中心として与えられた「学習内容自主編成論」⁶⁾、第2に、岡本包治、山本恒夫、古野有隣を中心として展開された一連の社会教育計画論及び調査論⁷⁾、第3に、藤岡貞彦を中心として与えられたシビルミニマム論を基礎とした計画論である。⁸⁾⁹⁾ 以下一つ一つについて何故に「都市型」志向なのかをみていこう。

まず「東大グループ」による「学習内容自主編成論」である。これは、計画（編成）主体＝住民の原則をどう実現していくのかという点を最大の願望としているだけに、地域社会教育計画論として見るべきところが多い¹⁰⁾。他方第1にこれが東京都部や三多摩地区などを中心とした学習運動の策源地が住民のなかにみられる地域の事例を基礎として展開されており、いわば「先進地型」の計画論となっていること、第2に、この計画論はもともと住民の権利意識を根幹とした運動論に傾斜し、住民の広い生活基盤とのかかわりが充分ではない点を指摘できる。さらに都市のサラリーマン層を主階層としている地域が主であるため、住民の生活課題とたとい結合しても、生産課題との結合がはかりがたいという側面を指摘できよう。以上の2側面を考えると、この計画論が「都市型」である断ずることができるのではないだろうか。そして、この理論の「都市型」的性格が、弱点としてはたらいっているように思われる。それは多くの地域において、あるお手本となりえても具体的実践事例として広くうけいれられる余地を少なくしているということである。

次に、岡本、山本、古野を中心として展開されてきた社会教育計画論・調査論に目を移してみよう。これらは、計画立案に際する手順や方法がかなり一般論化され緻密化されている点でみるべきものがある。そのため社会教育行政担当者の広く注目するところで、その影響力は三つの計画論中最も大きい存在と考えられる。

しかし重大な弱点もみられるのである。その第1は、社会教育計画立案とそのための調査に直接役立つような内容に焦点がしぼられているために、地域計画や学校教育計画とのかかわりがあいまいになってしまった点である。このことは地域課題との結合をはかること、すなわち学習必要の追求が不十分になりがちであることを意味しよう。第2に、計画主体＝住民の原則が、住民参加の実践的課題にせまりえなかったために後方においやられ、行政主導型の計画論となってしまっていることが指摘される。¹¹⁾ もちろん、地域課題や教育必要との結合などを、これらの人々は指摘しているのでその視点が無いわけではない。¹²⁾ ただ計画論のなかでの位置づけが内容的に不充分なのである。この結果、この計画論は、直接社会教育行政組織内において、地域社会教育計画の立案にあたる担当者の実務講座的性格の強いものとなっている。

以上の指摘点をもって、この計画論や調査論がただちに「都市型」であるということとはできない。しかしこうした弱点のうえにのっかって具体的に計画された地域社会教育計画は「都市型」

のものとなっていがざるをえないと考えるのである。

社会教育行政担当者の手による計画は、学習者（住民）を対象化し、主に量的要素を中心とする行政効率の見地から、住民の学習機会をできるだけ広く設定しようとする傾向が強い。さすれば、できるだけ直接的な住民のニーズに答えようとするあまり、地域課題や学習必要との結合をはかろうとする余裕に乏しく、しかも、参考とする既存の計画論にそれらへの結合の具体的方法や手段に弱さがあればなおさらであろう。しかも、行政のセクト化は教育委員会が直接タッチできる学習内容をきわめて限定しがちであり、いきおい趣味教養面が中心とならざるをえない。したがって、個々人のニーズへの対応を主目的とした大都市の成人学校方式に近い、内容的に羅列化された学習のメニューを示すという、学習機会・内容の「メニュー化」の方向をたどらざるをえないのである。結局、岡本、山本、古野を中心として展開された社会教育計画論や調査論も「都市型」の計画論ということができよう。

第3の藤岡貞彦を中心とした「シビルミニマム論」を基礎とする地域社会教育計画論はどうであろうか。シビルミニマム論はそもそも大都市における共同消費手段を中心とした諸施設の設置・充実をはかっていくための基本理念として出されたものであり、これを基礎として理論化された計画論はその意味で「都市型」であるといえる。もちろん、共同消費手段等の遅れは大都市だけに限らぬことから、シビルミニマム論は他の多くの地域にも適用が可能である。しかし、社会教育関係施設の設置状況などからみた場合、人口が急膨張した大都市においては、たしかに市民生活に最低必要な学習・教育施設の設置という視点は不可欠であるが、町村部などに目を転じてみると、公民館、体育館、図書館、郷土館、青年会館、婦人会館などかなり設置されてきているし、役場所在市街以外の周辺地域における施設も、いろいろな省庁の補助金によって、小規模ではあるが集会型の施設がすでに多数設置されているところもふえてきている。先に具体的にあげた諸施設が既にすべてととのえられたり、周辺地域の集会施設がすでに濃密に設置されているところはまだ少ないにしても、社会教育施設設置計画はすでに目処がたっており、シビルミニマム論を基礎とした計画論では対応できなくなりつつある市町村の存在がクローズアップしてくる時機に至っているのではないだろうか¹³⁾。さらに、1980年代に本格化する「行政改革」の地方財政への影響は、社会教育施設「ミニマム」をおしきり、社会教育施設過剰感をいなく市町村もふえてこよう。社会教育施設設置を中途半端にしたまま他に目標を転ずること自体問題ではあるがそうした状況の下で「シビルミニマム論」を基礎とした計画論を一貫して主張しつづけることはむしろ有効でなく、地域社会教育計画論の新しい事態への対応もせまられてくる側面をみのがせない。

以上1970年代における代表的な三つの計画論をみると、第1の「学習内容自主編成論」は実践的事例を都市に求めている点で、第2の岡本、山本、古野を中心とする社会教育計画論や調査論は、大都市の成人学校等に典型的にみられる学習機会・内容の「メニュー化」の道をたどることになる点で、第3の「シビルミニマム論」を基礎とした計画論は、「シビルミニマム論」そのものが都市社会の実態から提起されてきた点で、いずれも「都市型」であると性格づけられよう。

そうした性格は、第1の計画論の場合その広い地域への伝播力において、第2の計画論の場合住民主体の計画立案や地域課題・学習教育必要との結合において、第3の計画論の場合、社会教育施設充足後の理論的対応において、それぞれ限界を内包していると考えるのである。結局、筆者が述べたい地域社会教育計画論研究の大きな方向性への疑問符とは、これらの計画論の「都市型」志向であるということである。

3. 地域社会教育計画論の課題

今後の地域社会教育計画論は、以上述べてきたような限界をふまえ、克服していくことを主要課題として求明していかななくてはならないであろう。この克服の課題は壮大な過程であり、一朝一夕に到達しうるものではないが、それへの第一歩を考えてみたい。

それは、新しい角度からの地域社会教育計画論への接近である。ここでいう「新しい角度」とは、職住が一致しているか非常に接近している地域をフィールドとした計画論の構築、すなわち「農村型」の計画論とでもいうべきものを考えている。それはすぐれて地域社会、それも住民の生活面にとどまらず、むしろそれを規定している地域の産業・経済との結合の論理を根幹としたものになる。

そうした観点からすると、目ざす地域社会教育計画論は、ほぼ四つの目標に集約できるものと考えられる。

まず、主観的学習要求と客観的学習要求（学習必要）の統一である。

計画にもりこまれる住民の学習内容は、住民のニーズの無原則的な採用であってはならない。ニーズは客観点にうらづけられてはじめて意味をなす。すなわち、客観点にみて重要度が高いと判断される学習内容をとりあげていくことが大切である。学習必要はこうした視点から重要視されるが、これをみいだすには、住民のニーズができた背景の追求が不可欠である。従来までは住民の意向調査結果のみから学習内容がわりだされてくる傾向が非常に強かったが、より広い角度からの接近が必要である。意向調査もされることながら、住民の生活や地域の産業にかかわる基礎的側面の調査にエネルギーの多くがさかれなければならない。

次に、生産（労働）課題と、生活（文化）課題の統一である。

生産力や経営の向上、直接働くことの諸条件にかかわる内容の学習は、大部分企業（資本）がにぎっており、住民の主体性が発揮できる条件下にあるとはいいい難い。すなわち、社会教育計画論にとって、生産（労働）課題はほとんど無関係な別途の領域としてきりはなされており、教養、趣味、娯楽といった生活（文化）課題の分野のみをわずかに受けもってきたといつてよい。とりわけ職住一致の地域である農村地帯における社会教育計画になかに広くそれがみられることは問題である。内容がたいへんかたよった、片手落ちなものになってしまうからである。生活（文化）課題は、すぐれた生産（労働）課題に規定されているという側面も有力な素材としてみなければならない。地域社会教育計画が、地域に即した自己完結的なものとなるためには、双方の統一が不可欠であり、最も重大な目標ということになる。

第3は、地域課題と学習課題の統一である。

とくに地域社会が今日のような諸々の困難に直面している状況の下では、学習内容の設定にあたって、個人的目的の充足のみを考えていてはいけなない。もちろん、学習が個人の向上を求極の目的としている場合でも、集合形式の学習自体、地域の仲間づくりを促進する機能をもっているが、地域課題を学習課題のなかにより組織的に位置づけなくては、地域の再生・振興に一定の力となって結合してこないのではないだろうか。行政レベルによる対個人学習サービス面は昭和46年の社会教育審議会答申がでるまで大きく欠落していた部分であり、今後多面的に促進していかななくてはならないことは事実であるが、他方、地域課題求明のでつづきと、その社会教育計画のなかの位置づけも不十分であり、この分野の充実なくしては結局対個人学習サービス面も、一定の制約下におかれざるをえない。地域課題をみだしていくには、地域住民の生活基盤となっている産業基盤からほりおこしていく必要があり、土台の問題への接近が不可欠なのである。

最後の目標は、住民の個別課題、各階層の個別課題の全階層による地域課題化である。

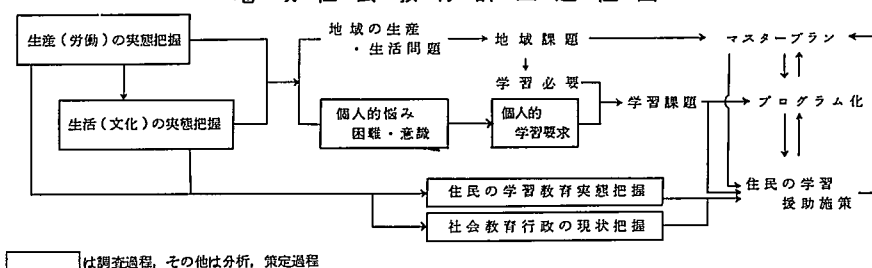
これまで述べてきた三つの統一課題を総合すると結局この目標に到達するのである。ここでとくに指摘したい点は、各個人の個別課題を地域課題と結合させていくレベルの問題である。すな

わち、各個人の個別課題を、農民なら農民、婦人なら婦人というようにその個人が属する階級の地域課題と結合させていくにとどまらず、他階層にかかわりのおよぶ全住民の課題として結合を考え、位置づけていく努力がはられなくてはならないということである。とくに、その地域において基幹となる職業階層のもっている地域課題を、全階層の課題として住民の間に認識把握される視点が重要であろう。

以上の目標を達成していくためには、従来の社会教育計画論の枠組を大巾に広げた計画の過程が必要になってくる。それを図に表わしてみると別表のようになる。

まずすべての過程は、最も基礎的分野である地域の産業（労働）の実態把握からはじめられなくてはならない。その実態をふまえ、それに規定されている住民の生活（文化）面の実態把握がその次の手順となる。この二つの調査を基本として、計画が展開されていく。一つの方向は分析過程として地域の生産・生活問題のあぶりだしがおこなわれ、地域課題としてまとめられていく。他方、地域の生業（労働）、生活（文化）実態を頭においたうえ、住民個人のいただいている悩み、疑問、直面している困難、地域や社会にたいする意識などを把握し——これは潜在的学習要求求明の過程といえよう——、一歩すすめて個人が具体的にもっている学習課題を調査するという過程がある。

地域社会教育計画過程図



この潜在的学習要求も含めてみいだされた個人的学習要求に、地域課題から割り出された学習必要を加えて学習課題をねりあげられていかななくてはならない。そしてそのプログラム化がはかれ、計画の主要な過程は完結される。プログラム化された学習課題は、地域課題を基礎として策定されたマスタープランの一部をなすと同時に、この実践段階でマスタープランをより住民のものとし、実質化する特有の役割をはたす。この学習課題を実現するために、住民の学習援助施策が主に行政の手によって作成される過程も不可欠である。この作成にあたっては、住民の生産・生活実態調査に基礎をおき、住民の学習教育実態把握や社会教育行政の現状把握をふまえることが前提とされなければならない。

これらの援助施策は予算や施設などの利用面でマスタープランの一部をなし、またプログラム化にあたって主体者たる住民を援助する立場から、プログラム化との関係も密接でなくてはならない。ただ現実的には、住民主体による学習課題のプログラム化をもくろむ場合、プログラム化のための側面援助がある程度前提条件として必要な場合が多く予想され、学習課題とプログラム化の中間項的な位置づけにならざるをえない面があることに留意する必要がある。

以上述べたきた課題の内容も、常呂町における一連の調査研究のプロセスから認識されたもので、本調査がこれをなぞらえる目的で実施されたものではない。しかし、あらかじめいくつか留意した点があり、それにふれてみよう。

第1は、従来デスクプランにおちいりがちだった計画を、できるだけ実証による科学的うらづけをもった計画となるような接近をはかったこと。

第2は、分析の中心視点を地域における階層区分においたことである。これまでの地域社会教育計画論における階層分析の中心視角は性別、年齢別におかれてきたが、ここではできる限り職業階層別の分析視角を中心にすえてみた。さらに、当研究室におけるこれまでの分析階層は、ほぼ農業・農民に限られていたのにたいし、漁民や商工業者、市街地勤労者層にまで拡大して地域の全体構造を明らかにする方向をとった。これは、常呂町という地域が単に農業・農民を対象とする分析だけでは語りえない複合的な実態をもっていたことにもよるけれど、単に調査対象領域をひろげたというだけにとどまらず、農業・農民の課題をほりさげるにしても、一分野の課題は地域全体構造のなかでとらえてはじめて実態をなすという考え方のもとに、従来てうすだった角度からの切り込みをこころみようとするものであった。

第3は、計画を下部構造分析を基盤として上部構造における課題に到達するという、積み上げ方式をとったことである。

第4は、地域産業振興計画と社会教育部門との結合を中心に視点にすえて考えていったことである。これは社会教育の側からみた場合、従来までの文化・教養・趣味・スポーツ中心の社会教育計画から脱皮し、学習計画の地域独自課題化をあわせて追求するという道を考え、他方地域産業振興計画の側からみた場合、単に物的面の整備にとどまらず住民の学習の力によって、より内容面の実質化を計ることを目的とした社会教育部門への結合という相互のりいれ的な性格のものとして把握しているためである。

こうした留意点の下でなされた一連の調査研究の成果は断片的ながら、他の執筆者によって述べられてきたと思う。これらを足場として、今回追求することが不充分だった領域にひろげていく必要がある。このことによって研究を蓄積し、さらに具体的なプログラム化や社会教育行政計画へ到達していくことが課題としてうかびあがってきたといえよう。

第4節 結 び

本稿で「新構築」を目ざした地域社会教育計画論は、従来「都市型」志向になりがちだった計画論にたいし、職住が一致する地域を基盤とする「農村型」計画論であることは既に述べたとおりである。それはこの地域においては、生産（労働）の過程と生活（文化）過程が直接結びついている地域であり、双方を統一して課題化していかななくては、地域社会教育計画があまり意味をなさなくなってしまうという考え方にもとづいている。今日農村社会にも混住化が進み純農村が少なくなってしまった状況において、きわめて適用対象地域のせまい計画論を展開しているかにみえるかもしれない。

しかし他方、職住が分離している地域において、生産（労働）と生活（文化）を統一してとられ地域にそくした自己完結的な計画論にしていく課題がないのであろうか。およそ人間の生活（文化）は、生産（労働）ときりはなしては考えられないのに、ほとんど生産（労働）面を枠外においてしまっている今日の「都市型」計画論にこそ大きな問題があると考えるのである。本稿で志向した「農村型」の地域社会教育計画論は、一部農村だけに適用されるものではなく、都市も含めた全国レベルにおよぶ計画論として、把握されていかななくてはならない性格のものであることを、とくに指摘しておきたい。

注

- 1) 太田堯,『地域教育計画』—「岩波講座教育第4巻 日本の学校(1)」—1952年……P 193
- 2) 拙稿,『市町村社会教育計画立案に関する一試論』—「北海道大学教育学部 紀要第27号」—1976年……P 3
- 3) 教育公務員特例法第2条
- 4) 地方自治法180条の8など
- 5) 拙稿,前掲……P 3
- 6) 例えば佐藤一子,「地域教育運動と社会教育の計画化」—1975年度日本社会教育学会レポート
- 7) 例えば岡本包治,山本恒夫編著,「社会教育計画」—第1法規—1975年,岡本包治,古野有隣,堀恒一郎,山本恒夫,渡辺博史著,「社会教育調査の技法」—全日本社会教育連合会—1971年
- 8) 藤岡貞彦,『地域社会教育計画の成立』—「日本の社会教育第24集……社会教育の計画と施設」—東洋館—1980年
- 9) これらは社会教育計画論の内容をかなり限定してしぼりこんだものであるが,計画論を広く解釈すると森口謙二,津高正文,福尾武彦などによって展開されている住民の学習運動を基礎とした「地域づくり」の諸論も考察の対象となつてこよう。とくに,計画の内容もさることながら立案のプロセスも重視しなければならないという地域社会教育計画論の特徴を考えれば考えるほど,その関係は深いものと認識されるのであるが,計画論の領域が無原則的に拡大していき,とらえどころがなくなってしまう危険もあり,本稿の考察からは除外した。他日を期したい。
- 10) 拙稿—前掲……P 27~28
- 11) “ — ” ……P 3
- 12) 例えば,「地域課題」とのかかわりについては山本恒夫,『地域における社会教育計画』—「社会教育計画」—前掲……P 20~21に,「教育必要」については,岡本包治『地域社会教育計画の立案と手順』—「社会教育調査の技法」—前掲……P 365などにみられる。
- 13) 筆者は常呂町がまさにそうした事例と評している。

(高倉嗣昌)

執 筆 者 紹 介

- 山 田 定 市 (北海道大学教育学部・助教授)
- 柳 田 泰 典 (北海道大学大学院教育学研究科・博士課程)
- 木 村 純 (北海道大学教育学部・研究生)
- 古 村 えり子 (北海道大学大学院教育学研究科・博士課程)
- 千 葉 悦 子 (同 上)
- 田 中 秀 樹 (北海道大学教育学部・研究生)
- 高 倉 嗣 昌 (北海道大学医療技術短期大学部・助教授)

北海道大学教育学部産業教育計画研究施設研究報告書 第23号

昭和57年 3 月13日 印刷

昭和57年 3 月20日 発行

発行機関 北海道大学教育学部
産業教育計画研究施設

060 札幌市北区北11条西 7 丁目

発 行 者 布 施 鉄 治

印 刷 所 富士プリント株式会社

064 札幌市中央区南16条西 9 丁目
